秋田叢書

第五巻

菅江眞澄翁小傳（賀藤月逢翁筆）

菅江眞澄翁小傳

翁姓菅江諱眞澄三河國人天明中處我秋田遊蝦夷地還而留我藩翁精于皇朝學博涉群書善咏和歌多熟鄙事又有山水癖平生寄寓無定所或一年而去或二年而去其所居深山幽谷勝地舊跡神祠佛刹無不探討珍器古物無不訪問其所目撃皆圖錄之孜孜無倦如是者多年圖錄積至百餘卷名曰遊覽記獻之於

天樹公　公聞之大加嘉賞於是翁之往來封内賜館食給驛馬以助其跋渉翁留我藩四十有餘年文政十二年己丑七月十九日以病歿于角館神明祠鈴木某家享年七十六其友鳥屋長秋請于官葬久保田城西寺内村建碑題曰菅江眞澄翁墓嗚呼翁東西南北之人身無妻子之累亦無他嗜好資性恬淡筆硯自娯亦奇人哉翁起居未嘗脱冠故人或呼曰常冠

慶應丙寅季夏望日七十五叟月逢識

慶應二年賀藤月逢翁が七十五歳のとき、眞澄翁の自畫像（本書第三卷口繪所載）を見て題讃した傳記である。自畫像と雙幅として傳へられて居る。故午山高橋軍平氏藏

秋田紀麗の著者人見藤寧氏遺墨（本巻三十二頁參照）

大館町 栗盛教育團所藏

秋田叢書第五卷目次

解題……………………………………一
秋田紀麗――淺利軍記――代邑見聞録――雪出羽道（平鹿郡）

秋田紀麗……………………………人見藤寧著…一
正月……………………三
二月……………………八
三月……………………一〇
四月……………………一三
五月……………………一六
六月……………………一九
七月……………………二三
八月……………………二八
九月……………………三三
十月……………………三四
十一月……………………三六
十二月……………………三八

淺利軍記……………………………………四七

代邑見聞録……………………宇野親貞著……五七

雪出羽道　平鹿郡（上）……菅江眞澄著……九九

卷一……九九

平鹿ノ郡……九九
角間川村……一〇四
門ノ目村……一一一
新角間川村……一一二
百萬苅村……一一三
黑川村……一一四
板井田村……一一六
松田新田村……一二一
袴形村……一二三
十日町村……一二六

卷二……一三九

沼館村……一四〇
今宿村……一六二
矢神村……一七三
下タ河原村……一八二
造山村……一八三
南形村……一八七
深井村……一八八
道地村……一九一
柏木村……一九二
東里村……一九三
西石塚村……一九八

卷三……二〇三

大森村……二〇三
猿田村……二三九
上溝村……二六一
二井山村……三〇九

卷四

卷四……三二五
保呂羽山緣起……三二六
保呂羽山年中行事……三三四
大友家古記錄並古物之圖摹……三五〇
保呂波能山路物話……三八八
守屋氏由來……四〇二

卷五

卷五……四三九
八澤木村……四四〇
山跡之介物語……四六六
下居ノ宮……四七四

口繪寫眞版

◇菅江眞澄翁小傳
◇人見藤寧氏遺墨
◇現在の能代港町

解題

秋田紀麗　一卷

校訂者　細谷則理

本書は蕉雨人見藤寧の著にして、城府並に其の附近の風俗を、時序を追ふて記したるものにして甚だ詳密を極む。枳棋園の序に甲子とあることから推考すると文化元年に當れり。書中の風俗は略ぼ此の年代の行事と見て誤なかるべし。

秋田紀麗の名久しく聞くも、遂に其の原本を見出すこと能はざるを憾とす。本書の底本は、故眞崎醉月翁の編輯したる「秋田の落葉」に收錄せるものより轉收したり。往々脫字あるべきことを想像するも、之を補正するの途なし。又本書に繪畫の添加ありしことを思はしむるも、是また之を得るの途なし。

著者人見藤寧は幼名を常治と稱し、後宅右衞門、又但見と改む。字士安、蕉雨齋、長流篙翁、看山樓、黑甜病瘦、江嶺山人は皆其の號なり。博聞にして强記、其の措辭又雄渾典麗を以て稱せらる。著書數種の內黑甜瑣語二十卷は、四册本として明治二十九年印行して世に行はる。崇文好學の士の珍と

する處なり。文化九年五月、年四十四を以て病卒したる人なれば、本書は齡三十四五の時脫藁したるものなるべし。

淺利軍記　一卷

校訂者　沼田平治

本書の著者不明なり。跋文によれば、一德齋といふ人が享和三年田代一閑翁より借りて寫したとある。或は淺利氏舊臣の一人か。但し本叢書編輯の原本は、縣立圖書館本に、北秋地方に流布せる同種のものを對校したものである。

淺利氏の北秋地方に封ぜられたる年代は今考へがたし。本書に、淺利與一則賴を以て甲斐より轉封せりとなすも始祖にあらざるべし。文治の昔、旣に鎌倉御家人の就封なるべきこと疑なし。南部氏の記錄によれば、延元中淺利六郎四郎源淸連の鹿角郡大里城を攻めしことあり。以て之を知るに足る。奥羽永慶軍記卷十四によれば、扇田城主淺利則賴は家士佐藤新助のために暗殺せらるとあれども、本書によれば、則賴は天文十九年十狐城に卒去せりとあり。而して其の後主賴平は秋田實季に毒殺せらるとあり。事實と年代に著しく相違あり。特に北秋史學家の硏鑽考證を望む。

淺利氏の子孫橫手に移り、後裔の人現に橫手町に在り。又仙北郡檜木內村にも子孫ありと云。中野

村に居城せし淺利甚兵衞賴廣の後なるべし。

代邑見聞錄　一卷

校訂者　大山順造

代邑とは、謂ふまでもなく能代の修名なり。能代港の地は、國史の所謂渟城の地にして米代川の川口港なり。中世野代の字を以て稱せらる。元祿中災あり、修して能代と改む。上世の渟城は今の地にあらざるべきも、其の變遷の跡今得て考へ難し。古來震災火災の多き地なる故にや古文獻の傳世多からず。本書は舊家渟城氏の所藏なりといふも、蠹害多く通讀困難なりといふ。依りて能代町長今立豐吉氏に依りて、其の謄寫本を底本として印刷原稿を作れり。尙誤脫鮮からざるべし。識者の是正を望む。

本書の著者宇野彌右衞門親貞は、其の先世江都にありしも後來りて佐竹藩能代の給士となる。和歌俳句を善くし、又國學にも漢籍にも通曉せりといふ。延享三年丙寅霜月三日、行年七十三歲を以て歿す。釋宗佐と佛諡す。其の墓は能代港町眞宗淨明寺に在り。後裔の人宇野司文氏、今現に山本郡東雲村竹生小學校長たり。

雪の出羽路　平鹿郡　全十四卷

深澤多市
國本善治

○菅江眞澄翁が秋田六郡の地誌を著錄するに際して、秋田六郡を雪、月、花の三つに分ち、山本、秋田の二郡を花の出羽路と名づけ、河邊、仙北の二郡を月の伊底波路と名づけ、平鹿、雄勝の二郡を雪のいではぢと名づけたることは、本叢書第三卷、「雪の出羽路(雄勝郡)」の解題に於て大山順造氏が述べた通り、本卷收錄の「雪出羽道(平鹿郡)」第一卷に翁自ら提示した處である。

○菅江眞澄翁の眞面目を語るには尙研究が足りない。先づ翁を、靑霞を隔てゝ山の一角に安置するより仕方がない狀態である。併し本書に於て累次に印行する其著作の卷々、並に別集菅江眞澄集によりて漸次其の眞面目を現前し得ることゝ思ふから、こゝには細敍を略することゝする。

○眞澄翁は天明四年十一月、年三十一の時始めて秋田領雄勝郡に入つた。其の後南部、津輕、仙臺の各領をさまよひ、遂に蝦夷、卽ち今の北海道に渡つて得意の麗筆を揮ひ、後年又秋田領に入りて文政十二年七月十九日角館に歿するまで、前後四十餘年間、斷續はあるけれども、秋田の山水と深緣がある。其の歿する前八年文政五年十二月、其の記錄全部をとりまとめて藩校明德館に獻納したことは、

翁の自筆「筆の柵」に左の如くあることで明瞭である。

（前略）去年己れが書集めたる五十冊の書を奉るとき、己れ若かりける頃より見しと見し、聞しと聞し事を筆の隨々書き集めたるもの〻さはなりしか、人の爲に秋の木の葉と散失せて、殘り少なくなり行くを見て或書生の云ふ。國の明德館に奉りたらんには、後の世に、文もの〻考なと便りの一ともなりなはと切に聞ゑれと、其頃は假字しるき違へるなと亂りかはしき事の多ふかれば、人の見給はんことの耻かしの杜の耻かしけれど、人々の仰せに枉けて奉るものになん。云々

とあることによりて、今の佐竹侯爵家藏本の由來も判り、又眞澄翁の素志も明らかである。

○而して、此の報酬にとて天樹公より黃金を賜りければ、翁は感激のあまり、

山吹の花咲く春の惠みとて黃金の露そ袖にこほる〻。

と歌つたことから考へると、或は此の恩賞は文政六年の春夏の候ではなかつたらうか。達識明敏の政治家、好學崇文の考古家天樹公の値遇を得たる翁の筆路は、これより大に冴えた事であらう。

○然るに、此の文化五年の獻本目錄中には月、雪の出羽路があげられてない。されば、現在の「雪の出羽路（平鹿郡）」十四卷、「月の出羽路（仙北郡）」二十五卷は、其の後の著作なるべきこと云ふまでもなし。伊頭園茶話に、

椎屋の眞澄、天樹院公よりうち〳〵の仰を蒙りて、先つ文政七、八のふたとせより同九年の夏かけ

て、平鹿郡の村々のことを記して雪の出羽路と題し十四まきとなし、同年五月始より仙北郡をあみそめ、同十二年まて四とせを經て云々。

此の事は、古四王神社の末社田村將軍社の神官、鎌田正眞といふ人の語つたものであるといふ。以上により、此の平鹿郡十四卷は文政七、八、九の三ヶ年に亙りて翁の考證し、記錄したものであることが考へられる。

○倘江畑氏本「雄勝郡」に、其の序文めけるものを書いたのは文化十一年甲戌の夏五月とあり、彼是雄勝郡の部が完成して居らぬことなどから考へて、翁が藩命を受けて此の地誌の著錄に著手したのは、恐らくは平鹿郡からではなかつたらうか。而して仙北郡は九分通りまで進捗したが、その完成を告げずして此の世を去つた。此の意味から見て、特に「平鹿郡」の完璧は此上なき珍寶であり、特に本叢書によりて初めてこれを世に弘布する事を得たるは、余は全會員と共に、滿腔の歡喜と感激を翁の靈前に捧げずには居られない。

○以上の如く、平鹿郡は文化七、八、九年に亙りて完結したものであるが、今其の證憑二三を拾つて例證とする。

△大森の劍花山八幡宮に參拜したのは文政七年の秋で、翁が八幡宮の前の松に書いたといふ歌がある。

△保呂羽山神社十一月七日の神事を、翁は「文政七年甲申の霜零月の七日、幸に八澤木の大友氏の家に在りて神樂に會ひ奉り」とて歌を詠して居る。
△又文政七年十一月三日、八澤木の根坂なる大友氏にて二日の夕より病氣にかゝり、靈夢を感じたとてこゝにも一首の歌がかゝれてある。
△横手附近に來た時は文政九年にや。澤の無量壽院に、古棟札を以て年數を逆算した記錄がある。
△又、猿田村の鉢位山緣起を作つたのは、文政八年正月であることなども傍證となるであらう。
○本書の印刷原稿は全部佐竹侯爵家所藏の眞澄翁自筆本より謄寫し、又挿繪全部も右原本から直接寫眞版としたものである。此點、佐竹侯爵家に對して厚く謝意を表するものである。
○本書を收錄するに當り、其體裁、用字等は能ふ限り原本の儘にと努力した。殊に翁の著作は、其語彙の豐富さと同時に、常用されてない本字、古字等を用ふる外、略字、俗字、譌字、省字、慣用されて居る誤字、萬葉假名、古代假名、さては意味から來る當字、字音から來る當字等を、縱橫に奔放に驅使して居る處に一の特徵がある。此等は勿論、出來る丈け原本の儘とした。
○各卷首の題號の寫眞は原本表紙の題簽で、云ふまでもなく翁の眞蹟である。又村と村との區畫、及び其他に細罫を入れたのは、原本の中扉を表はしたものである。尙本書を上、中、下の三つに分割したことは、編輯上洵に已むを得ない事である。切に會員各位の御諒承を希ふ次第である。

秋田紀麗

序

魚は水に遊て水なる事を知らす、人の天地の中の氣に遊ふ事またしかり。蕉雨主人一歳の行事を筆にあけて自ら秋田紀麗と呼置ぬ、是も又氣の中の遊ならめ。月日は百代の過客とかや、行かふ年も魚の水を知らすして過行にひとしからん。若水のわか／＼しきより除夜のいそかしきにいたる、嗚呼其雅なるや。傳て以て風流のたすけとなすへし。

甲子中春

枳棋園

秋田紀麗

蕉雨　人見藤寧著

正月元日

清早に起き豆萁にて竈ノ下をもやし、其家の年おとことて太郎冠者の出扮にてたび〳〵雪ふみ分ヶ、若水を迎んと家園の井花水を汲む。

家々屠蘇の酒宴とて幼きより祝ひ初て、其盃を家長に収むと云り。屠蘇は說々多し。

暦書ニ云「暦分ニ十干一爲ニ兄弟一。歳德在ニ兄方一」と、朝に天筆の詩、新玉の歌を書して此とし德の神へ奉る。細君はより苧を經てさゝぐ。

朝餽は雜煮也羹餅一名雜煮　舊とし製せし餅を蒸して三ケ日を祝ふ。此日より世祿の人々國の守より土器の御酒賜りて、親兄弟近き友どちを壽く。眞木の葛羅永き代のためし、松竹の翠も春めける。南の障子

の下に稚子(をさなご)の追ばねを戯るゝは、老翁の皺ものびん心地やする。かさり薺の祝ひに一俳人の戯を聞り。

　　耆なの神のおしひやかさり薺。

文獻通考云、「倭人每レ至二正月一日一。必射戲飲レ酒。北史九十四亦載二此事一。」これ破魔(はま)弓の事とかや。破魔は魔句を摧破するなるべし今の世的のうしろへ鬼の字を書んとて、鬼と題し甲乙ムと讀み、其功を積べしとなん。

二日

萬歲は、かたじけなくも人の世はしまり六十一代の皇、一條帝長德の頃三河國より至る。猿曳のはしめは、紀國の岸の甚兵衛此日同じく府城へ上る。大黑舞、鐘馗配(くば)り巽陌(ちまた)にかまびすく、福俵十萬八千俵は、むかしの御城米三萬石の事とや聞えし。

此夜御謠初御松囃子と云ふて、弓八幡の舞曲を奏し御遊宴あり。府城長阪の下に篝火(かゞり)を燒く。

三日

此日より竈馬(かうろぎ)、田神物坐頭、いろ〳〵の乞丐巷に充つ。

四日

寺院方年禮はしまる。五香煎、納豆箱を配る。

六日

此日初御鷹野。むかしはきのふ五日にてありしと舊き記錄には見へ侍る。七種(なゝくさ)のうり聲かしまし。「なへて夜に叩くは明日のくひな哉。」と、古人の句も此時の興に叶へり。

七　日

曉より七種のはやしさはがし。其はやし言葉は、殿移物語のとしの夜の祝ひに似たるとぞ云ふめる。淸少が文に、物語りは鵜祭殿うつりとや云ふと聞ふれば、古き物語なるべし。此日人日とて、雅人墨客の遊宴あり。或人の句に「鷄日鷄唱人日人敲レ草萬家儘レ醒柳眼又驚鴉這等可レ愁麼。」「眞愁寶帳嗅ニ梅花一。好夢回來較早些。燈微々的小窓紗。惹ニ一縷紅霞(マヽ)一。」右調酒泉子。

八　日

寺内古四王詣り。四時人の絶ざる靈社なれども、此月と卯月、菊月はとり分ヶ群集す。

十　日

市街に柳肆とて山樵集りて、粥杖(かゆつへ)、木螺(もくら)、柳の杖を售る。

十一日

商家倉廩開(くらひらき)、帳面綴の祝ひあり。巷街に物語の坐頭盲人夥し。木螺の聲噪し。

十三日

男の兒ある家は鎌倉とて雪城を築く。節季候(せつきそろ)步行く。家々繭玉とて餅にて花を製し、梁頭に埀(たれ)て柳

架のごとし。竈の神へ祝ふとなん云ふ。商家、賈人は、此頃は望間とて去臘の債殘をはたり歩く。

十四日

削りかけの祝ひ、是も粥杖の遺意とぞ云ふめる。江戸より來りし家には必らずなす事也。朝より謙倉の飾りもの目ざまし。左義長は三毬打にて、止牟止の類爆竹の事とぞ。其他鳥追や蘇民將來の事をも云。木螺を吹もの耳を貫、黄昏より火をふり歩き叫喚んで、雪城を燒崩し鬨の聲を揚ぐ。果は菓子やうの引手物とらせ、夜すから亂舞亂醉していろ〳〵の藝盡し、曉を知らず。此戲市中にもあれども、失火を怕れて火は午前にふる。此夜厄拂歩行く。かざり松、とし繩、ひさく、銚子、一切のかざりを取る。

歲時記を考ふるに、立春の日に鉤緪の戲とてあり。さいつ頃まで、此夜城北の泉村に是にひとしき事聞ふ。神田、蓑口、八柳、保戸野村などの若者等をはじめ、祖父、姥、婢、小女郎、小童まで出て繩を引合ふ。曳負る方は其としの作毛があしきとて雙方力に任す。夫より火をふりて鎌倉のことし。結句は喧嘩口論捻合ふて疵を得たるもの少なからず、今もあるにや。予も二十年ばかりも前ならん、此戲を遙觀せし事あり。

十五日

此朝引たる松へ赤豆粥を備ふ。此粥の祝ひの事は大和、唐土の舊事とて、白粥を蠶室へ奉り地神を祭

るとも云呉縣の張成が故事、齊諧記　又は門戸を祭とも云玉燭寶典　又天狗祭とて、赤豆粥を庭中へ備ふれば疫氣を除く世風記。
又は餅かゐの粥のせくまいると枕草帋に見へ、粥木、粥杖も此日の事と狹衣にも記せり。紹巴の下紐集には、此日かゆ杖にてこと〳〵しく追ひ廻り叩きあるくとて、女を外へ出さずと。我國にも追打木と書しを見し事あり。遺意なきにもあらじかし。

十六日

此日と七月十六日は大齋日とて、地獄の釜の蓋もひらくと云ゝ、天徳寺にては御靈屋をひらき諸人に拜せしむ。此日百工も其技をやめてたのしむ。
此頃より日待さて、家々に寶引、双六して曉を待事あり。
むかしは此頃藪入とて、諸家のはしたなど父母の家へ鄕還りし、小集樂、嬥歌會の戯をなす。萬葉に嬥歌會の長歌あり。常陸國志などにも記せし歌場の遺風、男女相歡のたのしみ也。五雜俎には此日寺觀に遊ぶ事を記して、走百病と云ふとなん。

十七日

さいつとしより此日を御學館はじめとせり。此頃萬歲、猿曳巷街を祝ふ。

二十日

世俗、二十日正月とて家々の祝ひあり。皿炙を戴く。此艾草の匂を嗅ば、其としの疫氣を除くとや。

此日繭玉のかざりを引く。としの厄に逢ふ者あれば二月朔日までとらず。此厄、男は二五八、女は三七九厄とぞ云ふなれど、源氏物語には、女の三十七の厄に當りし事のみぞ見ゆ。

此頃より隱居の禮はじまる。

二十一日

鏜の餅祝ひとて、舊とし備へしを染餅して祝ふ。

二十五日

家々菅神の像を掛奉る。

此頃よりとしの厄に當れる人々の家にて、遊酒宴樂して其としを拂ひ祝ふ。

總考

門松は、革勅(マヽ)問禮歳華紀麗にも出て支那もかはりはなし。世俗問答に一條禪閤の御說を引て、松は千歲を契り、竹は萬代を經ると云。追鳥は蹈歌(あられはしり)の遺風となん。

二月朔日

年、厄に逢る人の家々には、元日のごとくきのふより門松立て、若水を迎へ雜煮して祝ふ。

此月と八月上丁の日、孔子および十哲を祭る。釋奠と云、續日本紀文武天皇大寶元年二月肇レ之。

二　日

奉公人出代り、雲嶠類要に此事の考あり。或人の云る、古來は此日にてありしに、近來は三月五日となれりといへども、我藩などはむかしのごとし。一友人新僕の詩あり。云く、「突來三四日。謔稱爲二佳賓一。名姓何村籍。天眞太古身。眉頭頻捧レ膳。眼底漸諳レ人。欲レ習二家常事一。梅邊試掃レ春。」

三　日

年厄の家々かざり松を曳く。此頃初午の日稲荷の禿倉群集す。むかしは追廻しの郷守に富牌の興行あり、今や其事を聞ず。

波羅密多は彼岸の梵語とぞ。此頃彼岸會あり。削花を賣る、寺々に法譚あり、七日の間家々團子を製し老婆、老叟いそがし。さいつ頃まで、二七日山の釋迦堂に樗蒲戯ありて近國の博徒集り、門の內外錐を立る地なし。安永のはしめかたく停止せらる。藩の諺に彼岸片道とかや云ふて、雪さへ拂ふ頃しもは鄉の幼き辻門前に打こぞり、天の輦、旅籠錢、鬼の皿など云ふ戲して遊ふも久しき御代のしるしなるべし。

十五日

涅槃會、寺々に釋尊の像を掛く。粟の小豆飯をかしきて奉る。むかしは春寒花較遲と云ふ題を鬮せし時、「一歲還逢佛滅日。人携二剪綵一過二禪門一。」とも云り。

月の末かたより市中に雛店をひらく。此頃春垣とて、地頭より秋田、仙北へ人を回す。むかしは農民來りて、地頭〳〵の宅地の垣を造りし事とぞ。

柳芽ほごるゝ頃、釣客柳鮠を釣る。一名鶯食、土人はクギともよぶは、魚のくぎ立ッ事にや。或人の句に、「山深み殘ッのさくら鶯食哉。」

空晴るゝ日には小童の凧滿天にあり。此月しも一日二日と云ふになれば、女の童ある家々に雛を祭る。剪綵花かざり、果子、孛婁をうる聲いさまし。

三月朔日

母子の草摘は文德實錄に出て、永澤寺の開祖通幻にはしまる。攝州豐島郡に母子村あり。此所の草を搗て餅を製し、歲時とはなすと云り。

此日雛かざり一切に調ふ。

三日

上巳の興とて詩歌連俳みな宴會あり。曲水の宴と云ふも此時の事。或人の戲に、

盃も肴も水に流るゝはほろ〳〵永和九年母の波。

桃酒、草餅の祝ひ、醴酒贈り、菓子いろ〳〵あり。雛遊びは敏達天皇二年にはしまる。源氏の文に、十

に餘りぬる人は雛あそびはいみ侍るものをとも、清少が文には、過にし方戀しきものは枯たる葵、雛あそびの調度とは、かの李義山か雜纂にや。

兒童鬪雞(とりあわせ)の戲あり。鬪雞の文字旣に魯語に出たり、唐の玄宗の朝此戲事尤モ盛ん也。予幼き時此興甚だ流行して、家々雞を畜(かい)し事あり。多くは卯にて價を定む、重サ十七匁の卯より二十一匁の卯なとありし。

四日

此日雛を送る。むかし投李翁前句附の戲ありし時、「上下になる〳〵と云ふに「四日にはとりこむ雛の都落。」と附たり。此頃櫻花さかりに、矢橋、上野、山の手尤もよく、柴野、愛染の邊へも遊行す。三十三處の牌打とて、女伴等も遠近をたのしむ。就レ中矢橋善良寺の幽園甚た雅也。此園は、むかし門河玄智なる人の築し庭園にて、三島ノ圖とて鳥海山を富士にうつせし體也。他邦の客も知りて訪ふ事あり。近き頃は滄州翁なども折から遊ばれ、指月亭、觀花塢の名ものこれり。或とし、予も友人に伴ひ花濃春寺靜と云ふを賦して、「古寺客稀幽景濃。斜陽一半映二前峯一。春光豈是無常物。花散園林薄暮鐘。」頗る能因が歌の心を得たりとも云れし。

此頃しも追廻しの弘願院に、四万五千三百日の回向とて七日の間群聚す。さいつ頃は他國より雄辯の僧を募り老婆を誑らし、嬾婦(らむふ)を賺し、須彌(しゆみ)の上に身ふり聲口(こはいろ)して放言至らざる處なし。近年は他國

の僧を禁ぜらる。むかしは此回向過れば、矢橋の年來山歸命寺にもありしと云。

十七日

初祭とて藤倉權現祭禮あり、參詣おびたゞし。湯澤村の岱より樗蒲ノ戯あり、江府酉の町と云ふに似たり。はつ祭に天氣よければ、年中の祭に天氣よしと土俗の云はやせり。

二十一日

寶鏡院にて花御影供とて、老若群聚す。此頃より市街菅神の像を賣る。

二十四日

今宵菅神の夜宮とて賑ふ。就レ中矢橋の社內群集す。稚童奉納の額とて松、竹、梅、櫻、麒麟、孔雀の字尤多し。去りし頃、此社へ奉納の前句附評者は西雲舍東水とて、滑稽の才ある男也。「日和つゝきて夜宮賑ふと云ふ題へ友人某の附られしは、「階下にはうこんの橙さくら餡となして、拔句となりしとて頤を解しめたり。

二十五日

參詣殊に多し。祝り湯の花あり、菅神の御詠歌を催馬樂に和していと殊勝也。實や神德は異域までも傳へて、「萬事夢醒雲吐レ月。觀音寺裡一聲鐘。」とも聞へしに、世に此神生前冤を訴給ふ事をのべて名を廣く得給ふ事は、時平の大臣の讒にかゝり給ふよりは不幸甚しとも識者は云れし。

二十七日

藤倉參詣、中の七日のごとし。此頃伊勢のぬけ參り多く登る。文月の頃に歸るとや。

四月朔日

此日を綿脫(わたぬき)の朔日とて袷を著す。四月朔日と書てワタヌキとよみ、津輕の家士に其姓あり。是より九月八日迄は足袋を穿ずと、江府年中行事にも見えたり。

此頃、矢橋塚原山寶塔寺藤花のさかりを見んとて遊客花下に宴を開き、あの本この隅に唫哦の聲など聞ゆ。一友人の擧し盞の中へ花二三輪ちりて泛ければ、紫の酒を奪ふかやと云ふて笑ひ興ぜしも頓の口合、十年の跡の事とや。又或人の言に、

藤さくや紫雲たな引法の庭。

此頃しも湊、久保田の浮れ女等互に往來し、辻馬に跨りまばゆき夕日に遮陽傘(ひかさ)さしかけ、白き巾(てのごひ)に顏かくしなどして、往かふ人目いぶせくおもはゆき體にも見べし。

此頃鰯の獵ありて、あらや、湊の濱群集す。いろ〳〵の魚を曳く、見物夥し。

此頃湊へ入帆多く、里の浮れ女桃笑ひ柳媚び、店の管掻（源氏若紫の巻に出て管攪とも意にまかせならす事）路の楊花(やなぎ)（楊花も曲の名支那にも此曲ありと云）も久しき御代の調なるべし。予、土崎四時詞あり。云く、

試レ鑱崇德廟前北。問レ信寒風山下南。前夜燈花非二卑諺一。
海雲認出去年帆。

右春

飄々懶蜨喃々燕。雛妓紅衣映二嬌面一。欲下把二齊紈一試中好風上。
和泉鄽上買二團扇一。

右夏

昨夜金風度二水涯一。孤燈寂寞暗二閨帷一。呉帆越舶參差去。
知是阿儂涙下時。

右秋

蚫舍幾年枕二海濱一。短蓑破笠伴二霜晨一。江間昨夜輕雷響。
果見神魚出レ水新。

右冬

四日

八幡夜宮。藩中の產神とて家々いろ〳〵の供物、神酒、燈明を奉ル。社內にて小桶を售ル。

五日

此日、湊犬戻しまで神輿を遷さる。供奉世祿の武頭一人。

七　日

今宵寺内古四王御祭禮夜宮、參詣群聚す。遊女、賣人、瞽女、坐頭、眼を疾めるもの、耳聾たる者など、一ト夜通夜して祈るに靈驗あり。藤茶屋賑ふ。此店は前の國司秋田氏の時より殘れるとて、古き物語とも多し。

八　日

此日世尊生ニ於倶毘羅城ニ天龍捧ニ産湯ニと。灌佛會とて寺々閙熱し、家々赤豆飯を炊き、新茶と卯の花を供すと云り。

十五日

稻荷大明神祭禮、湊注子口まで神輿を移さる。供奉世祿の武頭一人。

此頃中の申の日矢橋山王祭禮、三市六街綺羅を飾る。見物の老若貴賤遠近より集る。山棚、屋車、邌物の類人目を纈す。夜中翌日までくねる。此夜當間統人の許へ山王の神體を移さる。御さしぼふ入とて見物猶山のごとく、送り迎ひの挑灯、燈籠晝のごとし。附副の警固、竹杖を叩き合ふて筰となす。

此頃馬口勞町に年々馬市あり。邦諺に、此市はしまれば日和あしゝと云ふ。

此頃ほとゝぎすを聞く。雅人は曉の枕を欹つ。

此頃鬚帋を落て絲を繰る。

十七日

楢山藤山觀音、手形正洞院觀音祭禮夜宮、燈籠あり。或人の云る、正洞院觀音の神體のうしろに、五本の手の指かたあり。古物にて手形山の名の興る處也。是を勸請せしは德雲公の御代、かのノ德齋の時となん。

二十五日

新谷百三段山王祭禮むかしの記錄には百里とありと古老の云れし。

二十六日

保戸野諏訪明神祭禮。

二十八日

楢山三枚橋不動明王祭禮。此頃より所々幟を見る。

五月朔日

家々幟を建ッ、手形山、金照寺山の頂見物夥し。五日までの間竹筒、行厨して三絃、太鼓にて山々賑ふ。

或人の口占に、

高き屋の烟と詠んのぼり哉。

此頃秧を分る賤女田間に群れ、早稲曲(さなへぶり)とて鄙びたる歌うたひ、濁醪を酙かはし、道ゆく人に田草さらへかけ戯れたのしむ。毛詩七月の章も此所にはじまり、古雅なる事にこそ。

此頃麥熟す。野客叢書引ニ細素雜記一云「宋子京有下皇帝幸ニ南國一觀レ刈レ麥詩上曰。農扈方逐夏官田首告レ秋」と、是麥秋の事となん。

四日

此朝家々菖蒲と艾葉(よもぎ)をふく。拾芥抄ニ云、五月五日主殿寮葺ニ内裡殿舍菖蒲一。閩書風俗志曰、五月五日挿レ艾繫ニ五色線一飲ニ菖蒲酒一。と云。公事根源、弘仁式などにも見えて久しき例しなるを、舜水談綺には西湖の遺風とぞしるせり。「艾葉似レ旗招ニ百祥一。菖蒲如レ劍斬ニ群妖一。」など云、遠き東の果などには其事も知らざりしを、中將實方のおしへ給ふ事に、けふはあやめふくものをいかにさる事もなかりしよ。淺香の沼の花かつみをふけよとて、菰となん云ふをふけるとも見ゆ。かつみは田字草、一名菰(こも)と云ふ。

菖蒲湯の事は大戴禮にも出たり。菖蒲太刀の事は、予幼き折などは、兒輩一やうに作り一隊〱に打群れ、此夜橋々に聚り人の門戸を蔀り、築地を打破り、けふは節句よ起れ〱と聲々にさけぶ。家々一ト夜さ寢ず。

五日

飾甲の例は、光仁帝天應元年蒙古本朝を襲ふ、早良親王の出陣此日にて、藤ノ森社に祈り大風起り、かの船を吹散す。其例とも云。境鏡には、後深草建長二年五月五日、百官冑花を奉りし事よりはしまりたるとも見ゆ。

家々粽を製し近隣縁家へ餽る。かしは葉へ包しをおさすりとぞ云ふ。「なら坂や此手にもちしかしは餅うらおもてよりさすりてぞ食ふ。」もおかし。

禁裡へは河端道喜粽を奉る。元和のはしめ大阪の役よりの御例となん。

此日唐人長崎にて、排龍の戯とて競渡をなすと云。

十五日

此頃より鹿嶋の神を祭るとていろ／＼の飾りあり。年により華美を盡すもあり。

此頃梅雨はれ上り蟬の聲かしまし。本草綱目云、梅雨或作ニ黴雨一、其沾ニ衣及物一、皆生ニ黒黴一、芒種後逢レ壬爲ニ入梅一、小暑後逢レ壬爲ニ出梅一、又以ニ三月一爲ニ迎梅雨一、五月爲ニ送梅雨一。

團扇の賣り聲、蚊帳の賣り聲を聞く。其聲の涼しき、東都の櫛うり、南部のさらし賣る聲に似たるとも云り。古き句に、

つとめてや鹿の音に似るさらし賣。

二十六日

此夜月の來迎を拜むとて、水清く山開きし處には必らず群聚す。文月にひさし。

三十日

けふしも、かしまの神流しとて市街さはがし。

六月朔日

邦俗齒がための朔と云ふて、舊年より貯ひし氷餅を喫す。禁裡賜氷の故事にて、齡を堅(ひさし)ふする事となん。仁德の朝よりぞはしまりし。周禮ニ、有ニ凌人一掌レ斬レ氷三ニ其凌一。凌者氷室也。堀川百首に、仲實の歌。

つけの野に大山主かおさめつる氷室そ今もたへせざりける。

歲時記ニ云、六月伏日作ニ湯餅一名爲ニ辟惡一。魏氏春秋何晏以ニ伏日一食ニ湯餅一とは、我邦の土用餅の事と也。

此頃遠近村里に蝗祭(むしまつり)とて、巫覡、巫女を集めて湯の花あり。鳥海山の蟲札とて、行人棧尾(さひら)螺吹立て帋札を配る。家々受得て菜園に建つ。

七日

船越天王の祭禮、湖中蜘蛛舞の戯あり。

十一日

今宵金沙東清寺權現の祭禮夜宮。むかしは烟花戯おびたゞし、今は禁せらる。されども前川十二燈を流し、家々燈籠を掛る。謎語滑稽尤も多し。「托鉢三千町。」「鰮魚滿二前川一。」「休哲休節坊兄弟。」などこの此頃の戯也。

十三日

龜之町惠比壽堂祭禮夜宮、熱鬧金沙に同じ。

十五日

矢橋伊勢堂祭禮夜宮、前の兩社に同じ。

此頃より水邊避暑の興あり。夜烟花戯の佳翫多し。近き頃の狂歌合に、夏月吸レ汗と云ふに、

秋はさんこ夏は琥珀の玉兎出てちり毛の汗を吸とる。

「沾レ醉人傍二裕下一聚。納レ涼客近二水邊一行。」とは、予、泉むらに遊ひし一聯也。此時しも一笑話あり。水邊の咄嗟の事に酒を酭ん器を忘たり、罇より盃へものせしに、尻へまはり酒こぼれ殺風景なりしに從ひし小奚奇智を出せり。罇の口を四ッにうち割り、稜ある處を殺しに一ッの吸斗とはなれり。頓の工夫に雅興を増しけり。

十六日
嘉祥の節と云、嘉定と書り。四季物語、寢覺ノ記などに委し。
十九日
此日を坐頭の涼と云。洛陽建仁寺淸聚菴の法會、四條河原にて香花を供す。光孝帝の御忌、二月十六日なれども此日をなす。夫故我國にも其例とて、四分打掛への禮ありと云。
二十日
今宵土崎伊勢祭禮夜宮。燈籠の光天を焦す、數里の外より遙望しても湊の方晝のことし。翌二十一日祭行、山棚、屋臺、出し、邌物、藩中の壯觀目を駭す。府下の商人よりも、緣家の方へ贈り屋臺とてあり。遠近在々まで群集して錐を立る地なし。
二十三日
保戶野愛宕堂夜宮。
二十七日
馬口勞町不動尊祭禮夜宮。
三十日
なこしは、夏を越して秋に移る金氣の感なからんやうの祓也。天武帝の朝よりはしまり和雛(にいなこ)(マヽ)ノ祓とも

云ふて、河原に五串立て麻の葉などにて祓ふ。定家卿の御說には必らず三十日とも見えず、六月中の事となん。但し、大祓とあれば三十日にかきれるよし公事根源に見えたり。
此日、國の守へ茅の輪をさゝげ奉れば是をくゞり給ふ。茅の輪の事は蘇民將來の故事、備後風土記に見ゆ。或俳師の句に、「子をつれてちの輪をくゞる夫婦哉。」とも聞ふれど、世諺問答より駿府政事錄、柳營祕鑑などには、麻の輪とばかりしるせり。法性寺關白の記されしものにも、「思ふ事みなつきねとて麻の葉をきりにきりてもはらひつる哉。」

七月朔日

秋府第一の遊樂月にして、男狂し、女躍り、三十个の日子絲竹管絃ならざるなし。田汝成が凞朝樂事に、正月上元の頃放魂の節を許せしにも似たり。左は有ながら、照冥陰福を招く事繁く世の中金氣の感彌生、花月の宴に比すべき黃昏の頃より、生靈の土產團子とてうり步く聲の物さびしきは、雛のかざり菓子を賣る浮立聲に似るべくもあらず。
此頃より市店の間に燈籠を賣る。乞巧、華燭の細工の巧緻、むかしに勝れる事多し。
此頃より處々蟲ほし始り、吳服書編の黴蠂蟫蠹を拂ふ。又家々蚤掃とて埃を拂ふ。
此夜より處々に高燈籠とて、屋上遙に兩碗の燈を掛く。三十日にして止む。同じく照冥の事なり。

歐文忠が客杭日記、華陰日記などを考ふるに、此月の事大方は支那に似かよひたる事多し。

六日

此夜を邦人睡流しとて、黄昏より稚女等に濃淡の紅衣を著せ、香嚢をかざらせ、各竿頭に小燈一兩點又は三四點を擎げ、一隊〳〵に隊をなし粉粧を衒ふ。見るに錦繡ならざるなし。鹿燈、犬燈、走馬、乞巧、猜燈、謎燈、洒落、組立、風流盡さゞるなし。就中三十六街より別に大なる燈籠二十、三十乃至四十五十に至るほど大竿に擎げ、力士をして持しめ、先に立は大勢笹、柝子、大鼓の囃子にて聲々猥雜の語を唱へ、第一橋に隊揃し川口の方へ下る。實に未曾有の壯觀也。貴賤老若群漫をなす。是にも近來いろ〳〵の細工あり、一々予がごとき禿筆におよびがたし。國の守靈泉臺上に上覽ある。予も、むかし直宿に侍りし時此臺にて遙觀せし事あり。十萬ノ人家一掌の上にありて、辂々たる鼓聲只人海の中に在るごとし。抑しも此戲此月の優樂、多くは遷封以前よりの古風とかや聞えし。紀の高野、又は三途川の景想をなし、百燈處々に攝待し、近年死せし者の冥福を求るとて往來の客に茶を薦め、頭陀を雇ひ敲き鉦にて高く唱名せしむ。今宵のみならず盂蘭盆中の事也。南部、津輕にも此戲あり。津輕にては諸士の家より此燈を出し、侯の上覽に備ふとも聞えし。

七日

七夕乞巧奠、本朝にては天平勝寶七年にはしまるとなん。かざり物はなく、桐の葉に和歌を書して奉

る。

此日御兵庫にて御重寶の武器の蟲干あり。諸人に拜覩を許す。其外内府の寶什、外藏の書籍とも、此頃日々暑天に晒す。

此頃より祖先の墳塋を祭掃す。

九日

此夜三十三番の札打とて、城邑の商民等幾隊と云ふなく、補陀樂の御詠歌とて物哀となるを唱へ諷ふて笑ひさゞめき、曉を侵して其聲たえず。今宵一夜が、人間一生五十年に向ふとなん。

此頃より山樵、門火の松木と榧しやうびを賣る。いづれ盂蘭盆會の用也。

此頃墳墓祭掃の女伴多し。雜菜を調し荷葉に裹み、あらよねと號く。小方燈を製し目はちきとよぶ。赤飯と茶湯を同じく墳前に盛り備ふれば、其時しも棚經讀とて雛僧來り、口裡模糊して何やらを唱ふ。此事十三日を限る。

十二日

此夜馬口勞町に、生靈へのかざりものを賣る夜市をひらく。一切の雜菜かくるものなし。一夜寢ず、十三日午に至つて散ず。

十三日

盂蘭盆會は聖武帝天平五年にはしまる。靈祭る事はつこもりにもせしとは、兼好がつれ〲草にも見えたり。棚經讀家々に來り、老婆、細君の心いそがし。

舖後より、郷の女ノ童一やうに衣裳著かざりおどり狂ふ。竹竿の小燈は十六日迄睡流しの夜の如し。

黄昏の頃、迎炬松とて家々門燎(かこひ)をたく。周禮云喪設ニ門燎一、又顏氏家訓云喪出之日門前燃レ火なと見やれば、同じく照冥の事ならん。市街囂けれども寂寥云ふはかりなし、有情の人はなどか此景に感なからん。

此夜より十六日まで、城邑の巷陌細工物を出し其奇工を遊人に見せしむ。大卒(おほむね)京木細工（京木とは杉檜の類を帋のごとくに剝て其要をなす、京よりの產なれば邦人は京木と云）にて、其巧中々むかしの類ならず、流麗巧緻云ふばかりなし。其選なるもの四ッ五ッ國の守へ奉獻す、尤モ褒賞あり。此細工楢山の邊とり分ヶ多し。今宵月色燈光裡、盡是觀燈弄月人と、古人の燈月吟思ひ出ッ也。

瓶花盆山の戲處々に奇翫を爭ふ、風流洒落云ふべからず。泉石膏肓の人も亦少からず。悔らくは、袁石公をして此景を筆せざらしむる事を。

十四日

曉前よりかゝみてんとて瓊脂(けいし)を賣り歩く、其聲巷に充ッ。淸早より餅を搗く聲頓々たり。

十五日

中元ノ節句。今宵燈を燃す事は、定家卿明月ノ記に既に見えたり。燈月の光ます〳〵精神を覺ふ。黄昏の頃より生靈の土産團子とて、鄙び喘涸(しはかれ)たる聲にて售り來る。

十六日

此日生靈を送る。備へし雜菜を茄牛(むま)に負せて流す。枳棋堂主人の言に、「靈棚や流せば浮るものばかり。」乞丐、非人巷陌に充ち、竈馬(こうろぎ)來りて勸進米を匃(ねだ)る。大齋日とて萬固山御靈屋ひらき、いろ〳〵の佛像寶器を出し賤しき者までも拜せしむ。神田白旗明神に花角觝(はなすまひ)ありて、近村の若者等臂を攘ふ。

十七日

今宵より內巷は物さびしけれど、外街は燈籠ならざるなし。別してむかしより鍛冶町おどりの遊翫、過にし頃までは踰庄屋(ちんは(マヽ))のおかしきが、破れ袴はめつけ人なきばかりにものせしが、果は技癢(きよう)にや耐ざりけん、おかしき足にて躍り狂ふは、聞にし鷺ノ森の踰躍にやと見物も笑ひ興じ、長く其名をぞのこせし。往來の符言巷(わりふことば)に充ッ。露の五郎兵衛の句調、鼠呂利新左が頓作、若ィおのこ等いかめきばかりに伊達くらべして狂ひ歩し、總て二十日までの間藝者は其技を盡し、漂人は其術を衒ふ。聲口(こはいろ)、物似(ものまね)、長歌、淨瑠璃、女も男粧して其言語に實を知られ、男も女粧して小便に其化(ばけ)をあらはす。坊主も女郎になり武士も奴隷と變じ、出家も出家ならず山伏も山伏ならず。競ひ組足揃ひ、三絃、胡弓、鉦鑼、太鼓、

一切の鳴もの、化者、天狗、馬鹿、阿房悉さゞるものなし。予も、友人と同しく此壯觀に微吟せし事あり。

雜沓紅塵薄暮風。　星楡散點陌西東。　到來院落笙歌海。
幾處樓臺錦繡叢。　三十六街燈火裡。　一千餘戸月明中。
男狂女戲紛爲レ隊。　不レ識人間有二困窮一。

古老の物語りを聞くに、常藩は富饒の地にして兵甲百萬沃野千里、山開け途坦にして眞ノ天府なり。內郭一百餘丁、外市二百丁、廈屋大門甍をならべ、郡城を守護し炊烟簇々たり。かゝる寶域に居ませしに、此國に遷られし時は山野草莽にして、蝦夷壤を接し言語も不通なりしに、德澤旭の升るごとく、矧（いはん）や府城を土崎より久保田へ移されし後は、巷陌碁置し絃誦沸かごとく、文運も亦臻れり。土物國產遠境交易して、ひとつも闕る事なき名譽の郡邑となり、今しかゝる壯觀をなす。君の洪福とは云ながら、仰ざるべけんや。徂徠先生の太田翠陰を和せし詩あり、證となす。

秋府城樓瀚海流。　羽山邊徼控二諸侯一。　浮雲北出毛人島。
落日西窺越女舟。　歷々孰非二廉李略一。　翩々爾是阮徐儔。
近聞逢二著三韓使一。　儻問當年乾滿洲。

二十一日

むかしは、今宵しも牛嶋に萬作躍とてあり。此頃より馬口勞町にて馬市はしまり、近國より馬商人聚り價を評ふ。近きとしより其事なし。

二十六日

此夜、月の來迎とて老若一夜寢ず。長陘、二ッ屋、上野、矢橋邊にて恒星の升るを待ッ。寺院にては曉まで百萬遍をくり、又は雲居念佛など唱へて明すもあり。

二十七日

百崎村に花角觝あり。

二十八日

泉むら大日祭禮、花角觝あり。すべて此興は寬政のはしめ停止せらる。

八月朔日

田ノ實

たのもの祝ひとて、近里緣家の方へ菜園を贈るに包花のそへものあり。むかし後嵯峨ノ院東宮にておはせし時、御閑慮をなぐさめ申さんとて近里の農民がなせしを、踐祚ののち、其御嘉瑞とて此例ともなされしとや、羅山子の說にも見ゆ。

此夕べ、おどり收とて、矢橋山王の社內に聚り仕組の狂言などあり。花笠收と云となん。

十五日　八幡宮 山王宮 祭禮。

大八幡祭幸、此日檜山金照寺山の頂へ神輿を遷さる。實や神體は御當家五代秀義公の御時、京都石清水八幡を常州へ勸請し奉り、別當に光明院を附らる。今の吉田山一乘院也。遷封のゝちさせる祭儀もなかりしが、元祿壬申九月八日の夜市街大火、暴風にて一宇ものこらじと思ふほど燃立しが、德雲公御出馬あり、御心願に此御神へ御祈誓ありしに早速鎭りしとて、此翌年よりの神事と聞へしも有難からずや。先道具鐵炮十挺、弓一張、長柄十筋、世祿の武頭二人にて巍々整々たりしが、いつしか一人を減らされし。すべて此御代には神社佛閣の御歸依淺からざりし事は、舊き日記にても見奉るべし。山棚邃物の壯觀とて遠近群聚す。馬の諸流より騎馬を出し武者ぶりをなす。君公居ますとしは百騎二百騎を一隊となし、靈泉臺下穴御門長町の邊を幾遍も乘廻す。此時や山棚、邃物も御通りを允され通行す。健兒、皁卒等長き寄棒を打ふり、いかめしく誰何し見物を罵る。去りし癸丑の秋、國の守へ見せ奉らんとて町々寄合賑々しく粧ひしこそ、宿の老婆などが物語にも古來聞ざりし華麗の至りなりし。其日番附のすり物を售る。傖父の禿羅せしものなれども、後の話柄に爰に謄寫するも我藩風花の雅事ならずや。

山王宮 八幡宮 御祭禮記

祭行の圖、人物を二行に畫す。

奉仰　御仁德を御國豐作萬民大平を諷ひ神をいさめ奉らんと御祭禮に魂膽を盡し賑々しき事左に記す

第一御家中樣鎧甲旗さし物馬上五十騎萬歳太平の御祭禮　御上覽場幷に御町中乘廻し類希なる御祭禮なり

一番城町庄屋舟木喜兵衞扱九町より花見遊山山□双蜨々山ねりこ警固俄思ひ付都合二百五十人

二番川端五丁目庄屋永井彥右衞門扱十三町より仁德天皇御代豐年貢山「高き屋に登りて民の稻刈俄思ひ付はやし方ねりこ警固都合五百人

三番米町庄屋ニ木六左衞門扱九町半より稻荷嫁入り俄思ひ付はやし方ねりこ警固都合三百八十八人

四番川端一丁目庄屋吉川莊右衞門扱九町より大鯨引山漁師俄はやし方ねりこ警固都合三百八十人

五番大町庄屋幸野治右衞門扱三町より富士の牧狩大將賴朝馬上武者徒武者夥しく俄思ひ付ねりこはやし方警固都合五百人

六番茶町庄屋見上長三郞扱三町より能はやし方石橋ねりこ俄思ひ付警固都合三

百人
本間統人阿古屋琴責山々引ねりこ大勢花をかさり美をつくし笠鉾一本統人夫婦
幷上下着警固下女都合二百人
當間統人おとり山々引ねりこ大勢花をかさり美を盡し笠鉾一本統人夫婦幷に上
下着警固下女都合二百人親類山操山々引ねりこ警固大勢
本間統人大町一丁目石川久助當間統人横丁地主治兵衞御社矢橋村へ相揃夫より
練出し申候
神主土崎大隅ノ正中輿　神母土崎伊賀正妻步行
寛政五癸丑八月十五日
稀代の壯觀にてありし。富士の牧狩山などは、絕頂へ雪を帶て雲中へかくれる氣色遙に見えて、さかしまに白扇をかく。
國の守います時は、此日明年の朝覲御供觸あり。
此夜、中秋の詩與詩歌連俳の會所々にあり。就中、俳風は盛んにして年々すり物を出す。
此頃彼岸會あり、寺々春のひがんのごとし。朝夕納豆賣の聲を聞く。
此頃六郡より毛見願、其佗作毛の事に付農民來る。

早稲田刈そめて、𡚴かしこ新酒を出す。鮎を售る聲を聞く。

此頃秋代とて、明年もろ〳〵の徭（えたち）を命せらる。中に五斗米の徭あり、淵明が折腰の所以を悟りしも宜ならずや。

九月朔日

此日より節句まで袷を著す。此頃栗拾ひとて、近村の山々へ女伴もゆく。曉を侵して早起し、風雨なご過し朝は殊に多し。予此咏物あり。昨夜剛風度レ嶺過。陸離嘉實滿二山阿一。嫣然笑處齒應レ冷。剝落貪時刀耐レ磨。凋迴傳レ枝猿臂月。針尖刺レ客蝟毛蓑。癡兒不レ識丹波產。一爆爐邊擊二老爺一。世諺有下丹州栗擊二老父一之事上故結及之。

此頃初物成とて采邑より來る。

此頃より冬さし迄龜田より日雇來る。

八日

重陽前一日、在々は初節句とて新糈を製し祝ふ。近郊に采地持し人は、緣者親友引連レ遊行す。

九日

小鳥狩最中、氏神祭禮家々にあり。

重陽の節とて菊花の酒を祝ふ。詩歌連俳の會處々にあり。

十三日

のちの月見とて本朝の舊例也。支那には此事を聞ず。中右記ニ云、保延元年九月十三日、今宵雲淨月明、是寛平法皇明月無雙之由被ニ仰出一、仍我朝以ニ九月十三夜一爲ニ明月之夜一とも見ゆ。中右記は中御門右大臣宗忠卿の記し給ふもの、委しくは黒甜瑣語初篇に記せり。二梅園駒民が詩あり。云く、

數點歸鴉夕日春。月光照射欲ニ相衝一。風輕遠岫雲來去。

波細小池魚噞喁。四百餘州眠合レ熟。三十一字賞偏濃。

戸扃忘レ鎖燈忘レ點。鼓レ腹罇前到ニ曉鐘一。

十八日

中の節句とて、在々餅の祝ひ八日のごとく、此頃より鱖網を引、讃岐瀬、莰嶋瀬、新川原など日々賑ふ。

二十八日

終の節句とて在々八日十八日のごとく、此頃蘿菔を畑より曳く。朝々府下へ駄する事夥し。下仙北に釆邑持し人より、役銀物成のとり立を遣す。朝々引もきらず。

此頃より、家々雪垣とて三冬を防ぐ用意をなす。山樵杌すだれを賣る。熟柿の賣聲を聞く。就中松原邊より出るを名産とす、價高く食ふに一核を見ず。

三十日

明日は神無月の朔日、諸神出雲の大社に行給ふとや云ふて、家々神酒燈明して餅□赤飯を奉る。

十月朔日

此日を爐ひらきと云。支那の煖爐會の遺意、秋の坊とかや聞へし。俳師の炭を乞ふ謎に、「寒ければ山の下飛ふ雁よりも荷を打になふ人そ戀しき。

此頃初亥の日君公より餅を賜る、家々も祝ふて互に贈りかはす事也。古きためし、禁中には攝州八木村門太夫と云土民より毎年獻じて、亥の刻禁裡へ入るためし千年におよぶとぞ。百年ばかり前にや兩年怠りしかば、不祥とて舊例に復されしとなん。日本記に崇峻帝五年冬十月四日、有ㇾ獻二山猪一とも見え、延喜式四季物語にも出たり。源氏に、子の子の餅いくつかまいらんせしも、此事亥は子にあくる日とかや。承安四年に沙汰ありて大外記頼重師尙など勘文を參らす。夫も本朝のおこりはたしかに申されず、十月亥ノ日餅を食すれば病なしとの本說有となん。公事根源にも見えたり。

此頃邦言に、はたゝ雷と新谷、湊の海に聞ふれば、人みな神魚（はたはた）も來らんとて待也。むかしは此魚常州に產せしが、遷封のゝちみな爰に移れりと。或時此魚に題せし、さるから言なせし事あり。「鳴はためく海の面、雨あられたはしり、鱪はみたる賓のそゝけ、國をまもる矛のさき、はせ（鰕虎）におくれ肆（たな）に上り、

大口たらに似て味もろし、悲しきは佛利子の一聯のずゞをもみ。

此頃初雪とてふる。土人の諺に、七度ふりてのち根雪と云物になり、ふりかたまると云り。

六日

淨土宗門、今日より十五夜までを十夜と云、白河の女院宮中にてはじまる。其後後花園院永亨二年、伊勢ノ守貞經父子此法會を中興ある。又明應四年、武州品川願行寺の開山祐崇上人に勅して京師に入らしめ、十夜の法會を淨土宗にて執行する事を允され、鎌倉光明寺に歸りはしめて行ふ。是淨土の諸寺にて執行のはじめとす。

十二日

今宵、法華日蓮宗御影講とて同宗の寺々賑ふ。曉まで參詣あり。さりし頃迄は、上留りの名太夫を招て興行せしが、今も其等の事あるにや。

十五日

十夜の終とて淨土宗の寺々參詣多し。

此頃ぶりことて、かの神魚の子を珠數となし、折敷となして賣る。さくら鯑の聲を聞く。

此頃下仙北へ行し者歸る。驛路の鈴の聲夜の更るまでたえず。又此一向宗派おとり越とて、其寺賑ふ。

二十日

恵比壽講とて在家町家饗餮あり。此日さりし頃までは、商人の家々誓文拂とて誓文神を祭る事あり。一年の商ひ諸人を賺して空誓文を立し、其災を拂はん爲とかや。

二十七日

此年々法場草生津に於て御仕置者あり。武頭一人、目附一人命ぜらる。

十一月朔日

此朝出雲より諸神歸り給ふとて、神酒燈明して供へものあり。此頃より世間そろ〳〵油絞とて祝ふ。

仙北より船下る、米穀の直段下り米買ひの音なし。

此頃根雪ふりかたまり、癡女鈍童、草履下駄とて樏、いたや、又は竹にて製せしなど著、鼻頭を桃花のごとくなし四街の橋々を辷りならし喧し。搔敷賣、履賣、馬のり竹賣の聲を聞く。巷陌凌床の音さわかし。沈存中筆談ニ云、信安滄景之間、冬月作ニ小坐床一、氷上曳レ之、謂ニ之凌床一。雪車の字の雅名なるべし。

八日

此月婚姻の祝事多し。

鞴祭（ふいご）。鍛冶、鑄物師、かざり師、白銀細工師、すべて鞴をつかふ職人、此日稻荷の神を祭る。俗にほだけ祭と云。江府年中行事には、此夜子どもあまた鍛冶か軒葉に集り、ほたけ〱とはやせば柿、蜜柑をなけ與ふとなん。

十五日

此日多く油絞の祝あり。三ッ五ッ七ッの小兒髮置、袴著、紐解の祝ひ、其外元服、初鐵漿（はつかね）、みな此日を用ゆ。髮置は白髮てふもの（一名たすきかけもと云）麻苧、眞綿に末廣扇を水引にてかざり結ひ、かつかしめ氏神へ詣る也。紐解はひこ帶をとる也。

此頃八ッ目鱓を賣る聲を聞く。寺内川の產至つてよし。

此頃冬至の夜は、禪宗の門派にて點心（ちやのこ）して、緣家近隣をよび集め茶を建る。土俗陰の節のびるとは、日の脚長くなる事とぞ。是は常香盤の長き方を陽と云、短を陰とす。其短き方一ふし延ると云事にや。歲時記ニ曰、晉魏間宮中以ニ紅線一量レ日。冬至後添ニ一線一。とも云り。

此頃より鱈をうる聲あり、大口魚の事也。

二十二日

今日より二十八日まで、一向宗親鸞上人の宗門法會あり。

二十四日

大師講、家々赤豆粥に長き萱箸を添へ奉る。此箸を兒童に與へ讀書の字指にすれば記憶よしと云。

邦俗いづれの大師と云ふ事をしらず。

此日は天台智者大師の忌日とぞ。

此頃寒入らん日には大蒜と赤豆を呑む。寒の邪氣を避となん。其日より三十日の間寒念佛、寒垢離あるく。

二十八日

此日を一向宗派魚板直しと云。

十二月朔日

許六が四季の辭に、行としの晝夜はたえずしてしかも元の晝夜にあらず。子取婆の足手を返し、隱坊の鋤鍬休する時なしとは宜なる哉。三千世界の奔走月にして、師走の文字はもろ〳〵走る。四極の文字は豐州の四極山より出るとも云り。小の月に當り三十日、一日たらねば片袖たらぬとなん云ふ事は、我國の諺のみにもあらずと云ふなるに、南部私大と聞こそ故なき事なめれ。されども土俗の狡智にもあらじとや、棚持し主人は債の贖れざらん苦勞多く、陋屋に欠伸する貧人は、濕たる薪に胸中をふすほらし、瘖搔し痩子に匄られ、慳貪の嬶にいちられ、額に四十の皺を疊み、喉に八百の小言を

つぶやく。又は人の家には必らずおさへかゝへならぬ姥女ありて、世のおしうつろも辨へず、己が家の舊例古格はかくこそあれ、兎こそあれと、少しも其言のごとくなさねば、聞ぬも願を解く事にこそ。又しも兌銀鋪俄につぶれ世界の騷動となり、三戸百鬼の夜行するがごとき景像煤と明ヶ、餅とくるるは喰ず貪樂の措大や。俳諧師などこそ寒に吟じ、飢に哦し、歲旦すりものゝやうをなす。いでや此月の景色を小說の體に書しめん事もかな。

乙子の朔日とて餅の祝ひ家々にあり。河ひたりと云ふはいかなる故にや、江湖に漁する人は水難なきやうにと中にも祝ふ事にて、巷には河ひたりの餅を賣る聲かまびすし。

此日より節季候出る。筑州觀音寺に鬼やらふ事あり、赤襷に烏帽子を著かゝる言を云ふとぞ、其遺風にやあらんと云ふ人あり。

此頃より大黑の像を家々に配る。吹上澤より圓坐を賣に來る。屋上の雪を卸す。

六　日

此日は機神のとし越とて、家々香煎を製し奉る。一年貧窗に札々する鰥寡、孤獨の宿姥女などは一トしほ崇信す。七夕織女の事にやと考あり。

八　日

寺內古四王參詣夥し、卯月八日のごとし。

事收とて祝ひ事あり。臘八粥の所謂(いはれ)は竈神を祭るとや。此夜醫家に神農の像を掛ケ、親しき人々呼ひ集め曉まで酒飲す。むかし此日大凬(ふき)にて人多く死せしとて、八日凬と云ふ諺のこれり。明日大黑おとし越とて、豆綴(つなぎ)の菓子を售る聲かしまし。

九　日

大國天には說々多し。仁王護國經と南海寄歸傳の說大に異なり、三才圖會には摩利支天のごとくとも云り。予、人の需に應じて、今の代民間見る處の戴レ巾(づきん)坐レ苞(たはら)の圖に題して「下界元無二幸福門一。摩訶曩讃不レ須レ煩。括囊只結二金鎚印一。寶篋依然讓二子孫一。」委しくは黑甜瑣語四編に記して爰に贅せず。厨下頓々細君の心いそがしく、神酒御燈して世話やくも、家門の福分を祈る手前勝手なるべし。四十八種の豆備へはいかやうにしても出來ぬと云ふに、近き頃は、豆腐ばかりにさへ百珍と號(なづけ)し料理本は出たり。

皿結びと云ふものは年々なす事なれど、其時には忘れしを普代の爺がよく知りて、必らずしも己にあらざればむすび得ぬと思ふもおかしかりし。

此頃より職人羽子板、羽子の子を作る。世諺問答に見えし胡戲(こき)の子(こ)の事、是はみな寺より盜める薄板の卒搭婆にて製し、其表へ松竹を描て祝ひものになす。鬼貫なる俳師の戲に、

骸骨の上を粧ひて花見哉。

十二日

山神を祭る、家々餅菍して是に備ふ。中にも山かたの人はとり分祭る事也。此日むかし大凬ありしとて、十二山神凬と土人の口碑にも殘れるに、世に荒るものは山神と號け、慳貪の內義の綽號ともなせり。

十三日

此日を初市とて正月のかざり物を買ふ。一切の雜物售らざるものなし。さいつとし、厠を二ツまで拂ものに出し事もありし。

羽子板、追はねのかざりは小兒の眼を惵しめ、爺孃やすものを買んと目のさやをはつす。或時の雜纂に、「往たり來たりするものはと云題に、客面の市立とせしもまゝある事也。

此頃節分の夜は、とし男豆をはやす。柊にいはしの頭、小家の門のしりくめ繩は、貫之が土佐日記に見えたり。太郞冠者は袴著てまづ兄方よりはやし初々、福は內鬼は外、天に花さき地に實のなるやうと、其上にも厄拂來りて、兇事は祭文の功力によつて西洋に棄却るとは、己レ々が勝手のみなるべし。

此夜、府城の御例にて鷦鷯の炙を獻す、むかし金沙山御籠城の御吉例也。此鳥俗に馬鳥ともよびしを轉じて鳥馬ともなせり。鴝鵒、鶻鵃の類、予か考黑甜瑣語三篇に出せり。夫へ讓りて今爰に贅せず。

公事根源に、文武帝慶雲三年大舍人寮鬼面を蒙りて南殿の庭にありとは此夜の事。禮記ノ月令ニ、季冬

三月命二有司一大儺。大平御覽炒豆有下避二時氣一事上。本草綱目有下撒二豆穀一禳二邪氣一事上。事物紀源有下殊撒二炒豆一歲末以行二追儺一者上など考べし。

二十日

此前後より餅搗聲かしまし。此日より定市とて市街所せく立こめ、綺羅をかざり人足いそかし。山叟村婦も爰に行かよひ、物せる聲さはかしき事云ん方なし。市店の黠奴(かつど)は空誓文して或はあけ、或はおろしそやし立れば、堅固の田舍人片氣に行つ戻りつするさまいちらし。

此頃より歲暮の賀とて、親はらからを祝ひ互に往來す。歲暮の音信ものは支那にもあり。風土記に吳蜀の風俗を記して餽歲とよべり。蘇子瞻餽歲の詩あり、「山川隨二出產一。貧富稱二小大一。寘レ盤巨鯉橫。發レ籠雙兎臥。」とも聞へし。

此頃とし忘とて、平日親しき輩招き合ふて祝ひ、茶屋、料理屋へも至り藝者ともひまなし。年忘、支那には別歲と云。蘇子瞻別歲の詩あり、「東隣酒初熟。西舍彘(いのこ)亦肥。且爲二一日歡一。慰二此究年悲一。」鄭邪代醉に、淮人歲暮家人宴集曰二潑散一。韋蘇州云、田婦有二佳獻一。潑散新歲餘。など云し。西岳翁或としの歲暮の吟に、「とし波の流れてかへるものならばくるゝを人のなとかおしまん。蟠木翁は滑稽の人也。或としの吟に、

鬼は外か濱へ迯たるかちき跡。

詩に忘年ノ友と云ふ事あり。或としの暮に、予が蕉雨齋の燕集此題にて小詩を賦せし事あり。

二十六日

御用所御仕舞。此頃家々煤拂あり。としの市繁昌、吹雪ざれば人立なしとぞ傳ふ。

二十七日

御城煤拂とて、曉よりはたり〳〵の音かしまし。當直の面々を統に揚るとて、近習、小姓、小坊主などかり集め、かはる〳〵姓名を呼つき祗候の間へ詰さすれば、君の御顏さへろく〳〵得知らぬ外様の輩おづ〳〵這出るを、御側の衆遙の上壇に坐し君の眞似し、這厠を目の上まで揚よ、中よりふり落せなどゝあれば、夫レ上命あるは手とり足とりむこき目を見しらまされ、這々に竄廻るこそ面目なけれ。予一ト年直に侍りし時同僚に頓の才ある者ありて、著たる袴をしたゝか綻らし居たる處へみな〳〵立かはり引立行んとする時、我は既に事濟てかゝる目に逢りとて破れし袴を見せければ、いづれも欺れて立去りしも一笑なりし。此戲、故ありて去りし寛政丁巳のとしより停止せられし。

此夜蔬の銘の禳あり。一歳のかしはてに、供奉る青蔬白腐にましものゝ祟なからんやうとの御祈禱とぞ、大家には必らず行るゝ事となん。或人京都にありし時土佐の人とやらんが云る、御國には蔬の銘の禳する人幾个あるやと卒に問かけられ、知らずと云んも本意なく、頓の間に合せに八九人もやあらんと答へければ、扨は聞にし御大家也。我國などには只三人ならで此禳なす人はなきと云しとな

ん。

大晦日

曉起て、門松に若竹、楪結び添れば巷陌忽ちに松原と變じ、辰巳の刻より人足早く、深雪の大路道幅廣くなり、往ふさ來るさの革寨布、こゝそ風に嘯く聲すなる。いづれの處か藪王の避責臺あらん。けふ一日に責よせたる人間窮厄の患は、三途八難免ざる處とはいへども、終生貧困を知らぬもあり。「かけとりのわび言おかし門違ひ、と云ふも或人の言にぞ聞し。此夜厄拂來る。米買ん聲深更まで聞へ、往來の提灯晝のごとし。

四時のうつりゆくさま日の竄足はやく、ゆく人、來る人いづれか歌かたの泡ならざらん。花ちりほとゝぎすとかはる哀は、心ある人こそなげゝ、涼風蘆の葉向にわたる頃は、門田ものさび打すさむ。砧にくるゝはとし波眉宇の皺、盡せぬ言の葉は環のはしなきがごとく、元ト の一日に立歸る御代ぞたのしかんめる。

此秋田紀麗といふまきは、秋田一歳の行事を記したる書なり。著者は郇予か外祖父人見藤寧、字子安、蕉雨齋と號し、俗に但見と稱す。寶曆十一年辛巳十月三日に生れ、文化元年甲子五月二十二日、年四十四にして終給へり。

明治二十四年二月十一日

眞崎季顯謹誌之

昭和四年四月

細谷則理 校訂

國本善治 校字

秋田紀麗終

淺利軍記

淺利軍記

羽州秋田郡比内縣東鑑文治條下肥内郡とあり、今革めて比内の縣と云、秋田郡に屬す十狐邑今革めて獨鈷邑城主淺利與市則頼は、與一郎義貫の子なり。清和源氏の後胤、鎌倉の時淺利與市義遠の末孫也。則頼生國甲斐の人也。如何なる故にや奧州に下り津輕に住す。是より安部氏秋田に屬せり。紋、拾本骨の扇なりしか後に雁金に革む。

按するに、秋田土崎湊の城主安部氏秋田城之助實季は、安部貞任末孫なり。貞任は奧州、羽州二州を押領す。南部盛岡厨屋の城に住せり。尤威勢大にして朝廷の命に不順、故に後冷泉院の御宇康永五年、源頼義父子勅に依て貞任を征伐せり。貞任か嫡男千壽丸、十三歳にて父と同く討死せり。二男高星三歳なりしを、乳母懷にして津輕藤崎に出奔せり。其後十三湊を領す。康永年中、源尊氏より秋田に封せられて檜山の城に移る。實季迄二百有餘年、永慶兵亂の砌湊の城主安東九郎友季を討て湊に移る。

其後、安部氏より比内を贈りし故比内に移る。比内城は其頃二井田村にあり。大永六丙戌年十狐村に大日堂建立せり、彼本尊は慈覺大師の作なりぬ。

鳳凰山玉林寺を建立す今明和三迄二百四十一年なり。天文年中十狐城を築て移る。其跡二井田城は家臣を置けり。玉林寺の寺跡今獨鈷邑に是なし。爰に大館城の東一里に當て鳳凰山、片高山在、比内第一の高山也。其麓に今玉林寺の舊跡とて、周圍の生垣今に在り。城地を大館ゑ移せり、以後十狐邑より寺も移せるや未詳。山號も此山より稱せるか。今玉林寺は大館の城下にあり。淺利則賴、勝賴、則平三代の牌あり。

新禱所林光坊と云へり。其後金剛山立昌寺と號す。天台宗の寺なるよし。淺利家滅亡の後寺僧も無かりしや、禪僧住して今は禪刹となる。大日堂の別當眞言宗と云へり、川口右京六男也。其子孫相繼て職とす。如此則賴造業を成就なせしか、天文十九甲戌年十狐城にて卒去したまう。法名明奄珠光大居士明和三戌年迄三百十三年。右則賴の弟定賴北比内の押として花岡村に居住。天正二年十二月二十日隣邑山田にて討死す。法名雲山定公大禪定門、其石碑今に在り。其子息左近之助定友、父の菩提の爲に岩本山信正寺建立せり。是合戰は山田邑の住勝山三郎と、互に意趣を挾みて合戰に及り。其始終詳ならす。其已後淺利家より勝山三郎を滅す。今の山田邑勝山八幡は是の靈を祭る。

淺利民部大夫源勝頼、父則頼卒去以後城地を比内長岡に移す。今其舊跡を長岡野と云ふ。或書に扇田長岡とあるは、扇田と長岡とは其隣地にして續けるか故也。今長岡には八幡の古祉あり、淺利の古城の由。此勝頼の時秋田城之助實季と、湊土崎の城主九郎と合戰に及の故に、數百騎の勢にて實季に相從ふ。或書には大館淺利と記す。此勝頼、又長岡より大館の城を築て移ると見へたり。然れとも其事不分明なり。實季籏下諸將多しといへとも淺利にまさる大臣なし。其上武略兼備の將なれは諸人尊敬せり。故に湊攻船越、天王の合戰計策種々實季に諫言を爲せとも、上には能ように答ゆれとも內心深く疑心あり。其故は、湊九郎に內緣ありし處を讒者是を間つる、是非なき次第なり。是より双方何となく不和になり、天正年中湊九郎か居城を責落して後双方既に合戰に及んとす。然る處に城之助計略を以て、密に淺利家老片山駿河守に反り忠なさしめ、淺利を討取り首を渡さは、淺利か領地不殘汝等に配分すへしと約せり。故に謀を以て和睦の扱を入れ對面に及の時、淺利か供の諸士の內双方へ引分れ討合切合大に躁動せり。仍て淺利其場を遁れて、妻子を引連れ大館へ志さし扇田を通る。正覺寺前小路の庇に片山忍ひ居り、鎗にて馬より突落し則淺利勝頼か首取り、妻子驚走り米代川の隈に艸木の茂りたる處に隱たる所を、探り出されて河原にて弑せらる。其隱れし處、舊跡扇田神明の社居の北の方御手洗の石井有、其處なるよし。如此、片山始め杉澤喜助等重恩譜代の主君淺利民部大輔勝頼を弑したりしか、秋田城之助に主君の首を獻上して、約束の

領地を得ん迚早々湊土崎の城に參候す。實季此由聞召て仰せられけるは、杉澤喜助に五千石の朱印を給るへし。片山は家老職と云ふ、淺利家中にて大祿を受て恩儀の深き事世上知らぬ者なし、後世主君を弑せる者の戒にせよとて追放せられたり。

淺利刑部賴重比内笹館邑の城代たり。勝賴の二男權十郎賴廣を嗣子となし、舍兄權十郎慶長三年大坂表にて殺さる。後秋田實季か爲に笹館邑にて討死す。九兵衞正賴比内十二所の城代となす。然る所に南部の家臣櫻場兵助か爲に殺害せらる。

淺利民部太輔勝賴嫡男、名詳ならす。扇田邑より味噌内邑へ落行しか、澤水の流れを飛越へんとて太刀を拔き向へ杖つき飛刎しか、足の中指より太刀にて割其處にて死す。二男與市源賴平は南部へ走り、夫より津輕へ落行き右京爲信を賴み暫居りしかは、爲信深く愛憐を加へ給ふ。其上數百騎の勢を以て比内大館の城を攻落して、則大館の城に賴平を居住せしめて先祖の家督を繼しめ給ひしかは、所々に隱れ居りし舊臣等走せ集りしか、自然に比内は殘らす掌に握りたまうそ目出度き。

仍て諸家中を手分手配したりける。先つ大館の城下籏本なれは百五十人、品果給人、小繫邑給人、十五人、二十人、釋迦內邑給人五十人、山館邑給人四十人、味噌內邑仲間四十五人、嚴重に法度を立政を正しく爲し給へは、父祖の勢に倍せりと諸人尊敬かきりなし。今大館の城郭其の外町々とも、此時代にかはりなき由を云傳。

淺利家再興して繁昌せゝる事、秋田城之助遙に聞召て以ての外怒り、既に伐て果して根葉を絶されは後世子孫の愁ならんと、頻に軍慮を廻しける。文祿四年乙未八月二十八日、双方より軍勢を出して合戰を挑む。同九月七日、實季數百騎の軍兵を引率して米代川の邊に出張せり。掛りてや戰ん、待てや利あらんと互に一戰をも始めすして、川を隔て睥睨合ひて其日も既に暮に及ひける。然るに秋田勢内に思ふは、淺利方小勢なり、其上前年よりの手なみの程は知りつらん、何程の事やあらんと慢り、少し油斷の模樣なりしを察し、淺利家の軍兵とも兼て此川の案内よく知れり。夜中潜み淺瀨を渡り實季の陣中へ夜討とつと入り見れは、陣中には思ひも寄らぬことなれは、兜を枕とし高鼾を搔て寢入りたる處へ前後左右より揉立られ、寢おひれたる兵とも弓矢、鎗、長刀を打捨あはて騷て散々に逃ける。實季あまり口惜く思けれは、再ひ軍兵を引率し討出たり。淺利此由を聞より、先んする時は人を制すと云て、伏兵を居て敵來らは伏を以討おひやかし、其勢に乘して惣軍を進て討取へしと備を立て待設たり。秋田方は此事を夢にも知らされは、備も立すまはらにとや〳〵と進み來る處を、淺利の伏兵俄に起り散々に驅立てしかは、秋田勢驚騷く處へ與市頼平自身諸軍より先きに進み、霹靂の落かゝるか如に二三度すきまもなく責たりしかは、元來油斷をせし秋田勢なれは右往左往に敗北す。然れは實季兩度の合戰に利を失ひ、怫欝として怒りに堪す。翌十月十三日數百騎を以て淺利か居城え夜中に押寄たり。既に三の門を打破り二の丸迄責入たり。城中不意の事なり、其上軍兵も居合さす、僅に郎等淺利權左衞門、野呂七郎左衞門

はかり城中に居合せて、雑兵に下知を爲て爰を先途と防かせけり。其間に淺利軍兵處々より驅集り、其他下人を集めて籏には布なんと取り集めて援の兵勢を爲せり。秋田方後を顧て大に驚き、後詰の大軍來たり、跡を斷ては一人も遁まし、早々軍を纒て輕く取引へしとて退きにけり。如此、度々の合戰に實季敗北を爲て愈々怫鬱堪へす。此上は兎角十死一生の働して會稽の恥辱を雪んと、同十一月十五日實季大軍を以て出張す。淺利も同く相應す。秋田方には今日討死と覺悟を窮めしかは、互に鐵砲を放て、矢射違ると見へしかは拔連れて斬掛る。淺利方にても此合戰に負けなは已前の高名空からんと、互に味方を厲まして嚴しくこそは戰たり。秋田方檜扇の籏と、淺利方雁金の籏と北風に翩々として飈り、東西馳て半時はかりそ戰ける。血は流て馬蹄を浸し、屍は累々として山の如し。實季死を決して戰ける程に、遂に淺利方利を失ひ敗北したりける。爰に、

淺利か軍奉行雲左衞門思けるは、我殿りして味方を纒ひ引取せんと、蹈留りて血戰して遂に討死す。實季此由を見るよりも采振り上けて下知を爲し、進めや者ともと勢に乘り追ひ討すること甚急なり。淺利の兵に玉岡甚之丞も蹈留て討死す。敵其首を我先に取らんと爭ひ進むを、野呂七郎左衞門引返して力戰し、是を見て淺利玄蕃丞、唯谷玄蕃二人返し合せて野呂と一處に力戰して遂に敵を追拂ひ、玉岡か屍を肩に掛てそ引取ける。此三人の武略にこそ恐怖しけん、其後敵も追さりける。

淺利方山田邑茂屋野に陣を張り、猶一戰を勵さんと頻に軍慮をめくらしける。實季對陣して暫居たりしか、何時迄此處に日を送らん、いさ勝負を決せんと茂屋の陣處へ押寄せ、鬨の聲を揚け吾先に討入るへしといさみ進みける。淺利兼て謀を設け、伏兵を山田の山陰に伏せて敵いまた寄せさる先に、潛に夜にまきれ兵を引て陣屋を退きけり。如此とは知らす、實季陣屋に人無きを見て、是は淺利臆病神に誘れて吾寄せんと聞き逃れ退きたり。夫れあますなと氣に乘、追掛よや者ともと未明に敵を追掛けり。淺利の伏兵敵をやり過し、鬨𠹭て急に起り大勢の眞中を押隔て散々に伐立たり。實季の家臣境田三左衞門則ち鎗を合す。然るに實季方は不意なる事なれは、皆周章騷いて敗走す。然れとも大將下知を士卒になして、返せや者とも敵は小勢なるそとありしかは、取て返し戰んとしける處に、始め謀を以て僞り退きたる淺利勢忽然として打返し、合せ指挾んて責しかは實季方いよ〳〵敗走せり。扨今般の合戰に野呂七郎左衞門鎗合の高名ゆへ淺利召出して、此度の働き感に堪たり、以後身を全し隨分愼て勤むへしと叮嚀に稱美し給ふ。

慶長元年二月十六日、亦そろ實季其勢數百騎引率して比內山田邑迄攻來る。淺利も大館より出陣して屢々合戰ありしか、未た勝負もなき處に如何なる故か有けん、實季急に惣軍を纏めて引退けれは淺利も軍を引入けり。然るに羽州の目代より飛脚を以て伏見へ一々言上に及ひけれは、大閤秀吉公始終聞召以ての外なる御腹立ちにて、先年南部九戸退治以來日本國中に觸て、私の意趣を以て合戰堅く禁しせし

むるに、かゝる騷動に及の條甚た不屆の至り也。仍て穿鑿の上吃度曲事に行はる可きの條、双方とも早々上洛致可き旨申渡すへしと仰せ出されける。因て兩人ともに大阪へ走登る處に、始終御せんさく有之隨分淺利方は宜き由、其風聞實季聞て隱謀を以て、淺利供奉して登りし佐藤大學以下に手よりを以て進めて毒害を爲さしめ、淺利賴平を殺さしむ。嗚呼、天乎命乎、淺利家三代比内を領し威光も奧羽に高かりしか、此時に至りて滅せり。

慶長三戊戌歲正月八日

法名　年鷹宗淸大居士　明和三戊年迄百六十九年。

淺利與市家老

片山彌傳　横山新左衞門　新田大學。

膳番

武田彌助　伊藤新助　妹尾喜右衞門。

大小姓

工藤三左衞門　横山六助　芳賀藤八　野呂八十郎　中村平太

杉澤喜六　野呂喜八。

甲州よりの舊臣

野呂左馬之助　片山駿河　間戸左馬之丞　河口安藝　竹田孫四郎
大嶋長門　西賀甚右衛門　杉澤喜助　無賀湯喜兵衛　本宮左近
生內權助　片山彌傳　武藤彌助　芳賀藤八　瀨尾喜左衛門
大藤新之丞　大藤新助　杉澤數馬　杉澤喜六　岸彌兵衛
芳賀靱負　齋川甚左衛門　山口甚四郎　奈多喜左衛門　太田四郎右衛門
藤林丹治　栩田勘解由　多賀屋新左衛門　間祓清左衛門　脇薩摩
多野小左衛門　岡田與右衛門　佐藤大學　横山新左衛門　工藤三左衛門
高橋九左衛門　野呂八十郎　芳賀藤太　横山六助　竹田彌八
野呂喜八　野呂七藏　千葉甚助　品類又助　佐藤與兵衛
佐藤與三郎　白瀧但馬　多賀谷出雲　眞館久藏　齋藤與兵治
多賀谷孫六　勝山越後　十二所信濃　長崎尾張　横淵甚兵衛
小勝田傳兵衛　淺生左馬之助　赤石美作　小繫三助　本宮彌與九郎
大志內三十郎　前山善助　前田淸左衛門　前田彥右衛門　前田尾張
前田宅之助　前田越前　佐藤兵庫介　佐藤太郎左衛門　佐藤彌左衛門

右淺利之舊臣七十六人。

享和三癸亥年四月二十七日寫之。田代一閑翁より借用の本書唯一日之約束の上に甚たせはしく、其爲再覽なし。早々寫ものなり。

一德齋

昭和三年十月

沼田平治　校訂
國本善治　校字

淺利軍記終

代邑見聞錄

代邑見聞録

野代は往古よりの湊にや。續日本紀曰、光仁天皇寶龜二年六月壬午渤海國使靑綬大夫一萬福等三百二十五人駕二船十七隻一着二出羽國賊地野代湊一と有り、夫より以前、齊明天皇四年五年齶田渟代、亦 田渟代と日本書紀に見えたれ共、野代と號する事初て續日本紀に見えたり。

一 弘治二年丙辰、淸水治郎兵衞政吉當所を見立姥ケ懷より引移り、秋田太郞近季公より知行給はり材木方其外町支配も務め、嫡子河內政家時慶長五年庚子御國替、義宣樣土崎湊御城へ御移り被遊候砌、近季公時代之依レ爲二證人一河內に直々材木方、町支配共々被仰付、御綱船二艘被預置、義宣樣御渡野之節は御目見被仰付獻上も有りしとか。（淸水氏舊記）

一 慶長年中迄は米代と號せし由。東御門主寺免狀には、合浦郡米代古川の湊とありと云り。古老云、昔奧州南部小豆澤に富有の者あり、家僮百人に超たり。朝夕の淅の汁流出る處泔なりし故米代と云

り。其流當所にとゝまる、其頃の事故目出度名なりとて米代と號せしとかや。云傳に合浦郡は六郡になし不審、然らは御國替以後依舊野代と改りしものか。寛永年中野代又野城共書續けると見えたり。其後は野代と而已書續來れり。

一　元祿七年甲戌、寶永元年甲申兩度大地震に、野代は野に代ると讀字なる故度々大變ありと、諸人御改めを願ふ。然れとも、久敷湊にて諸國へ達しぬれは容易に御改難被成、稍御評議の上、野の字計り御改め寶永元年より能代と諸國へ通達す。其節荒町と云ひしも依願萬町と被改と。凡弘治二年より寛保元年迄百八十五年なり。

町々覺

一清助町　永祿年中建。

一後　町　建年不知。疑うらくは弘治年中ならん。

一下川反町　同斷。

一大　町　同斷。

一上　町　同斷。

一萬　町　同斷。寶永年中夏迄荒町と號す。

一中　町　同斷。

一初立町　寛文年中建七郎右衞門町と號す、延寶年中改。

一上川反町　承應年中建。

一幸　町　元祿年中建。

一馬口勞町　寛文年中建初立町と號す、同年則改。

一畑　町　延寶年中建。

一富　町　元祿年中建。

一柳　町　貞享年中建。

一稻荷町　寛文年中建。

一新　町　同斷。

一出戶町　延寶年中建。

一鍛冶町　寛文年中建。

一立林町　正德年中建。越前屋久右衞門、越後屋多郎右衞門支配。

一赤館町　寶永年中建。

一御足輕町　建年不知。

一同　新町　元祿年中建。

享保十三戊申年調。

覺　　享保十三戊申年。

一能代沖ノ口御番所より御材木場迄東西十七丁六間。
一川渡入口より畑町出口まて南北七町三十五間。
一同川幅南北川□共小三丁十間。
一同御札場より大內田境迄十三丁十六間。
一御休所表御門より唐船御番所迄五丁□十間。

能代御用屋敷

沖ノ口御番所

一表間東西十八間二尺、裏南方十一間四尺六寸、西方南北二十四間、東方二十三間四尺三寸。

御用地　　小川治郎右衞門北隣

一表東方五間五尺五寸、西方七間一尺五寸、北方二十二間五尺、南方同斷。

在府家

一表北方三十四間二尺、南方三十四間六尺、西方三十間、東方三十間四尺。

御休所

一表北方五十九間四尺八寸、南方五十八間、西方二十八間、東方二十八間四尺二寸。

御米藏

一表北ノ方三十一間、南方三十間一尺五寸、西ノ方三十間、東方同斷。

御用地　御馬出小路小玉五番地、但舊御藏やしき

一表東方九間半、南方十二間。

同　中町川六方裏地

一南方東西間數三十三間、南北間數十九間。

御召船小屋

一南方九間、西方二十八間、東方三十九間。

御材木場

一東西間數百四十三間二尺四寸、南北間數百十六間三尺。但西南ノ角畑地有。

社　地

天　神　淸助町。別當大光院修驗淳代寺の事。

表北方東西間數十八間、東方十六間。

八　幡

住　吉　柳町南側。別當大光院。

表西方南北間數四十六間、東方同斷、北方東西間數六十六間、南同斷、開地續。別當屋敷西方十六間、東方十五間、南北方同斷。

稻　荷　赤館町。別當一明院。

表西方三十間、東西五十間。

蛭　子　同斷。別當社人白川吉之進。

表南方五十間、南北三十間。

山　王　御材木場後。別當利生院修驗能代寺のこと。

後南北六十間、南方九十八間、北方別當院敷共に南方より間數長し。別當院敷馬井より西境迄七十六間、南北二十間。

寺　院

禪宗長慶寺

表西方南北間數三十間三尺、東方三十三間三尺、南方五十九間、北方同斷、南方向門前町表北方五十間四尺、南方五十間、西方二十二間四尺、東方十二間二尺。

日蓮宗　本澄寺

表北方四十一間二尺、南方三十六間、南北三十八間三尺。

浄土宗　西福寺

表北方五十間三尺、南方六十一間、東方三十八間五尺、西方四十四間四尺。

末寺に浄園寺とて後世に建つ、今畠町の後にあり。

一向宗　浄明寺

表北方二十八間二尺、南方二十五間五尺、東方五十二間二尺、西方四十七間五尺。

一向宗　願勝寺

表北方二十八間、南方二十八間四尺、東方三十九間、西方三十七間五尺。但南北角御札場。

一向宗　珀龍寺

表西方三十三間一尺、東方二十二間四尺五寸、北方五十間、南方五十四間一尺五寸。

一向宗　徳善寺

表北方二十四間三尺五寸、南方二十五間三尺八寸、東方三十六間一尺五寸、西方三十六間。

修験　一明院

表北方七間、南方同斷、南北五十六間。

一向宗　敬正寺

表北方二十七間三尺六寸、南方二十五間、東方八十間、西方同斷。

一向宗　西　光　寺　在府屋後

表北方三十三間一尺五寸、南方三十六間四尺、東方四十六間三尺七寸、西方四十八間。

一向宗　明　行　寺　清助町北側

表南方四間一尺八寸、北方二間五尺三寸、南北間數十九間。

淨土宗　光　久　寺　同町南側、西福寺の末寺

表北方四間、南方四間五尺五寸、南北十六間三尺。

修　驗　三　光　院　稻荷町南側、阿呼寺の事

表北方一丈七尺五寸、南方一丈八尺三寸、南北十五間一尺。

給人家數

中　田　筊　之　助　　後町通南側。

表北方十七間二尺、南方十七間、裏行三十六間四尺。

嘉藤田十右衞門　　同斷。

表北の方十間五尺、南の方十三間、裏行三十七間五尺。

中　田　民　部　　同斷。

表北の方七間三尺五寸、南方六間二尺、裏行二十八間二尺。

中田與右衞門　同斷北側。

表南方四間四尺五寸、北の方三間四尺、裏行十九間二尺。

大越四郞右衞門　同斷。

表南方十一間四尺、北同、裏行十二間。

鈴木助七郞　同斷。

右同斷。

中田新九郞　在府屋裏門前。

表東方七間二尺五寸、西七間、裏行二十三間四尺。

小川治部左衞門　同斷。

表東方七間二尺五寸、西同、裏行二十二間三尺。

吉田傳六　赤館町西角。

表北方十一間五尺五寸、南八間、裏行西方二十三間一尺五寸、東方二十二間五尺。

中田甚兵衞　赤館町。

表北方六間六尺、南同、裏行西方二十二間五尺、東二十二間三尺。

磯野治助　同斷。
表北方六間六尺、南七間、裏行二十二間二尺。
中田十兵衞　同斷。
表北方七間一尺、南七間、裏行二十一間二尺五寸。
瀧田市兵衞　同斷。
表北の方十二間五尺、南同、裏行二十一間。
佐良土三平　同斷。
表北の方十一間三尺五寸、南十二間、裏行二十間二尺。
白坂杢之助　同斷。
表北方十二間一尺五寸、南十二間、裏行二十間二尺。
大鐘主稅　同斷。
表北方十二間一尺五寸、南十三間、裏行二十間三尺。
中田五兵衞　同斷。
表北方七間三尺、南八間、裏行二十一間三尺。
中田直鈴　同斷。

表北方八間二尺、南同、裏行二十一間三尺。

外　に

立　林　越前屋久右衛門 越後屋多郎右衛門 忠進預り。

後谷地、東西四百五十間、南北五百間。

火　葬　場　畑の東側宮町南側後。

二十四間四方、北方葬場守屋敷東西十四間、南北十三間。

入　埋　場　葬場東脇。

南方八間、西方二十四間、東方二十二間。

右は享保十三年郡村御調に付、能代奉行武藤七太夫より今宮大學殿へ被差上繪圖間數寫。

一　八幡大神宮護國山般若寺、山王大權現金松山蓬萊寺と號す、野代鎮守也。別當は平賀大光院榮長を初とす。二代目法印尊榮時、山王をは二男利生院別當に定むとそ。

一　八幡大神宮　勸請其初を知らす。天正年中、大光院境內愛宕山に山王、愛宕相殿に鎮座ありしに、慶長年中神託有て中嶋へ遷座し奉る。元祿七年戌春、義處樣御渡野之節御立寄社頭の荒廢上覽有て、寺社奉行中川宮內殿を以て御建立可被下旨、時の在處御本方野代奉行後藤理右衛門殿へ上意あり。其年野代大地震の變により御沙汰止ぬ。

一　兩社は、寬文年中大圖役（鮭網役受負）野代野口平右衛門勸請、延寶年中出役所より再興すとかや、是も又破壞す。其頃中嶋年々闕入、上より御普請ありけれ共成就せす、兩社殿危に付暫大森下へ遷し奉る。右兩社、元祿九年丙子般若野社地に被割下、田中左內、御米藏役中田佐右衛門奉行にて御建立、八月十四日夜遷宮、十五日神事今に怠慢なし。

一　住吉大明神は、元祿七年甲戌地震の後長慶寺春國和尙夢の告ありとて、大森下濱菅交りの沙地へ折節往來ありて古錢なと拾ひたまひける。此處は舊住吉と云けるとて、其後靈夢を蒙りたりとそ。住吉の森社を造りて勸請したまふ。諸人尊み參詣も多かりしに、新建の社寺は天下の制禁なりとて密かに寺內に引取給ふ。然る處に江戶御屋敷奧御殿より御代參を以て、八幡、山王、住吉三社の御初尾打續しかは、不得止般若野八幡宮社地へ遷し給ふ。義處樣御在世の內、御建立の御沙汰ありけれ共御國用繁くして、漸寶永三年丙戌年中田彥右衛門、大鐘吉右衛門奉行にて般若野八幡宮社地へ御建立あり、能代は八幡、山王兩社鎭守なれ共、以來は八幡、山王、住吉三社の氏子たるへしとありて和讐（マヽ）神事怠慢なし。されは神も興起の時あるにや。

一　鹿島明神　　寶永年中柳町の者勸請すとかや。其頃町々の童部共、地震を恐れて人形を拵へ船に乘せ、鹿島祭と號し町を廻し年々海へ流しけるにより、不得止惣町にて拵四月七日堂前にて祈禱有、八日海へ流す。六日より八日迄三日正月と名付け、能代町中遊ひ日とす。

一　龍　神　　享保年中能代獵師勸請す。其頃打續鰯漁なかりしにより於濱邊祭けるに、我は此海に住む鰐なり、年經るにより子孫多く身を隱す所なし、我を神に祝はゞ毎年獵絶さるへしと託宣あるにより、海河龍神と號し勸請すとかや。三月二十九日を緣日とし、前夜より祈禱ありて參詣も多し。是迄般若野鎭座なり。

一　山王大權現　　昔時淸水氏政吉、所鎭守の神を得ん事に常に心に懸たり。或時濱邊に出けるに、神光海を照らし浮び來るものあり。怪み是を求れは、一つの朽木にて童形を備へたり。是少童神たるへしと思ひ安置す。其夜老翁夢に來て、嚮きに汝か得たる所は日本地主の神なりと宣ふと見て覺ぬ。淸水氏熟々思惟するに、日本地主の神なれは大己貴尊、所謂山王權現なりと難有思ひ濱邊に勸請し、天正年中大光院法印榮成を別當とし、彼境内愛宕山に八幡、愛宕相殿に移し奉る。其後東に遷座ありし時、寛永年中神託有て惡土野に鎭座し奉る。年を經て社頭大に破壞せしに、寛文年中野代奉行山方主助殿信仰有之奉加を催し造立有、六月十五日祭禮も此時より初まり、神輿御休所は沖の口御番所後なり。御足輕、町々のもの大勢供奉す。前度は中の中はかりの神事なりしに、兩度の神事にていよいよ賑々し。

一　神明宮は、何れの時か勸請願主共に知れす、寛文年中造立の棟札のみ有とそ。近來は講中も多く逐年繁榮、九月十六日緣日なれとも所以有て寛保元年三五七、三ヶ月の御鬮をとり、五月十六日前夜よ

り祈禱あり。參詣も多く賑々し。九月も又新嘗の祈禱有りとかや。此惡土野はもと神明の社地なり、後に山王鎭座ましますとも云へり。

一　愛　宕　　是愛宕山に相殿に有りし神なるへし、勸請何れの年か知れす。

一　稻　荷　　何れの年か野代桐村九右衞門勸請、寛文年中山方圭助殿再興とそ。

一　山　神　　天和年中京都山下藤兵衞勸請とかや。是迄は惡土野鎭座なり。

一　天滿天神宮　　淸助町大光院舊屋敷に鎭座あり、享保年中に再興。三月二十五日緣日なれは、前夜より祈禱有て參詣も多し。

一　稻荷明神　　野代奉行大窪丹後殿勸請とかや。寛文年中御材木場圍の外西方へ遷、今稻荷町は其跡とそ。別當は一明院なり。元祿年中洪水にて御材木場闕入、町屋迄潰西方へ寄せ給し時、柳町北側後に社地被下遷座あり。四月十日緣日にて前夜より祈禱あり、參詣も多し。

一　蛭子は稻荷社に並てありしに、右同前に社地を別當社人忠太夫に被下遷座あり。昔は神事なかりしに、忠太夫願上元祿十一年戊寅五月二十日より神事初めて行はれ、近在久保田の社人共集り前夜より藝を盡し、參詣も多く神事怠慢なし。

一　一明院安置の藥師　　四月八日前夜より參詣あり。同將軍地藏享保年中勸請、六月二十四日前夜より參詣多し。

一　西福寺三十三觀音　　寶永年中川尻村のもの寄進、堂は享保年中建。四月十八日前夜より參詣多く賑々し。

一　光久寺は西福寺下寺にて、淸助町末沖の口番所東の方砂山下に有て年々砂埋りに成、其邊に處を替ること度々なり。寶永年中より大光院舊屋敷隣角へ引越しぬ。昔修行者の庵室を結ひ割し由。山刀細工の五智如來を安置す。萬治年中大窪丹後殿取立、名字を山號、名乘を寺號にして大窪山光久寺と名付けたまふとそ。

一　野代奉行　　御國替以後は中田彥太夫殿初とかや。給人皆彼の親類、近々常陸より來りし士なりとそ。中田五兵衞は二男にて分地百五十石なり、無職多賀谷左兵衞手下にて役支配なり。御足輕三十二人被付置、猶御用手支之節は檜山松野丹波殿組遣はすよし、今以同前。元祿の初小頭一人被增置都合三十三人、御用繁多成に付久保田置知行被下、小頭に一人扶持宛、種ヶ島御扶持は御國一統來りとそ。

一　昔野代を知る者を城代、所司代、御代官抔と云傳。延保年中より野代奉行の名目見え、享保年中武藤七太夫被仰付之節、町奉行同格と義峯樣より被仰付よし。

一　昔野代奉行へ檢使役とて、御物頭之內一人三年交代にて御馬出小路本御藏向、今萬町角南側小屋鋪有けるに、元祿四年辛未火難以後野代奉行屋敷之內仕切して北方にも被移置、跡は町屋に成。正德六

年大檢使無□置、役家御拂跡は前度之通能代奉行屋敷に成る。

一 御米藏は御馬出小路西方大町下にあり、寶永元年甲申地震以後、御休所敬正寺間の明地へ移置。跡は御直山御用宿小玉五兵衞被預置、其後依願同人へ被下置候。

一 享保六年辛丑年迄は、能代町五つに分ち肝煎五人ありし。

一清助町　鍛冶町、出戸町、下濱　肝煎　宮腰六兵衞
一後　町　新町、稻荷町、柳町　同　錠谷十五郎
一大　町　下川反町、中町、上川反町、富町　同　熊谷藤右衞門
一上　町　馬口勞町、畑町　同　柴田德右衞門
一萬　町　羽立町　同　坂倉十衞。

一 同年故有て被召放萬町北村作右衞門、後町三島勘右衞門兩人庄屋被仰付、久保田並名字御免被下。

其後町之盛衰を考に如左。

一清助町馬口勞町、出戸町、下濱　一大工町下川反町、富町
一後　町新町、稻荷町、柳町　一上　町鍛冶町、畑町
一萬　町中町、羽立町、上川反町。

右之通りの組迄初て役屋を建、驛馬の御用を辨す。

一古來より寺院門前町に、長屋は其本主より諸法度事等觸れるに、享保年中吟味之上武藤七太夫被申立、表向は無殘庄內支配に成けり。

一昔質屋定なかりしに、山方助左衛門能代奉行の時、延寶七年己未質屋二十三軒に被定書掟書渡る。

一赤館町は濕地にて沼あり、霖雨の時必水溢柳町往還絕たる事度々なり。昔能代給人多賀谷左兵衛殿組下斗り來しに、元祿年中故ありて右之內廢せられ、跡給人手不足公用辨兼たるにより、時の兼役御本方奉行申立、寶永年中松野源五郎殿手下檜山より引移す。屋敷不足に付大沼埋立て、西の方角屋敷へは土手を築同年中屋敷割渡、給人中依願赤館町と號す。

一西光寺後稻荷町社地向も濕地成しか、御下代伊藤杢右衛門屋敷無之正德年中依願被割下、後に沼ありて裏間數なきにより、西光寺後土手際より柳町裏間の外まて無殘被割下。享保十三年戊申霖雨にて柳町より押來る水、杢右衛門後沼より溢るゝ水、稻荷社社地、西光寺土手半分水下に成り往還難成、給人屋敷も西角より三四軒水下になりけり。濕地故雨後數日を經て水引くことなく、或者さらばとて、忠進をして水汲捨けるに漸往還も成き。

一能代は田畠纔にて、阿仁、比內、同郡男鹿、森岡、鹿渡、岩川邊より來る米を飯料御造米とす。去により沖出米一萬石に近き事十年にも稀なり。如斯なれは古へ着船多賑に、しかれは材木多出其比秋田杉として上方捌能、直段よかりしにより買積船も多、先納にて爲登木もあり着船多かりし。天和、貞享

の頃までは問屋も多かりしに、今は十軒に足らす成ぬ。近年杉材木諸國より出上方捌𥝱、諸色高直の由、此一つのみ下直なれは買積船なきは宜なり。外に和物問屋といふもの當時二軒有り、松前、越後、能登、越中邊より來る鹽引鮭、鰊、鹽鱒、昆布等のもの積來り、船宿方斯而盛衰は尙掌を返すが如し。

一　御國替以後材木方役は淸水河內を初とす。御下代の名目は寬永年中の事とかや。初て御渡野の節於御休所惣御下代御目見、常御渡野之役へ頭料斗御目見、却而御吉凶には惣代相登る。元祿十五年德雲院樣御不例の時柳谷兵右衞門御勘定被登居しに付、東正寺相賴み御祈禱御札さし上候よし。

一　昔は頭料役石御材木方之外御用少かりしに、山方助右衞門能代奉行の節、貞享二年御用有之上京留守中御檢使役岡半右衞門、笈川七郞右衞門加勢にて相務、同四年助右衞門居下之節に六月四日八丁目におゐて病死、御用番眞崎兵庫殿より被仰渡候。助右衞門相果てしに付田代右衞門、小助川左右衞門能代へ遣はし御用相調致居、歸り跡は兩人にて相勤め、輕き御用は御下代頭料共に可爲相濟よしにて何角の御用相□へぬよし。

一　昔は極印限とて、山出し銀久保田、能代、仙北筋にも吹屋居りて吹直し御極印打通しけり。元祿年中從公義御沙汰有て丁銀使ふやうに成ぬ。其頃までは銀錢も儘有之、昔は銀小判も出しとぞ。寬永の頃までは松前砂金も多渡り賣買有り、砂金一匁は極印銀十匁とぞ。

一　銅船も外沖口通は材木に限らす問屋判形斗にて有しに、元祿十五年壬午より野代奉行裏判に成ぬ。

一　能代所々御普請斗、其外手形等御用番御年寄にて御裏判成しに、寶永二年乙酉より能代奉行裏判に成ぬ。

一　阿仁銅山は大坂北國屋吉右衞門初て見立、年久敷堀出し分限成たるとかや。其後同處大坂や久右衞門に被預置、年數間もなく元祿年中御直山と成ぬ。

一　昔海川共に漁有けるにや、野代川鮭役千五百尺、其後千尺に成、五百尺に成、今は二百尺に爲し。されど共鮭斗にては收納なしとて、延寶年中迄は輕き者迄鮭引持ぬはなかりし。其頃網見物の戻りには、知合の網師は、牛に乘せよとて鮭一二尺宛くれたり。夫より以後は、松前魚のみにて地鹽引は稀なり。或人云、近年南部又は御當領阿仁比内所々銅鉛山多出、其水流來るにより漁も薄しとぞ。鮭はよわき魚なれはさもあるらん。されは享保末かとよ、比内より能代川まて小魚は不及申、鱒、鯔の類まて多漂流し人々拾ひ取りし事有り。毒流しとやらんなるへしと申唱へしに、南部銅山鋪破れて溢れし故爲とも□□。

一　延寶年中迄は、上川反町より清助町下迄北側家後は水深、大船萬町下迄來りし故に川除普請絕さりし、中にも清助町下は闕込强く上より御普請被成下けり。其比大洪水には上川反は不申及、初立町、中町、萬町、御馬出小路迄水下に成り長船にて往還せし事度々にて、元祿七年地震にて川浮上け水淺く、當座は向能代へ歩行越えし多く、夫より漸く川除下へ沙瀨出、沖出入の荷物馬にて運ひしなり。

五十年百年めには必舊に返るとの云傳により、後のため記す。

一　延寶年中迄は沖口御番所より水戸口迄凡一里もあらんと覺えし。辨才山、愛宕山、大森山並立風景もありしに年々海近成、今は御番所より十丁斗もあらんと見ゆ。辨才、愛宕兩山跡かたなく、大森山も纔に形斗に成ぬ、是は沙飛事止まさるによれり。寄洲段々遠さかりぬる故近年鰯漁もなきにや、又御番所後より唐船守山も沙飛沙崩、清助町裏地埋り山も卑く成、御普請の畔り有しかとも御物入も多く事多くして被止置を、越後屋多郎右衛門多年心を盡し、手前入目にて端合に捨置塵芥を運ひ、彼崩るゝ所敷なして稗其外生やすき草の種を年々蒔たるにより、最早青山と成今は松なとも見ゆ。是等の勤功により隱居扶持五人被下渡邊休慶と改、七十有餘なれともまめやかにて、日和には彼普請所へ往來隙なしとそ。

一　昔より船着ゆゑ遊女は有けれとも、傾城免許は寛文年中よりの事とかや。三月三日より九月九日まて野代住居の故に切支丹御調には旅女と出つ。前清介町、新町に二三軒ありしに、元祿年中より柳町へ引越亡八も多成ぬ。其頃、揚屋とて指立多事もなかりし故旅人其宿へ連れ來りしに、元祿年中より揚屋も多くなり、柳町の外に出ること自然停止の樣に成ぬ。

一　久保田御用に湊へ廻し候材木、昔より船又は運賃船にて被廻置。然るに三輪多郎右衛門年來心掛け、淺内潟へ堀切漸く成就し享保元年より淵廻しになる。

一　一向宗餘間(マヽ)の一家は德善寺を初とす、年明て西光寺、次は願勝寺也、皆享保年中なり。當主淨明寺は其以來より權律師なり。

一　昔は國見山に雜木多かりしとかや、國見伐とて野代より日歸り薪伐りたるとかや。藤琴、粕毛、大澤、梅內、岩瀨、早口、糠澤より今も炭薪下りぬれと、逐年高直に成ぬ。又八森、湯澤、濱田邊には牛鹽を焚きけるに、正德の比かとよ鹽をやめ薪炭を能代に商買をさせ、然れ共年々高直に成は山も伐盡、又能代に不限所々家居も多成る故なるへし。

一　義宣樣御入國以後度々野代へ御渡野有けるに、及御晚年子供御愛し被成、御鷹野に不被爲出日は御休所御樓下へ子供を御集め、銀錢金錢被取交被爲蒔我先と狂を御慰、又は糸へ御付釣竿の樣に被成、是をとらんと騷くを御慰に被遊けり。去により、御鷹野へ御出又御歸りの節は御休所前に子供集、お見立御待請御機嫌よかりしと古き物語り也。

一　大光院三世法印尊爲は、神道家なれ共儒佛の道にもくらからす、殊更和歌の道に志深し。上京の時其頃名高き北村季吟の門に入り古今集、源氏物語まて傳受し、亦俳諧も傳へ得て晚翠堂桂葉と號し八束穗を編、出羽六郡の俳諧は此人を祖とすとかや。其節息尊閑も和歌俳諧共同前に傳受し、少蝶庵里鶯と號しき。元祿年中入峯下向に、江戶にて息常福院同道季吟先生にも屋敷へ尋至りて終日物語り給ふ。書記して一同淸話抄と名付、老人桂葉へ持參し給ふ。此人世を辭してより、詩歌の沙汰も聞え

す成そ佗しき。

一　昔葬送は其寺々にて有しに風荒き處故火難危、元祿八年乙亥畑町東方後葬場に被下けり。

一　右葬場守、西福寺道心の間より斗移り居ける。是又七太夫殿被仰立以來は、何宗門にても其時々の吟味次第移置候樣に享保年中に被仰付。

一　能代は田畠纔にて阿仁、比内、向郡男鹿、森岡、鹿渡、岩川邊より來るを飯米、酒造米、船粮米、又は爲登米とす。去により沖出米一萬石に近き事十年にも稀也。如斯なるに古へ着船多く賑々しかりしかは材木多出、其頃秋田杉とて上方捌能直段よかりしにより、買積船も多先納にて爲登米もあり。着船多かりし天和、貞享の頃迄は問屋も多かりしに、今は十軒に足らすなりぬ。近年杉材木諸國より多出上方捌兼、諸色高直の內此一つ而已下直なれは、買積船なきは宜也。外に和物問屋といふ當時二軒あり、松前、越後、能登、越中邊より來る鹽引鰊、鯡、鹽鱒、鹽鰯、刺鯖、から鮭、鹽干鰯、昆布等の船宿す。却て盛衰は掌を返すか如し、愁ふへからす。土崎湊と違御用も任するにより、初て御渡野の節は於御材木場獻上御目見御料理も被下、昔は不時御渡野にも有しとかや。又小宿といふあり、清助町に住す。問屋の手に付船頭水主の輕き物を商賣し、水主船頭の休足所とす。

一　御國替以後材木方役は清水河內を初とす。御下代の名目は寛永年中の事とかや。初て御渡野の節は於御休所御下代御目見、常御渡野の度々沙汰斗御目見、却て御吉凶には惣代相登。元祿十五年壬午

義處樣御不例の時、柳谷長右衞門御勘定に罷登居候付、淸正寺相頼御祈禱御札御城へ長右衞門持參宇佐見久太夫へ相渡し候。右に依壹岐守樣御醫者井關正伯老御同道御下り、御快癒にて御登被遊候。同十六年癸未江戸御下向於橫手御城御不例、大光院御祈禱御札は宇野又三丸持參御會所へ差上候、尤惣御下代と書付けす。兩度共に御年寄岡本又兵衞殿、梅津與右衞門殿に難有上意被成下、野代後藤理右衞門殿被申渡、此節も壹岐守樣井關正伯と御下國ありけれども、無間も御逝去にて則御登被成候。昔は頭料役所御材木方其外御用少なかりしに、山方助右衞門殿御勤の內貞享二年辛丑御用有之上京留守中、御檢使役岡半左衞門殿笈(マヽ)川幸右衞門殿加勢にて御務、同四年癸卯助右衞門殿下向に六月四日八丁にて病死。同二十一日御月番眞崎兵庫殿より、山方助右衞門相果候付田代新右衞門、小助川庄右衞門野代へ被成候、御用相致罷歸候跡は兩人にて相勤め、輕き御用は御下代頭料共に可爲相濟旨上意之趣從江戸梅津半右衞門申越候。半右衞門殿幸右衞門殿へ被仰遣、夫より何角の御用取集候事にや。今は御材木方より外の御用に暇なくなりぬ。

一 元祿五年壬申七月十三日洪水に川內に有之船、水多く成次第碇を入大綱にて陸へ繫けれ共、上の船一艘流出ると突あたり〳〵十一艘破損、水主の內死人手負も多かりし。則本道井上道味、外科佐藤傳右衞門兩人寺崎彌右衞門殿より彼地に被遣、療治被成下。却而川上に居る船に隨分入念繫き置くべきものなり。

一　貞享四年丁卯七月十七日天氣能、新潟之御船川邊にて蟲燒せしに、何とかしけん火餘りて水かけ沙なとかけけれと不鎮、終無殘燒失しけり。是を見れは水邊とても頼まれす、蟲燒せは必水を多く漂へ水籠、水嵩の類迄用意してすへき事なり、愼の爲記す。

一　寛文九年己酉、松前奥夷沙武者犬鬼菱と云るもの蜂起して松前城下へ責上るに、御加勢被仰付九月二十三日能代事初有軍船三艘被合置。然る所に兩夷共に謀にて付けしとかや、至十月御加勢御免被仰渡。

一　寛文の末、天下姥といふもの久保田より在郷鵜川村邊相廻、野代にも一宿し、南部へ送り遣しけるに難所なりとて久保田へ歸り、夫れよりもと來し所へ送被遣しとそ。在々にては男を集め相撲を取ける、負ぬれは機嫌惡かりし故態と勝せけるとそ。惣して何方にても女をよせす、朝夕宮仕へ男斗り付添けるとそ。何者にてやありけん、其頃は大様なる事共なり。

一　いつの頃にや五智如來庵に住せし道心、捨身の行とやらん企て念佛を初め、結願に首へ綱の輪を掛け夫へ幾筋となく繩を付、子供を集め念佛を唱へ、右繩を多引終に縊れ死ける。諸人殊勝に思ひ憐れがりけり。其頃所々にて子供此眞似して怪我もありけるとかや、かうやうの義は必堅く可禁事也。

一　寛文の頃とかや、播磨船の者女を連來り此沖に沈しとかや。其怨靈の所以にや、播磨船さへ入ぬれは水戸淺くなり、或は日和狂して自餘の船までの害に成とそ。故「能代湊に鎖かおりはせまひ明てお

出しやれ播磨船」と今様に作りて謂ひし。或時、自餘の船共集り彼播磨船を海へ押出しやりぬれば、日和直りて出船しけりとぞ。今も播磨船さへあれば六ヶ敷とぞ。懼るべし。

一　昔は正月十五日には、婚禮せし者共、近付懇意のもの色々の裝束して愛宕參りに袖をつらねたりなとゝ謂ひ、水をあびせ樽肴を送り賑々かりしに、元祿年中より堅く停止に成ぬ。

一　正月十五日、童等五人三人組合小き堂を拵へ小き人形を刻み入、「道祖神の勸進、乾の隅に瓶七つ、男の子は十三人、孫彦玄孫、雲孫の代迄〳〵、是の御店の商は、一粒萬倍、七軒返八軒返し、爰の家の藏からは、錢と銀は涌やうに〳〵。」と家々に入て片言交りに唱へ、米錢貰ひ來り夕飯に炊、彼堂を打割打くべ肴買て打喰ひ祝ひとす、其所以を知らず。又七月六日の夜は、童共五人十人組合燈籠を付、「ねふ〳〵流れ、豆の葉にとまれ〳〵。」と太鼓鉦笛にて囃子町中を廻る。城下は關東さゝらのうたとかや、是をねふ流しといふ。牛女祭る夜といふにより眠流しといふにや。一夜不眠朝に成て川へ出垢離をとり、此兩様は古來より此國の風俗か、又は御國替以後常陸の風俗にてならはし來るにや。

一　享保年中清助町のもの兩人、船難風に吹放され朝鮮國領に至り、宗對馬守殿より被返置、大坂御町奉行より御國御用聞雜賀屋七兵衛へ被渡置。時也、京都在番御勘定奉行秋山喜右衛門殿被相尋候趣左之通。

羽州秋田能代清助町與三郎悴三十九歲　三郎兵衛

同所同町　　勘四郎悴三十八歳　萬太郎

一　私共儀大坂長濱屋源右衛門、能代越前屋久右衛門持合の船二十二反帆、八百五十石積、沖船頭大坂阿路川午三郎十四人乘組、内九人大坂もの、同三人長州下の關の者、同二人私共被雇候而、右船へ米少々積候て去年巳七月朔日能代出船、同五日松前箱館へ入津仕昆布、干鮭積受、同八月二十六日出船歸帆仕候處に、九月朔日暮頃より北東大風雨強く、段々荷物打捨同月四日柱剪折、同晩楫を打折、夜に入水船に罷成、翌五日乘込の者不殘橋船に乘移何國共なく被遊候處、何方共不相知方に山相見得付右の方へ流寄申候處に、島之内に人一人見掛申候。此人私共を見候て笠を着出申候を見候得ば、及承候通りの唐人笠に御座候に付、初て唐にて御座候哉と驚入船よりも揚り不申、其後唐人五六人出互に見合居申候得ば、同日暮方に及唐人二三百人程弓、鐵砲、鎗抔を持出候。此處にて命を被取可申かと存候へ共、三四日食事不仕殊外喉乾申に付、水を給相果可申と一同に水を乞申候へ共、言語通不申十方に暮罷在候。然ば唐人打寄、拾四人の者耳鼻口共に身體不殘相改乘參り候。橋船を唐人共陸へ引揚、私共を鹽焼釜の家へ連參握り飯一つ宛くれ申候。此處にて一夜明し申候。

一　翌八日朝唐人共夥敷參り右橋船へ私共爲取乘、磯傳ひ凡二里程召連れ參候。夫より川内へ入此道一里程と覺申候。此方兩方淺く中程深き處に船繫置候而、八日、九日兩夜中船中に臥申候内に、握飯一つ宛唐人くれ申候。然ば唐人悴大分集り石砂打付申故、此儘にて相果候よりはと存じ陸へ

上り申候得ば、唐人共出私共に柿を振舞申候。私共樣子見候而念頃に取扱なだめ候て、所の名有人と相見得、能家造りの方へ召連參り候て長屋へ入置候。鐵門にて夥敷屋作にて、御役所にても可御座有哉と被存候處、此所に日數二十六日逗留仕候內、初重立候唐人揚輿に乘り、太鼓笛などの樣なる鳴物にて上下一二百人斗にて參、私共樣子尋候得共双方言語通不申、物を書見せ候得共唐人は眞に書、此方よりは草假名の外書候事不相成通じ不申候得共、國本戀慕かなしみ可申と感心の體外へ現はれ、私共十四人へ右の重立候唐人盃を指馳走にて候。朝夕給もの入念候。肴は品々有之、鯛、鱸、鱘、蛤、日本の肴に皆無之候。饅も度々くれ申候。役懸候唐人と相見得毎日參り、殊の外馳走の體に御座候。惣而私共給物重なる唐人毒味致候て振舞申候。右日數之內重立候唐人、輿に乘鳴物にて私共居り候長屋へ三度見舞申候。言語は通不申候得共、殊の外念頃なる仕形に御座候。寒氣甚潮も氷申程の儀に御座候。私共居所竈の樣なる下へ火を焚、其上へ莚を敷其暖氣にて寒氣を凌申候。右の所に私共逗留の內、男女夥しく見物に參り候。其樣子見候得ば、男女悴共に無殘白き衣服にて笠着申候。此儀後に承候得ば、朝鮮國王不幸之儀に付三年の間喪服着申に御座候。

一 右の處十月十六日罷立候。其節又々此方の橋船に乘候。唐人共は別船に取乘送り申候。船數小船二三十艘出申候。一艘に六七人宛乘、此內頭唐人と被存候唐人も相見得候。夫より朝鮮國湊釜山海迄十六日目着仕候。右罷越の內、陸上り申候て臥申事も御座候。又は船に居申事も御座候。

陸へ上り申時は何時も夜分に御座候に付、土地の樣子は相見得不申候。但所々にて馳走共御座候。委細の儀は覺不申候得共、陸地少々にても御馳走の馬出申候。夜分に御座候得ば、松明多出候て中々夥しき事に御座候。

一　霜月二日、私共を朝鮮國より宗對馬守樣御役人へ請取渡相濟、夫より對馬守樣御船へ乘移船住居に罷有候。此時私共着橋船等委く御改御吟味御座候。私共人數着物迚はちばん一つにて罷有、殊之外寒申候に付被付御心候て、布子一つ宛對馬守樣より十四人に被下候。其後寒氣も彌强又候白木綿布子一つ宛、當午正月九日木綿布團一つ宛被下置候。賄は朝鮮國より致し候。此賄方唐人之內受負之者有之食を爲喰不申節も有之、其事如何致して聞得候哉吟味有之、右之者を五十枚とやらん打申筈にて私共に見候得と申候得共申わけ候。何卒御ゆるし候樣に私共仲間申候得ば、十四五杖打申候。惣て科有之し度々杖にて打候を見申候。

一　二月九日、朝鮮國より名たちの振舞と申候て種々夥敷馳走御座候。名たちとは此方の餞別之振舞の事に候。膳の大さ三四尺にて、其內に品數十五六色品々高く盛り上げ、造り花飾り申候。其上にて朝鮮人より白木綿一疋宛貰申候。二月十日より對馬守樣よりの御賄に罷成申候。同十八日釜山海出船仕り、對馬守樣御役中本船三艘、小早船一艘にて御送被成候。同二十五日對馬の湊へ入津三月十一日迄逗留仕、同十二日對馬守樣御役人中樣御兩人御添、本船一艘、小早船一艘にて段々罷

登、四月十九日大坂川口へ入津仕候。同二十日對馬守樣御屋敷より大坂御番所へ御引渡被遊候由にて、同二十一日右十四人被召出口上、御番所より私共二人能代者に御座候に付、大坂表御用聞雜賀屋七兵衞殿へ御預被仰付候以上。

享保十一年午四月二十三日。

右相尋候節兩人のもの前後に申儀も有之、惣じて事多候て中々早速に書取候儀難成候故、有増相尋候通り如此に候。尤早々調候故承說處も間々可有之候間、被成下御用捨御覽可被成候。

一 御領內比內、南部御境目御論地慶安年中より起り、延寶年中御檢使御下り御裁決相濟被仰渡御書付左に。

奧州南部鹿角郡花輪村毛馬內迄、羽州秋田領澤尻村、十二所村、味噌內村、茂內村、別所村、扇田村、大館山境爭論の事裁許申付之覺

一 米代川より南方ばつかい澤境の由秋田領雖申之、境內南部領古田有之條秋田領申所非分也。南部領よりは土深渡境之由申之、高梨外館一館、又川原館一屋敷之由秋田領の者雖申之、南部領より二館二屋敷にて南部領之者住居之由申候。見分之上分明に候條南部領の者理運之事。

一 金山の內西道本山之義比內沼山之由秋田領より雖申之、南部領より金堀來間間符數多有之、古來よりも金堀小屋幷樹木等有之、其上南部奉行屋鋪右幷樹木畑に相殘、只今金堀と相見得候。其外西

道小杉平切、道崎之山、西道北平、西道夏山、各之所に南部領より金堀候。右間部牒に相見得候條秋田領申所非分之事。

一　金山峯續南部わんのか山冑石迄堀之由南部領と雖申之、ふなの木坂より内一通り澤にて秋田領、大葛山金堀上候者爲用事五十年來大木伐の伐跡之古跡數有之、其上冑石南部之者近年新規申立候義無紛相見得候條、南部の申所非分也。ふなの木坂、栗木平、馬立場峯通境牒相見得候事。

一　米代川之北西方大森より下の森、樽木、菅之澤、山神林、長木峯通清水峠迄境之由南部領より雖申之、下之森の境峯澤にもあらず、且又秋田領薪澤村田地之内を引通樽木迄境立之義非分の至也。其上南部より山錢二百貫文出之、三森之上之下深澤へ入小羽柾とし候に付、南部領百姓與五右衛門より秋田百姓和品所へ遣し書狀二通有之間、南部領之申所先以無謂の事。

一　米代川の北東方大森、赤澤山、松森、札立場、日暮山、水澤、頭仁長根、袈裟掛澤限峯境、森清水ヶ峠迄之由秋田領分明に相見得候。其上先年長木澤之內にて、皆之者取置し材木毛間内之者掠申に付、南部家來櫻場安房より秋田家來澁江內膳所へ遣し返狀之面、秋田領と相見得候條彌以牒也。然其袈裟掛坂峯通南部領小坂村新畑之內、峯共不相見得候所を境引通の義非分也。先年より南部之者覺候境分明之事。

右今度爲御檢使設樂市左衛門、中山茂衛、設樂源右衛門も指遣見分之上評定し、面々令相談裁斷し米

代川之南土深渡、高梨館、外館の間より大場平、朴木峠、大持長根、龍ヶ森、大馬場山、捨神山迄峯續すはり合、横澤、立菱山、馬立場、栗木平、ふなの木坂迄限とし、米代川の北東は大森、赤澤山、松森、札立場、日暮山、水澤、頭仁長根、袈裟掛澤限峯通堺、森清水峠迄水落峯通山境相立、羽後鑑之繪圖之面里一筋引各加印判繪圖一枚宛双方へ下置候間、此旨守之永不可遺失者也。

延寶五丁巳年六月四日

御勘定頭　岡部角右衛門
甲斐喜右衛門
德山五兵衛
杉浦內藏之丞

御町奉行　宮崎若狹
島田出雲

御老中　太田攝津
小笠原山城
土屋但馬
久世大和

何も御印判にて双方へも渡置く。

稻葉美濃。

一　延寶五年八月義家様御渡野、長木澤御利運に付於御休所惣御下代、惣問屋銘々獻上被仰付御目見、町より踊上る。御渡野中御賑々しく、御機嫌能く御歸城、山方杢助殿務の內なり。

一　昔津輕、松前の御領主江戶御參覲には、岩館通當所泊にて往還ありしとかや。岩館より當所迄は難所多き故にや、寛文以前より津輕御領主も比內通、松前御領主は南部より往還ありとぞ。其頃津輕御領主は女中を五七人宛召連けり。江戶にて御沙汰ありし時、私儀小身故身近き譜代の者少く、新參の者は心ゆるし難く候故、側使の爲召連ける儀に仰上事濟みけるとぞ。

一　予か若き時年久しく寺住居せし老人語りしは、二十年以前迄は死せるものあれば必ず寺にて知りぬ。其所以は、さして目には見えねど男なれば水屋に來り嗽する音し、女なれば棚元へ來りて椀、家具を動かす。其夜か翌日には必ず彼知らせの人來りぬ。近來は稀にあれどもなきに同じ。是れ佛法繁昌にして歸依する者心も直き故なるべしと云へり。予思ふに、げに其頃はかしこに幽靈に逢ひ、爰に化生を見しなどいふ事繁くありしに、近來は其沙汰一向に止みぬ。予が幼き時節と違ひ、皆書籍にひたり講習討論に及ぶ。かくある故、百事の道理明かに成ぬる故なるべしと覺ゆ。

一　予が若年の頃迄は人參を恐ろしきものゝやうに覺え、大病人なれど死に近かつかざれば用ふる事

なく、産婦に與れば必ず血か上るといひて麻糸の黒焼、又は葦毛馬のあらし子の乾したるを煎じて産前より産後迄用ひたりしに、近來は外名ある病、倘産前後には人參にあらざれば助かりがたきやうになりぬ。是近來生得稟受の弱き故なるにや。

一 昔は節季の餅をば十人斗り居並び、小杵にて廻り搗にしけり。賑々しかりけれど、餅飛散其外費多かりしに、貞享の頃よりか相取を立て獨搗になりぬ。又味噌は大豆を煎能く搗て玉にし、日數經てカビをよく洗ひ、薄く刻みて糀を合せ味噌とさせしに、是も近來鹽糀を合せ直く味噌となす故に今は費なし。

一 つら〳〵予が幼よりの事を思ふに、世の移り替る事瞬の内にや。元祿の初めまでは男は十五六歳迄振袖を着、凧を揚げ、犬鬪、鷄合、又は綱引して町々論合あそびあるき、女も十二三歳迄玉とり、つくはね、穴打など町渡りして遊びけれども、誰さみするものもなかりしに、何時となく大人びて、今は十歳に至れば振袖着るものもなく、町渡りするものもなし。多くは店棚預りて長にひとし。女も八九歳になれば、誰制せねども自然に門に出ること稀なり。誠に、近來長壽の者少しといふもこれらの故なるべしや。

一 昔上京する者は敦賀、又は大坂廻に便船して往來し、陸登りは稀なりしに、近年は船登りは少く陸登りは多し。故に都も近く成にや。元祿初までは問屋、その外名あるものゝ妻女の外は浴衣を被に

し、山挊の足駄なりし、餘は是に准へて知るべし。然るに惣て近來華美に移り、町端に居る者までも塗足駄はかぬはなし。都のはやりを富有なる者學べば、貧しきものも續て夫を眞似す。かくなる心より金銀も登る事は速かに下る事は鈍く、所も年を逐ひ衰るにや。されどさしうつふいて考ふるに、畢竟百餘年干戈のひらめき鬨の聲の汰沙をたに聞かず、死生を疊の上にする後世に生れ合たる仕合を思へば、誠に身に餘りてありがたし。

地震之記

元祿七年甲戌年五月二十七日、明行空は薄墨をたゝへ、出ける日は朱の盆を浮べるが如く、時ならず東風蕭颯と面を打ち何となく物すさまじくあやしみながら、唐人の五月秋と詠じけんも是等の氣色にやと思ひしに、辰の刻頃大地俄かに震ひ、皆足を空に逃出けり。間もなく鎮まり家に入りぬ。朝寢の人々も是に驚き起き出と、聞きも傳へぬ。强き地震かな、梁などはづれざるにやなどいふ內ゆり返しぬ。あはやと又逃出しに、予は妹の逃兼けるが手を引て四五步臺所土間へ下りしに、家を持ちあげ落すやうに壁の崩るゝを見、兩手を頭上に組ければ拍子や能けん、壁わかれて難なく屋根へ出づ。見渡せば皆潰れて平地になり、朝炊の時なればば火の手方々に見え、人は一人も見えざりけり。我のみ生きて何かせんと十方に暮れしに、妹が呼ぶ聲に氣付、我出し所より是も難なく出しぬ。然る所に、實兄其外下人共遁

れ出屋根に來り、かしこ爰取のけ、家公ならびに慈母の梁に押され給ひしを取り出し奉り、下女も堀出しぬ。隣より來りし娘、梁に髮をはさまれしも起て返しぬ。只五歳に成りたる妹の背負れ梁に打れ果けるぞ、長き思草なりける。然れども家公を始め、下々迄無恙悅びあへり。火遠ければ、家に入りて調度のやうの物取出すは安かりけれども、度々震て止まざりければ、たま〳〵生殘る命失ひては手を空しうするに似たりと、上下堅く禁じて手廻斗取かゝりぬ。後に聞けば、難なく出るも調度に目くれ再度出入して、梁に打たれ、或は出所をふさがれ燒死けるも多かりしとかや。又井の水湧上り、落入りてのがれしもありけるとかや。是外さま〴〵、一時の內の盛衰まことに夢幻の如く也。中にも哀れなりしは丸屋某が息十四五歳はかりなるか、父國本に登り母とふたり居りしに、跡先に逃出けるに、母は梁に打たれ出兼ねしにより、あとより出さんとしけれども手に叶はず、身もだえけるを見て近所の者も力を添へしに、間もなく火掛り是非なく、立されと母と共に言けれども、獨生きて何かせんと、母が居りける所へすり入り共に燒死けり。亦相澤氏が妹十五六歳なりしに、梁に押され出もやらずありけるに、大勢集り手に手をくたき、とやかくしける內火掛りぬ。其乳母なりし五十有餘の老女歎き悲しみ、其側へすべり入り共に燒死けるこそ貞烈なれ。其外親を忘れ子を捨て逃げまとひ、梁に壓され石に打たれ怪我せしも多かりし。難なき所へ家公、慈母を冐奉らんと出けるに、臼子□師に逢ひぬ。地獄に佛とやらん心地して、いかにや〳〵とばかりなり。されはゆり出され思ひ出で、

つく〳〵と世は人間の浮巣かな。

と發句せしと宣ふにぞ、うきを忘れたりに□□。日比すける道とて、かくおそろしき中にも云寄たまへるも有難き。御在府屋敷より御休所之邊少々靜なりければ、御在府屋敷南之方棚をかたとり露よけして、土手の上に二三日休め奉りぬ。實兄と余は下人共と屋敷を守て居ぬ。晝夜隙なくゆりけるにより、彼小屋へより〳〵立廻りしに、地かたまらず浮橋を渡るやうにして、強く踏めば奈落へ落ぬべき心地す。所により水湧出、地下りしもあり。川も淺くなり、十日餘は向へ歩行越もしける。兎角淺ましき、人の心落着かざるに馬を引かけ、燒藏の米、又は質物など盜み取りしもありたり。二十九日晴天白日に、巳刻頃何者か言出しけん、すは津波より來ると騷立ちけり。海面靜かに入船もありければ、何はさあらんといへ共、川上より押來ると口々に罵り諸人騷立、屋敷打捨逃るもあり。彼盜人共も、引來る馬、盜みし物も打捨て迯行けるぞをかしき。日數經て銘々屋敷へ立歸り、草庵より尙輕き住居なかに手廻一所に集り、少し人心地はありけり。地震以後は照續き五三年覺なき暑にて、晝夜蠅蚊に責められ所々嗚呼の聲絶えず、又折々震ければ稱名の聲も絶ざりけり。家公、慈母の傷めにも療用もなりかたかりしに、自然と癒りぬ。却て此度の打疵、一生發せざるも不思議なり。産屋より震出され、震の内に産落しけるもありけれど、一人も怪我なかりけり。常は少しの地震にも血を上死するもありしに、誠不思議なりし事也。斯あるべき事のしるしにや、彌生の頃、大森下濱菅交りの沙中より大きなる埋木一夜に出た

り。長さは五丈ばかり、太さは三間程あり。珍らしき事なれば見物引もきらず。亦五月初頭にや、山王権現拝殿の前にありし石燈籠一基、風なきに倒れて遊び居りける童一人打殺しぬ。海も折々鳴りけるとかや。是等は前表なるべし、凡慮の及ぶ事にあらざれば、只何となく打過ぎぬるぞ悲しき。午未両年の火難、此大變に逢ぬれば、大半野代住居おもひ切て他所へ心掛けしに、上より御恵厚ければ忽ち心翻りて、家居大抵其年に揃て安堵しけるぞ有難き。

覺

一家數千百三十二軒　内七百二十軒燒失、内四百十二軒潰半潰。

右は荒町、上町より清助町迄、大町は無殘燒失。

一土藏百六十二　内百三十六燒失、内二十六潰。

一米一萬四千九百石餘　燒失。

一大豆五百九十四石餘　同。

一小豆三百八十八石餘　同。

一粟二十石程　同。

一死人三百人　内百二十七人男、内百七十三人女。

一死　馬　二疋。

一寺院の内清助町明行寺、稻荷町三明院は燒失、其外は半潰。
一御米藏　燒失。
一御休所、在府屋、沖の口御番所、給人町、寺町通り御材木場迄潰は有之候得共燒失は無之候。
右之通去月二十七日地震出火跡凡の調に御座候。
元祿七年
戌閏五月　野代。

後地震之記

星移て甲申年、昔も過ぎければ何角の思ひ草は忘草に立歸り、かしこの談議こゝの說法と彼岸詣に打つつき、所々の梅櫻も盛りなりければ見物引もきらず、般若野、惡土野の長床、芝付迄もむなしき日なかりけり。年號も寶永と改りぬ。卯月中頃かとよ、萬年山へ涅槃會に造り花して奉りし桐の枝に、葉萠え花咲きぬ。桐は強きものにて、下駄を植れば下駄が生るなど仇言にも云はれぬれども、日數五十日に及び干したる木にかく有も珍らしく、又彼寺に三光といふ鳥來て折節囀ることあり、難有事なりとて參詣も絕えざりし。其末の四日、空は碧羅を張り日は長閑に、仰げば糸遊眼を遮り、西風少しつよかりしかど和き暖になりて袷着るものも多かり。騶ありとて、押合我先と濱へ行者もありし。かゝる處に午の下

刻大地俄に震ひ出ぬ。余は明て方々務め、吉岡氏の許にて一つ二つの詰開をせし內なりけるに、中々居堪ふべきにあらず表に出けるが、ゆり倒れて顏に疵つきぬれど、家潰れざれば起き上り我家に歸りぬ。皆家を出て居りぬ。慈母を初め、下々まで難なかりけるをせめての仕合と安堵せり。慈母は見給ひ、何處にか此變にて危きこともあるやと今迄案じぬとて、泣きけるこそ難有、不孝の罪□□□あるらんと怖ろしかりし。家は曲りぬれども潰れず、火も見えざれば心安かりしに、前度難なかりし寺町、畑町、富町、博勞町及清助町、荒町にも火の手方々に見えければ、遁れがたしと彼是したゝめけるに、風やよかりけん、荒町下上町より後町まで遁れけるも嬉しかりき。され共折々ゆりけるにぞ、裏にあやしの小屋引むすひ住ゐぬ。漸く家の曲りも直り移り居ける。彼家を失ひし人々も、上の惠み厚うして居移りけるぞ難有き。されば、野代と文字は野に代ると讀なれば度々の大變も宜なりとて、改を願上けり。久敷湊にて諸國へも達しぬれど、擧つて願ふにより、上の一字ばかり改め能代と通達すべしとありし。又荒町も萬町と改めたき願にまかせ給はりしも、上の御惠み深き。其外擧げて數へがたく、いと尊とかりし。

寶永年中地震跡取調

一御休所、兩在府屋　沖の口御番所潰不申候得共、內は殊の外損申候。

一御米藏二つ、內一つ北の方潰れ、同一つ南の方殘、內は損申候。

一荒町新小路より西方御米藏迄兩側共

一長慶寺門前半分より西方上町、大町、下川反町迄兩側共

一願勝寺より西の方給人町、後町、稻荷町兩側共、新町、鍛治町、柳町兩側共

　右は潰半潰有之候へ共、出火無之殘申候。

一清介町北側小路、南側は常福院隣より西の方兩側共に。但町末少潰殘申候。

一畑町南方入口より珀龍寺門前迄兩側

一富町竪横新御足輕町兩側。但末五六軒殘。

一長慶寺門前半分より東側馬口勞町南側

一荒町新小路より東中町、初立町、御足輕町、上川反町、幸町兩側御材木場迄

一淨明寺より利生院迄

　右出火有之燒失。

一家數千百九十三軒　內七百五十八軒燒失、內四百三十五軒潰。

一土藏百十六　內六十一燒失、內五十五潰。

一寺　院

清助町　明行寺　畑　町　珀龍寺　寺　町　淨明寺　同　西福寺

寺　町　本澄寺　同山王社別當利生院　上町續　長慶寺

右燒失申候。
寺　町　敬正寺　同　一明院　稻荷町　三明院　淸助町　常福院
右は潰申候。
寺　町　德善寺　御在府後西光寺　淸助町　光久寺
右は潰不申候へ共内は少々損申候。
一米四千七百五十五石　燒失。
一大豆百八十五石五斗　同。
一小豆二百四十一石　同。
一死人五十八人　内二十三人男、内三十五人女。
一死　馬　二疋。
一御材木場御園の內木羽小屋、帆柱小屋燒失、御材木も過半燒失申候。御番所も燒失申候。
一山王社內御輿堂、舞殿燒。但御輿は何者か出し候やらん、長床に御座候て燒失不申候。
右之通り去月二十四日地震出火跡相調申候。
寶永元年申閏四月　野　代。

野代は數百年の湊なること舊記に掲焉、已に此處へ移住せしも二百年に近し。故に其始の事は更なり、慶長年中御國替以後の事だに家家の記度度の厄災に罹り、只聞き傳ふるのみにて證とすること少なし。予幼若より目に觸、耳に倚る俚謠、鄙歌の類といへども心に浮べるを書綴りて、風俗の變替を子孫に知らしめんと、病裏に蛙歩を企て匆卒に筆を染む。定めて誤り少からず、必他見を許さざれと云爾。

寛保元年辛酉林鐘月

宇野親貞記
六十八歳

代邑見聞錄終

昭和三年八月
大山順造　校訂
國本善治　校字

雪出羽道

平鹿郡（上）

○平鹿ノ郡

比良迦は、舊蝦夷遺語の比琉迦を訛りもて傳ふるにや。秋田ノ郡井川荘に晝鹿野（蒜香野とも作り）といふあり。そも〳〵比琉迦は良といへる夷等が方言也。また陸奥國ノ津輕ノ五郡の中にも平鹿あり。その津輕の五郡といふは宇麻ノ郡、田舍ノ郡、入馬ノ郡、花輪ノ郡、平鹿ノ郡（平賀とも作り）也、また津輕もいにしへの郡也。今そこに五郡といへるは莊なンどのやうにぞおもはれたる。倭名抄ニ云ク、國府在ニ平鹿ノ郡ニ（比良加）と見えたり。また考ふに平鹿は平瓮にして、往古此處に陶なンど造り貢たらむ地にて、しか其名に負ものか。書紀神武ノ卷に平瓮、此ニ云ニ毘羅介ト と見え、また神道名目抄に、平賀神事（攝州住吉ノ社にあり）毎年二月祈年祭、新嘗祭兩度此神事あり。春は二月朔日、冬は十一月初子ノ日、住吉ノ神官和州の香山の土を取り來て平瓮を造り、祈年、新嘗に大神を祭る。南の神館といふ所にて此事あり。俗に土餅ノ祭といふ。神功皇后、田裳見ノ宿禰に勅リしてこの事をなさしめ給ふ例といへり。田裳見ノ宿禰は津守ノ神主の祖なり。また同シ書に、按に平賀は今云フかはらけ也、其形平ゆゑ平賀といふ。手抉とは土をくじり制するの謂なり云々。是等の土器を以て神を祭る事は神武の御宇に始れり、山城の藤森ノ社に由意ありて、その社家此傳を相承す。今深草ノ里の土器、是其縁なり云々。」と見え、また倭訓栞にひらか、日本紀ニ平瓮をよめり。かは笥の義成べし。式

に或は水瓮を訓せり、又手湯瓮もあり。新撰字鏡に、𤭯をよめど考得ず。瓫もよめり。和名抄に瓫をよめり、瓮に同じ。唐韻ニ瓨器也と見え、今ノ俗、漆器に音をもて盆とよぶものは其形の似たる成べし。もと瓮の屬也。○古來神官、贄土師の居所を宇爾(うに)といふ。式に多氣ノ郡宇爾ノ神社と見ゆ。もと大淀のつゞきなりしが、今は居を南に移せり。里人、世記の故事によりて天ノ平瓮を造りしが、今其形狀をしらず。たゞ朝夕の御饌調進の土器を造り奉るのみ。○洪水にて豊受宮正殿の下の天ノ平瓮を漂はせし事は鳥羽院の時にて、百練抄に見えたり。○住吉の神事に預る女子に此稱あり。平瓮より出たる事といへり。○ひらかの鷹(たか)は出羽の平鹿ノ郡より出たる鷹をいふといへり、新六帖によめり。○平賀氏は東鑑に見ゆ。元弘に護良親王に從て十津川に匿る、赤松律師則祐、村上義光、平賀三郎也。こを三傑とす。」と見え、また古事記傳八十毘良迦(やそびらか)ノ條(くだり)に、八十は數の多きを云ヮ、比良迦此に毘ノ字を書は八十より續て濁る故なり云々。」と見えたり。こは平瓮の義(よし)ありやなしやは定(さだ)かにえしもそれとはおもほえねど、平賀はいと〳〵古キ郡なり。續紀二十二、四十七代淡路ノ廢帝のみまきに、天平寳字三年云々、己丑勅造ニ陸奥ノ國桃生(ものふ)ノ城、出羽(いでは)ノ國雄勝ノ城一。所レ役軍司軍毅鎭兵馬子合八千一百八十八人。從ニ去春月一至ニ于秋季一既離ニ郷土一不レ顧ニ產業一。朕每念レ玆。情深矜憫宜レ免ニ今年所レ負人身擧稅一。始置ニ出羽ノ國雄勝、平鹿ノ二郡一云々。また三十七、桓武天皇のみまきに、延曆二年六月丙午朔出羽ノ國言。寳龜十一年雄勝、平鹿二郡ノ百姓爲レ賊所レ略。各失ニ本業一彫弊已甚。更建ニ郡府一招ニ集散民一。雖レ給ニ口田一未レ得ニ休息一。因レ玆不レ堪レ備ニ進調庸一。望請蒙ニ給優

復ニ將息ニ弊民一。勅給レ復三年云々。」と見え、倭名抄に、平鹿ノ郡山川、大井、邑知と見え、また同書に國府在ニ平鹿郡一とあるは、桓武のみまきに建ニ郡府一招ニ集散民一と見えつる、そのよしにこそありけめ。また同郡龜田の子郷に平鹿ノ村あり、此處なむ古へ郡府なッど建おかれ給ひし舊地にや。なほ考へつべし。

○またこゝにいふ

○六郡を雪、月、花に諷て山本、秋田の二郡を「花ノ出羽道」と名附ケ、河ノ邊、仙北の二郡を「月ノ伊底波路」と名附ケ、平鹿、雄勝の二郡を「雪のいではぢ」と名づけつ。また、そが中にも卷キ〱の名あり。

○卷々に莊と記たるは此地にいふ澤てふ事也。そは莊を澤と訛り傳ふにやと考ふまに〱、しか錄したり。秋田方には某澤某澤といひ、津輕には某組某組といへり。組てふこともものに見えたれど、凡莊にあたれり。また澤といへる方言も他邦聞よからねば、そをなへて莊とは書ぬ。さりけれど、そが中ヵに古への莊あり、そは雄勝ノ郡に駒形ノ莊、秋田ノ郡に率浦ノ莊のたぐひ也。伊茢宇羅もあら野と成り、今は田畠の字のみとなりて殘れり。

○卷中に郡邑記とあるは、岡見氏、青龍堂ノ老人の編集也。そはみな享保の時世にて、そのむかしとは聊事かはれる處々あり。また此記に文字、假字のたがひしふし〲あれば、なめげなる事ながら是を糺し、古名をさぐりもて書キそふものから、さへ短く、筆のおよびがたきすぢ〲甚多からむ。こを見る

入ゝこゝろして見ゆるし給へ。」

○平鹿ノ郡部九箇村

○杜（本郷）のうき嶋　角間川
○きうち野　門野目
○布さらしの里　新角間川
○根田川　百萬苅
○うし柳　黒河
○こさる田　板井田

○のみのあらた　松田新田
○たていしがみ　袴形
○まとのやま　十日町

杜のうきしま

〇角間川加久麻賀波村

里長　幸四郎

〇加久麻は河熊、河隈なンども見え、また草に鳳尾蕉とて、そは鬼抄羅に類草根あり。また馬に騎といふは、鐙もて打をかくを入ルてふ語あれば、騎馬の義にやともいへる人あり、いかゞあらむ。永慶軍記ノ異本なり戸澤治部少輔盛安が妻は、由理ノ郡に在る根井縫殿介膽吹か女にて、角ノ館ノ右京ノ介政盛が繼母也。其母にいざなはれて落行けるくだりの記行の中に、羽黒山まゐりのまねをして、なくなくわが館を出て人々に別れつげて、行先々も敵の中なればかなたこなたへ道を引キちがへて、楢岡、大曲を經て河隈川を渡り、夜叉鬼山の神をよそに拜み平鹿沼館もやゝ近く、かくて杉ノ宮の邊りなる經塚につきて一ト夜をぞやどりたる、と見えたり。此處に今マ内河と云ふはむかし河曲川と云ひし處にて、今は藤木藤木は槐木(えにず)な方言(いふ)也。エニズの葉の藤に似たればしかいふといへり山本ノ郡志戸橋の支郷に藤木臺といふ邑ありの渡りといふ。なかむかしまで、皁莢の古木生る地を郡リ境ヒとし、今は變地て内河をもて郡リ堺ヒとせり。さりければ、此角間川内川なまた郷名とせりを平鹿ノ郡始となもいへる。郡邑記に、家員百九拾壹軒、東ハ仙北ノ郡金澤西根ノ支郷大久保村ト川ニテ境フ。西ハ同郡内小友村ノ支郷宮林ト大川ニテ境フ。但シ河向ニ當村草苅場所あり。北は仙北ノ郡藤木ノ支郷八卦村と河にて境ふ。また角間川給人七十三軒。右は梅津半右衛門組下也、云々。横手へ三里十七丁三十歩大曲へ一里二十五丁十間花立へ二里八丁四十二歩今宿へ三里三十四丁五十歩

沼館へ三里二十八丁八歩田村へ一里十五丁十歩云々と見えたり。是は享保十五年の記録にてはや百年も近ければ、今し世とはいさゝかことなる事も多し。さりけれど此記録を式とするにいと正しかりき。角間川ノ郷は南北に往復し、肆家は東西に向キて立並、上ミ町チ、中町、本町といふ。北は内川内河古名かくま川にして仙北、平鹿の中河なれど、河隈川といへば平鹿ノ郡に屬ならむか。仙北ノ郡ノ藤木村の枝郷八卦八卦、また八景に作れり。此ノ村名、同郡金澤西根にも八景あり。眞澄按に、ハツケといふ處いと〳〵多し、そは端欠(はつけ)ならむ。坡欠(はぶかけ)などいへる處も多し、ハツケとはハブカケの急語ならん。雄鹿の寒風山も古(もと)はぶかけと云ひしを寒風とあらため、また好事の人の男鹿のよしをもて、今は妻乞山といふなりと、河の邊の村に綱舟曳渡る也。南は迂也。その陌より南へ行かば淺舞へ出、東ノ方は横手へ往來街道なり。角間川に市日あり、三七ノ日也。近き世、加市とてそれに今一日を増て、一三七といへり。正月十三日は初日にしてまづ本ト町立チぬ。此日は市姫の神を肆中にいつきまつりて、あきなひ物に千代をいのるあき人もよき衣着てまゐり、飴と鹽とを家毎に買ふ例し也。給人町といふあり。梅津家の組ノ子ノ武家にて、上村町、四戸村町、大舘町天正、文祿の頃は此所より河渡りして大館川の名あり苗代町今いふ裏町也中村町、下村町、新町並て七十三戸の世は七町たりしが、新町はいと〳〵落窪なる地にて水のために憂患多く、享和の洪水に河曲川内川をいふうち溢れて栖家あやうかりしかば、人みなこと町にうつり栖て、新町は今絶禿て名のみ殘れり。給人坊に社あり○八幡宮上村町、今いふ上町のこと也座り、末社○稻荷神社○毘砂門天王ノ社。此武家町はみな小野寺の臣等なれば、昔在りし世いたゞきまつりし、沼柵の若宮八幡宮を此地にうつし奉る。此御神はいにしへ箭神山に鎭座御神ながら、小野寺城中うつし奉りしを、落城の後にこゝにもしか摹奉るといふ。その由來沼館

のくだりにつばらか也。○別當新義眞言ノ派にて、最上法幡寺ノ末寺寶龜山喜福院といへり。祭日八月十五日也。喜福院、內町に在り。○舊社地下村町に在り。此處にとしふる梨の大木あり、そをクワタイ雪液といふ。此梨菓の名はいかなるよしにや、甜梨子を加冬梨といふ、その字音を謬り訛にや。さりけれど此梨子は實のいと〳〵小て、冬になりて雪のふりにふるころ喰ふべきよし。そは美濃の中山に生る姫梨子の物話に同じ。またいふ、つねになる梨子にて採り喰ふに甜らねは、乞兒の梨子と人みな罵にくむゆゑ、片居の意、また癩病もしかいへば、片居梨子といへる事をクワタイとあやまりいふといへり。こは、うべならんか。此梨子は此角間河の鄕端芽の頃より在りて、舘町本町をいへりのさいかちとはいづれか久しからむ。なかむかし此梨子ノ樹の下に鎭座健御名方富彥ノ命の祠、肆家町にいつきまつる、諏訪ノ神社是也。修驗祐敎院が守護社也。○本肆の裡、內河端にむかし仙北、平鹿の堺木の大柳あり。そこに社あり、稻荷ノ御神也。其由來、神社のくだりに詳む。此社の在りしあたりをさして舊館といふ、いかなる人の栖居とも知らじといへり。おのれ考ふに、同郡黑川ノ村に古城あり、黑澤長門守甚兵衞道家とて軍功ありしか、小野寺落城ノ後角間川の館に移れりといへり。此事黑川村のくだりになほあり。此黑澤長門守道家の舊舘ならむか、なほ尋ぬべし。○大楯町また大舘に作る、內町也、むかしこゝよりわたりせし也は內河ノ岸也。永慶軍記ノ沼舘攻のくだりに、戸澤ノ九郎盛安は角ノ館を出馬して、六鄕を過ぎ大楯の渡りして布驛の里を經て、阿氣野を前にして陣をとる。」云々と見へたり。此事新角間河のくだりにもまた云ふべし。○瀧澤氏、內坊に

在り。上祖は由利郡瀧澤ノ城主にて瀧澤又太郎光維、二代は瀧澤亦五郎光行也。此又五郎光行の世にはじめて小野寺大隅守輝道(義道の父なり)に仕へたり。今十二代、瀧澤三右衛門道敏といへり。家藏に豐嶋大學ノ助書翰一通、また其外の古文書あるが中に、某々又太郎殿へ新田義興、といふ書なども見へたり。其外の人みな小野寺家、由理十二統の後胤也と云へり。○落合直養物語月花ノ集(撰者山方泰通なり)雜ノ下に、先君角間川に御わたりありしとき落合直養をめして、身ひとつの行ひよりその郷のならはしまで、厚きおもむきなど賞し給ひて、賜ものなどありしときよめる、　おもひきや深山がくれの朽木にもめぐみの露のかゝるべしとは。直養は落合文六、角間川ノ給人落合莊兵衛某ノ叔父也。」と見えたり。此儒者は朱子學のむねひろく人に敎て、くすしの道もねもころに、いと〳〵厚き志ある翁也。此直養いまだ初生のとき、ある舘のもとにものまなびてあるとき、そのぬし紙、筆、墨などある童に賜はるを見て、たゝむ紙に書付ける歌に、　もろともに竹の林にすめる身に惠のつゆのかゝらぬぞうき。」とよめる。かのぬし見たまひて、こは小童て云ひしものかなとて、筆、墨、紙などおなじさまたばひしとなむ語り傳へたる。

○神女境內　(內町)士坊新町に在り。そのゆゑよしさだかならねど、人のものがたりのまに〳〵旭塚のくだりにつはらかにいはむ。

○獅子儛　八月十一日に、沼館の若宮の獅子頭をいなたきて此獅子まひ來る。そのむかし、小野寺輝道京に在りて綾小路にて獅子舞をならひぬ、また錦織氏に傳へたりともいへり。かの獅子の場踏をに

しこじといふは、錦織を訛り云へるか。舞さまもことに、黒き假面をかゝむる童あり、是をそも〳〵といふ。そはそも〳〵某々ともの唱ふるによてしかいへる名ならむ。また千鳥、五種靡なッどしな〳〵の曲あり。この日かならず雨ふる、一トさばらにても降らざる事なし。これを清めの雨といふといへり。

○神社

○館ノ稲荷明神ノ社　こは此角間川の郷の舊社にて、地主の御神ともまをし奉らむものか。むかし高橋九郎兵衞と云ひし大福人ありて、此處に齋奉りし神社也。かのむかしの郡堺たりし皀莢子、としふる空木は此社の左ノ方に生ひ立り。また社のかたはらに塚あり、此塚のしたには白專女すめりといふ。今はありやなしや、穴口にさゝやかなる鷄居立たり。高橋九郎兵衞が祭りし社とて、九郎兵衞いなりといふ人あり。高橋が末、此館ノ町に今はひんぐうの栖居して商人にてなほあるなり。

○内外兩太神宮　此神社は本ト梁田氏（甲州屋幸四郎といふ俗別當也）とて、里ノ長たる人の上祖の齋ひまつりしみやところといへり。寛文八戊申年、最上義光の家臣宮ノ内主殿を祖として此神宮地を守護奉る。祭日六月十一日、としことに賑はへり。二代目より鈴木氏たり、そを宮三郎といふ。三代鈴木豊後守、四代鈴木勝之進、五代鈴木周防、六代當代鈴木伊勢正藤原清武、同姓清勝也。

○諏訪明神社、祭日　○愛宕ノ社、祭　此兩社別當修驗也、鼻祖は慶安元戊子年重覺院といふ。二世大泉坊延寶八年四月八日化、三世大行院正德五年九月十日化、四世胎藏院元文五年二月二十八日

化、五世祐教院安永四年六月十七日化、六世文殊院享和二年十月八日化、七世當住僧祐教院龍全なり。

○浮嶋明神　小嶋中といふ處に在る杉森の中に座り。こは七面ノ神を齋ふといへり。此杜ッはいかなる洪水のときも溺るゝ事なし、秋田ノ郡麻生の菅神ノ御社のごとく、またおなじ阿仁なる道場村もみなおなじさまの物語也。またそこに○稻荷ノ社あり。うきしま祭は四月十九日、別當日蓮宗覺善寺也。

○愛宕ノ社　町頭といふ處に座り。祭日六月二十四日。祐教院ノ守護社也。

○寺ノ　部

○本妙山覺善寺　寬永十七庚辰年建立。開山智玄院日慧聖人、越後ノ國寺泊ノ法福寺より入院、寬文五年乙巳三月二十八日入寂也。當時十四世玄妙院日英代也。本院伊豆ノ國玉津ノ妙法華院也。

○覺立山淨蓮寺　淨土宗門。開祖三譽上人、慶長十八年癸丑ノ六月十四日化。安永三年甲午四月囘祿して古記、什物、過去帳まで燒亡して、寺の由來つたはらず。當時十九世洞雲和尙也。本寺仙北ノ郡大曲村ノ無量山本誓寺也。

○東本願寺派大森山長應寺　開祖大森ノ郷に住居せしゆゑ大森を以て山號とせり。此寺囘祿して世代傳らず、當十九世幼少千代麿と申ス。看司祐惠。

○奇　談

○慶安のころならむ、ある浮浪人、娠める妻をぐしてみちのくよりこゝに來とて、文字の山中にて其妻

しきりにはらやみて子産たり。すべなう妻をいたはり草をしきなンど、かくて日はくれたり。夜半とおぼしくしきりに眠のきざしぬれば、かたはらなる岩を枕としてふしぬ。ものゝ音するにねさめて見れば、おのが家にとしごろめし仕ひたりし下女のさまして、いづこよりかわかき女の來て、ねもごろに妻をたすけいたはるはあやしき事とおもふほどに、うめる子も妻をもひしくとかみぬ。あな恐し、こは山嫗なンどいふものならむ、にくき奴ッかなとだんびらぬきはなち、つま子のあだとうちかくれど、そが身にたゝずことゝもせず、その眼の光ること鏡のごとく身の毛いよだち、ある木のうれにかきのぼりてからき命をまたくし、夜明るを待て木より下れば、妻か亡がらは骨のみ殘りぬ。いまださるものかくろひあらむかとこゝをはせ出て、人里を得て十日、二十日とこゝかしこにさまよひ、出羽ノ國に來て平鹿ノ郡角間川にいたり、世ノ中の行末をおもひて、自ラも淨土宗門なれば淨蓮寺の弟子となりて名を權齋といふ。凩の權齋とはことなるべし。權齋が山姥うちたりし太刀は無名の二尺九寸にて、そは肥後守國康ならむといふ人あり。今ある人家藏せり。其山嫗と見しは狒々なンどいふものにてやありけむ。權才角間川にて死かれば、人々塚を築て、近きころ碑を建て權齋遊士ノ墓としるしぬ。いづこの人か、九戶の城の落人なンどにて名をあらはにかたらざりけむ。

○旭塚といふあり。いつのころならむか、朝日ノ神子といふ行ひ尊きみこあり。いまだ身は老ともならされど、吾れ思ふ事あり神となりて民艸を守らむ、穴を掘り塚にこめてよと人々に賴めば、よしある事

ならむとてみこのねがひのまに〳〵埋みたりといふ。近き世まで塚の内に鈴の音聞えしといふ。今は塚松も枯ていとあはれ也。今みこやしきとて新ッ町といふ士坊に在り、そは諏方ノ社の舊地なれば諏訪ノみこなッどにや。ゆゑよしそれとさだかに知れる人なし。

○河隈川（ここにて内川といふ）をさかのほれば笹巻キといふ處あり。そこにいと〳〵大なる蛇すみぬといへり、をりとして見る人あり。そのわたりは沙虱ありて、人をさせは死ぬもの多し。此沙虱てふものは、蛇の身に付ク虫にやあらむといへり。雄勝、平鹿、仙北にもあるよし、こと國にもあるにや。信濃川の流の末にもありて、越後の國にては嶋虫と云ひまた恙ノ虫ともいへり。此虫雄勝ノ郡逆巻といふ處にむかしはいと〳〵多かりしが、今はしからず、御膳川の末にのみいたりぬ。こゝの笹巻、逆巻、名も能ク似たる川の邊なり。

○

角間川を母郷として、それに屬ふ村々八箇村也。そはみな御物川の東西に在り、所謂寄郷也。御物河の東には黒河、百萬苅、門ノ目、新角間川有り、御物川の西は板井田、松田新田、袴形、十日町也。しか八箇村。

○門ノ目村（きうち野）　十一戸　里長　半介

此郷は、御物川の邊ₓにて街道よりは西に在り。道の東には田村分にて福嶋村あり。枝郷○木内村十五戸、字處木內惡戸。此安久登といふ地いと〳〵多し、あくとはあくたふにて倭名抄に糞堆を訓せり、ふは生の義なり。俗語のあくたひも本ト此言より轉りしにや、又惡態の音にや、古事記に見ゆと谷川士淸もしかいはれたり。今の塵塚のさま也。歌にあぐた火とよめるを、三河の寄せ焼、信濃のいやし火といふ。○木內上ハ段。○不動明王堂。郷中巡り別堂とていつき奉り、祭日三月二十八日。此祭日に久保田ノ保戸野ノ栅谷家今いふ藏人より白銀二泉祭祀料の手酬あり、ゆゑよしある事にや。この不動尊は、いはれさたかならねど靈像のよしを傳ふ。

○新角間川村（布さらしの里）　二十七戸　里長　長五郎

此新角間川村を角間川開キと云ひ、また古名を布曝ノ里といへり。秋田ノ郡新城ノ莊にも布晒といへる地名。支郷中野村、五戸。

此布曝はいと〳〵古ₓたる處也。そのむかし、布曝したるゆゑよしありてしかいへる處にや。永慶軍記

沼館攻のくだりに、戸澤九郎盛安は角ノ館を出馬して六郷を過き、大栖の渡りをして布曝の里を經て、阿氣野を前にして陣をとる。」と見えたり。字所松小原(まつこはら)、一本木(村の西也)、沼ノ端タ、布晒シ東シ、佐戸樋(さとひ)、布晒シ大東シ、清水(しづ)ノ下タ(五郎兵衛田地の邊り)八萬苅リ、是は本村ノ名にも聞えたり。

○神明宮をいつきまつれり、村中の守護社なり。祭日四月六日。

○稲荷ノ社　田中彦七祭る。

○百萬苅村　七戸　里長　九右衛門

根田川

此村鵜渡(うど)川の西に在り。田に刈を云ひ斛を云ふ、處々そのさまたがひあり。凡是を云はゞ二萬三千三百三十三石三斗にや。(天註―百萬ン刈りは本ト百ク曲リなる俗言なを、百萬刈とは書なしつるよしをいへり。) 鈴錄に、古制ノ知行わり百貫、千貫といふ、今奥州などに此稱殘れり。田一坪に苗一把種て、百坪に百把種るを百目といふ、千坪を一貫といふ。大抵十貫は百石、百貫は千石に當る。上中下田によりて一定せず、と見えたり。

○枝　郷　上根田川村三戸、下根田川村十四戸、落合村十八戸。

○神明社　枝神(金毘羅社 庚申石)荘左衛門か守護社也。祭日八月十六日。

○若宮八幡宮　百萬刈と根田川の間にませり。村中回別當。祭日三月五日。

○古碑あり、石シ佛ケといふ。百萬苅ノ西、田ノ邊リに在り。磨滅して梵形さまやゝ見えて、こと文字さらに見えす。墓碑石なとにや。

○田畠ノ字

○古ル屋鋪○栖小屋○寺跡、大森村大慈寺の舊跡のよし。

○鵜渡川（大戸川と誤り唱ふ）此川本ト空川ならむ。

○五郎兵衞淵○鎌淵○櫻淵○大淵○袁那某淵○尼淵○眞乘寺淵。

○外に字

○葛野○釜蓋。

○黑川村　今三十二戸　里長　長兵衞

此村名いと多し、秋田ノ郡、川邊ノ郡其外にもあり。また姓にも黑川三郎義康なンど聞えたり。郡邑記には家員五十五軒、北は仙北ノ郡金澤ノ西根、横手河向ヒ當村地形入合也。附札、金澤西根村ノ黑印ニ可入哉。」云々と見えたり。

○支郷

○落合村、今十一戸。同書に、九軒、北は仙北ノ郡金澤西根と當村横手川向河原ニテ境フ。横手川鵜渡川落合ノ處故落合村と云ふ。

○今マ宿ク惡土、今十七戸、古ト四軒。北ハ仙北二本柳村ト横手川向畑ニテ境フ。地形入合也。

○横山村、同名川邊ノ郡に在り。此横山、享保の比まて一戸ありしか今敗村となる。

○下モ上ハ野、四戸○上ミ上ハ野、十四戸○田中、六戸○鶴卷田、十一戸○餘ル目（ニケ保同名あり）二十一戸○南谷地、六戸○牛（丑とも作る）柳、四戸○妻菜（めな）（目名に作れり）二戸○西野、六戸○浦嶋、四戸○千本野（本、千部野といひしよし。）○館あり、黒澤甚兵衛。

○神社

○白旗明神　黒河村に祭、九月九日。白幡ノ御神は處々に在（ませ）り、此神社は

○白山姫社　一本木といふ處にませり、祭日三月二十六日。此社内に浦島太郎か礫石といふあり。

○神明宮　本ト村にませり　祭八月二十一日。

○龍神社　河原村　佐藤清藏齋る。

○稻荷社　下モ上ハ野村　孫右衛門齋る。

○大日堂　牛柳村　兵三郎齋る。

○浦島ノ社　目名川村　惣右衛門齋る。

○寺三ケ院あり

○京部西六條大谷龍谷山本願寺末黑城山淨圓寺一向　開基行西、文明八丙申年當寺建立、遷化年月不知。十三世淨圓寺行專。

○其　二

○京部西六條大谷龍谷山本願寺末三黑山正善寺　惡戸といふ處に在り、一向宗也。當寺開山は何人といふことをしらず。本尊拜頂ノ住僧天正十六戊子年七月法名淨順、文祿三甲午年十一月二十五日入寂。十四世正善寺當住淨曉。

古城あり、西野修理ノ亮某といへり。

○板井田(こさるだ)村

假里長　三郎右衞門
　　　　莊之助

此邑御物川の西に在り、舊地を平野といふ。板井田ノ古名亦比良野なれば、享保のころほひならむ、平野の地名を改めて板井田の名をもて惣名とせし事となもいへる。（天註―康和日記に保呂羽山の宮侍に、芳賀、鈴木、羽多、芳野、宇垣、保太、遠藤、久名、平瀨、佐々木、此十人に佐間、當廨、板井田云々と見へたり。）○枝鄉板井田、一戸○境田、一戸○平野、八戸○小澤今は村なし○小猿田、一戸○道目木、三十三戸○山崎、十二戸○水澤、七戸○小水澤、廢村(むらなし)○作野(さくの)、一戸○小中嶋、二戸○杉野澤、四戸○北野澤、一戸○下田(しもだ)、四戸○新所(あらとこ)、八戸。かゝる小村どもひし〱とありき。

○古　蹟

○萬太淵　級(しな)の木生(あり)し淵をいへるにや。科(しな)を級(まだ)といひ、また級な(まむた)ゞどもはら山賤等は方言(いへ)り。

○姫杉　平野より西一里余り大代（おほだい）また大臺山に作れりに在り。そのいにしへ、仙北古名山本郡なり郡神宮ノ嶽に居（すめ）る鬼賊（しこぞら）を平（むけ）給ひてむと坂上將軍田村麿神に祈り、此杉の本の寒水（しみづ）にみそぎし身もきよまりて、おぼろけならぬ願を神もうけひき給ひしなむ。根は一株にして、五尺斗生（お）ひのぼりて二タ本トとなりて相生のごとし。此杉は、そのときさしおける手祭（たふけ）の幣串ともいへり。田村將軍みぬさとり祓給ひしより、その清水を御手洗川とも祓川ともいへり。とし毎の六月朔日には拂ひすとて、平野の長八か祓ひきよめ奉るならはし也。杉は根にて周回八尋餘りめぐるといへり。近き世に此大臺に、與惣兵衞といふ村民（もの）三千七百本の杉をうゑにうゑし物語りをせり。此大臺山はゆゑよしありて、もとも古き地にこそ。

○多母木（たもぎ）平鹿郡にまたならひなき大木也　此ノ木は平野の東の畠中に在り、此ノ木有るをもてたも木野といひしが、今はみながら田畑（たはた）となれり。古木は霹靂（かみときし）その火にやけて、今の大木は蘖なりといへり。たもぎのから名を月桂と云ひ、また上總ノ國に方言（いふ）しほだま、伊豆ノ國にいふくろだま、また藪肉桂なンどのたぐひにはあらで、その名はおなじけれど木はこともにて、藥リにいふ樗皮、俗言にあをだも、あをだぶなンど云ひ、歌にとねりことよめる木にこそあらめ。

○神　社

○大神宮枝神藏王權現、小社　祭日古ハ六月十六日今ハ五月廿一日古名千苅田、今云ふ百目木（たうめき）といふ地に座（ませ）り。こゝに大神を齋奉（いつきまつ）りしゆゑよしは、いにしへ御舘（みたち）の藤原秀衡朝臣の時世の事なりとか。影捕沼（かげとりぬま）とていと〳〵大キやかなる

水沼あり、朝に東を通れば人ノ影西に落て、その人やがてこれに溺死ぬ。また夕日照れるころ西の方を通れば、馬にてまれ人にてまれ、その影東にさして馬人沼水に落入るなど、氣消え魂身にそはぬこゝちして人みな恐み、空曇雨ふる日のみそこを往來して萬民うちなげき、御館へ此事うれへてうたへまをしかば、秀衡、陸奥國、出羽のくにうど千人斗足し、はるかなる五十鈴ノ宮を遷しまつりて幣手祭拜びぬかづき、あかもの横山の如くさゝげていのり給へば、日毎に空うち曇りて人影沼水さゝで、人々聲をはかりに喚き叫み、夜を日につぎて炬火空をこがして夜はひるよりもあかく、さばかり大キに水底ふかき沼水を千々の人の力をつくしてくみ乾ぬれば、こひちの波たちさわぎ尾ひれ打たゝき、こひちの雨をふらすものあり。こは某ならむとこゝらの人、とかま、鉏、鍬を投やり、おふこ、しもとやうのものをもてうちころしたるを見れば、世に云ふ杜父魚てふものゝたけ五尺にあまれるが、蟇の形ていたく肥みちたり。その化魚を陸に引キ上ケて多毛の木の串にさしつらぬき、頭にたもの木の杙うちてころしつ。此たもの木生ひつきてさしごと生ひ延び空木となれば、變化魚の靈魂大蛇と化りてあやしき事のみ多かりしが、一とせの夏霹靂して大蛇もうたれ、たも木も枯れはてしが、その株より櫱の生ひ出て枝葉茂り、今は三四十間四方八方に亘、根元は十尋斗も周回ならむと云へり。こゝらの人群れ居て、晝飯喰し餉のわら苞山をなす斗殘りたるが小山となれり。そこを今ひる楯といふ。千人にまふけたるかしぎ料のよねいだしたる處を米山といひて、段ゝの森といふ小山の尾つゞきたり。山城堰とて また五ヶ村せきといふ 東の公の勳功

にて、御物川の水をまかせてあまたの村民うるふ。此水、此山根を流て仙北ノ郡におつといへり。いにしへこゝに秀衡朝臣通り給ひしとき、沼後に大橋をわたせり、そを御館のわたりし給ひとて秀衡橋といふ。その名殘りて、今は袴形村の井堰にかゝりたる小橋をいふ。此大神宮も古、大林といふ處に鎮座を、寛文のとし千苅田（今云ふ百目木）といへる地にうつし齋ひまつりしは今の御社也。社僧あり、修驗者にて快藏院といふ。此快藏院が上祖は小野寺家ノ臣にて瀧澤彥右衞門某といひし武士たり。文祿のころ修驗となり慶長七年正覺坊と云ひ、入峯行ひの後は快藏院榮順と云ひ、天和元年辛酉正月朔ノ日行年八十餘歲にて入寂也。家藏重寶、前祖の槍一柄、仁和寺ノ宮御作の泥土の觀世音一軀。本尊不動明王は古佛靈像のよしをいへり。當住七世快藏院亮盛也。

○八幡宮　祭日八月十五日、平野村にませり。いにしへ田村麿の建立ありしみやどころ也。また源義家將軍再興あり、そののち、また小野寺氏造營ありたるよしをいへり。平野よりは乾の方に八幡平といふ處あり、此御神の舊地也。義家朝臣夷狄平給はむとて、こゝに幣とり神に禱り給ひしみやところの跡也。八幡比良の南は杉野澤とて小村あり、いにしへはそこにいつきまつり、近き寛政元年己酉ノ秋八月十五日、再ひ遷し奉りしは今の平野のみやどころ也。高橋日向正か守護社也。正德より已前は此御社を守護し奉る人もなく、亂れたる世のありさまかしこくも神をよそに見奉りしを、正德元年八澤木村の保呂羽山のかみぬし守屋家の次男、守太夫といふ人はしめて此板井田の八幡宮に仕へまつりしよ

しを傳ふ。初代高橋若狹守藤原ノ吉原(よしもと)享保二年三月十一日卒去二代日向守吉林(よししげ)享保の末の人也三代土佐守吉森寶曆二年のころの人也四代多仲吉久、五代藏人吉近、六代忠太夫吉金、當(いま)七代ノ孫(すゑ)日向正藤原吉政也。むかしは小猿田といふ處に住み、今は平野といふ村に住めり。家ノ古記等も傳らす、村老の物語に八幡宮の由來を聞のみといへり。

○白山姫神　繁森(しげもり)山にませり、祭日六月八日。社守リ快藏院亮盛なり。

○白幡ノ神　水澤山にいつきまつる。祭日絕て、あるかなきかにおましませるはかしこき事也。

○藥師如來ノ社　水澤山にませり、祭日四月八日村民齋奉(いつきまつ)る。此夜久斯(やくし)山の麓に念佛庵あり、角間川村の淨蓮寺の枝寺也。

○笹小谷(さゝごや)明神　いかなる御神にや。白山姫の山の外山(とやま)の上に座(ませ)り。

○舊地(なごころ)

○岸氏あり、上祖はそれとつばらかならねど、天文、弘治のころより此處に住るよしを語れり。今の千苅田百目木の古名の家は正德の頃建しといへり。うべも柱くち、軒端かたふきて見えたり。庭にとしふ鴨脚ノ木あり、また白松(しもふりまつ)、椴などゝもに舊(ふり)たてり。

○古館の蹟あり、いつ世いかなる人の住しといふことをしらす。そのあたりに○庚申ノ社あり、百目木村ノ伊藤喜左衞門が建る。日向正守護社也。

○左門塚　伊達左門貞家といふ人の墓也。伊達某橫手の上野臺(かむつけたい)といふ處におはしたる時、此主勘當(かむじ)

ありてそことなくさそらへありきて、此水澤の卯右衛門といふ民の家に身を潜み、病ありて身まかれ、その墓碑に玉翁祖白大禪定門、寛永九年壬申四月二日。こは伊達三河殿の養子たりともいへり。今ノ世に卯右衛門は墓守リとなりて伊達貞家の亡魂をとふらふ。

○板井田は姓にもいふ也。八澤木保呂羽山下居ノ宮ノ祠官遠藤氏の系譜ノ内に、上祖藤原勝親より九代右近正茂久の世にあたりて、當山ノ宮侍芳賀、鈴木、羽多、芳野、宇垣、保太、遠藤、久名、平瀬、佐々木、此十八ニ佐間、當麻、板井田、小友、上溝、星山、羽貫、星宮、是八人ニ四澤加勢シテ遠藤、大友之依レ背ニ下知一山中騒動ス。依レ之清將軍武則公ヨリ和談ニテ鎮ル。」云々と見えたり。

○松田新田村

假里長　太右衛門
　　　　與十郎

享保の頃より新田といへり、古は松田村たりしよし。そも〳〵此村は横手の家士能味傳治某の上祖、宮林村なる能味勘右衛門某新墾ノ地也。家員三十戸あり。

○神社

○神明宮　村の西に鎮座、祭日四月二十一日。六右衛門といふ村民の守護社なり。

○庚申ノゐり石　村の上に立る。

〇袴形村

假里長 甚三郎
助 重郎

此村名、いかなるよしありてしかいへると問へば古老の傳へに、この村の千手堂の盛リ、また猿田ノ鉢位山八千坊行ひありしころならむ、村々に統をなしてまうづ。此村にも統をなして、白き麻袴を着てとしく〱うち群れ山に登るを見て、時の人とら袴衆といひしかば村名に呼ぬ。本ト袴方と作しを、近世となりては袴形と書もて其始をしらずといへり。うへなる事から、そは白袴ともいふへき事か。こはしひごとながら、雄勝ノ郡に赤袴村あればしかおもふまに〱記しぬ。そも〱此邑は正保四丁亥年板井田村より分村たる處にて、其地名はいと〱古く、その村は近世の邑家也。家數凡九十八戸といふ。郡邑記ニ云ク、越前林村卅七軒、寛永年中越前ノ國浪人越前といふもの開發の地也。神成村十三軒、砂間内二十三軒、泉橋村十六軒、和泉と云もの住居ノ地也と云ふ。一本柳村六軒、云々と見えたり。越前村の六左衞門といふ者享保のころはしめし地と、此村民の話にせり。考に〇神成村十日市村入交れり神成は陸奥國磐井ノ郡にも同名あり、また嘉成氏も本トは神成にや。〇砂間内村。此砂間てふ名もところ〱に多し。〇泉橋村。むかし越後のくにうご泉治右衞門といふ浮浪人此處に至り新墾して住ミし家栖の跡あり。そこに小橋あり、今も泉橋といふ。そが末、その國の産し地名を姓として今は高田甚三郎といふ家あり。〇一

本柳村は、古年經し大柳一本ありしが折ふしたる物語をつたふ。大堰はその寛文四年甲辰三月の頃よりこゝらの人を足がして、延寶三年乙卯ノ秋まで十二年を經てやゝ田井成就て、大森の南本郷といふ處より御物河の水引入て、是にまかせて大森、十日町、袴形、板井田、内小友、その末大曲リ西根までめぐり〳〵て、幾千町といふ事をしらす村民の潤ることそ東ノ殿の御めくみなれ。さりければ五箇邑堰、またの名を山城堰とて、今もその世の君の勳功をしるしらぬあふぎ尊めり。

○神社

○神明宮　砂問内ノ村に齋奉り。社内に庚申ノ碑立テり。

○大悲山ノ千手觀世音は紫銅の七寸の立像にて、圓仁大師の開元の菩薩なり。雄勝、平鹿、仙北、六郡の寺めぐり順禮八番の札所也。その千手觀音座ば、その御山を大悲山といふ。麓に蓮華の池といふあり、またひむがし麓は護摩臺とて宥祥坊が古宅ノ蹟也。南に小板澤といふあり、そこなん影取沼埋みし時板敷渡したる處をいへり。西は沓積長嶺とて、保呂羽山にまうづる人とら、また報奏のとき御山踏みしわらうつとて此淨き地にぬきつみておけるは、大峯すぎやうのとき鐘掛峠にぬきつむわらうづにひとしかりければ、履積長嶺とはいふといへり。北は櫻ながねとて大なる櫻あり。此みねにまうづる人みな首に輪注連を掛る、此輪注連を兩部習合の家には注連袈裟と云ひ、社家には注連繦、また幣手繦とも云り。下向のときそのぬさだすき、又しめげさをながねの櫻にかけて歸れば、注連懸櫻といへり。

此千手觀音の別當無量寺の鼻祖は、大森の城主小野寺孫五郎康道に仕へて、大森落城の後は浮浪の身となりし山本民部ノ介と云ひし武士也。そが古郷下野の國佐野の某郷より持來し、家に傳へしものあまたありしが、うせて、其殘つるものは寶壽がうちし九寸五分、降三世夜叉明王の像、極彩也、其繪佛師の名を知らず。八幡太郎義家將軍の扇形の花書一ト枚あり。また千手觀音の縁起あり、此末に天和元年辛酉正月別當吉祥坊宥界、同三年癸亥十月十七日入寂と記せり。二世常覺院大祥坊永界、享保六年七月二十一日入寂。三世蓮壽院吉祥坊宥仙、寛保二年十一月九日寂。四世敎蓮院大祥坊宥光、安永二年四月二十六日寂。五世蓮壽院法蓮坊宥全、文化十四年五月十八日寂。六世無量寺大祥坊龍仙存生當住七世ノ後住快圓也。此當住大祥坊龍仙の世より、無量寺といふ寺號ぞはしまりけることになむ。

○立石神　村の艮の方の山にませり。此石神の道は弓手の方に子守ﾘ山とて墓地あり、そが麓なる秀衡橋いにしへ秀衡朝臣渡けるよしをいふを渡り行也。其石の高二丈斗の大岩也。續紀二十六卷に、經ニ略鷲座、楯座、楯石澤、大菅屋、柳澤等五道ニ、斬ㇾ木塞ㇾ徑深ㇾ溝作ㇾ險以斷ニ逆賊首鼠之要害ニ云々と見えたり。此立石は文字かはれどところ〳〵に多し。また石神澤の南に柳清水あり。また猿田村の鉢位山とて、此處より遠からぬその山の麓わたりに柳澤てふ名も聞えたり。そをもて考は、此五道の一二ッはこゝに在りけるものか、なほたづぬべし。其石神側に藥師佛の小祠あり、そは此村に在る嘉左衛門といふ家の砌に安置まつりし佛なから、まさしき夢のみさがありて、正德のはじめならむか此楯石神の山にうつし奉り、六月八日

ごとに祭すといへり。其近きに朧田寺とてむかし寺のありしといへる蹟あり、鉢位山に在りし大寺の枝寺なッどにや。

○十日町村（まとの山）

里長　莊兵衞

此村御物川の西に在り、大森の隣村也。大森城下たりし時市たちし處にや、郡邑記に十日市村とあり。

○二ッ森　九戸。むかし某森某杜とて二ッの森ありしとか。

（天註――同名雄勝郡に在り。小野の七里といふものに載たり。）

○女郞出　十九戸。いにしへ大池ありて、その池の邊に端正しき女の出て兒に乳ふゝめなッとしせしことあるを、人みな見あざみて語らふ。そは池にすみつる大蛇にてありしともいへる。其池水涸て今は田となりて、しか女郞出村の名はありと村の人のいへり。

○神成　十戸。大柳ありしが霹靂してその大柳枯たり。それよりかむなりの名ありといへり。

○劔が花　九戸。本ト劔箇岬ならむを鼻と字、また花ともいへり。ゆゑよし多かれど、大森村のくたりにつばらかに記してこゝには省略ぬ。

○神　社

○大神宮　麻登山（むかし保名羽山の神の洪鐘鑄し處ゆゑかれ山の名あり）にいつきまつりし御神ながら、今は河のべにうつしまつる。
祭日三月二十一日、修驗明應院宥世守護社也。

○稻荷社　十日町に座（ませ）り、祭日六月九日。宮守同上。

○藥師佛ノ堂　二ツ森に在り、祭日七月八日。宮守同上。

○修驗明應院家系

○開祖乘覺院某、寛文十一年辛亥二月九日入寂。○二世本明院、元祿十四年辛巳六月三日寂。○三世永覺院、明和二年乙酉十二月四日寂。○五世明應院永泉、寛政九年丁巳十月五日寂。○六世當住明應院春長坊宥世、文化四年己卯五月入峯修行せり。

○ゆきのいではぢ　平鹿郡　二巻

○平鹿郡沼館、屬郷合十一箇村

○ちゝたらう　沼館
○古枝の柳　今宿
○をやぎの雫　下タ河原
○いなづるね　矢神
○かみあら田　造山
○まな板しみづ　南形
○やなぎはら　深井

○きつね崎　道地
○かしは野　柏木
○しごの池　東里
○あさ日の松　西石塚

○沼館(ちゝたらう)村

里長　治兵衞

郡邑記ニ、沼舘城廻リ村を改らる、家員百十八軒。昔莊司治郎居城、中古小野寺遠江守居城となる。慶長五年落城と云。故城の跡に眞言派藏光院とて寺あり。大澤へ一里二十四町二十歩、今宿へ六町四十二歩淺舞へ二里三十二間、角間川へ三里二十八町八間。枝鄕○八卦村十三軒、上中嶋邑十三軒、下中島村七軒、兵部澤村元祿元年禿村居なし、といへり。今此沼館を親鄕(おやむら)として、これに屬(したが)ふ村々十箇村也。その村は今宿、東里、作山、南形、深井、道地、柏木、西石塚、下河原、矢神なり。いにしへ此處にいと〳〵大に、深さはかりもしらぬ水沼あり。そこに柵戸(きべ)ありしかば、沼柵とも沼館ともいひつる地(そこ)にこそあらめ。此柵(たて)は治暦、延久の頃よりもありけるものか。前太平記三十四卷家衡移ニ出羽ニといふくだりに、清衡皈リて後家衡獨リ言しけるは、世には不思議の者あり、清衡幼かりし時我父清ィ將軍ノ養ヒ取リて子とし給ひつれども、其ノ實を云はゞ、彼が父は賴義父子に被レ誅し亘理權ノ太夫經清也。安倍ノ貞任といふも母方に付て叔父也。何レに取ても大事の敵、誠に勇士の志を云はゞ、今度義家が下向を幸に思ひ立事も有るべきに云々。我レ當國に住めはこそ或は國司の命と云ひ、或は一門の諫とて嗚呼がましき事も聞け、先祖の國に歸るべしとて俄に思ひ立て出羽ノ國に打越(こえ)、沼ノ柵に引籠リて潛に合戰の要意を仕たりけり、云々と見え、同書三十五卷に武衡與ニ家衡ニ同意といふくだりに、家衡は將軍國府に皈り給ふと聞て、聞クにも似ぬ

義家が行跡かな、敵の待ッと知りながら、境へたにも入りえずして引返す法やある。是我が武威に服せりと家ノ子徒黨の惡黨等に向て嗚呼がましく廣言吐て、いまだ戰はざる先に一勝したる心地して大に喜び勇みつゝ、勝時三ッ度上させて沼ノ柵に引返す。浩りける處に、家衡が兄淸原ノ武衡は奥州に居たりしが、出羽の樣を傳へ聞キ俄に手勢を引具して沼柵に來り、家衡に對面して、さても今度の擧動傳へ承はり驚嘆不斜、獨身の人にて斯ばかりの猛將を敵に取て、一日といふとも追返したりといふ名を揚る事和殿一人の高名にあらず、倶に武衡か面目也、云々。武衡申けるは、此柵は分內狹ク多くの兵を可レ宿所なし、其ノ上要害の地にも非ず。仙北金澤ノ柵といふ所こそ、此柵に勝りて究竟の要害なれ。倡や彼處に籠るべしと云ければ、家衡尤と同して聽て沼柵を棄て、兄弟うち連れ金澤ノ柵に栖籠る云々と見え、また永慶軍記二卷ニ云ク、下野ノ國古河ノ城主小野寺ノ前司太郎道綱は、大織冠ノ末葉秀郷には八代、道義が孫義實が子也。むかし鎌倉ノ右大將賴朝公に事へて勳功を盡し、勇名四方にとゞろく。其四男四郞重道は父が箕裘不失、君に仕へて忠あり、賴朝公平家追罰し給ふとき、軍功に依て羽州雄勝を賜り稻庭の城に居住す。重道十六代の孫中書、稻庭の城より同州平鹿ノ沼舘ノ城に移り住す。將軍義晴公のときにして上洛す。世上戰止時なく、賊徒國々に滿て通路成がたし。自國の妻の方より音づるゝ事もなく命を洛土に終る。都に在りしとき、八幡の旅宿の主か娘に契りて男子一人儲く。其子弘治元年義輝將軍の時、幸にして君邊に召れて輝の字を賜り、小野寺中宮ノ介輝道と號す。本國に下りて甚武威を振ひ、同國大曲、苅和野、

神宮寺、角舘等の要害を攻落し、增田の城主小笠原信濃ノ次郎光冬を討チ、松岡の城主柴田平九郎を討チ、油利十二黨、最上置賜郡間室ノ莊も盡ク隨ふ。我臣小野ノ城主姉崎四郎左衞門尉を故なくして誅戮し、彼が城を己レが三男に與ふ。其政邪にして惡逆超過す。時に郎等三春信濃湯澤ノ城に居住せしを、我か城に移り替むとせられけれども三春敢てその下知にしたかはず、終に三春を討て湯澤ノ城にぞ住しける。

これにより、仙北金澤の住役氏金乘坊と云ひし者忽ち逆心を企ッといへども、己ノが力ラに及がたきに因て竊に橫手佐渡守を語ひ、大將として數萬兵を卒し既に中宮ノ介を討むとす。中宮ノ介是を聞て安からず、是を討むと天文二十一年六月大勢を卒し橫手ノ城に取かゝり、散々に攻む。城の內より飯詰と金乘坊一番にかけ出防ぎ戰ふ。湯澤勢盡ク敗北す。此時增田、淺舞心替りして橫手に一味すれば、輝道彌おくれを取り人數過半討れて引退く。其時橫手佐渡守怒り追かけ攻ければ、小野寺の味內八柏大和守計事を運し、君の旗を指せ手勢三十餘人進藤原にひかへて、さしつめ引つめさんぐ\に射かけ、主の命に代て終に討死しけり。中宮介危き處を逃れて湯澤の城に行れけり。嗚呼、臣としては忠死すといふ古人の敎を守ッて、主のために八柏大和守が命をあやまちけるこそ神妙のいたりなれ。同舍弟孫七、十六歲にて人の耳目を驚すほどのはたらきして其身手負ひ、これも湯澤に引退く。其軍功を感して、中宮ノ介の嫡子景道の世に、小野寺の姓を許し湯澤の城主となしけり。その後橫手佐渡守、金乘坊兩人心を合せ、金澤、六鄕、楢岡、本堂、堀田、白岩の勢を催し山北の人民を語ひ、其勢三萬餘人を率し、數日をうつさ

ず湯澤の城に取かけ散々に攻め、同七月六日には輝道自らかけ出防き戰ひけれども、叶はずして流れ矢中りて終にそこにて討れにけり。嫡子四郎麿もすでにかうよと見得しところに、其ノ臣八柏兄弟、關口、落合が計リ事にて稻庭に落しけり。猶も敵の追かけしに、八柏が次男治郎ふみ止り大將四郎丸と名乘、主の命に代て討チ死す。八柏太郎、四郎麿を伴ひ奉りて小野の里より八口內（やくない）に忍び出テ、有屋金山を打越え合海（あひかい）按、相貝といふは古名也の津より船にのり、最上川を下りて清川より陸に上り、日數十餘日同國羽黑山に入り、そこにて三年の春秋を送りける。去ほどに横手佐渡守は中宮介父子を思ひのまゝに討取威をふるひ、領內を從へむとしけれども一人も從ふ者なく、己がまゝならぬこそうたてけれ。小野寺の郎等角舘、大曲、白岩、堀田、神宮寺、進藤、金澤、關口、山田、黑澤、增田、西馬音內、稻庭、河連、三梨、沼舘、淺舞、大森等ノ城主も面々に引分れ常に戰ひ止ときなく、人民安き心なく己が栖家を捨て深山幽谷にぞかくれ住みける。かくて羽黑山に在りける小野寺四郎麿、父の敵を討むと近隣の兵を語ふ。皆委く同心す。其人々を算ふるに莊內大山ノ住武藤左京大夫晴時、同大梵寺の住次郎晴安、酒田六郎、仁加保、小笠原大和守安重、松根、黑川、藤嶋、小國、荊川、野澤、餘目、一條、三世、由良、五十川、矢嶋、芹田を始として羽黑山の衆徒三百人、其數合五千餘人の勢二手に成て、一手は最上路を經て八口內表より押寄る。又一手は由利を巡て石澤、玉前の切處を經て大澤表より押かけたり。されば、日頃佐渡守が下知にそむきし小野寺の郎等ども、こゝかしこより走せ集り、四郎麿の勢に加り手痛く攻めたり。横手、金澤の兩勢こゝを專度

と防ぎ戰へども、今は分國中みな四郎丸か手に屬せば、はや處々の攻口を破ラれ金乘坊も本城へつほみける。この時前田薩摩守、榊岡三郎、六郷父子、堀田治部丞、本堂六郎一千餘騎金澤を攻破り、四郎丸が加勢として横手源正坂に陣を張り、四郎麿は莊內、由利勢を率し吉田、赤坂、八幡の間に陣を取れば、先手は馬倉、增田、山田、關口、岩崎、深堀等七百餘騎川を渡し、横手町構に攻入關町に放火すれば、石町、本ト町、荒町數百軒餘煙天を掠め燒亡す。今は叶ふべきやうもなく横手を始め金乘坊、討殘されたる兵五六十騎を率し大勢にかけ入、縱横にわり立追ひ廻はし今を最後と戰ひしが、少勢の事なれば爰かしこにて隔てられ、一騎も殘らずうたれにけり。四郎丸、湯澤の城には矢柏孫七を居置キ小野寺の家名を許し、我身は横手を居城とし、其名を遠江守景道とぞ名乘られける。」云々と見え、また同書二十九卷大谷吉繼たゝかひのくだりに、高寺の住人小野寺甲斐守道親、西馬音內式部少輔に足田、郡山、童子、十鄕(とをざと)、八卦、沼舘、大築地等馳加て大澤、高寺(雄勝也。仙北同名あり)八反田の邊リにて相戰ふ。元來玉前(たうまへ)、下村、山北一味の事なれば裏切して攻にけり、云々。山田、高寺はるかに落のび大森の城にぞ籠りける。」なンど見えたり。いさ〳〵ふるところなり。南の入口を荒町といふ。皂角刺(さいかち)木の古木生ひたり、そのもとに道祖神ノ祠ありて、石ノ雄元(をはしがた)をいくらもすゑ祭るはいづこもおなじ。こゝをさいかち門といふ名あり、小野寺城內の門の跡にや。左へ行ケば舘小路、右へ行ケば高畑々、中通リを下タ小路といふ。舘小路より西へ行ケば下タ河原村、中に御物川あり。矢神村へ渡り北へ行ば、薄井、阿氣(あけ)なンどの村あり。

○田畠ノ字地

○柵の瀬。いにしへの古河の跡也、今も地の底に水音すといへり。巽ノ方に在り○晝飯塚。ゆゑよしさだかならず。巽ノ方に在り○寺脇キ。南に在り○千刈田。木戸稲荷の前に在り○板衽。東に在り○頭無シ。南ノ方○大塚。道ノ上ヘ下タ東ノ方也○父太郎。此ゆゑよしを人しらず、古き處といふ。家衛なンどの代に云ひし地名ならむ。北ノ方に在り○白旗稲荷前。艮に在り○雑水谷地。東北に在り○櫻木。いにしへよき櫻ありし處ともいへり○長持。八卦邑の小字也○下河原ノ小淵野○上中嶋村。此處の事下河原なやぎの雫の巻にのくだりに、小柳氏が墾しやうに、ある書、また新田開發記にも見えしが、今、舘小路に栖む瀧澤三右衛門ノ祖ノ開發たりし處也。そのよしにて梅津家より三石餘りの水田を賜りし也○下タ中島。今は家なし○鳥羽野。西の方に在り○紙漉野。むかし紙すきし處にや、西に在り○低舘。東ノ方に在り○才兵衛どの谷地。東ノ方○石河原○街道の上ヘ○チョガン○琵琶ノ首。いかなるゆゑよしかあらむ○地藏のうしろ○皂角ノ木○段ンの下タ。八卦の邊り也○田尻○後ノ田面○街道のした○弘法作リ○海老ぬま○鶴田○羽黒堂○沼田、なンど。

○落葉

○沼柵と作しもと沼舘に同じかるべし。また秋田ノ郡北比内ノ荘沼舘村あり。比内の沼舘より赤石脂を產す、至て佳品、古渡の藥品にたぐふものか。また白石脂もそこに產るといへり。

○鏡ノ社

此社は新町といふ處の、鈴木市郎左衛門といへる大工が家の庭中に齋れり、また大日堂ともいへり。其ゆゑよしは、近き文化二年乙丑ノ三月のなかばかり、鈴木市郎左衛門耕のため田の面に出て、千苅田といふ田地の弘法佃といふ字ある處より掘りといふ、その鏡を神とはまをし奉る也。そはさし亘リ四寸八分の花菱鏡のかゞみなり。其鏡の面に九柱の佛の形を彫たり。そのさま蓮の開たる花の花びらの內に、上へに藥師如來、中に大日如來、下に無量壽如來、その左右に冠師菩薩、釋迦如來、文殊卄、觀音卄、彌勒卄、普賢卄、みながらはなびらの內に座り。ぶちぼさちの尺二寸ばかり、その裡の方には風鳥二羽を鑄畫、そのめぐりにいと〱細字に「永延三年八月三日幸以奉始八葉九尊壹院願主傔丈伴守光女旦主伴希子願也。佛師天台僧蓮如。」とゑりたる文字のさゝやかにしてよみときがたけれど、しかよみつるさまをしるしぬ。こは、そのいにしへそこに寺や建けむ、その人々や住たりけむ、なほ考ふべし。そは六十六代一條院の御世にて、永延三年己丑のとしは、年號かはりて永祚元年にあたれり。前太平記三十五卷將軍出陣のくだりに、去程に諸國の軍勢皆催促に從て悉ク馳集りける。その着到を算るに、統べて三萬六千餘騎とぞ注しける。さらば出陣あるべしとて寛治三年六月十六日、前後の陣を備へ諸軍の手分を定め將軍御馬に召れけるとき、源氏譜代の郎等大宅ノ大夫光任、年八十にして腰は二重に成り、杖にすがり從者に手を牽れて罷リ出て、御馬の轡に取りつき泪を拭ひて申けるは、年の寄るといふ事は哀しくも

侍るものかな、往し九箇年の戰ヒには、片時の間も御父子の御馬を放るゝ事なく命を際とこそ契り進せつるに、云々。手を合せ將軍を拜み、さては光任は果報の者也。主君二代に仕へ進せ、斯ありがたき上意を承る。先立チし人々は浩る勇々敷事をも見たまはず、草の陰よりそ羨う思はるべし。愚息にて候もの、多くの人の中より撰み出され傔仗に補せらる事、是併君の厚恩也、云々。光房慥に承れ、そも〳〵傔仗といふ事は奥州の國司たる人傔仗二人を給はる、重代の武士の中にて其器量を擇て將軍の判授ゥの官也。然るを二人の傔仗に一人は伴ノ次郎助兼、一人は汝を撰はる。是レ莫大の御恩ならすや。」云々と見えたり。其永延のころより寛治のとしまではやをら百年まりも經ぬれど、傔仗伴ノ次郎助兼は、傔丈伴守光の後胤なッどにや。なほ知れる人にたづねとはまほし。

○ 沼柵八幡宮ノ由來

○そも〳〵此若宮八幡宮は、其むかし箭神山といふ地に鎮座ませし御神なり。そのゆゑよしは、康平の世ならむ源頼義朝臣、義家將軍安倍貞任、宗任追討のため陸奥國におもむき給ふとき、出羽國最上ノ郡境に着おはし給ひて、みちのくの武士沼倉七郎某、また御内の堀野小源太を以て此處に在る正司次郎を賴み、かれに仰せられて矢神山の神に幣奉りいのりて、こたひの大敵をむけ平む宿願さすべしとて、やがて沼柵に御使を立てしか〳〵のむねをまをししかば、うべなひかしこまりて、正司治郎矢神ノ社に七日のいもひ參籠して朝夕ひたふるに祈り奉りししるしにや、將軍の御心のまに〳〵その強敵をうち、或は

擒として、のち矢神の社をいさ〳〵大キやかに造營て若宮八幡宮を齋奉り給ひたるよし。其世の神殿は十五間四面に作りなして、鬼瓦てふものは木にて作れる、そのさまことにいかめの水形鬼也。此事矢神邑にも云ひしがまたこゝにもいへる也。其鬼板なからはくだけ、あるは火災ときやかれ殘りて、今宮川戸之内かもとに家藏。また寬治三年山北の金澤攻の御下向にも箭神ノ社にまうでて、弓箭御佩刀を神に手祭て、御神樂を奏て淺からず此賽のとき、神寶をこゝら寄附給ひつるよしを傳ふ。また若宮八幡ノ緣起てふものに、天喜五年八月下旬源賴義公朝敵爲御追討奧州ニ御下迎云々、康平五年云々、沼舘若宮正八幡ヘ御立願御果シ有レ之事云々（此沼舘八幡宮とあるは矢神の八幡宮也とおもはる。また沼柵といふ名も矢神の大沼よりや創りしものならんか）延久元年沼舘莊司次郎ヲ出羽十二郡ヲ給テ爲守護　沼舘城廓普請之事云々、同二年御本尊ノ御供有之（此本尊と申は一寸八分の赤栴檀の神形にして、八幡太郎義家公兜になさめ給ひし神像、神主一代に一度拜し奉るといへるなり。）都本ン宮ノ神主二人リ御內陣ヨリ獅子一頭八乙女ヲ揃ヘ道路神樂ヲ奏シ獅子ハ郡々天下國家爲ニ萬民御祈禱ノ同五月二十一日都ヲ立セ給ヒ八月十四日ニ出羽國平鹿郡仙谷ノ莊沼舘ノ城ニ有テ御至着則庄司治郎藤原友利ヲ爲大工奉行御社御建立有之也賴義公ノ御代官ヲ給テ庄司治郎始テ流鏑馬ヲ行ふ云々。此莊司治郎友利は創めはしらず、天喜、康平の頃より其名聞え、その後胤元曆、文治のとしまでありしよしをいへり。元曆年中平家追討ノとき、小野寺重道西國にて軍功ありし恩賞として、右大將賴朝公より出羽ノ國雄勝郡を賜りて稻庭ノ城に居住。その小野寺四郎重道より十六代にあたる中書稙道ノ代に至りて、稻庭の鶴ケ城には次男晴道を居置キその身は平鹿郡沼舘ノ城に移り、かくて後萬松院義晴將軍ノ御代大永年上洛して

數年本國にくたらず都にて卒り。其男都にて出生し、成長ノ後に光源院義輝將軍に仕へ近習となり、將軍の御諱ノ字を賜りて小野寺中宮介輝道と號て、本國に下り沼舘ノ城に入りぬ。其子遠江守景道とて、横手に居城を新に普請し引移り、執權多く勢ひゆゝしかりしともいへる。その中書稙道の代に、明應、文龜のころならんか、鶴ケ城よりも里とみ榮えければ、矢神山なる八幡宮を沼舘の城中にうつし奉り、きよらを盡して神社をみがきたて、旦暮ゐやびかしこみまつりて神田もこゝら寄附れ、また、神祭の獅子頭の纏衣てふものに小野寺の家紋を画せ奉納り、國家安全武運長久の爲とて舞ひ巡らせられたり。今もそのゆゑよしをもて、八月朔日より月盡まで雄勝、平鹿の兩郡の郷々里々名殘りなう舞ひめぐる事にこそあンなれ。小野寺の代に寄附の神器もいと／＼多かりしかど、慶長六年沼舘落城のとき神庫の破壞、神寶もちり／＼に失せ、かくてとし經るほどに寛永二十癸未年、根本岡之丞某といふ人願主にて、あまたの人を進めて一間四面ノ神社を建て人みないたゞきまつりたりしが、また二三年を經て正保年中、社地の近隣なる安養寺より火災てみづ垣にうつり、やがて御在所にかゝりて空をこかしてもえあがれば、人々火焰の中に飛入りからうじて御正體、神寶いさゝかとりいだし奉れども、其外の寶物、また神器、古棟札、緣起、古記錄等みながらうせて、いにしへを見るべきものは草のはつかの露斗りぞ殘りたる。さりけれど古老の耳に聞のこりたるを聞て、ひとつふたつとものに書記て、そのむかしたどりて在りし世を偲ぶのみ。なほ近き世の事はいちじろく、此處にしるしつ。

○ 沼舘八幡宮御神寶

○八幡宮御神像は、源義家將軍兜ノ中に齋ひ收めて戰ひにしかまのかちを得て、その兜の神形を本尊と齋奉り給ふ。そは赤栴檀に造り奉る一寸八分の神像也。神官一代に一度拜し奉る秘たる御神なれば、餘人ゆめ〳〵拜奉る事あたはじとなもいへる。

○古代の獅子頭も義家卿の寄附にて、目は印子金にて作りたれば、盜人の入て獅子の眼をくりぬすみ去て、獅子は世々經にふりてこぼれかゝりて、殘りたる其腮に天喜ノ文字仄見えたりしが、是も廻祿にやかれてうせぬ、○假面二面、一面は春日ノ作なるよし。○古代の神輿金具四枚、いと〳〵古ルめきて殘りたり。○鞍橋ばかりなる移鞍一。○兜二。○古代の鎧兩袖、また頰面一。此二品は寛政年中の事にや、官庫に献進りしものといへり。

○御横刀。奉納享保十二丁未年、願主薄井村ノ內舟沼ノ小野利左衞門、とあり。また○二王門ノ脇士石像は、元文四己未年願主當村瀧澤三右衞門、と彫たり。○舞獅子一頭並纏衣一掛ケ。寛文七丁未年關口八之丞道長、佐々木四郎左衞門賴淸。作者秋田藤原成利、別當宮川戶之內政吉代也。○神鏡。奉納願主ゐふか石川五郎兵衞重儀、あさまひ鈴木兵右衞門重常、いまじゆく小澤市右衞門春豐、ほんだう星山治部ノ助經侶、ぬまだて小柳莊兵衞吉道、寶永五戊子年田中伊賀作、とゑりたり。

○神鏡。奉納同年、願主當村治兵衞、多右衞門、藤左衞門、と鏡臺に出たり。○また寛文記錄の內に、寛文

八年戊申ノ三月十八日　鑑照院殿［權少將左近衞源義隆公の御ことを申す］御渡ㇼ野のとき淺舞郷の御旅舘より仰せ事あれば、若宮八幡宮の御神體、古作ノ獅子一頭、鬼瓦等尊覽にそなへしかば、御祭料として白銀一枚たまはりしよし

○鰐口。奉納寛文十二壬子年角間川新田目喜右衞門藤原道房、とあり。

○延寶六年戊午二月二十九日　德雲院殿［ㇱ義處公の御事を申ス］御鷹野ありしとき、高畑正喜といふ人をもて御代參として社參あり。その時御祭料とて白銀一兩を賜る。

○同年五月二十七日、梅津半右衞門忠宴殿江戸より下向のとき、若宮八幡宮の牛王寶印を献りしかば、御初穗料として金子百疋を賜ふ。此時厚き御志しのむねを仰られたり。

○同年、八幡宮の神社大破に及び奉加の事願ひ申立しかは、すなはち御免ありて御老中方始、主殿殿、主計殿、淡路殿、重太夫殿よりも宮殿建立の奉加に付せられたり。

○同延寶九辛酉年本社二間四面建立。

大檀那左近衞權少將源義處公　　御代官梅津半右衞門忠宴

梅津御家中　下村彌兵衞　石井市郎右衞門　關口五助

普請役　　當村小柳庄兵衞

右は宮中棟札に記したるところ也。

○御內陣御室寄附は、梅津半右衞門殿奥方難産ノ御立願御いのりにて、平産の後御齋料として田所縫殿

丞殿を以て白銀二枚、また御內陣の御寄附あり。かな具は久保田鍛冶町金工屋九兵衞、とあり。

○寬文記錄の內　沼舘村也、漆木十本八幡宮社之木之間每年御役御取有間敷候以上。

寬文八年申ノ霜月八日　梅津半右衞門判

漆役人衆。

○元祿記錄　立願狀之事。

一此度御境目御爭論之儀御當領御利運之事

一百姓共於公儀勝利之事

一武運長久子孫繁榮之事

右條々以神力諸願成就奉祈所也依之爲願上御堂御修覆可相勤者也仍願狀如件

元祿十二年卯ノ十月吉日　願主敬白　大越靱負尉藤原茂國。

御初穗料として白銀三匁。

○鐘樓門ノ洪鐘に、寬政四壬子年願主佐々木義右衞門、越後國三嶋郡大久保住。鑄物師小熊龜治郎吉次、とゑりたり。

○末社神

○西ノ方、愛宕社二間三間向東社也　元祿三庚午年建立、二月二十四日鎭火祭、六月二十四日祭禮也。此社地長十九間なり南

北方四間半也北方五間南方四間　願主惣郷中、別當宮川戸之內藤原政道。
○北ノ方、白幡稲荷大明神ノ社一間四面　寶永五年戊子九月、大旦那源ノ治郎義格公、小旦那川上治兵衞、川尻淸左衞門、那可總助、八代角助、久賀谷彦十郎。願主社守リ當村伊藤喜左衞門。別當宮川讃岐守藤原政道、と棟札に見ゆ。此白旗明神ノ神社、はさゝやかなる祠にていにしへよりこゝに座る(ませ)を、新田墾(あらたひらき)のときいかなる社にておはしますかとゝへば、伊藤喜左衞門といへる翁こたへて云へらく、此神はいと〳〵古き御神にて、いにしへはよしある人の齋(いは)ひまつりし社也とまをせば、那珂總介といふ人聞おどろき、伊藤にまをして人々に進め神社(みやしろ)再(ふたゝび)興なれり。那珂氏御旗寄附せり、稲荷大明神といふ旗ノ文字は、稲荷ノ社務正五位ノ下秡川佐渡ノ介男、非藏人秡川備中ノ介秦ノ親芳の書也。こは禁庭(うち)の稲荷の御旗を臨書(うつし)たるよし、此旗の緣起に見ゆ。享保十一年丙午七月吉日久保田家士那珂總介藤原通達寄附、其由來は同家士茂木源知亮作(かけ)る也。祭日二月初午ノ日五穀祭、九月九日ノ神事は五穀成就報祭(かへりまをし)の祭也。
○西ノ方、法龍社二間四面　享保四己亥年建立、祭日三月十八日也。
大旦那源義峯公、願主當村中、別當宮川讃岐守政道、とあり。
○東ノ方、正一位木戸稲荷大明神ノ社　寶暦四甲戌年建立、社二間三間。社地ノ長十二間横七間東七間西六間　願主當村中、別當宮川讃岐守政國。二月初午ノ日は五穀祭リ、九月九日は五穀成就賽(かへりまをし)の祭也。此御神を五郎兵衞稲荷とも人もはらいへり。九月八日ノ忌夜(いみや)には村の小童(わらは)うち群れて門ごとに入て、五郎兵衞様の奉加と

て藁を一束二束と貰らひ集て、田の面わら火高う焚たつ。こは今宿のかうべ塚なる豆子稻荷も、おなじさまのわらびのためし也。豆子稻荷とは、此社貒ガ袋といふ處に座ば、人みなそを訛り傳へてしかとなへ奉る也。いにしへ沼柵ノ城ありしころ、此あたりなンどに柵戸（柵戸いにしへはきべとよめり）ありしゆゑもて、此あたりの田地の字にいへるならん。沼館城廻リと近き世に云ひしもかゝる處にあンなれ。また木戸ノ五郎兵衞某と云ひし人の館の內に齋奉りし稻荷ノ神社なれば、しかとなへ奉也といへり。

○八卦ノ神明宮　此神八卦村に本ト座しが、宮地は御膳川近くてやがて其岸崩れて御鎭座もあやうければ、此御神を人の家にもりもてすゑまつれば村に不祥（マヽ）からぬ事ぞ多かる。こは神のおほむたゝりならんと、八卦邑の東の入口にみやところを定め奉る也。願主里長奥山治兵衞、文化三年丙寅五月祠再興也。また施主市內、文治、八兵衞、助之丞、齋主宮川筑前正政光代也。

○八幡宮神官累代

○宮川氏の上祖は宮川左衞門三郎藤原政治といひて、本伊勢國度會ノ郡豊宮川ノ郷より出て、山城國男山に登り石清水の神社に祠官り。神社考詳節に云く、相模國鶴岡八幡宮者、後冷泉院時源賴義奉勅、伐安倍貞任、康平六年八月勸請石清水、建宮於相模國由比郷。（今號曰下ノ若宮）永保元年源義家修理之。治承四年十月源賴朝遷之於小林郷之北山、云々と見えたり。此鎌倉ノ鶴箇岡よりは十三年後れて、延久二年に石清水ノ八幡宮を平鹿郡千箭ノ莊矢神山に遷されたり。箭神ノ古緣起に、本宮神主二人あり、その一人といふ

は宮川左衛門三郎藤原政治にこそあらめ。かくて、此出羽ノ國に殘りて矢神八幡宮の神官となれり。今一人リは、いとまたまはりて石清水にかへりけるともいへる。政治にしたかひ來つる從二人リありし、そはみな伊勢人にて矢神山にすめるか、世々を經て小野寺中書稙道矢神の八幡宮を沼柵の城中に遷されしかば、神官從者が後も沼舘にうつり住しが、沼舘落城のころ一人の行方をしらず。八澤木の樹根坂の、白山ノ祉の司に宮川右近といふあり、此人は其後胤なるや否や。一人リは宮川藤左衛門とてなほゆかりなり。しかるに百十一代後光明院の御代、正保年中神殿燒亡て累代の系譜古記錄うせて、五百四十餘年が間世代の人々をしらず。代々戸之內といへる人多し。そは宮河の河門てふ事にて戸の內といへるか。宮川戸之內某は、元和ノ產れにて延寶三年乙卯ノ四月卒去。此人をもて中興の祖とせしなり。〇二代宮川讃岐守藤原政吉、天和三年癸亥三月卒ル。〇三代宮川讃岐守藤原政道、享保六年辛丑二月卒ぬ。〇四代宮川對馬守藤原政次、享保六年辛丑九月卒ぬ。〇五代宮川讃岐守藤原政國、安永八年己亥五月卒ぬ。〇六代宮川戸之內藤原政重（此戸之內始は秋重たり）天明六年丙午七月卒ぬ。〇七代宮川筑前正藤原政光、文化九年壬申八月五日卒ぬ。〇八代宮川戸之內藤原政信、當神職也。

〇若宮八幡宮並末社年中行事祭禮社式之次第

〇正月元旦ヨリ十二月晦日マデ毎朝天下泰平、國家安全、御武運長久、五穀豐饒ノ御祈禱修行。舊祖ヨリ當職至マテ神祇祭事古格之如、聊怠ナク神事法令相守リ來ル也。

○正月元日　早旦ヨリ潔齋、家中ニ張注連改火家人悉淨水シ着淨衣（不淨者忌去但忌魚鳥等）兼テ家屋ニ設神壇獻御飯、餅、神酒、松、昆布、御宮殿之御戸奉開御帳御廉ヲ垂注連飾、備牛王寶印。御秡、進神前御祈禱奉幣祝詞勤之（但シ氏子共初社參有り）○二日　早旦秡修行右同斷○三日　早旦秡修行右同斷○四日　卯ノ上刻御宮殿獻御供、秡修行右同斷也。（此日神官社參ニ往來人ニ不逢、此往來ニ神官ニ逢人ハ短命ナル由又此日神官ノ家ニ一門ノ人々ヲ招キ祝言シ、潔齋終也ト云フ）○五日　早旦秡修行右同斷（但此日牛王寶印ノ札御秡、札氏子中へ賦之）○七日　早旦獻七種ノ雜煮粥、神酒、松、昆布、秡修行右同斷○九日　早旦（木戸稻荷白幡稻荷）兩明神獻御供、神酒、造酒糟（さけかす）、松、昆布等御祈禱修行○十五日　早旦獻御供神酒（前齋一日）進神前御祈禱、奉幣祝詞勤之○十六日　早旦神前天照大御神ノ御前獻御飯、神酒（但シ白粥山川海野ノ產物ヲ調進セリ）御祈禱奉幣祝詞勤之。此日一門ノ人々ヲ集ヘテ直會（なほらひ）たうびぬ○十八日　早旦寶龍神社獻御供、神酒、但シ一日前齋秡修行○二十四日　早旦愛宕神社獻御供、神酒等、但一日前齋秡修行。

○二月朔旦　獻御供、神酒等、前齋一日秡修行○初午ノ日　兩社稻荷明神ニテ五穀祭御祈禱、一日前齋獻御供、神酒等、備御札、奉幣祝詞勤之。終テ直會ノ式ノ後御祈禱御札乞請テ里長是ヲ掠所ノ里ニ拜分シ賦之也。同月社日ノ祈年ノ御祈禱（前齋一日）獻神供、神酒、奉幣祝詞勤之○九日　早旦兩社稻荷明神ニ獻神供（おくま）、神酒、一日前齋秡修行○十五日　早旦神前ニ獻神供米（おくま）、神酒、一日前齋秡修行○十八日ノ式正月ニ準ス○二十四日　愛宕神社於廣前鎮火祭（ひしはめまつり）御祈禱、一日前齋獻神供、神酒、備守札、奉幣祝詞勤之。次ニ直會ノ式アリ。守札氏子ニ拜分ス。

○三月朔旦　本社於神前御祈禱、一日前齋御供米（おくま）、神酒、御守札、奉幣祝詞勤之。終テ御守札登理子ヘ賦

之○三日　早旦神前御祈禱、一日前齋献ニ神供、蓬餅(くさもち)、神酒ニ桃ノ枝添ヘ、奉幣祝詞勤之。次ニ神酒拜頂之○九日　二月準ス○十五日　二月ニ準ス○十八日　寶龍神社御祭禮神前御祈禱。一日前齋、忌夜ヨリ献神供、神酒、奉幣祝詞勤之。次ニ神酒拜頂退下○二十四日　正月ニ準ス。

○四月朔旦　神前御祈禱、一日前齋献御供、神酒等秡修行、終テ神酒拜頂退下○八日　秡修行右同斷○九日同上○十五日同上○十八日同上○二十四日同上。

○五月朔日　三月朔日ニ準ス○五日　早旦神前御祈禱、一日前齋（四日忌夜ヨリ蓬菖蒲ヲ以テ宮殿ヲ奉レ飾）献御供、粽、神酒、奉幣祝詞勤之。次神酒拜頂退下○九日　秡修行二月準ス○十五日　秡修行二月準ス○十八日　秡修行二月準ス○二十四日　秡修行正月準ス。

○六月朔旦　神前御祈禱、一日前齋献御供、神酒、水餅(みつのもち)（氷餅をみづのもちとて正月ノ式に臼伏せの此餅を麻の葉しきて奉るなり。）○同月某日(それのひ)昆虫秡ノ神事（一日前齋定日ナシ）献神供、神酒等、曳注連、於神樂殿御湯立御神樂、奉幣祝詞勤之（但シ榊ニ準ヘ柳ノ枝ニ白幣(しらが)付ケ此神ニ備ヘ、御釜ノ湯ニ浸シ、田畑ニ立ル事一郷ミナ同シ。虫ヲ避クト云ナリ。）又此日暮ヨリ亘松ヲ振リ柳ノ枝ヲ取持、笛、太鼓、銅拍子ニ囃シ聲のかぎり叫もて送り〳〵て舟沼邑（薄井村ノ枝郷ナリ）境に至りて、火を高く焚キ捨て皈るといへり○九日　早旦秡修行、二月ニ準ズ○十五日　早旦神前御祈禱（一日前齋）献神供、神酒等、注連引キ御湯立神樂。同日祇薗、鹿嶋、社々ニ献御湯、奉幣祝詞勤之。次神酒拜頂退下○十六日　鹿嶋舟送リ。鹿島人形郷中ノ人家ニ作リ、鹿島餅とて家毎搗キ、此草人形(くさひとがた)に餅と酒とを備へ、みな人形をとりのせ舟粧(ふなよそ)ひして（人形に錢と餅とをもたせたり）日暮るを待て、舟のあたりに燈明(みあかし)を照ら

し、また竿の先に燈籠を付ていくばくの人といふ事をしらずさしかざし、笛、太鼓、銅拍子、梭尾螺を吹立囃しもて、焼石川といふ小川に此鹿島を送り流す也。それより此鹿島祭舟、御膳川に入るといへり○十八日　秡修行○二十四日　愛宕社御祭禮一日前齋献神供、神酒等、奉幣祝詞勤之。

○七月朔日　早旦神前御祈禱一日前齋献神供神酒等○七日　秡修行右同斷○九日　秡修行右同斷○十五日　早旦神前御禱三日前齋献神供、神酒、奉幣祝詞勤之○十八日　秡修行二月ニ準ス○二十四日　秡修行正月ニ準ス○

○八月朔日　神前御祈禱但七月ノ晦日ヨリ八月ノ晦日迄卅一日潔齋也。此内中下リトテ一日魚肉ヲ味フ。献神供、神酒等、曳注連、又神官ノ家ノ庭前に幣掛ル榊柳ヲ以テ是代フヲ立ツ。此日一門一家ノ人々集テ神酒拜頂。終テ獅子舞人數上下八人ナリ始ル、毎年如恒例。先神官ノ庭ヨリ舞始メ二番ニ本社八幡宮ニ舞フ、三番ニ館ノ内中ノ松ヲ舞フ小野寺ノ古舘ノ跡ハ藏光院建リ、此藏光院の庭前に中洲の枯木あり、中ノ松とはそれをいふ也此曲終リテ郷の門々ヲ舞ふ。或は處々に神酒等奉ニ調進一家アリ、則拜頂之也。それより此沼舘をはじめ平鹿郡ノ内○角間川○田村○阿氣○薄井○大森○今宿○造山○南ン形タ○深井○西野○下モ堀リ○今泉○植田○淺舞○樽見内○東里○砂子田○蛭野○下タ河原○石塚○大塚○矢神都合廿三ケ村也　○雄勝郡○嶋田○田子内○足田○西馬音内○大久保○角間○森村○本金谷○新金谷○柳田○藏内○深堀○山田○關口○小野○横堀○役内○湯澤町○岩崎都合二十ケ村○兩郡合四十三箇村也。右郡々村々里々を、とし／＼舞もて巡るためし也○九日　秡修行二月ニ準ス○十五日　本社御祭禮。齋夜宮殿飾如恒例、備山海野蔬品、但魚鳥禁之。郷中ヨリ神酒、御燈、鏡餅等是ヲ献リ。

當日御湯立神樂、奉幣祝詞勤之、次ニ神酒拜頂退下○十八日　秡修行二月ニ準ス○二十四日　秡修行正月ニ準ス○同月社日祭如常例。

○九月朔旦　於神前御祈禱一日前齋献神供、神酒、備ニ御守札一奉幣祝詞勤之。則守札登理子ヘ賦之退下○九日　早旦於神前御祈禱、一日前齋献神供、神酒、菊ノ花○同日兩社稻荷御祭禮也。齋夜氏子共通夜アリ、新餅、新稻ノ神酒ヲ献リ、又薪火ヲ焚事炬火、庭燎ノ如シ。當日御湯立神樂、奉幣祝詞勤之、次神酒拜頂退下○十五日○十八日○二十四日、每月如常例。

○十月朔日○九日○十五日○十八日○二十四日、皆如常例祭之。

○十一月朔日○九日○十五日○十八日○二十四日、如前例祭之。

○十二月朔旦　於神前御祈禱霜月晦日ヨリ今月十五日マテ潔齋也献神供、神酒等、備ニ御守札一奉幣祝詞勤之、則御守札掠所賦之○七日　家屋ニ設ニ神壇一引注連献ニ御飯山野産物調進之也餅、神酒等一奉幣祝詞勤之、次神酒拜頂ス。此夜氏子中通夜、退下○九日　早旦神前年越御祈禱、献神供、神酒等、奉幣祝詞勤之○十五日　早旦於神前年越御祈禱十四日齋夜ヨリ前齋氏子共通夜アリ献神供、神酒、蠟燭百目掛也鄉中ヨリ○十八日○廿四日年越神事同斷○除夜は歲暮御祈禱、一日前齋献神供、神酒、奉幣祝詞勤之。

○臨時諸祈禱之事

○安產御祈禱○疾病御祈禱○雨乞、雨止御祈禱○疫病御祈禱○諸災害ノ類也。

○諸掠處年中行事或祭式次第

○正月、春祈禱　當村ヲ始メ諸掠家大繁献神供、神酒、其外如恒例秡修行○九日、市神祭（今宿村也）　前齋一日、肆中の大柳の下ニ設ケ假殿ヲ献神供、神酒等、奉幣祝詞修行宮川戸之內勤之。次ニ神酒拜頂退下ス。至ニ于頭人之家ニ衆人ト共祝年賀、直會給ヒヌ。

○三月、西野村鎮守（藥師如來社 稻荷明神社）末社（季忌宮、祇園社 辨天女、藍婆社）　一年ハ八日於藥師ノ社惣末社共ニ祭事勤之、一年ハ十日於稻荷社神事式勤之○十二日、今宿村ノ內向鄉村遠藤勘右衛門家ノ內神大山祇社ノ祭禮　（前齋一日）献神供神酒、御湯立神樂、奉幣祝詞等宮川氏勤之、次神酒拜頂退下○十六日、今宿村鎮守於神明宮ノ廣前ニ鎮火祭ノ御神事（前齋一日）献神供、神酒等、於神樂殿御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之。其餘ハ如恒例。

○四月三日、東里村ノ內東槻邑ノ辨財天女ノ祠祭禮　前齋一日献神供、神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之。餘ハ同前禮式○九日（下河原村）原田稻荷明神ノ社祭禮　（一日前齋）献神供、神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之。餘ハ如常式○十九日、東里村ノ內廻館村ノ稻荷明神祭禮　（一日前齋）献神供神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之。餘ハ如恒例。

○五月二十一日（沼舘村ノ內八卦村）ノ神明宮祭禮　（前齋一日齋夜ヨリ）献神供、神酒等、奉幣祝詞宮川氏勤之、餘ハ如恒式。

○六月三日、西野村ノ昆虫秡ノ神事　前齋一日、献神供、神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之。餘ハ如常式○同月今宿村昆虫祭　前齋一日（神事定日ナシ）秡修行同前○七日（東里村南形村）昆虫祭同前○十一日西野村神明宮祭

禮　前齋一日、献神供、神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川氏勤之○十六日今宿村鎭守神明宮御祭禮　前齋一日獻神供、神酒等、御湯立神樂、奉幣祝詞宮川勤之、餘ハ如恒例○同月造山村毘盂祭　定日ナシ秡修行○西野村前ニ準ス也。

○七月朔日、沼舘佐々木政吉內神神明宮祭禮　献神供、神酒等、奉幣祝詞宮川氏勤之。

○諸假栖(かすみ)諸祈禱ノ例式

○沼舘村○西野村○東槻村○今宿村○造山村○南形村○下川原村○右七ケ村代々上下掠ニ宮川氏持來リ如先例勤之也。○鎭火祭(ひぶせまつり)札○地祭(ぢまつり)札○後清淨秡(あとはらひの)札○陌辻(つぢ)神束木(がみつかきそこは)等、右ノ村々ヨリ是乞來ル事如常例。

宮川戸之內藤原政信。

○山宮川戸之内家藏

甲乙亘七寸四分丙丁亘二寸五分
戊深サ五寸位
己焼破レ
甲
乙
丙
丁
戊
己
○宮川戸之内家蔵

甲乙亘七寸五分
丙丁深四寸四五分
戊太刀ニ疵く

○宮川屋〻内家蔵

○宮川戸之内家蔵

○藏光院

雄勝山菩提寺藏光院は、沼柵の古城小野寺居舘の蹟に在り、本ト此寺雄勝ノ郡高尾田村の枝郷鵜巣といふ處に在りし寺也。さるよしをもて雄勝山といふ山ノ號はありける也。こは杉ノ宮の三輪山吉祥寺の門末といへり。（天註―此菩提寺鵜の巣に在りしとき、金澤責のころならむか義家公更て寺に御なりありしかは、門の戸うてども〳〵明かさりければ、やたての筆して「叩ケども寢入のふかき御僧かな。」と書付給ひしといへり。またこと寺事ともいへり。）寺に紫銅の牌あり、その牌に累世の僧名を刻たり。開山權大僧都宥舜法印、二世法印宥京、三世法印宥長、四世法印宥伴、五世法印宥眞、六世法印宥可、七世法印宥三、八世法印宥全、九世法印宥常、十世法印宥廣、十一世法印宥淸、十二世中興開山法印宥受、十三世法印宥雪、十四世宥敞法印、十五世宥程法印。此銅牌の裡面に、出羽國平鹿郡沼舘村雄勝山菩提寺藏光院、奥之坊開山法印宥舜、長治元甲申年中仁王七十三代堀川院御宇也。然而中古中絕無住、因茲世代不分明、傳聞分如此耳。寛文十二壬子年十月朔日ヨリ文刷房法印宥受住持、天和元辛酉年寺建之、其後堂等什寶道具田畠寄附之。元祿七甲戌年閑居、寶永六己丑八月七日夜五時春秋六十五歲沒。圓刷房宥雪元祿十二己卯四月十四日沒、智觀房宥敞元祿十五壬申七月二十八日沒。中興宥受末弟了前宥程建立之、と見えたり。藏光院の額は佐々木玄龍書り。いにしへの屬寺とおもはれて、さゝやかなる堂舍にも山の號、寺の號殘りぬ。そは醫王山樹林院とて運慶が作る藥師如來六寸の座像にて、其たくみなる事いふべうもあらず。そのさま、男鹿の大保多の浦なる阿彌陀佛はもろこしの陳和卿が作りしといふ、そのあみだほとけに似たり。寺は名のみにて、今は小き堂の內

に安置り。また〇春永山壽福寺あり、正觀音七寸ばかり立像也。婆羅門僧正の作れりといふ。近き世天和三年癸亥ノ五月十八日の棟札あり。また〇寶光山神德寺といふあり、是棟札に同天和三年癸亥九月如意日と記たり。こは本尊を辨財天女といふ。此堂はなかむかし下河原に住む佐々木重左衛門が榮えし家營たる堂にて、そが家の紋にて四目の形殘れり。其近きに〇愛宕護ノ社あり、其北に〇寶龍權現ノ社あり。また菩提寺に安置十二神將の古佛なンど、よき佛師の作れりと見えたり。また大日如來の泥像の裡に、寄進仁和寺、慶安二、正廿八、阿澄敬白、とあり、こはところ〲に見し佛也。また眞黑にすゝづける棟札一枚あり、それに〇本法山神柳寺天和三年八月十二日、山神別當雄勝山藏光院、筆者沼舘村藏光院中古開山宥受、と錄たり。こは大森の支鄕本鄕に座り、山神ノ別當は大森の大森寺にて其別當の記錄に、町田といふ處に在る佐々木治右衛門が上祖、新墾の田字十二柳といふ地へ移り、天和三年癸ノ亥ノ八月十二日今の大森寺山神の別當をつとむといへり。十二柳は世にいふ十二山ノ神てふこゝろもて、幸に山ノ神や齋奉りしならむ、いづれをいつれともいふべきものか。さりけれど、十二柳といふ名あれば神柳寺のゆゑよしこそあらめ。此寺累世毀廢時々吉祥寺よりつぎたる事あり、そは十九世ノ快秀、二十世の僧快經のたぐひ也。此藏光院の庭中に松の枯木あり、其高サ一丈五六尺斗にして生り。こは小野寺の城ありしときの中洲松なるよしをいひ、また八月朔日此沼舘の八幡宮の獅子頭かゝふり舞フに、先ッこの庭松の本より舞始て初場踏てふ事をせり、むかしを捨ぬためしにこそあンなれ。〇春永山壽福寺の觀世音は春

日が作りて、仙北三郡の寺順禮に此ぼさちは三十三番にあたりて、まうつる人多し。

○東　泉　寺

○青龍山東泉寺は曹洞派にて、本山越後國蒲原ノ郡(村松領分)下田村瀧雲山長禪寺也。東泉寺開祖○海翁端幢和尙(天正九年辛巳二月十七日寂)○二世傳菴正法和尙(正保三年丙戌十一月四日入寂)○三世超顔舟越和尙○四世貞岩良浮和尙○五世悅叟默禪和尙○六世門迎智玄和尙○七世功山榮全和尙○八世禪岩象峯和尙○九世孤月雲晟和尙○十世惠玄觀樹和尙○十一世隱山孤心和尙○十二世眞範豐洲和尙○十三世牧山愚童和尙○十四世實全和尙(當時退院)○十五世有隣禪英和尙○十六世現住無透關光和尙也。

○安　養　寺

○此安養寺は青龍山東泉寺の末院にして、開山は東泉寺ノ二祖傳菴正法和尙也。○二世より平僧寺成ると見えたれど、古此寺沼館の西御膳川のあなた、矢神境兵部澤の邊りに在りて天台眞言宗などにやありけむ、いと〳〵古ルき寺也。その寺のありつる跡を今は寺澤といひ、また寺澤ながねなどいへり。

○豆　豉　祭

○沼館の若宮八幡宮の神事は八月十五日にて、十四日の忌夜よりこゝらの商人、山なすばかり絲曳納豆てふ物を賣る也。これを詣人、手毎に買もて家々のつとにぞしける。さりければ是を納豆祭と云ひ、また豆豉八幡なッどもいひあへるは恐もまをし奉るものかな。

○七不測

○沼舘の七不思議といふは(一)寶龍權現の社内ノ近邊の豆生の大豆もて豆腐に制作ど、豆腐出來ざるは奇異なる事也。其豆畑ヶどもに杉のみ今はひし／＼とうゑて、豆甫もいと／＼乏しかりけり。(二)宮野目の燐火。下ダ河原村の西端より見れば、宵うち過るころ、いつもみやのめの晝飯塚の上に鬼の燃る也。(三)放ち馬社内に入らず。家毎にあまたの馬を野放しすれど、さばかり廣き八幡宮のみやどころに春夏秋も入りたる事なきしるしには、糞尿て神境をけがしたるを見し事なしといへり。(四)皂莢門小野寺の世代に在りし門の名也の其跡に其木の殘ればしかいへり。此皂角子多く成る年は田實登らずといへり。此皂莢を登ずのさいかちといへども、一二三は葉隱れに年毎に菓る木也といへり。(五)堀苗代の夜狐。古城の外堀今は田と化てそれに苗代蒔ば、そを堀苗代といへり。此田面を夜狐の鳴上れば郷に不祥からぬ事のみ多く、また此小田を夜ぎつね啼下れば、幸なる事あるよしをいへり。(六)柵の瀨水音。柵ノ瀨とて往昔大河流れたる跡今は田畠となれど、其川筋をりとして地底に水音高う聞る事あり。(七)一家の疫癘。沼舘の人瘟疫すれどもさらにこと人に傳染事なし、またその家の親戚にて一向に其家に入まじりても、露もえの病にそまず、またこと村の人そこの家に入れば、其病をうくといへり。

○沼舘ノ名產

○西河の鮭、内川の雜魚といへり。西川は御膳川をいふ、此川いづこにも鮭あれど、此沼舘のわたりは

多く黄金地にしていとよく、白銀色、また鈍色、なもみはだはまれ也。内川は焼石川也、此川のくき、せぐろはこと河の雜魚にいやまさりて佳品なりといへり。また新町の彦兵衞か蕎麥素は阿仁の銀山の產に似て、木曾の寢覺の床の昧にやゝ似たり。此三ノ品こそ沼柵の土毛ともいはゞ云ひてむものならし。

○沼館鄕中

○家員百三戸　○人數五百十八人小兒共に　○馬數五十九疋。

ふるえの柳　○今宿村

里長　久兵衞

○仙北郡に同名あり。こはむかしも此あたりは驛路などにして、其筋や踏變易たらむ地とおもはれたり。そは、沼館ノ村なる白旗ノ稻荷の神座る邊りに古宿てふ田地の字あり、そをもて今宿の鄕の名はありけるものならむかし。此村の家々の後に流る小河を背戸川といふ、其末の小渠一筋を境として北に沼館ノ村あり。また貒が袋といへる地に在る古馬場を隔て、南に造ッ山ノむらあり。郡邑記に家員百三十八軒也。大澤へ一里十七丁三十八間　淺舞へ一里廿九丁五十間　沼館へ六丁四十三間　角間川へ三里三十四丁五十歩。○枝鄕○向鄕村家員四軒寬永九壬申年ニ始ル。西ハ雄勝ノ郡大澤村ノ大兀、後ロは世以能木澤より媼女が坂に至る。○作野瀨村、寬永十癸酉年ニ始リ元祿二年ニ禿、と見えたり。此今宿の鄕は肆家軒を連ねて月每に三九の日の市あり、この市日を、郡邑記に

は仙北郡の今宿の部に記り、仙北の今宿は、さらに肆群集郷にあらざるよし。平鹿の今宿には三日、九日、十三日、十九日、二十三日、二十九日、かく月次に市たちて、わきて其日は賑はへり。また此里は驛路にて、上二十日は沼館の郷より驛馬を出し、下モ十日は今宿にてその役馬をつとむ。そは元祿十年丁丑のとしより、月々二十一日より月盡まで沼館の助驛馬せし事あり、其世は里長長兵衞が役たる時といへり。今はそれが式となりて、かく月に十日の驛路の役ある事にこそあンなれ。町は上ミ中カ下モのけぢめあり。此北なる町の東の方の家の門に、大に高き垂絲柳一ト本ト生り、その木に幣さし添へ垣ゆひめぐらしたり、此柳を肆神と齋奉れり。此柳はとしふりし事いくばくといふことをしらず。そのいにしへ、陸奥國駒形山の峯より落來る水に、ところ〳〵の谷水も流れ添ひてその末此處に出渡りては、いと〳〵洪に廣くみなぎり渡る大河を、佐久の瀨とて荒瀨なりし。その河の邊に生ひ立る大柳にしあれば、往復ふ舟ども此處へ繫ぎ、あるは舫し息ひ泊りせし物語あり。此柳は靈樹にや、幾度か老ひ、いくたびか僵れふし、またその佐久の瀨の大河も地動にゆられ洪水にやぶれて、流れ絕て今は田畠と變り、野は里と化りて人栖家わたれば、此柳も里中の人の軒端には立る也。郷とともに燒亡やかれし事もふたゝび三たびに及ぶべけれど、此木蘖にいくたびも若がへり、今はた大木の柳なり。此柳の門のあるじも三浦六右衞門とて、此里にはよしある屋戸といへり。としごとに正月の九日は初市にて、此柳の市神に神酒すゑ、ぬさとり、物奉りて里人市人うち群れまうづることになもありける。けふの市には、鹹と饊とを賣り初

め買ひ始る肆家のならはし也。飴錫は小兒の土產とし、鹽は五味の長なれば壽齡を延つ良藥也。また鹽制事は男の產業、潮くむ事は女の生業なり。さりければ飴と鹽とは、親子妹背の中ヵむつびぬる事を今日の市路の家裹もて、人をも身をも祝ふためしならむかし。「市姬の神の瑞籬のいかなればあきなひ物に千代をつむらん。」と誦もて、市神を禮ぬかづきいのり奉る也。

新田開發記といふ田文に、大河三筋流れ、兩邊よし、かや、雜木生ひ茂れり、云々といへり。田子內川、小安川、八口內川にこそあらめ。そは天英公六鄕におましませしころにて、今はその水ひとつにひき入レ、いくちまちの田となり國閏澤へり。また此里より西ノ方タ、向鄕かたに曲木ノ川、岩淵川、叶川なといふ名は枝川、小流にて異名なンどにや、今は田地の名のみ殘れり。○下タ市といふ處、おなじ町裡に在り。小野寺家の武士なンどの末流にや、家苗をかくして江戶塚彌九郎なンど江戶塚氏いと多し。○南田といふ枝鄕ありしが今は家なし、寬保、延享の頃までは家居ありし處也。南田に生れしといふ間兵衞といふ老人、九十六歲にて文政五年壬午のとし死れり、そは享保の生れにこそあらめ。今はた家の二三戶見えたるは此ころ田家造りたり、後なほ榮えて村とやならんかし。○作野瀨村、今は家なし。寬文十一年のころまては一戶ありて、江戶塚彌惣といふもの住たるよし田記に見えたり。

○高花といふ處あり、此村は今宿の南の鄕はしに在り。高花、本ト高岬なンどにて花は假字にや、大森の劔が鼻も、岬なるを花と作り。家は今十四戶あり。南に○石持川とて小河流たり。そのむかしは雄勝郡

の小安川を源としていと〳〵大なる川なりしが、今はそのしたゞり餘り水流れぬ。〇板橋あり。此水元は木下、樽見内、東里なゞの村々より落て、今宿、下河原、また沼舘なる八卦といふ村より御物川に入る也。〇黒石沼とて東西は三百間斗也、造山、深井、今宿の地に亘。御初鳥うちて献るに六郡の内十一ケ所あり、其鳥沼の一ッにして、山北三郡には此黒石ノ沼一ッ也。此事、深井村「やなきはら」のくだりにもなほいふべし。おなじ名のちかとなりの村に在るは、多くは入相の地なり。

〇井筒一菴由來

〇なかむかし、此里に井筒一菴といふくすしあり。そは本トいつこよりともなくて久保田に來る。名を櫻井喜兵衞といふ。いづれ落人と見えて、おのが身のなりいでし事はゆめ〳〵露も語らず、そのとしは廿一にして武士のかたぎせし人也。身の行ひよくくれぬ。誰かいふとなう武術はたくましう、なみなみならぬ人にてやあらんさまをすを公きこしめして、その道に名ある人とらどもにものとはせ露は試みさせ給ひしに、及ぶものはまれ〳〵にしあれば、なほ奥ふかき業も見たまはむと櫻井をめして、牛嶋の原にて鐵炮、大筒、石火箭なゞおほむ試みありしは、寛文五年のころ也といへり。しかして後に、櫻井に所領も給はらむよしうち〳〵聞え給ふを、櫻井喜兵衞此事ふかく辭して、櫻井やがて醫師となりて、井筒一菴といひて今宿に住居り。かくて一菴廿七のとし、中風といふ病おこりてあし手うちなえ、身もおもりかに歩み疾することあたはねば、今宿に在る三十番神の舊跡にこもり齋食してあけくれいのれば、

身かろらかに、あしてつねのごとになれば、此復奏に皇都にまをして、よきぶしして鬼子母神、十羅刹女の神形、あるは三社の御神の神像にいたるまで三十番神の社ことごとに營み、のちのちは七字のゑり石二王の石像、力士の石形まで心のまにまにそなはりしともいへり。井筒一菴くすしの道にこゝろざしふかく、身につゆの病なく八十一にして卒りといへり。三十番神の社は、延寶八年御除地二十五間四面を給りぬ。松、杉、柳をうゑてとしどしいや茂りぬ。元祿八年の秋ならむ、徳雲院殿（左近衛權少將義處公を申奉る）の御渡野のとき、この三十番神のみやところに入らせ給ひて二王をつくづくとうち見給ひ、そのころ正洞院に觀音堂御建立の折からなれば、此の二王の石像を摹させ給ひしとなむ。おなじ元祿九年八月のころ、乾徳院殿（四品修理大夫義苗公を申奉る、義處公御男なり）御渡りありて三十番神の社にまゐらせおましまして、木立茂りてなほ尊し、此社の後の大松は、身隱しの松ともいはゝ云ひてんとのたまひしかば、人みな恐みその松にその名を傳へしが、此松かれたれは、そをうゑつがむ松もかなと久保田へまをしたれば、黒檜といふもの三本たまはりしかば是をうゝる、さりけれど身隱ノ松の名は今なほ傳ふ。かゝるものがたりどもは、正徳のむかし久保田なる醫王山蓮住寺の老法師の能しりて語りしといへり。井筒一菴が末なるくすし某、明和の末のとしならむ深井村にうつり、そこにてそのなりはひをつとめて、井筒同喜とて今なほ有也。今宿村堤向ヒの杜、力士山番神堂の石二王に貞享元甲子三月十五日とゑり、力士の石像には元祿五壬申三月八日とゑり、南無妙法蓮華經ノ碑に天和二壬戌正月四日とありて人々の名をゑり、また今宿肝煎小澤久岩玄

長居士、内方花業妙心禪定尼とゑりたり。としふり敗禿(やぶり)たるを、文化四年丁卯四月十五日再建せり。「そは小澤文兵衞など四五人これが願主たり。」(編者曰。以上括弧内は何人かの加筆と見ゆ。)

○小澤莊八といふ家、その上祖阿仁の小澤にしばしありて姓を小澤といふ。古は小澤にはあらざるべし。小野寺の時世より里長役(きもいり)を十三代つとめ、明和九年辛子のとしより里長を止む。後に莊八といふ名あらためて公(編者曰。何人か「公」を「梅津家」と訂正加筆しあり。)より所左衞門と仰せ給ふも、その勳功(いさを)をおぼし給ひて恐(かしこ)きことの身にあまゐ仰に、身もたち家も榮え、ひらけつる田地も正保四年のころは全ク成りて、また寛文十一年のころ梅津家より行纏免ッとて、二十二石某斗といふ給はりて今もしかり。其末莊八とて今なほあり。また小澤氏は孫兵衞、和太郎、文兵衞なッどみな小澤也。また○梅家ノ給人小澤祐吉といふ家あり、なほゆゑよし多かる屋戸といへり。

○小坂久治とて福人(とみうど)あり。寛文、延寶の世の人にや、加賀ノ國より來るよしを傳ふ。沼館の藏光院に小坂久治の墓碑あり、江月道光居士、天和二壬戌年二月初三日、とゑりたり。其末の末にて小坂角兵衞あり。

○小西久兵衞といふ家(やど)あり、明和(編者曰。寶曆と加筆あり。)のころとみ榮えたる屋戸也。また近き世文化八年辛未ノ八月の始メならむ、御渡野のとき泰峩公(従四位下侍従右京大夫義和公の御事を申奉る也)晝の中宿し給ひし宅(やど)にて、今も里長たり。

○由利氏あり、元祖は攝津國より來るといふ。そは藤原喜兵衞喜行、正徳二年壬辰十一月十五日壽九十一

にて故り。繪佛師の画る阿彌陀佛、此裡に、「方便法身尊形、本願寺釋敎如花押、願主了誓。」こは石山軍功に依て書キたまはりしといふ。敎如上人は本願寺の元祖也、了誓は藤原喜行が法號也、また本願寺八代目ノ蓮如上人自筆の六字の名號なッど家藏せり。天壽院殿（義和公をまをす）御通の時は、御家老疋田氏の中宿したまひし屋戸にて、上祖喜兵衛よりは六代由利孫助なほあり。

○田畠ノ字地

○作の瀬　○上鶴田　○下鶴田　○石持　○出向（秋田ノ郡南比内二井田（古名新田）村の泰衡塚の有る處をも出テ向ヒといふ）　○千苅田（多き地名也）
○棒突　○戸瀬堂　○上宿　○南田。

○神社

○神明宮　社地東西三十間南北十間ひろく杉、雜木も生ひ交り立、本社申酉に向キたり。祭日六月十六日。此神社古は藏傳寺のちか隣、堂瀬戸といふ地にいつきまつりし御神ながら、なかごろ上ノ町なるひむかしの杜、今は和壽院の在る地に遷し、また天明元年辛丑六月十六日、貒が袋とて造山村へ往復道の邊にうつしまつるは今のみやどころ也。○末社○愛染明王ノ社。○羽黒ノ社。祭日七月七日也。此羽黒ノ社はむかし、佐久野瀬近き地ロの人市といふ處より此杜に假リに遷し奉れは、末社にはあらざるべし。其跡藏傳寺邊リに、羽黒堂とて四間に五間の除地あり、此神の古跡也。
○神明ノ神鏡は裡に元祿のとしの名あり、○太神宮といふ額書しは平安俊顯とあり、氏は中井也。

○豆明神ノ社　そも〳〵此いなりの御神は、大同の初めにいつきまつりし神社といへど、ゆゑよしさだかならず。神社は神明宮のみやところより青柴垣を隔て、貒が袋の首塚の上に座ば、まみが袋を豆か袋といへば、やかて神の御名とはなれり。祭日九月九日、此齋夜は八日の夜、陌に出てわら火を焚て賑はへり。

○今宿の五名所

○市中の柳　このゆゑよし前につばらかにしるしたり、今は市姫ノ神と齋きまつれり。此柳を、かれずの柳といふ事前に記しぬ、また世にたぐひなき柳也。うべも市神とは齋り奉るものか。

○龍升の木　此木大なる血柏にて、石雲山藏傳寺の庭に生たり。此寺住僧文海和尚、雩のとき此木に加持の水をそゝげば、雲起りて此木のうつほより龍の升りて雨ふりしといへり。なほその寺のところに精にしるしたり。

○身隱の松　此松大キなる木にて力士山に在り。元祿のころ御わたり野ありしとき、德雲院殿義處公の御事をまをす此番神に入せ給ひ、いと〳〵大なる赤松生ひたてるを、こは身隱しの松といふべきよし仰あれは恐み傳へて、人みなしかいひしが其松枯たり。此事公に申しかば、黑檜といふものを三本給ふを力士山にうゑてなほあり。（編者曰。此項「力士山」は何人か「神力山」と訂正加筆あり。）

○横越寒泉　杉の樹の本より涌キ出る。よこゞししづといひ、またよこしみづなンどいへる人あり。

いと〳〵よき泉にて、代々のおほむわたり野にいでまし給ふときは、いつも此清水もて御をしもの調し奉るといへり。

○首塚(かうべづか)　いにしへ沼柵のたゝかひのときにや、千頭(ちかうべ)きりたるを埋みたる地にや。また神戸(かうべ)なンどのよしありて神ませしところにや。また造山堺の古馬場(ふるばゞ)のこなたに在りて、そが上へに正一位稲荷ノ神社あり、此事前キにも云ひしがなほまた云はむ。九月八日の齋夜(いみや)には、いまだ暮ぬより里の童ども家毎に蒭を丐(こ)ひもとめ、あまたうちむれて、阡(ちまた)にこのわら火を小夜もすがらに焚たつるといへり。また此ふるきうまばの今もいちじろく殘りたるは、よしある人の館なンどありし跡とぞおもはれたる。

○横腰清水の近き、間兵衞山(まへいやま)とていとちひさき山あり、石持川なンどのいにしへの塘(つゝみ)にや。此麻幣(まへい)山に、羽黒の社をうつし奉らむと欲(ほり)と和壽院のこゝろざしあれど、まちうどなれば、こゝろのまに〳〵神もえまかせ奉らぬ事といへり。

○藏傳寺

○石雲山藏傳寺は曹洞派にして、同郡增田ノ村なる增田山滿福寺を本寺として、滿福寺の三世正論(マヽ)和尚を藏傳寺の鼻祖と勸請(いはふ)といへり。

○開山梅翁正輪(マヽ)和尚（文龜元年辛酉六月十七日遷化也）○二世天榮梵清和尚（遷化ノ年月しらす）○三世喜菴門泰和尚（遷化年月しらす）○四世槃室泉茂和尚（遷化年月しれず）○五世扶山蟠州和尚（元祿九年丙子ノ六月十日入寂）○六世骨巖蟠髓和尚（延享二年乙丑二月十三日入寂）○七世得翁禪髓和尚

延享三年丙寅二月廿一日寂○八世大印文海和尚延享三年丙寅九月二十三日遷化○九世牧田旭補和尚安永五年丙申十一月六日入寂○十世眞海龍眉和尚明和三年丙戌四月六日遷化○十一世古源機燈和尚天明二年壬寅三月八日遷化○十二世祖竹虎禪和尚。天明元年辛丑七月川連村神應寺ヨリ晉山、天明六年丙午八月神宮寺村寳藏寺へ移轉文化九年壬申七月十八日入寂○十三世大圓觀明和尚。天明六年丙午八月今泉村ノ永泉寺ヨリ晉山、天明八年戊申四月增田村滿福寺へ移轉、于今存命○十四世快屋祖榮和尚文化十三年丙子六月七日遷化○十五世透翁良關和尚。駒場村ノ龍藏院ヨリ晉山、文政六年六月閑居、存命○十六世卽宗支順いまた轉衣なし。

○洪　鐘　正德五年乙未八月二十七日建立、當寺七世得翁禪髓和尚代、と彫たり。

○石雲山鎭守ノ社

○秋葉山三尺坊ノ社　寳曆六年丙子六月二十四日造營也。

○白山神社　明和七年庚寅十二月造營、七世得翁代也。

○石　雲　山　奇　談（ものがたり）

○藏傳寺もゆゑよし多かりし寺ながら、あるとし回祿（ひあり）て寺の古記錄、交割常什物、過去牒にいたるまでなごりなう灰となりぬといへり。其時とりおろし居（おき）たりし洪鐘（おほがね）の跡は、土石までも赤色と化（な）りて、そこなむ掘れども〳〵其色盡る事なしといへり。また此寺の八世にあたれる文海和尚は、雄勝ノ郡足田（たらだ）村の能持寺　とて智行そなはりし高師（ほふし）ありし、文海はその僧の弟子にてぞありける。文海はつねに龍を招びつかふの術（じち）ある僧侶といへり、村民の來て雨零（ふ）らぬ事を憂（うれ）痛ひまをせば、文海手あらひ口そゝい

で、手に水瓶を持て口に請雨陀羅尼を呪て雩し、もたる水瓶の水をこしふる血栢に激げば、風吹雲起りてたちまち祈雨のしるしをあらはせり。水無月の照りはたゝく空に雨乞せむと寒泉のもとに身をきよまはりて、此方な見そよ小僧といへば、ありとある人等みな眼をふたぎ、あるはふし、ぬかづく。はしゐせし小法師、いかなるわざにかあらむ見まほしく、左右の手を面にあてゝ目はひらきて是を見れば、師は血柏ことくにうどはあらら木といひ、みれすはう、いちゐなどもいへりの本トによりて水瓶の水を此木に洒ば、空かきくもり鳴りひらめきて升龍たり。かくて雨は檪の水を激か如く三日ばかり零て、千町の田地水みちてあふれ、民人も潤澤色を見せたり。其見し小僧としたけても、そのときの恐、身の毛いよだちしなどかたりつたへたるとなもいへる。考おもふに、扶桑略記に祈二雨龍穴一といへり、其血柏の老木の空なンどに龍やすみたらんものか。また文海のじちのいたれるわざにや、いと〳〵奇しきものかたり也。

○宗念寺

○高橋山宗念寺一向宗門本尊五百躰。御裡書ハ本願寺十三世宣如上人萬治元年七月廿五日化也。○開基釋宗忠也。宗忠ハ小野寺孫五郎輝道家臣高橋伊豫ノ男伯耆宗忠、主君落城ノ後今宿住シ出家シテ一宇建立シ、明暦元年乙未十月五日入寂○二世宗念、大坂仁右衞門出家シテ二世ヲ續ク寛文十一年亥十月四日入寂○三世玄心享保十八年丑八月十一日入寂○四世儀門寛延四年巳六月十八日入寂○五世儀圓寶暦八年未六月十八日入寂○六世儀秀、安永四年乙未三月燒失、同九月本堂再建、寛政年中庫裡再建○七世儀了、野嵐町ノ善行寺ノ三男也文政四年巳五月廿一日入寂○八世儀仙、當代後住也。

○和壽院　修驗（上町に在り）

○無量山舜光寺和壽院　開山重學坊心際（貞享元年甲子十一月十一日入寂）○二世日譽坊重光（元祿十年丁丑二月二日入寂）○三世泉光坊宥志（寶永四年乙亥十月十四日寂）○四世宮本坊元寶（享保十六年辛亥十二月十七日化）○五世常學院宥良（元文三年戊午七月五日寂）○六世吉元坊宥本（延享五年辰正月五日寂）○七世當住老僧和壽院宥圓、後住成光坊貞良。神明宮、羽黑社、首塚稻荷ノ社ノ別當也。

○家員百十七戶　○人員五百五十七人　○馬數三十二疋。

稻鶴峰

○矢神村

里長　圓　兵　衛

○此矢神といへる名は、郷に八幡の御神を齋奉れば、世に此御神を弓箭神とまをすをもて、弓てふ事を言省略傳へ唱へて矢神とまをし、恐くもそをまた邑名とは成ける事となもありける。享保日記ニ云ク「沼館ノ支郷之處御改別村ニ被成置候。延寶年中正右衛門と申者開發立候由シ。家員二十五軒。」と見えたり。考に、正右衛門は二井山邑の佐々木下總が分家佐々木理左右門が末家にて、その佐々木正右衛門が隱居名を道運と云ひて此矢神村の舊家也。其後、今も正右衛門とてあり。家二十四戶あり。舊家四戶あり、そはさゞ木正右衛門、鈴木善左衛門、金子市左衛門、佐々木九右衛門也。いまだ沼館より別村ざる寶永

五年、享保三年の田字帳(たぶみ)あり。

○神　社

○八幡宮　（向社地二十九間ニ南廿六間半）艮ノ方々、村中の山のなから斗に鎮座(ませり)。秋八月十五日村民(ところひと)祭せり、齋主佐々木九右衛門といへり。そも／＼此神社は、本トさゝやかなる神祠にて今の神山の麓におましましたるころ、安倍統御代をそむきたるを討亡(うたむ)と、源頼義、義家ノ父子軍をいだしてところ／＼の神に祈願(ねきこと)し、此沼舘の矢神にまうでゝ此願事なうむけて、世ノ中大平(しづか)ならむときは、十五間四面に神殿を造營(つくり)あらため奉らむとゐやびぬかづきてむかはせ給へば、將軍の心のまに／＼うちしたがへてその復祭(かへりまをし)に、誓約(うけひ)の如に大なる社を再興(たて)て箭神ノ八幡宮とまをし奉りて、其世は人々朝夕うち群れ詣(まうで)て、朝きよめの宮奴、また神(かみ)官並居(ねしゐならひて)ふとのりとごとの聲絶ず、神鈴(みすゞ)の音のひきもきれざりしは、七十一代の帝後三條ノ院の御代しろしめす始、延久元年の事となもいへる。かくて保元、平治よりうち續き、元暦、文治の世はさわかしくみや／＼もこぼれがちに、此矢神ノ社もこぼれかゝればいくたびもすりしてありしを、小野寺中書稙道の代に此矢神ノ八幡宮を沼舘の城中に遷し奉りて、城の鎮守の御神といたゞきまつり、神田も寄附(よせ)られしといへり。矢神の舊社地にいと／＼大キなる水沼ありて、つねにをし、鴨、くゞひなンどうちむれてその沼水の心も廣かりけむ。ありし其大沼の跡は東は三百六十苅、西は六百苅（二手内(ふたてうち)一把也、そを十把のいな穗を一束とし、そのあらしね三斗入七十俵と斗(はかる)也。一手内、二手内、三手内などいへるは一握、二握、三握といへる事也）の水田(いなた)と墾(ひらけ)り。其田、村中ノ神山の麓あたりに在り。今はさゝやかの神

祉ながら、沼館の八幡宮の舊祉也。十五間四面の神宮の時の鬼瓦とて、木造の陰陽二頭の鬼板とて、沼館の八幡宮ノ神官宮河戸之内の家に藏也。まことに古きもの也、その世を偲べし。

○藥師如來 神山のみれつゞき、やくしながれといへり　祭日四月八日　齋主小野佐左衞門。

○勢至菩薩ノ祉　別當沼館村ノ藏光院也　齋主佐々木正右衞門。

○正一位稻荷明神祉　祭日九月九日　齋主鈴木善左衞門。

○稻荷御神　勢至ノ祉にともにませり　齋主佐々木正右衞門。

天明のはじめならむか、さゝ木正右衞門が妻一人居たる處に男來て、我はこの山にすむ狐也、稻荷ノ祉作て齋らば幸あらむとて去ぬ。こは八幡宮ノ北方なる堂ヶ澤の稻蔓子とて牝狐あり、男化りて告ヶ來けるならむとて、佛工に稻荷の神形を造らせ祭るといへり。いなづる子いなり也。

○猨澤　矢神邑の枝鄕也

○猨澤は道祖神峠 二井山、矢神の鄕境に祭る 山脚より七八丁東、矢神よりは七八丁南ノ方に家八戶ある村也。

○如意輪觀世音ノ祉　祭日三月十七日　齋主下澤小左衞門。

○山神ノ祉　祭日三月十二日　齋主酒井清吉。

○神明宮　祭日四月十六日　齋主佐々木喜介。

○稻荷祉　山ノ神座ス澤口ノ祉也　齋主同家。

○　矢神本郷田地ノ字

○堂の下タ○笹巻○猿澤口○葭花○堤の下タ○廣面○道祖神ノ澤入リ。○また「寶永五年ノ田地帳に」○下河原沼舘に在る字なり○上下タ河原。

○矢神邑享保廿乙卯年より沼舘邑と別村となる。享保三年いまだ別れざる時の古帳ノ中に山ノ字

○堂ヶ澤○下モの山林○亦右衞門山林○水上山林○藥長師根山林○鶴ヶ澤山○廣面山林○大堤山林○新田ノ澤ノ山林○善左衞門田ノ山林○中森山林○南ヶ澤山林○向フの澤山林○段長根山林○ざる澤山林○家の後ロの山林○前山林○鳥屋長根の山林○南澤西平ラ山林○半内澤山林○畑の上への山林○堰の上の山林○七ナ曲リ澤の山林○はげの後ロの山林○兒ヶ森の山林○兵部ヶ澤、草苅山也。今宿、下川原、沼舘入會ノ處也。

○　松茸山五箇處

○大堤上ヘノ山林村ヨリ西ノ方圓兵衞產主也。○南ヶ澤山西南ノ隅ノ方山主九右衞門。○廣面山西ノ方也山主勘重郎。○中森山申ノ方也山主善左衞門。○家ノ後ロ山、猿澤邑也、山主淸吉也。

右五ヶ山は名におふ山々、また仙北ノ郡心鑓邑の產にもいやまさりぬ。連山みな赤松にして、松の大なる處は松茸も大キなれど少く生る也。若松山にはいと／＼多かれど、松茸さゝやかなるよしをいへり。去し文化十二年乙亥ノ秋に城主天壽院公義和公ノ御事を申ス御渡リ野のとき、名產の松茸數十莖土ながら掘りて獻

り、或は捕りて奉りしは此五ヶ山の松茸也といへり。

○矢神邑ノ入口南ノ方路傍に○子安觀音○辻地藏なンどの石佛に雜り、○庚申、また己巳の石碑も立る也。○

○家員枝郷共に三十二戸　○人數百六十五人　○馬數二十五疋也。○

○矢神の渡 壬御膳川

甲矢神邑乙狼澤丙今宿邑東館
丁今宿ノ郷邑戊下河原己沼舘
辛今泉村壬御嶋也

[illegible]

甲八幡宮 乙勢至堂
丙矢神明 丁薬師堂
戊大森道 己大沼跡

南

小柳のしづく

○下タ河原村

里長　善治

○此邑は寛文十一年を始めといへり。ある記錄に、沼館村も東の方は小安川の水を用て本田、新田と成る、西の方は河筋くるひて野と成り、あるひは河原となり、心のまゝならず人々心をなやます處に、梅津半右衞門殿、三郎右衞門といふものを近くめして、其方はこゝにゆゑよしある者にやとありしかば、いらへて三郎右衞門が申やう、吾が祖は、則此所の城主小野寺信之助の家臣にて照井宮內少輔某と申て、己レが前祖は本城を守り、主人信之介は出張して最上大勢と戰ひ柳田河原にてうち死、其子幼少なるを虜にせられ、殘念ながら此處にかく止りてとし月を送り衰へはてて、今は土民と成りてさふらふ。少しの身に貯へもさふらへば田地御墾の御手傳も仕ルべくやと申せは、梅津殿大によろこび、さあらは此處は其方にまかすべしとありければ、やがて黑石沼の水をひき、また深井の餘水を以て中嶋といふをひらきて、家十軒斗の小村とそなしける。また藏光院の下タに堤を築き下へ流し、三郎右衞門堰といふこれ也。かくて二百石斗のところをひらき安堵の地形を拜領しけり。照井は御さはりあるよし仰聞えければ、苗字を改めて小柳といふ、今の正兵衞これ也。其外本田の餘水を用て下河原村とはなしけり、云々と見えたり。さりければ、いと〳〵近き延寶五年に沼館よりわかれし村也といふ。本郷家員三十三軒、

今　○枝郷八卦、古六軒今五戸あり。村の西出口に焼石川あり、此川の石みなやけくろみたれば
しといふ。それにかゝるをやけいし橋といへり、そを渡り、また御物川を渡りて矢神村に至る也。

○神　社

○原田正一位稻荷大明神ノ社　祭日四月九日、九月九日　沼舘村ノ宮川戸之内政信ノ守護社也。

○家員三十一戸　○人數百五十六人　○馬數十七疋。

○造山村（かみあら田）

里長　久　兵　衞

造山、また作山と書ケり、そを造山とよむ處あり。雄勝郡八口内に作り石村あり。郡邑記に家員三十軒とあり、今二十七戸也。此村往復の道にして今宿村の南に在り。

○神　社

○稻荷明神社　石持貓が袋の内にませり、いと〳〵古き神社のよしをいへり。祭日三月ノ中ノ卯ノ日。
日光院守護社也。

○福一滿虛空藏ノ社　山ノ下タといふ地ロに安置。祭日四月十三日。別當同上。

○古　跡

○傾城塚　梨子ノ木生ひたり、そのゆゑよしをしらずといへり。

○蝦夷塚　ゆゑよしつばらかならず、いにしへ蝦夷の住しにや。

○旭松（あさひのまつ）　そのゆゑよしさたかならねど、近き世の事から獅子舞（まは）せし若雄等、其獅子頭を此處に埋みしといへり。

○寒　泉　黑石沼端に在り、いとよき淸水也。

○田　畠ノ　字

○耳　取リ　此名田村にも東里村にもあり。また古三河記といふ書に、明大寺の錢堤（ぜになはて）、耳取塘（つゝみ）なンど見えたり。

○狐　塚　いづこも〳〵多かる名也。是もいしもちまみが㟢の內に在り。

○神新田（かみあらた）　墾（にひはり）して神に寄せ奉りしあら田にや、また霹靂（かみとけ）祭せし小田にや、また川上のよしにて上新田をいへるにや。高屋敷といふ處に在る也。

○舊寺（ふるでら）のありし蹟あり、その寺は古義の眞言宗門にて無量壽院といふ。覺善、覺山、覺圓、圓音、音識などの累世ありき、此事雄勝ノ郡吉祥寺の古記錄に見えたり。そは杉ノ宮ノ門流たるよし。今マ横手に安樂寺

無量壽院あり、此處より遷したるにや、なほたづね考ふべし。

○古館林

小西賢貞日記平鹿郡今宿村小西氏四代目久兵衞賢貞、文化五年戊辰ノ四月十一日故。玉山賢龍居士、壽八十一歲。幼名久米之助といへり。に云ク、むかし此邑に山內式部某といふ武士住しが、小野寺に攻られ其館跡畑ヶとなりしが、今は木々生ひ林となれるよし、云々といへり。此邑に酒造家ありて肆店のしるしを山ノ內といふ、そは佐々木久兵衞といふ。その山內式部か末流にや。

○常龍山常學寺日光院

○開祖常學院某○二世眞玉院宥音元祿十一年戊寅正月十七日入寂○三世宥傳○四世宥箭○五世宥明○六世宥善○七世日光院當住龍昌也。

○家員二十七戶　○人員百五十三人　○馬數十三疋。

○南形村（まないたしみづ）

里長　七右衞門

東は谷地（やち）新田、西は御物川、南は柏木村、北は造山村也。古は二十九軒、今十四戸。○高四十石○八六十一人○馬四疋ありて、村乏しきよしをいへり。

○神　社

○稻荷社　村の東なる蝦夷塚といふ處に座（ませ）り、祭日二月初午ノ日。深井村ノ自敎院守護社也。

○田畠ノ字地

○澤田○中嶋○寺田○葛牧（くそまき）○大新田（おほあらた）○大布氣谷地（ふけやち）○爼倉。村より東南一里行ク也、爼倉ノ寒水といふ大清水あり。此名泉、木下（きした）面と殖田（うゑ）境に在り、此水を千町の稻田にまかせて佃（つく）ると。

○鄕山とて御物川向ニ在り

○其山の名を菖蒲が澤といふ。深井、南形、東里、今宿、沼館の秣苅（くさ）山といへり。

○家員十四戸　○人數七十八　○馬數四疋。

○深井村（やなぎはら）

里長假役　赤右衞門
　　　　　清兵衞

郡邑記ニ云ク、西は雄勝ノ郡大澤ノ山と河（御物川をいへり）とを堺也。中嶋舟場とて枝郷ありしが、洪水の時に本郷（おやむら）に人うつり住むといへり。」此村を深江とも云ひしことあるにや、ある記錄に見えたり。これを考へおもふに、「三代實錄三十五卷（丁五）云ク、元慶三年正月十三日癸卯云々、是日勅ニ符出羽國ニ闕（史）授ニ出羽國俘囚、外正六位下深江三門、外從五位下、外正八位下大辟（おほさけ）法天、玉作正月丸、並外從五位下ニ賞ニ軍功ニ也、云々と見えたり。その深江ノ三門や此處に住たらむかし。また仙北ノ郡六鄕の近邊（ほとり）藤木なンどにも深井あり、いづれとか考（いは）む。なかむかしの事ならむか、陸奧國にて石川駿河といふ城主（きみ）に仕へたりし浮浪人、慶長の始せしとき、小野寺遠江守義道に仕へ、また浮浪人の身となり寛永のころ梅津家に仕へたり。此石川氏此處に新墾せしとき、いと〳〵深き古井ありしかばふかゐをもて田地の字とし、水田よくのぼりしかば人あまた來集りて住れば、村の名を深井といふともいへる。

此邑に高橋姓多きは、いにしへ杉ノ宮七騎とて名ある武士どもありし、其七騎の內高橋五郎保本（やすもと）が後胤牢人となりて此村に住居（すゐ）つるゆゑ、しか高橋の家ひろしといへり。また、此邑むかしは四百斛の稻田を刈り、今は三百四斛の稻を苅るといふ。

○神社

○八幡宮　末社稻荷社、秋葉社。本社祭日八月十五日。社内にしをじの大木あり。修驗者自敎院が守護社也。
○鳥羽野稻荷明神社　祭日九月九日。新墾成就しとき、此社を、寛政の頃ならむ齋ひ奉るといへり。喜寶院か守護社也。
○虛空藏菩薩社　村口に座り、祭日六月十三日。別當喜寶院。
○下深井ノ稻荷明神　此村は今廢村て跡なく、さゝやかの祠にて畠中にませるはかしこきこと也。

○田畠ノ字地、古名

○黑石沼とて縱四五町斗、橫五十間斗の大沼、村の東に中ッてあり。此沼の事は今宿のくたりにも記たる也。○下モ大ホ卷キ、沼の南に在り。○東腙、沼の北に在り。○中嶋、同沼北に在り。○まざの川、むかしは大河御物川をいへるにやにて今は古川堰なり。○鳥羽前○鳥羽下タ○淸水沼むかしはよき寒泉ありしよし○柳原○鄕中嶋。
○庵あり。長圓坊とて角間川の淨蓮寺の末庵也。
○梅津給人家あり、石川五郞兵衞といへり。寛文のころより寛永のころいくばくの田地をひらき、雄勝ノ郡岩崎川の水をせき入レぬ。さりけれは此田井を五郞兵衞堰といふ名あり。此一村に功ありし人なり。
○村中に萬部經供養ノ碑あり、石川氏建ッといへり。

○北村市郎右衛門か由來

○筑後ノ國より出し佐々木玄龍が舍弟にて、ゆゑよしありて伊勢ノ國北村とかいへる處に養子たり。かくてその家に實子產れぬれば、何となく心うき事多くていせに住うかりけるにや、そこを出て浮浪人となりて秋田に來り、平鹿郡深井村に住て、家は佐々木ながら、しばし住みたりし北村を姓として北村市郎右衛門とて此處に老たり。玄龍と文通多くありし。また雄勝ノ郡湯澤の大町の鹽田伊太郞は、北村のゆかりにて、そが家にも佐々木玄龍の書多かりしといへり。書画一覽に、佐々木氏、名玄龍、字煥甫、號池菴、江戶ノ人、一家ノ書風ヲ以テ時ニ稱セラル、云々と見ゆ。江戶に栖れば江戶の人と書るにや。

○喜實院修驗者

○開祖三學院より當住まで七世也。

○同修驗梅本坊

○開祖源正院より八世、當代梅本坊也。

○家員八十三戶　○人數三百九十四人　○馬數二十九疋。

○道地村（きつねがさき）

里長　善左衛門

○此道地といふ村處々いと多し。また矜羯羅、制多伽二童子の義もて童子（どうじ）といひ、また堂地（だうじ）、また道地（だうじ）なゞども作（かき）なしたり。東は常野（じやうの）村、西は御物川向ヒ大澤邑、東南は西野村、北は深井村、南形村に中（あたれ）り。家員古は四十八軒、今は三十五戸あり。

○神社

○神明宮　狐崎といへる處にませり、祭日七月七日。いと〳〵古きみやどころ也。柏木村ノ萬藏院か守護社也。

○稻荷明神ノ社　村の北端に齋奉る、祭日二月初午ノ日也。守護者前におなじ。

○田畠字地

○狐崎　○古川向ヒ　○蓼堀　○大澤向。

○淤保比那多氏の由來

○大日向氏は梅津家の給人にして、大日向久右衞門、大日向莊右衞門といへり。此兩家の祖は此村の水田を新墾（ひらき）、いさをありし家（ひと）らなりといへり。

○家員三十五戸　○人數百四十八人　○馬數十五疋。

○柏木村

かしは野　里長　久三郎

○柏は槲と作、また御綱柏、長女柏、栖柏の品多し。いづれ柏木の多かりし處なりしにや。柏木は姓にもあり。また月卿雲客をなずらふに、右衞門督をよそへて歌にもよめり、柏木に葉守の神をよめり、同名いさ〳〵多し。津輕にも柏木村あり、そは花山院四位少將忠長卿松前ノ福山へさそらへ給ひ、飯洛近く津輕にわたり、黑石といふ里におましまして源氏踊の唱歌を作り、また源氏村とて名附給ひしといふは夕顏、榊、柏木なッど、今は其村もみなかはりたる處多しといへり。此平鹿郡の柏木村は東は谷地新田村、西は御物川、南は常野村、北は南形村に中レり。むかしは家數四十二軒、今は二十二戸。枝邑○三ツ屋、古十一軒、今九戸あり。

○神社

○千手觀音ノ社　元祿の頃齋ひたるよし、村の東にませり。祭日三月十七日。

○神明宮○稻荷明神　おなじみやごころにませり、別當萬藏院。

○古蹟

○此邑おし並て榭原にて、柏野と云ひし地也。むかし常福院といふ山伏住し舍の跡あり。村は元和を始メといへり。

○家員三十一戸　○百五十七人　○馬數十三疋。

○東里村　しどの池

里長　市左衛門

此邑西に造山あり、東に樽見内あり、南に木下、北に砂子田、その村々を四ツの近隣とせり。○枝郷あり○新屋村、家數古三軒今一戸○北澤村古二軒今四戸本郷ノ一里南に在る村也○柄内古十一軒今八戸本郷の南に在り○釘貫田古七軒今十五戸むかし中嶋とも云ひし地に在り○東槻古十四軒今十五戸本郷より四五丁西に在り○廻り館古十五軒今六戸○水里古二十七軒今二十八戸この水里は今云ふ東里にして、水里と同鄕別名のごとし。また古は東里の字ならねど、遠きといふ字を忌ひて、今しか湯桶よみに東里とはせりけるにこそあらめ。遠里は名處にもあり、浪速八景の内に、遠里落雁　近くともなかれはつきず名には似ぬとほざと小野におつるかりがね。能クもこゝにかなへり。

○神社

○正觀音堂　祭日三月十八日、七月十八日。大杉二本生ひ立り。此觀世音菩薩の古堂跡といふは、三

本柳といへる處なり、むかしは三本の柳生ひしが根の生ひくるみ一株柳となり、今はうつほ木となれりといふ。此觀世音は運慶の作なるよし。

○稻荷明神ノ社　祭日九月九日。佐藤利兵衞がいつきまつる御神也。

○辨財天ノ祠　東槻村にませり、祭日四月三日。小池あり、此池つねに水溢て五月雨に水かさまさず、六月も涸れずといへり。

○稻荷社　巡り館の村に座り　祭日四月十九日。

○八幡宮　柄内村にいつきまつれり　祭日四月十五日。

○神明社　おなじからない村に座り　祭日四月十六日也。

○名處舊地

○耳取り谷地　造山、田村にもおなじ名あり、その義ハ造山にも云ひしがごとなり。こと國に耳なし山てふ名處あり。（天註――三河國耳取繩手あり。）

○志戸が池といふあり。山本ノ郡に志戸橋あり。此志戸が池にて雨乞すれば、かならずしるしあるてふ。また此郷の童の諺ニ云ク、石橋七里志戸が池といへり、いかなるゆゑある事にや。

○石弩　廻館邑の畑中に産る、此畠は貉が袋つゞき也。

○雨胯の胡桃　此木北ノ澤の渡部伊左衞門が家近く生ひたてり。此鬼胡桃、なる年は三斗あり。此く

るみ、南にさしたる枝は渡邊伊左衛門がその實を取り、北枝になるくるみは、そがゆかりなる渡邊喜左衛門が落し採るといへり。世にめづらしきためし也。

○古名　十郷也

永慶軍記に、高寺ノ住小野寺道親、西馬音內式部少輔に足田、郡山、童子、十郷、云々と見えたり。

○眞香田（地名）の水福山志應院

○開山宥月法印、元祿九年七月二日入寂○二世宥錦○三世宥中○四世宥明○五世宥全○六世宥源○七世宥林○八世當住宥了といへり。○家藏寶物。運慶か作ノ正觀音。寛文三年三月十三日土中より堀り出し自然石ノ釋迦如來。此自然石佛はその圖のところにつはらかにしるしぬ。

○自然石佛之圖
神形ノ高二寸半リ
石ノ重サ百四拾二泉零
石背圖

此石像は、開祖法印宥月の夢に、この底土に吾レとし久しく在り、今は世に出てあまねう衆生にりやくし國を守らんと、妙なる御聲耳に殘りて鷄は鳴たり。宥月おどろき恐み、其ところにいたりて寛文三年癸卯ノ三月十三日、眞香田といへるところより掘りうるといへり。そを見れば眞黒なる石二ツまであり。清水もてこれをあらひみれば、まさしき夢のみさとしのごとく、雪山の釋迦牟尼佛の眞形のさまして、その鮮明なる事人の工ミ彫たるがごとし。また、其石の堅實事金鐵のごとし。まことに、世にたぐひなき品になもありける。已これを考ふに、うべも佛の尊形とはいへるものから、左に笏如く、また杖のさまをもしてもてり、まことにあやし。石は木化石のさまし雲紋あり。その堅實ことい ふべうもあらず、阿仁の小勝の松陰石のごとし。こは神像、または往古の尊人の形を木に刻たるか、地埋れ水にひちて、石とへんぐゑたるにこそあらめ。今ある小勝の花文石を硯にきるにいと〳〵堅實、金鐵の如くなるを見てこれをしかおもふ也。

○落葉、家藏ノくたり

さきにもいひし北の澤の渡部伊左衞門が家に、空海眞作のあみた佛あり。まことにもてそのふりたる事いくとせとしらすと、人みなたとみ拜み奉るとて、あるしなほひめおけり。

同家、玉のものがたり

上祖より傳しものにや、いと大なるあかゞちの大さなる玉あり。此玉のしたつ方に水ありて、小浪のうこくかことにゆらめき、またそか中よりいと〳〵細く火のもえあかりぬ。また上を下に返してもしかり、まことに世にたぐひなき明玉なりしを、人のぬすみもていづにかあらん。なみたながらにあるし語りぬ。

○家員六十九戸　○人數三百八人　○馬數四十六疋。

○西石塚村

あさひの松

里長　三郎兵衞

○家員古三十四軒、今三十二戸あり。枝郷あり○下野村、古ト五軒今二戸あり。此邑慶長の末、元和の始までにひらけたる村なり。

○神　社

○千手觀音ノ祉　村の南に座り　祭日四月十七日　薄井村の寶壽院が守護祉也。

○田畠ノ字處

○南田○幸ノ神神座せしところにや○大暇○浮田○上ミ中野○下モ野、また樋脇ともいへり。家五戸あり○高口、古ト家一戸ありし處也。

○古　蹟

○元和のゑり石あり。こは高橋總右衞門とて、此邑肇造民家のあるじの墓誌石也。また正保三年ノ菊地彦十郎が碑あり。

○菊地久右衞門が家に鞍と鐙とを藏ふ。鞍は結鞍のさまして、鞍橋そこね破れていと大なる鞍也。鐙は木鐙にて、鳩胸よりして鐵のかな具うちまはしたるもの也。倭訓栞に、あふみのくだりに、「武藏鐙、いせもの語の歌によめり。新猿樂記にも見ゆ。木鐙にて、今世に五六なといふ物は此遺制也といへり。武藏をいふは、昔高麗人多く此國に置れし事あればなるべし。」云々と見えたり。さるものにや。何にまれ、鞍、鐙ともに古代のもの也。

○朝日の松、夕日の松とて二本の古木ありし。旭の松は村の北に中リ、菊地久右衞門が境内に生ひたり。此松枝葉旭影さす方のみむきて、ことかたにさしたる小枝一ト本トもあらざゝなる、あやしうめづらしき

松也。○夕陽の松は、そこ遠らすはなれて生たり。此松、葉末みな西に靡きたり。村の人集り、旭の松を伐りてもの用むといふ、此事いよゝまことなれば、夜る〳〵女の聲してよゝと啼哭ありく。人あやしみ、狐、うじなわざにこそあらめとて日あらず松は伐りつ。女の夜ッごと〳〵に來て、こりつる松の木端まてみなとりはこひたり。あやしきこといふはかりなし。かくて夕日の松も、いくほどもあらで枯れたり。さるあやしきこともあれば神のたゝりもあらむとて、此水ナ上ミの蛭野（淺舞村の支鄕）といふ地に、夕陽の松の枯木は枝ながら埋ミたり。しかして後、旭の松の代リとてこと木の松をうゝれば、いつとなく枝葉朝日影にさし向ふ。こをいたはり一とせ二とせと經れば、また松枯れぬ。いかなることにやとて、神官驗者をたのみいのりかぢし、よき松もとめこれを殖れど、旭影には枝さし靡けど、三とせをへずして枯れはつるはあやしきこと也。人の松にやあらんかといへり。うべも石塚といふ名におへる鄕なれば、さる塚松なッともありけるにや。

○家數三十一戸　○人數百五十四人　○馬數十六疋。

夕日の松
旭の松

○さきがはら　大森
○なつみ澤　猿田
○さくら清水　上溝
○なゝの瀧波　二井山

鷺箇原

○大森村　里長　太兵衞

○郡邑記に、家員百六十四軒。古來大山の森在りて大森邑といふ、小野寺輝道の故城有りしといふ。慶

長年中羽林左中將公御遷封ノ時最上伊良子將監番城にて、鹿子畑玄番請取之云々。以來支城破却ノ時ニ廢スルや。上溝村は當村ニ先キ立ツ支郷故田畠百姓入會地堺なしと見え、菅生田四軒、寺内三軒、牛ヶ澤四軒、本郷六軒此村四十七間川欠云々。と見えたり。

○菅生田村、大森の十丁西に在り。○寺内村、大森の西上溝の地ニ在り。○牛箇澤村、大森より一里斗西南ノ方に在り。此牛ヶ澤の松茸は佳品たる氣味ありといへり。大森は八澤木村ノ支郷也。

○古蹟、古名

○劔箇岬　十日町村の地に在り、麓に劔鼻といふ村あり、今は十日町に屬り。嶺は岩山にて、此下タ流は大なる井堰なり、こは五ヶ村の田地に水任をもて五ヶ村堰といへり。このあたりは螢いと〳〵多く、螢も大形にして名におふ宇治川のごとく、大繡毬のごとく集りて水に落る。是を螢火合戰といひ、むかしの戰ひにうち負たる甲乙人の亡靈の、しか在りし世のさまをあらはせりといへり。うべも大森の螢とてこと國の人も知れゝど、今はむかしとはことに、螢も乏しかりけるとかたる。

○井戸が澤　劔が岬の古城山に在り、よき寒泉にて西南の方より涌出る也。いにしへ小野寺孫五郎康道の要用水といへり。

○此山に西門といへる處あり、また西角に作る。こは古城の庭とおぼしくて泉水のさま殘り、おのづから立る岩のすがたすらよしありげにむかしを偲ぶ。此あたりは高く木々もなくて、東に鹽湯彥ノ御神ノ

鎭座御多氣山、西に羽宇志別ノ御神ノ鎭坐保呂羽山、また同シ八澤木山なる摩利支天山、また猿田山の鉢飯杜八井また鉢山なともいへりなンど四方八方のながめさちにけふは晴レて、大森の鄕は貝を伏せたるやうに家のひしくとならびて眼下に見えたり。

○役人館　また役人楯に作れり。その世の官舍にして、その人々住みたりし處也。是もさかしき岩の上へに木々生ひたてり。

○女礫といふ處あり。城せめの時にや、城の女ども集りて、かねて要意し常に拾ひ集めおきたるを、寄手の方にむかひてたふで打やりし處といふ。こは蝦夷人の婦人、今もことあればしかせりといへり。

○湯野澤といふ處あり。そこにむかしはよき溫泉のありしが、今はいとく冷かにして水のごとし。こを汲もて、涌かし湯として浴る人もありといふ也。

○大納言川　此源は猿田の鉢井山のしたぐり、また水ッ上ミ村、六盃なンどいふ處の水も落て上溝村に入りて、大森のびつちや川となりて五ケ村の堰に入る、是レ大納言川也。いにしへは大河なりしといへり。いづれ御代の事にか有リけむ、御勅使とも云ひ、また流離の君ともいひ、また保呂羽御嶽へ奉幣使の卿ともいふ大納言某ノ卿此處に御駕しこき、ゆくりなう洪水の出て、かい渡ル舟の波にうちやられて御舟くつがへりて、すんざも、こと人もあまた、大納言某卿も此川水に溺て死給ひたるよし古老の語りつたへ、また此川ノ邊に旅舘たまひつるが、その家のおし流れたりとも云ひつたへて、委曲には誰レ知りきさ

いふ人なけれど大納言川の名におへり。今は大納川といひ、またびつちや川ともいへり。此名目はかりは、仙北舊記目錄（村山郡金山ノ羽長坊撰也）にも見えたり。びつちや川を羽長坊は蹕渚川と記り、いかなるよしにや。びつちやてふ事は、此あたりの人ども蟇をもはらびきと訛りてしかいへば、今は小河、小堰となりて蛙多かる澤てふ事を云ひて蟇澤と訛る俗語にや、なほとはまくおもふ也。大納言川の由來しるしたる書どもゝありしが、回祿に會て傳らずといへり。

○鷺ヶ原　白鷺、朱鷺などのうち群れすみたりし處也といふ。古城の東の麓に在る名也。

○槲平　また柏臺に作れり。むかしも柏木のいや生ひたりし處ゆゑしかいひ、また此あたりはいくさのちまたの古ル跡ト、古城の西南に在り。

○文田山、また梵天山ともはらいふ處あり。大納言川の向、大森の西北にあたれり。そは、門傳といふ僧の行ひし處とも云ひてさだかならず。またもんでん山といふ處、八澤木の山の字にもありと語れり。

○喜多川は、大森より本郷邑に渡ル天下橋の下流レの小川也。此水元は、上溝村の强淸水（强淸水、小和淸水など此地名いと〳〵多し）より出て武道村へ入り、それより二井山の水澤にかゝり七瀧と落チ、その流れまた上溝村より此大森にめぐり、天下橋の下ダより直に御膳川に入る也。この天下橋てふ名は、元祿のころ由理と平鹿の郡堺論の時大江戸の人多く來れる、そのときあらたに作り替へられしより、しか云ひそめし橋の名也。御巡使

の召シ給ひし水を、天下清水とて處々に在るが如し。

○古城ノ東ノ山を劔花山(けんくわさむ)といふ。こは、いかなるよしありてかいへる名ならむとおもふに、古劔箇岬(つるぎがはな)なるを岬を鼻とし、其鼻を花に作(かき)かふるより、あやしくもつたなき字音(からこゑ)にぞなりける。此山に神座り、なほその神のゆゑよしあり。

○劔花山八幡宮　此御神を此つるぎがはなの峯に齋奉りしは、七十三代の御世堀河ノ院ノ寛治六年壬申のとしといへり。祭日四月朔日、八月十五日也。其世は小野寺孫五郎康道（義道ノ舍弟也）の氏神とて城中齋祀レり、今は東ノ殿（佐竹山城守とまをす）の鎮守ノ御神として、神田五斛を元和四年戊午の秋より寄附(よせ)給ふよしをいへり。

○劔花山下居ノ社　祭日五月五日、六月二十日。こは鹿嶋明神にして、長暦二年戊寅のとしに祀(いはひ)奉りていと〱古きみやしろながら、行宮(あんぐう)、頓宮(とんぐう)のごと下居の社とまをし奉るはかしこき事也。まことに地主の御神にてこそ座(おま)しまさめ。考に、此劍が岬に鹿嶋ノ御神を遷し祀るゆゑよしは、韴靈(ふつのみたま)の神劔をうつし齋奉れるよしにて山を劔が波奈といへるか、また山の號(な)によて豊布津ノ神を祭り奉るものか。神社考詳節（九丁）云ク、鹿島、日本紀伊弉諾尊斬ニ火神軻遇突智ヲ、其劔鐔垂血、爲レ神號曰ニ甕ノ速日ノ神ト、是武甕槌之祖也（常陸國鹿嶋明神是也。）神皇正統記、神武天皇東征時夢ニ天照大神、召ニ武甕槌神ニ曰、葦原中洲有ニ騒音、汝宜ニ行平レ之、答曰、我昔平レ國之劍下レ之乃自平矣、於レ是、紀伊國名草村高倉下命奉ニ此劍ヲ、天皇大悦、士卒皆起軍大進誅ニ長髄彦ヲ、其劔號ニ豊布津神ト、在ニ大和石上ニ、後納ニ常陸鹿嶋神宮ニ（今案豊布津者神武紀所謂韴靈劔是也）云々、と見えたり。いづ

こにも地動(なる)を恐怖(かしこみ)て此御神を祭る。そはさる事から、此處に齋ひ奉るはなほ劍によしあるにこそ。

○水神社(みなかみのやしろ)　こは雄鹿ノ浦新山より遷し奉りし御神にて、本ト三河後(しり)さまをす處にませし御神也。三川尻とは御膳川、上溝(うはみぞ)川、大納言川、しか此三ッの瀨の落會なれば三河後(しり)の名ある也。此水神（大汝命、また赤神とも申て三河尻ノ神社ともいへり）を、今は鹿嶋ノ御神の會殿に齋奉れり。

○劍花山ノ八幡宮　本社向ニ東方ニ○洪鐘銘「大旦那佐竹義秀公　寛延二己巳三月十五日　照井采女佐藤原吉政」と彫たり。

文政七年の秋此劍が岬の八幡宮に詣て御前の松に書付る　菅江眞澄

治れる時は來にけり秋の霜神のおばせのみつるぎの山。

○大神宮ノ末社　○西ノ宮ノ神。○稻荷ノ社、神田五石、祭日四月ノ十六日。○愛宕ノ社。共に喜介(きすけ)山といふ處に祀り奉る。

右　神主照井主稅藤原吉雄也。

照井家累代並來由如左。

○（天正年中）照井氏上祖（津野）宮太夫○二代勘太夫（慶長年中平七綱次に）○三代若狹守○四代伯耆守吉豊○五代采女吉政○六代宮内佐吉治○七代上總吉道○當時八代主稅吉雄也。

○七代上總吉道、俳名夏吹の句に、　○麗や峯くもらせて櫻かな。

○涼風のゆり盈したり蓮の露。　　　　○置わたす露いろ〱や草の花。
○きり〱す星のふる夜の寒さかな。最上ノ羽長坊の門弟也。

○照井家由來

○小野寺家系譜ノ內。藤原公光寬弘年中をはじめ、經範ハ佐伯ノ祖也。此後胤陸奧ノ斯波(しは)ノ郡(近き世に南部といふ。)今斯波ノ神社はそこに座すいなりの御神の事也より移り來りし人也。また慶長年中小野寺より養子せり、そを照井平七綱次といへり。ゆゑありて、中頃母方ノ家苗をつぎて高橋氏となりしが、曾祖父采女佐吉政の代よりふたゝび照井氏に改ぬ、といへり。さりけれど舊は佐伯の家也。
（天註――續日本紀卅四卷天宗高紹天皇（四十九代光仁帝を申奉る）寶龜八年十二月辛卯。初陸奧鎭守府將軍紀朝臣廣純言。志波村賊蟻結肆レ毒出羽國軍與レ之相戰敗退。於レ是以ニ近江介從五位上佐伯宿禰久良麿ニ令レ鎭ニ出羽國一。至レ是正五位下勳五等云々、と見えたり。）

○安久野(あくの)ノ社　あく野は本鄕の南、御膳川の古川ノ邊の山岸に在り。近き世の事から、婆知(はち)蛇とて尾の切れたる大水蛇(おほみづち)此古川にすみて、人を水底に引入てうしなへる事をりとしてあれば、その蛟(みづち)を罔象(みづは)と齋奉りて龍神の社といへり。祭日七月朔日、神主照井氏也。
○劔花山正八幡は寬治六年ノ始、大森ノ鄕、十日町鄕兩村の本居ノ社也。祭日四月朔日、八月十五日。前キにつはらかに記したれどまた此處にものせつ。○大神宮は天和三年のはしめ、そのむかし古鏡を田の中より堀り出て、此鏡を社を建て大神宮と祭るともいへり。其稻田を鏡田と云ひてなほある也。愛宕ノ

社は元祿四年のはじめ、〇下居社、鹿嶋大明神は長暦二年のはじめ、〇三河後ノ神社、また水上ノ社とも申は長暦三年のはじめ、此御神の使者を蛙也といふ。此あたりの方言に蟇を並て比企と、その神の御手洗を蟇使者川と云ひ、今は照井ノ家のわたりの小川をひつちや川といふも此よし也。角間川ノ給人金子氏の記錄に、武者一人追ひつめしかば馬をひつちや川にうち入れて、すべなう逃いなんとするを一うちにせしかど、名のらねば誰ともしらぬ夜軍殘念なるよし記したり、と見えたり。

○其二

○照井氏家藏

○其二

○其三

○其四

熊野牛王寶印ノ寫
虫喰ニして年号
見えず
照井氏家藏

○賢德寺

○古流山賢德寺は大谷東本願寺派也。鄉民、西寺ともはら云ひならはせり。○開基釋乘恩坊元德天文九年庚子九月十九日遷化寂。壽九十三歲本山八世蓮如上人之弟子也越前國吉崎ノ人也俗姓さたかならす明應九庚申年爲ニ佛法弘通一當國に下向し、大森村に一宇建立して自ラ古流山元德寺と號いふ。傳來の寶物左に記す。

○六字名號一軸　蓮如上人直筆　○蓮如上人七十歲ノ壽像　御自画也

○御掟之御文　蓮如上人ノ筆　○婆粉紙ノ經　武藏坊辨慶ノ筆

○聖德太子ノ木像　作者しらず　已上。

○二世釋了堅　天文廿一年壬子年三月五日化、七十七歲。實如上人本山九世ノ御代、永正元年寺號元德寺ト願上候處、上人思召有リテ賢德寺ト御染筆を以て御免。寫シ左にあり。

○賢　德　寺　厚紙二枚折也。

○三世釋西念　天正十五年丁亥七月十八日化、五十五歲。證如上人本山十世御代、開基ノ法名願上候處御染筆左ノ通。

○法名　釋　乘　恩　天文九年九月十九日　釋　證　如御判

○四世釋覺順又了洲　文祿元年壬辰八月十六日化、四十七歲。六鄉眞乘寺ノ次男也。顯如上人本山十一世御代天正年中織田信長と合戰のとき、軍功に依て画像ノ御本尊拜領す。御裏書ノ寫左のごとし。

○方便法身尊形　　本願寺釋顯如　在判。

○五世釋宗玄　　慶長十二年丁未正月二十日化、四十六歲。

○六世釋玄西　　元和元年乙卯三月朔日化、二十五歲。

○七世釋道喜　　慶安二年己丑三月二日化、八十二歲。小野寺孫五郎輝光大森城主家臣安藤因幡道喜、主人輝光慶長年中最上勢と戰ひ落城の後、道喜(みちよし)出家シテ女子一人召具シ當寺七世を相續。所持ノ武器等傳へ來候得共次第紛失いたし、當時有來の分左にしるす。

○無銘ノ刀、一腰　○茶碗唐物一口　○正觀音ノ頭(みぐし)南蠻鐵　○猩々ノ毛髮(かみ)　已上。

○八世釋了珍又玄寶　延寶二年甲寅六月二日化、六十二歲。六鄉廣圓寺ノ舍弟也。

宣如上人本山十三世御代画像御本尊御免、御裡寫。

○方便法身尊形　　本願寺宣如　在判
賢德寺　願主　釋了珍

琢如上人本山十四世御代木佛ノ御本尊御免、御うら寫し。

○木佛尊像　　承應三年甲午五月十九日　羽州仙北平鹿郡大森村

釋琢如　在判　　賢德寺　願主　釋了珍　寄進　釋尼妙正

○九世釋了說又大道　寶永二年乙酉九月二十六日化、六十一歲。

常如上人本山十五世御代五尊御影御免、御染筆寫。

○親鸞聖人御影　　大谷本願寺釋常如　在判
延寶五季丁巳仲夏下旬書之
羽州仙北平鹿郡大森村
賢德寺常住物也
願主　釋　了　說

本願寺釋常如　在判

○蓮如上人眞影　延寶五季丁巳五月廿五日書之
羽州仙北平鹿郡大森村賢德寺常住物也
願主　釋　了說

○聖德太子御影　御裏之寫。　朱印　　願主　了　說

○三朝七高僧　御影ノ御裡寫如左。
朱印　　願主　了　說

○寺內塔中寺號御免御印書ノ寫如左。

御　判

依其方望木佛尊像并寺號養傳寺ト被成御免唯難有被存可被得其意候仍被顯御印者也
天和三載癸亥二月二十九日

八木采女判
七里道専判

賢徳寺下　羽州平鹿郡大森村　養傳寺　法圓。

○十世釋了囙又團雪(だんせつ)　享保十二年丁未十一月二十一日化、六十九歳。

眞如上人本山十六世御代鐘御免、御印書ノ寫如左。

依其方望撞鐘被成御免候間難有被存向後可被得其意候仍被顯御印者也

寶永元稔八月九日　松尾左近判

粟津右近判

出羽仙北平鹿郡大森村　賢徳寺　了因。

○十一世釋了祐又義寛　元文三年戊午三月朔日化、四十八歳。新田光徳寺ノ四男。

○十二世釋了詮又儀信　享和元年辛酉七月晦日化、八十五歳。

○十三世釋了道又儀顯　文化七年九月閑居、文化九年壬申六月十三日化、六十五歳。

○十四世釋了議又儀精　現住。文化九年九月入院。

寛政年中依ニ火災一筆記及ニ燒失一不詳事不載、記錄略之云々。」と見えたり。古老ノ傳ニ云、此寺本ト愛護山(あたごやま)の麓わたりに在りしが、亂軍の世を避(しぞ)きて七世の道喜、娘一人を具して猿田村なる養田寺に身を潜み、

かくて戰ひ治りて賢德寺來てそのさまを見れば、うちあはれたる寺のすびつの鍵に、茶釜ひとつのみ懸りてありしとなもいへる。其釜を見てむかしを認(マヽ)ぶといへり。六郷の廣圓寺の舍弟を娶(めあは)せり此女に移せり、八世の了珍坊これなりといへり。今養田寺を養傳寺とあらためて、賢德寺ノ寺內脇寺ノ號として移せり。猿田邑には、養田寺の退轉(こぼれ)たる跡を訛りてらうでんといひ、またろうど、らふでなどさまぐにいふを文字にうつしもて蠟(らふ)土と書ヶば、そをまたらうつちとはいへる也、といへり。猿田村のらふつちの考は、いまだしかりし。

○傳 福 寺

○大森山傳福寺、東六條下。開基は釋淨玄、元龜三年壬申六月二十三日遷化、法名は顯如上人御筆也。此寺慶長五年の頃まで六郷の在處中野邑に在りしが、同年の夏三代目ノの乘念の時世

○阿彌陀如來、祖師親鸞聖人ノ御眞筆　○御文一通、證如上人筆。

○八世當住了善。

○大 慈 寺

○龍淵山大慈寺は最上の安養寺ノ末山、能登の諸嶽山總持寺の孫末寺にして、住僧二十年に一度總持寺の輪住職の寺也。そもく此佛刹(てら)の基(はじめ)は、長和二癸丑年後一條院の御代、久我大納言六代の孫某卿の三男實方朝臣(あそみ)の建立也。此卿の法號を大慈寺肥後ノ國ニ同名あり。諸宗伽藍記云、大慈寺開山禪師名ハ義尹、號ハ寒巖、顯德帝ノ第三ノ子也。出家登ニ台山ニ學ニ一心三觀之旨ニ捨之參永平ノ道元云々殿

秋山月船大禪定門、長久三年壬午ノ秋八月二十八日卒。かくて康平、保元、平治、元暦、文治、至德、嘉慶、應永の始まで三百餘年、國々の亂にて草庵の如にして有るか無かの佛舍(てら)なりしか、山名左衞門の末孫照濱公とまをす也出家して無寂禪師（無寂は實峯ノ弟子、實峯は瑩山禪師の弟子也といへり）の弟子となり、舟淵玄鑑和尚といふ、此尊師を中興の祖とせり。應永二年乙亥三月二十一日遷化、當時二十四世現住功運和尚也。龍淵山の額面山和尚ノ書也。

此寺創(はじめ)は今宿に在りしにや、出羽秋田六郡順禮記に、平鹿郡大森村龍淵山大慈寺、禪宗、正觀音。此寺むかしは今宿に在りしと古書に在り。此處劔ヶ鼻白象か嶺とて、普賢𦬇出現の地といふ。十一番詠歌に「後ノ世も現世の苦難ヲ劔の難ヲ經味をうけて今宿の里。」（仙北郡にも今宿村あれと是は平鹿郡たらん）と見へたり。また阿氣村に遷りぬ、その寺跡を大慈寺谷地といふ。また御膳川の岩淵の上へなる處にうつして岩淵山大慈寺といひしが、御膳川も流れ化(かはり)て、岩淵も田井となり水草生(をひ)ぬ。寺もまた巨海寺の古寺蹟の東にうつして、龍淵山大慈寺これ也。此寺今宿村の河岸に在りし、そこを龍ヶ淵と云ひつるよし古老人の物語ありとし聞ヶば、龍淵山はいにしへの山號をふたゝびいへるなるべし。

○巨　海　寺

○太平山巨海寺の開闢は、上宮太子の時代に百濟國より來る日羅子也とまをし傳ふる也。また田村將軍夷敵退治の御いのりの爲に、巨海寺の傍に四間四方の庚申堂を建て御劔一刀(ふり)を献(をさ)め、また五十斛の稻田を寄附(よせ)給ひし處といへり。（天註 — 此巨海寺の寺號は、普門品の念彼のくたりなる或漂流巨海より思ひよりけむ。さりけれは本尊は觀世音たらんかし。）此巨海寺の舊跡は、龍淵

山大慈寺の西なる小坂を登る、是その世の古道也。平かなる地あり、そこなん巨海寺の跡也。小社あまたならびたてり。○稻荷ノ社○愛染明王○大日如來○牛頭天王ノ社○子安ノ社○千手觀音堂、そか中に○庚申ノ社あり。いにしへのゆゑよしある社にて、今そこを太平山寶藏院といへれど、ふりにし處とは里人もえしらざる也。

○大森寺由來

○太平山寶藏院の開基は常陸ノ國人にて、水戸より兄弟うち連て出羽ノ國平鹿ノ郡に來り、兄は新墾をのみ心かけて土民に落ぬ。弟は修驗道をまなび文田山（もんでんやま）といふ處にしばし行ひ、かくて後巨海寺のふる跡に鎭座（ませる）庚申ノ社を守護せり。開祖寶藏院宥元は眞壁家の次男にて、眞壁掃部ノ介某と云ひてゆゑよしある人ながら、勘事（かうじ）せられし人にや、その世しぞきしはらからにや、さだかならす。御遷邦の後別當すらなき事申上しかば、そのつみとて社堂も別當職もめしはなち給ひて退轉及びしを、寶藏院おぼろげの願ならす申立しかば、仰付られて再建せり。七社の末社（えだがみ）ませり。家譜、古記錄も有つべけれど、明和年中回祿して露斗のものも傳らず、たゞ口傳へに聞つる事のみながら、文田山に前祖の行ひし跡のみいちじろく殘りぬといへり。

○二世淸嚴院宥淸法印、延享三年丙寅七月廿五日遷化○三世大乘院宥山、明和三年丙戌五月二十六日化

○四世大乘院宥當、寬政十二年庚申七月二十九日化○五世大森寺宥慶、文化七年庚午九月九日化○六世

當住大森寺宥光也。
日羅大德諸巡見の時、此處にしばし止りおはして巨海寺を建立あり。その古寺もこぼれはてて後、吾か祖太平山の麓に一夜ふして、正しき夢のみさかにあひて、しか庚申堂を守護し奉る也。山ノ神ノ社を守護し奉よしは、いにしへ牛か澤村の市右衛門といふ民の山陰にいと／＼古き山神ノ御社ありしが、町田の佐々木治左衛門といへる人御東ノ殿の田地新墾成就のため、本郷村に十二柳といふ處あり、是さちなるかな十二山ノ神を祭るによき名ごころ也とて、元和三年癸亥ノ八月十二日に、牛が澤山より遷しまつりしより守護し奉る御社といへり。○眞澄考に、此本郷邑は今は大森の枝郷なれど、いにしへはいと／＼大なる里とおもはれたり。今もそこに西小路、東小路なッどいふ、處におはぬ名どもあり。また本郷は本ト國府といへる文字を書あやまり傳ふにや、いにしへ國府と云ひしは此地ならむか。倭名抄に、國府在ニ平鹿郡一と見えたり。

○大森の肆の名は八日町、五日町、横町、大町、峠町。市ノ日二五八にして大町は二日、十二日、二十二日、五日町は五日也。横町は十五日、二十五日、八日町は八日、十八日、二十八日也。さて此大森におしならびて十日町村近隣に在り、そは小野寺孫五郎康道の時世の麓町にて、十日、二十日、三十日なッどに肆市日ありて十日町の名おふものか、なほたつぬべし。

○劒箇岬の古城由來

○戰錄(いくさふみ)に、小野寺ノ五郎(マヽ)康道（義道の舍弟也）大谷吉繼と戰ひ、最上義光、上杉兩家の兵三千騎、由利ノ十二黨も一手になりし大いくさたり云々と見え、またあるいくさぶみに、仙北六郷の長五郎正乘(まさのり)兩陣に和を入れて和睦をなさしめ、大森萬五郎を秋田城介實季の養子となし、大江ノ廣治が次男仙鶴麿を實季へ人質にいたさしむ、云々と見ゆ。こはこゝによしなき事から、大森萬五郎にいさゝかゆゑあればのせたり。また永慶軍記三十三卷に、慶長五年大森合戰ノ事といふくだりに、淸水大輔義之十月十三日に酒田を打立、同十六日大澤にぞ着にける。此事由利の人々早打を以て秋田に告しかば、城介實季の陣代として湊二郎五郎、同久五郎、同典膳百餘騎を卒し、加勢として大澤に馳着にけり。由利黨には仁加保兵庫頭が嫡子藏人、瀧澤形部少輔、同又五郎、赤尾津孫二郎舍弟九郎、岩谷右兵衞尉、同播摩守、打越左近二百餘騎馳着ば、最上勢幷(あはせ)て一萬餘人、同十七日に大森に押シ寄セて鬨を作り、弓鐵炮を射かけ攻たりけり。城主五郎(マヽ)康道三方に人數を配り防ぎけるが、大手の持口を堅めし齋藤相模鐵包に中リて死す。此口より破れければ、秋田勢の内石鄕岡七郎、同松助、飼洲井彌七郎、板垣久内眞先に進み攻けるに、大森勢十餘人討れて旣に町構に亂入る。康道此由を見るよりも安からず思ひければ、馬の腹帶を縮め大長刀をかいこみ乘て出れば、福正院例の白裝束を着し、是も長刀を持てつゞいて出る。大手の攻口を見渡せば先驅の兵五百餘人、此城今の中に落るぞ推入さ屏に着、塀に潰リ喚き叫ンで突て入、大森勢は叟を破られては此城持

事成りかたしと追出せば、込入遭つ啓つ命を際の諍合なり。かゝる處に城の大將康道、次に福正院、推參なる奴原と大勢にかけ合せ、先に進みし者共を七八人なぎ倒せば、生死しらずの最上勢も日來の手並を覺へし故、叶はじとやおもひけむ外曲輪に引退く。其日も黃昏に傾ければ、今日軍は相止ぬ。されば最上、秋田、由利の勢、兼て大森に手合し味方大勢討れければ、今度城中小勢とは見えぬれども侮りにくゝや思ひけむ、面々に對ヒ陣を取て整へたり。同日の暮つかた秋田、由利の後勢馳せ加て、三萬人野山に陣を張にけり。城中の者共更行儘に寄手の陣を見渡は、南につゞきたる高峯々、同麓の谷々、東は河の向まで焚續たる篝火、晴天の星の如く夥しとも限りなし。寄手の方には、此勢にて大森を拉む事隻手の中に有と皆偏執の思ひをなせば、城中には思ひ外無勢にて今日の町構を押破られ、籠鳥の空を戀、涸魚の水を求る樣なる折柄に、舍弟吉田孫一郞陣道が郞等百餘人奉し、大森の北なる川の瀨を渡て剱か鼻を歷廻城中に來れば、同舍兄義道が郞等に岩崎伊豆、前鄕內記、落合左馬ノ介、大築地又二郞、庄司勝三郞、日野小左衞門三百餘人にて大森に忍び入ば、城中是に力を得て持口に人數を增し、翌日の合戰をそ待にける云々と見え、また同じ書ノ山北吉田合戰のくたりに、同二十一日淸水大藏太輔義之、由利、秋田の人々に合戰の異見を伺はる。其評定區々にして不定、爰に六鄕兵部少輔が郞等大曲越中行屋、門ノ目五郞等、主の六鄕は關ヶ原に參陣すれば留守居として六鄕に止りけるが、最上殿より山北攻の人數打入ると聞て、領內の土民まで相催して千五百人加勢と稱し馳着しが、淸水殿の臣木戶周防を以て申宣ける

は、此城は地の利全キ山城に候へば、如何寄手大勢なりとも一日二日に落城仕べしとも存候はず、其上横手、吉田より加勢うち入候。西馬音內よりも武士頭二人に長柄、鐵炮足輕、夜叉鬼山の方より城中に入り候と風聞候得ば、此城をは今の御人數の內一萬を以て巻たまひて、殘る人數を以て吉田被攻候はゞ、平城の事にてはあり、一日の中に落城仕るべしとぞ申ける。淸水是を聞て、げにや六鄕の者どもは此邊近き事なれば兼て案內知りぬらむ、是等を先手に加へ、先吉田を攻落さんとて大森の城攻を閣き、延澤遠江守光信を大將として秋田、由利、六鄕の勢を相交へ、三千餘人を五段に備へ押寄る、云々。最上勢三千餘と山北勢千五百と二時ばかり戰ひしが、雙方戰ひ疲れて相引にぞ引たりける。最上勢は大森に皈陣すれば、山北勢は吉田、横手、黑川の三處へぞ皈りける。」と見えたり。

眞澄按に、舍弟吉田孫一郎陣道が、郎等百餘人を率し大森の北なる川の瀨を渡て、劔ヶ鼻を歷廻り城中に來と見えたり。大森の北なる河とは御膳川の古川にして、慶長五年のころは今宿のあたりまで地つゞきにやあらむかし。軍人の往來、川わたりしよしも見へさりけり。

新古圖

○大森ノ郷田地字所

○東は○中嶋東西○峠町下タ○岩淵○湯ノ澤向○新中島○佐野。　○西は○堂林○横枕○獺野○金屋○菅生田○嶋廻リ○清水ノ上○碇リ○いがむ○小深田○小勝田○祭リ田○樋渡シ○深見○螺沼○町田○中田。○南は○峠町頭○梵天下河原○上ミ千刈○下千刈○赤沼○鯲沼○十二柳○十二柳下タ○長助卷○牛ケ澤○小瀧下タ○高野。　○北は○西ノ野○澤田○佐戸○水戸堤山下○鏡田○高口下山根○文天山下。

○大森八景

○劔花山秋月　○大慈寺晩鐘　○水門ノ夜雨　○柴橋晴嵐　○鏡田落雁
○眞山ノ暮雪　○本郷飯帆　○天下橋ノ夕照。

○五社稻荷

○紫明神。此稻荷、峠町（峠町はむかし城山の峠といふ處に住し人來て始たり）の九郎左衞門が家の後なる處に齋ふ。むかし遠藤隼人といふ家より別て遠藤氏たり。○正一位稻荷大明神。同町山下太郎右衞門齋る。○正一位稻荷大明神。大町近江屋吉太郎。○正一位稻荷大明神。五日町高橋忠七齋る。○稻荷ノ古社。大町大森寺齋る。

○上田氏一事

○上田太兵衞は大町に在り、近江ノ國より上祖こゝに來りしとて、家號をあふみやといふ。ゆゑよしある屋戸にて、いとし久しき里長也。此家藏に淸原ノ雪信が画る四季の花鳥水魚の屛風一トよろひあり。名

こそそれと記さね、さすかに女の筆意ぞしられたる。また探幽齋守信が一軸雨後の不二、見るべきもの也。中装は角龍の切也。こはみな赤穂没落の時世のものにして、淺野家の調度なるよしを人語りつたふ。此上田か家の後に罔象ノ祠あり。そのゆゑよしは、文化の末のとし蛟龍、家の女につきぬ、此ものゝけの女さま〳〵くちばしる。わは水蛇也、神と齋ひたらむには長く家の守護神とならんといへれば、しか神社を建て祭れば、ものゝけは去りぬといへり。また菅生田山に鏡ノ社あり。そは大神宮の古社地に、田より掘り出し鏡を此上田氏が齋るといへり。

○大　森　邑

○家員二百五十戸　○人數九百六十二人　○馬七十五疋、内二十八疋駒、四十七疋。

○鮫苗岬之圖

甲八幡宮乙鐘樓丙神樂殿

丁鹿嶋社

戊龍淵山大慈寺

己岩淵の跡

雪出羽道（平鹿郡 三）

なつみ澤

○猿田村

里長　萬右衛門

○郡邑記ニ云ク、家員九軒、昔シ猿ノ開シ田地ノ有ル由ニテ村名とす。中村ともいふ。附札、右村の内前見澤、仙北ノ郡外小友村水落也。右澤高村居共小友村分ンニ合サルヘキ哉、云々と見えたり。また猿の元始し事を云はゞ、雄勝ノ郡の猿ヶ半内村は獼猴開始ならむ。なにゝまれ物を始る事を新發、はなえるといふ俚言あり。信濃ノ國水内郡の曲リ橋シを猿端出の橋と云ひ、歌に來目路の橋とよみ、詩家に白猿橋と作レり。また猿田は今の山本ノ郡に在り、こを東鑑には、山毛左ン田見えたり。猿田、訛りを左ン田と記ルし、また山毛は山矢の紙蝕して山毛と見えつらむを印本にせしものならむか。山矢、山谷、山也なンども見え、今は山屋に作り、此猿田、山屋と並びたり。こは此處によしなき事から、思出るまに／＼記ルしぬ。また秋田郡五拾ノ目（また五城ノ目に作れり）山内にも猿田ノ澤あり、そはむかし猿田五郎某か居柵ノありしをもていへる名也。猿田ノ五郎は山内落城のとき落て身を潜め、領内の山臥の舊宅に隠れ山伏は異戸にうつり、猿田は其後同郡上樋口村に今も有り。修驗者の家といへるはうべならん、佛舍とおぼしくてみな丸柱也。此家はいと／＼早くより建し家ならんか、屋根葺かふるとき應永の年號ありし熊野山の棟札數十枚出たりしを、またやばらにひし／＼と葺隠したりと語る。・こはみなよしなき長物語ながら、考へ交る事あればこゝ

に載たり。

○鉢　山　また鉢位山ともいへり。

○郡邑記ニ云ク、家數七軒、昔は大社ノ由觀音堂あり、今は少社也、然レ共社領鄕高三石八斗一升也、と見ゆ。此邑に今は家五戸あり。嶺を鉢位山といふ、正觀音を安置す、本地猿田彦ノ太神也、と見えたり。夏祭四月八日、秋祭七月十日。社僧あり、修驗者千手院大仙坊了圓といへり。其元祖は社家にて久太夫某と云ひしが、萬治二年に此神官の家斷絶(たえ)て今修驗となれり。此世代なほ奥に記スべし。○そも〳〵此鉢山は本ト八山にして、森ノ八ツありしよしを以て、八ツの杜リを鉢に取なし作(かき)つらむものか。山本郡を始め鉢山、八森いと多し。鉢位は八位にて、いにしへ勳位ありし御神とし聞ケば、その御代に勳八等なンどに叙せられ、また八位の神冠まゐらせられし御神ならむ、それをもつて八位山とはいへらむかし。峯には瓊々杵尊を齋奉り、麓は巷衢(ちまた)にして猿田彦の御神ませり、こを下居ノ宮とまをしたてまつりて行宮のこゝろ也。よし御正躰は正觀音、また本地垂跡のよしをもてことに神、ことほとけとはいふとも、八位山ノ御神にはたがはざりけり。猿田彦は天八達之衢御神(アメノヤチマタノオホミカミ)にして、天孫當ニ到筑紫日向高千穗槵觸之峯ニ、吾應ニ到伊勢之狹長田五十鈴川上ニ、因曰、發ニ顯吾ニ者汝也、可ニ送レ吾而致ニ之矣、天鈿女命還報、天孫降臨果皆如レ期、天鈿女命隨レ乞侍送焉、云々と見えたり。いにしへはところ〳〵に末社の御神も多かりしかど、みな退轉(うせて)その舊社地すら知れる人なきはかしこき事也。考(おも)ふに、薄井邑の舟沼に座(ませ)る天王明神とまをすはいか

なる御神にや、そを臼井殿の鎭守の御神なりしといふ。そは猿田彦ノ宮ノ末社にして、鈿女命ならんを臼井殿の鎭守といひ、また臼井明神といひ、天王明神などまをすは訛傳ふならむか。こは恐き事から、おもふまに〳〵またいはむ。薄井の村名も鈿女の神號ぞ始なる。

○別當千手院

○開祖千手院千手坊衆永法印、寛文年中化○二世千手院宥光○三世玄光院宥順○四世大光坊了圓○五世甚正坊宥元○六世千手院慈照○七世當住甚正坊衆光也。神官にては累代いくばく歴たらむか、明和元年乙酉三月十八日神事の夜燒亡て、別當の家財、神器、古記錄みな灰燼となりて、ゆゑよしさらに傳らず。按に、推古、舒明の御宇ならむ、百濟國の日羅師わたり來て國々を見めぐり、また婆羅門僧正の開基の寺々、神社もあれは、その時世ならむかといへる人あり。うべも越後國乙寺は婆羅門僧正の建立、大平山今云大森巨海寺は日羅師の建立といへり。いにしへは大社にて社僧、僧房いと多く甍を並べ、軒を連ね、また八千坊建繁榮て、國々處々の人とらも群れまうで來ぬ。袴形、たていしかみのくだりに、老翁の傳へに、此邑の千手堂、又猿田村の鉢位山、八千坊行ひありしころならむ、村々里々に統をなしておもひ〳〵によそひたちまうづるに、此邑はみな白キ麻袴を着て春夏の祭にまうでのぼりしより、時の人白袴衆と云ひ、袴方と云ひしが今は村名とはなれりといへり。此八千坊はたゞ房舍の名にて、坊舍八千戸ありし事にあらざるべし、あまた坊舍の頭首佛刹などを云ひし事ならん。三千坊、八千坊榮えたる處など

處々に在り。みちのくの平泉の摩多羅神の正月の夜祭に、左少辨富任のずんざ有吉が詞に、ひえの山は八千坊また三千坊ともいふ坂本は六ヶ所といへり、なほ考ふべし。

○下居社猿田彥ノ大社　二ノ臺といふに座ませり。むかしはそこに鉢山の大櫻とて大きなる古木のありしが、近きころ枯れたり。春は花ことにおもしろかりし、あたらさくらをといへり。むかし此峯に詣る人ごら、首に注連襷しめたすきてふもの掛ヶ身をきよまはり登りて、其下向かへさ、また饗かへりまうしのとき、かのしめたすきを此櫻の枝に懸しより、注連掛櫻とも云ひしとなもいへる。祭日本社におなじ。社守リ佐々木萬右衞門、社記、神器古きものは傳らず。書寫のほくろきやうあり、そが末ごとに、奉書寫法華經一部、家內子孫安全武運長久、正德六歲丙申七月十八日、藤原氏子吉長兵衞光直花押。こは板井田村の給人より寄附也といへり。

○稻荷大明神ノ社　祭日三月九日　社守太田半左衞門。

○水みづ上かみ

○此邑家三戶あり。○諏訪明神ノ社。社守惣左衞門、いと〱古キ神社なるよし。神事七月二十七日、御射山祭の式ためしなるべし。

○山崎

○此邑享保日記ニ家員四軒、今も四戶あり。○白山姬ノ社あり、ゆゑよしある御神のよし。祭日四月朔日

也。社守太田嘉助。

○臘土

○此邑いかなるよしもていへる村名にて、もとも湯桶よみ也。また蠟土とも作り、蠟の如せし土などありしよりいへるか、なほたづぬべし（天註―此村に養田寺と云寺ありて、小野寺康道の臣安藤道喜、主人落城の後娘をぐして養田寺にのがれし事大森の賢徳寺の記錄に見えたり。ラフツチは養田ンの轉れるにや。）山本ノ郡檜山の奥、いづこならんか燃る土ありて、ある奴翁一人是を知りて、人しらず掘り來て蠟燭のごとく造り、わらうち、繩糾ひ、沓作る夜業に用たれど、その土掘り得る處をひめて、人に語らず死たりといへり。さる土の此地にありげもなし、いかなるよしかしらすと里人もいへり。この家數享保日記に四戸とあり、今もしかり。

○神明宮ませり　祭日三月十六日　社守淸右衞門也。

○馬頭觀世音堂　祭日四月二十日　堂守高橋孫右衞門。

○中村

○享保日記ニ家員九軒、今十一戸也。○稻荷大明神ノ社。祭日四月九日、社守太田忠五郎也。○金神ノ社。金山彦ノ御神にや、本地觀世音にて四月十七日に祭せり。疱瘡のねきことすればかろらかなるよし、童つねにまゐる。また鍛工もまゐるといへれば天目一箇ノ命なッどにておましましけるか。社守伊左衞門也。

○智惠箇澤

○郡邑記には智井が澤とあり、家員五軒、今六戸あり。ある人戯ニ云ク、智惠が澤はさる田に名だたる處也、そは猿智惠のよし也。智者千慮必有二一失一といへり。是は醜名ながら、ちゑはちえにて千枝の意にや、いせに千枝杉あり、信田に千枝楠あり。また、木々深くして千重か澤といひしか。信濃にちいが澤あり、是は姨が懷とて風あたる事なく、いと〳〵あたゝかなる山陰にて、山賤らの男女集りて行末を契るよりいふ名なり。ちいとは知音を訛る也、知音、また近付、その國の女色の事をいへる也。信濃の田うゑ唄に、「ちゐんちかづきやはもたねどくらす、扇もたねば夏はくれぬ。」とうたふ。こゝもさる訛りより云ひつたふ澤の名なるか。

○八幡宮　御嶽山といふ處に座ばみたけの八幡とまをす。祭日三月十五日、社守安部永四郎也。此智惠が澤の村中にいと〳〵大なる皂莢の空木一本生たり。むかし此處に安部喜惣右衞門といふ家豐なる人ありし、そが門の前に在りし木也といへり。としごとに節搗とて、十一月十一日は家每に米搗精ける例なれば、家ごとにつとめてさる業をぞせりける。隣ははや杵音す也おきよとて起出、また近隣も此臼音におどろき起出て見れば、夜はまだ小夜中也。此うすづくはいづこぞとて雪ふみふみしたき聞耳たつれば、此皂莢の空木のもとなりし、あやしき事なりといへり。また、うゝとものゝうめく音の聞えし事もありしが、今はさるわざもなし。大蛇は木の内にすみぬ、神とや齋ふ。としのはしめには小松

立、端出縄曳ぬ、ゆゑよしある木にや。○地藏堂あり、古き石地藏大士を安置す。石峯定心とて八十の僧すめり。

○野崎

○享保日記ニ家員四軒、今も四戸あり。野崎、野岬など作ていと多き村名也。萬葉集に、東人の荷向ノ篋などよめり、そはことなる事から、地名にもいへるが多し。此邑の南隣に上溝村あり。○道祖神ませり。小松の下に小石を積みて塚をなして、木をもて陰形を造りするゑて齋る。

○阿彌陀地

○同日記家數七軒、今五戸あり。いにしへは阿彌陀寺などいひて寺やありつらんか、寺を地と書る處多し。承應、明暦ならむ、田の中よりあみだ佛の形刻たる石を掘り出て、今○阿彌陀堂を造りて安置。祭日四月十五日、堂守安部五郎作。○辨財天女ノ祠。六盃川の岸に齋る、堂守佐々木久左衞門。○專女ノ社。此社建つる由來は、森谷村の九郎左衞門が女十五歳のとき、野崎の金六が家に嫁して來るとき森谷の牝狐したがひ來て、此あみだぢ村の佐々木九兵衞が家の緣の下に竅を穿て、としごろすみて子產ぬ。あるし九兵衞嘗云ク、汝まさに聞ケ、そも〳〵安永七年のむかしより宿かし置つれど、いさゝか福なる事もわが家にはあらず、なにわざもなし、酬しらぬ奴かな、はや此處をしぞくべしといへば、いつしか狐は去ぬ。かくて去年の夏ならむ、九兵衞が娘律とて年十五なる丁女、狐魅となりてなやみふしぬ。占とひ

梓巫にかくれば、吾は此家に生れたりし狐也、此處を出て今は栖家に迷ふと口ばしる。さりければ、阿氣村なる善明院をたのみて祈念避しめて、此年文政七年の秋しか神とは齋ひまつりて、此專女ノ社はある也といへり。

甲乙高二尺四寸半
丙丁巨一尺三寸
戊厚二寸半

○鳥居

○享保日記ニ家員五軒、今七戸あり。いにしへ鉢位山の一神居此地に在り、二の鳥居は御嶽の溪に在りつるよし。一の鳥居ありしをもて鳥居村とは名附たる也。○山祇ノ社。社守佐野杢左衛門が家の北なる山に座り、祭日八月十二日。此邑より北に中て水上の内に桃ノ木臺といふ處あり、いにしへそこに○紫明神といふ神鎮座が、今は神社も退轉はてゝ、木々生ひ茂りてそこと知れる人もなし。さりけれど木艸の中に埋れて、石階の石ははつかばかり殘りけるよし。此紫明神といふ御神陸奥ノ國宮城郡に在りて其わたりの人、男女、童にいたるまで、身に紫色の衣付る事なし。そをしらずて、此禁制を犯ものに祟禍給ふ御神といへり。紫明神は、やすらひ花のはじめのごと平親王將門が靈たゝりければ、神と齋奉りて長能幣を採りて、「紅の豐神幣を手に持て祝ひぞ祭る紫の野に。「今日よりは荒夫流こゝろましますな花の都に宮居さだめて。」これを考ば、紫明神は平將門が神靈にや。また紫野に鎮座し飯成ノ御神をみちのくの宮城野に遷し奉りて、名におふ萩の錦の紫のゆかりもて、しか紫ノ明神とはまをし奉るか、しらす。今此猿田ノ郷鳥居村の安藤久藏、此荒廢奉りし古キ神跡をたづね清めて、さゝやかにもいにしへざまにいつきまつり奉らんといふ。常に白狐住めば、三狐專女の御神としていにしへのごとく、文政八年乙酉ノ初午ノ日をはじめ、紫明神とふたゝひ祭奉る也。○稻荷明神ノ社。祭日　社守紫田市之助。○またあみだち村に○紫明神社あり、五郎作が齋る。鳥居村の桃臺よりやうつしまつり奉らんか。

○六盃

○此村の事郡邑記ニ、家員三軒、鉢位山ニ佛供米六盃ヲ上ル由、村名トスと見えたり。今マ三戸あり。○山王ノ社、田ノ中にませり。祭日四月中ノ申ノ日、社守助左衛門。○藥師如來堂。祭日四月八日、堂守傳右衛門也。此邑、あみだちの村々、月夜のころ當歲馬のごときもの出ありく事あり。白鹿なッどならんか、さだかにそれと知りきといふ人もなけむ。山獺てふ白毛の獸あれど、それにいや增り大なりといへり。

○夏見澤

○郡邑記ニ云ク、此村家員九軒、北ハ仙北郡外小友村ノ內桑ノ木代村横山峯限リと見えたり。今十一戸あり。夏見澤、あるは菜摘澤ともいふ、いにしへあまたの房中榮えしとき、菜摘たる處なりともいへり。

○鉢位山古話

○鉢位山鰐口銘ノ銘ニ、「至德二年六月十三日」とあり。亘八寸餘、紫銅を以て鑄たり。こは百二代後小松院の御世、至德二年は乙丑ノとし也。小野寺家系譜に、「小野寺玄番頭孫治郎春光、至德三年矢嶋光晴一戰ノ時玉米郡ヲ切リ取リ、應永十四年五月二十二日卒ス。五十八歲。墓所春光寺。」と見え、また小野寺孫太郎彈正少弼は、正應、正安のころはもはら雄勝、平鹿、仙北三郡の莊主なれば寄附の物多く、鰐口鐸なども寄せられしものにや。

○字地處

○こあん田なかむかし尼の住しといふ庵の跡也。　○みたけ澤みたけの神とて社あれはしかいへり。　○鳥居長峯(ながね)いにしへ鉢位山の一の鳥居ありつるよしの名也。　○化粧坂(けはひざか)いづこにもいと〳〵多かる坂の名也。　○ぼうつき澤むかし宿坊のありし處なり。　○ひる花ゆゑよししらず、晝花といふものあり、此花さく〳〵ゆゑにや。　○懸造りが澤は、芳野の掛作りのさまにあまた坊中ありし處といへり。○守りが澤といふ處あり、むかしさゝやかなる渡りありて舟守り住みし處といひ、また○香爐橋、また香爐木橋といふところあり、その橋いにしへかゝりしといふ。此橋の名、秋田郡寺内、越後の柏崎、武藏、その外にもありとし聞キし也。此處に掛ケしは二三十間の亙りなりしよし、今は池(つゝみ)といひて、沼水のごと山道のかたはらに在り。

○源田(げんだ)稲荷明神　此御神は、鳥居村なる源田吉兵衞が上祖の代より齋り奉りしか、其跡だにしらずあばれたるを、ふたゝひ齋奉らんといへり。

○猿田村

○家員六十四戸　○人數二百四十四人　○馬員三十二疋。

稲荷棟札表

鳥居村ヨ柴田市之介カ祭ル稲荷明神の棟札臨書
長ヶ一尺八寸横六寸五分
此棟札天正のころより伝へて墨色狐の書つるとし一字も

読解事あたはぬもの也。むかし天狗の書といふもの、また狐の書もの見し事あり。凡似たり。

棟札裡（下）

雪 出羽道(平鹿郡 三)

西

里長 傳左衛門
伊右衛門

櫻しみづ

○上溝村

○上溝村ノ名泉

○岩清水　さくらしみづの名あり。此泉耆川の野中にあり。

○杉清水　此泉、耆川邑ノ辻井のごとく人汲ぬ。

○柳清水　しづ野うへといふ村に在り。むかしはいと〳〵水廣かりし泉也。

○檜清水　中野の末に在り。いと〳〵大なる檜ノ木あればしかいへる也。

○櫻清水　極樂寺村の田の中に在り。此あたりの田ノ字をさくら清水(しづ)といへり。

○上溝(字波美叙)邑は大森の西、猿田の南に在り。郡邑記ニ云ク、惣名ニ唱ノ也、此末支郷ノ中野村ヲ上溝村ト可唱也。」と見えたり。

○薹河

○郡邑記ニ「家員十一軒、天正年中越前ト云者居ル處に清水在り。保呂羽權現耆通リの處なりとて除地七十苅リ有リて大友治部少輔ヘ祭禮供米ニ納ル。」と見ゆ。今家四戸あり、内一戸は社家大友氏也。○白山比咩ノ社。祭日四月朔日、社司大友兵治。○岩清水(しづ)、ゆゑよし奥に記す。○耆川、ゆゑよしともに末に在り。

○杉清水といふあり。白山ノ祠官大友氏の門田の畔、古木ノ杉の下に在る泉也。いと〳〵靈水にて郷人朝夕汲ぬ。○お清田といふあり。保呂羽山の神ッ田にて、白山の祠官大友氏より此あらしねを貢り神供米とせり。○御西田といふあり。こは西ノ鳥海山 東鳥海山は雄勝郡なしこほれやま またをかちのみやとも申奉る也 從三位勳五等大物忌ノ神の神田とて、佐々木治惣兵衛か佃る一枚の小田也。此佐々木の翁は、文化六年の秋觀音寺山にて、久安五年の經筒堀えし屋戸の翁也。此ゆゑよし觀音寺村のくだりにつばらかに記しぬ。○晝飯山、俚言に晝食森と云ひ、また島といふ。いにしへ晝川の流に在りて嶋たらんか、此あたりの田畠の字を島巡りといふ也。童のむかし物語に、こゝに姫宮三ところさそらへ給ひて、此嶋に三人ひぢを曲ヶて晝寢し給ひて、弟姫めさとく夢覺て保呂羽嶺に飛去て神となり給ひ、また中姫夢覺て御嶽山に飛行て神となり給ひしをしらず、大姉君やをら夢さめて、此山に飛て八十一隣比岸とあらはれ給ふ。今の白山姫の社是也といへり。此もの語り秋田ノ郡勝比良の晝寐山のものがたりにひとし。晝飯山、また晝寐山とも云はゞいひてむものか。○めくら塚は、多くの盲瞽を埋みし塚と云ひしはそらごと也、保呂羽山へ御神幸の神輿をする奉りし處にて御座處也。其形の塚の如なれば、そをみくら塚とはいへる也。秋田ノ郡琴ノ海 八龍湖の形琴の形せり、又琴川の水落入り、また近江の琵琶湖におしの對(ならべ)てしか琴の海ともいへるものならむか 岸にもめくら岬也、本ト三倉崎也。南部ノ鹿角 古名上津野といへる也 にも又神倉山あり、里人めくら山といふ、この山に三柱の神ませり。御倉、盲人、訛安き語なればしかいへる也。○後詰澤といふ處あり、大森城主小野寺孫五郎康道に加勢して、大友氏、遠藤氏此地に後詰せし處とい

へり。明應の軍にも、遠藤對馬といふ人出し事古記錄に見えたり。○牛王長嶺といふ山あり、此澤水は中野ノ村に落ぬ。むかし此山に極樂寺にや、觀音寺にや、僧侶集りて護摩修行し牛王寶印に加持し、國家安全をいのりし處なればごわうながねとはいへり。此山に猿子石とて塊の如キもの産、うち破ば人形、佛形、猿形のごときとてしかいへるなり。

○大友氏由來

○白山ノ祠官大友（本ト大伴氏たり）家は八澤木ノ樹ノ阪ノ、大友吉忠ノ代より別家せり。○吉忠（大友武右衞門吉忠といふ、寶永五戊子年分家也。）○二代吉高、號銀藏（安永五年のころまで木ノ根坂に住居し、同六年上滿ノ晝川にうつるといへり。）○三代吉滿、號志津摩。吉高ノ子也。○四代吉次、號靱負。志津麻吉次ノ子也。○五代吉方、號兵司。靱負吉次ノ子也、實は養子にして吉次ノ舍弟也。○當時五代大友兵司藤原吉方也。

○櫻寒泉古話

○禁戒あり、保呂羽山にひとし。○一村鳥獸を不レ食。○井を掘らず。○藺草不作、井は藺に近ければしか制禁としけるか。○淸酒造らず。○酸作らず。○藍作らず、保呂羽山に藍桶の澤とてあるをもて忌ける也。○新米正月五日前は佛供に備へず。○新蒹産屋敷ず。○粽不結。○追鳥狩リ不來。○餌指不レ來。○御鷹の餌不レ出、と見えたり。

○そも〳〵わがみかど四十六代のみすゑ、孝謙天皇の御代天平勝寶のころならむか。大和ノ國吉野ノ郡

金峯山より、安閑天皇の荒魂の御神藏王權現を、この出羽ノ國平鹿ノ郡彌澤城ノ莊保呂羽の嶽にうつし齋奉らんと、先そこに行宮を作てしばしはこゝに座ましき。今の下居ノ宮是也。かくて其御世天平寶字元年に神殿造立成就、天平神護、神護景雲なンどのころには末社もところ〳〵に齋り、それ〳〵に神官、祠官そなはれりと見えたり。其世は此わたりは吉野より御神幸の舊道にて、加輿丁、神輿を此地にすゑて休らひ晝御飯獻り、御隨身の人々も食給ひつるに水の乏しければ、有つる巖をもたまへる笏してうち擲き掘り穿たまへば、その岩より寒泉とく〳〵と涌出て大道に溢れ、稻田にみちて時の間に灣を成て流れければ、その世の人とらそを晝飯川ともはら云ひわたりしを、省傳へて今は晝河の名あり。そこを岩清水、岩水とも略語もていへれば、後世の人訛て上水、また上渠、上溝なンと文字に作して、今はその訛言ノまに〳〵並て郷號とはなりぬ。此晝河は本ト別村たりしが、近き世上溝邑に屬ぬ。また上溝と云ひしもいと〳〵早き事也。下居ノ祠官遠藤氏の家系譜ニ云、「藤原俊鷹ノ五男勝親九代の孫右近正茂久の世、康和元己卯年當山宮侍芳賀、鈴木、羽多、芳野、宇垣、保太、遠藤、久名、平瀨、佐々木、此十人ニ佐間、當麻、板井田、小友、上溝、星山、羽貫、星宮、是八人ニ四澤加勢シテ遠藤、大友之依レ背ニ下知ニ山中騷動ス。依之淸將軍武則公ヨリ和談ニテ鎭ル。」云々と見えたり。此晝川山に白山ノ祉あり。こはいづれの御代にか齋きまつりけむ其創をしらねど、古老の傳へには保呂羽山よりいと前し、またおなじ時世とも話り。またはかなき事から、さきにしるしおける童物語リなンど、そをもて證とするに足らざれど、しか人の語れば此處に記る

也。かくて此菊理姫ノ社とし舊り頽轉て久シかりしを、羽貫某といふ人ふたゝび興し建しといへり。八澤木の宮侍の内に羽貫氏（芳野より神幸のときの殿原といひし人々也）あり、康和の記錄に見えたり。また佐貫越前といふ武勇の者あり、小野寺に屬してところ／＼に軍功あり。此武者志ありて、白山姫ノ御神をになうゐやびいたゞきまつりて、神殿きよらをつくして建つるよしをつたふ。佐貫は羽貫を訛りし口語にや。佐貫越前の後胤あり、代々此白山ノ社に司奉りしが、近き安永六年丁酉ノ秋越前の末の孫佐貫五兵衞なるもの此邑に住居が、白山ノ祠官職を大友氏に讓りて、その證驗とて上祖より重寶笹鑓形戈を贈る。その鎗つたへて、今大友兵司吉方の家に珍藏とせり。なほ神事、祭日怠らず、としに榮え日々ににぎはへり。此畫河の白山の神より南ノ方の尾上に神明ノ社あり、こは加賀ノ國石川ノ郡白山の上ノ社は菊理姫、下ノ社は伊弉册尊也といへるにいさゝか似たり。○畫河ノ白山ノ祠官大友兵司藤原吉方家ノ年中行事式。○正月元旦ヨリ十二月晦日マテ毎朝天下泰平、國家安全、五穀成就、御城主御武運長久、御壽命長延御祈禱勤行。○正月朔旦御供神酒昆布獻納。○同五日御供神酒昆布献納、秡祝詞勤修神祕。○同七日○二月朔日○三月三日○五月五日參詣輩粽献納。○六月朔日○七月七日○八月朔日○九月九日○右七箇度神酒献納。○四月朔日、社内於ニ長床ニ湯立神樂勤行、神供神酒献納。○四月八日、御供昆布神酒献納、秡祝詞勤行。御神事御供米として毎年恒例にして、米三斗保呂羽山ノ神主大友家より當社へ贈らるゝを神供とせり。右兩日諸參詣境内にみちて賑し。○十月五日、神事式四月八日におなじ。○立願し復祭のときは煮豆を篠の葉の舟（笹舟といふ也）

に積て神前に手酬奉る也。○當社は保呂羽山に御由緒ありて、何事も保呂羽山の御齋忌にひとしき事前に記したるがごとし。○上溝村に一畝餘の諸役御免の神ム田あり、神主これを守護せり。此田佃るに女人馬足を禁ス、此御清淨田の事は前にも云ひしがまた記しぬ。これを粈となして一俵、外に小餅三十に大根二本、昆布副へて十一月七日ノ神事夜神に奉る也。

○岩清水の由來は前に是も委曲に云ひしが、また此處にも云はむ。この寒泉の岸へ不淨ある女の寄來と、たちまち水の色變る事恐き事とて、身のきよからぬ女、男にてまれ近よる人なきよし。病人乞て此水飲、また瘧疾に飲しむれは驗ありといへり。

○此鄕は往古より保呂羽山の神主大友氏の掠處にて、八澤木山に齊くさま〳〵の禁斷多し。村中ノ民家謹てゆめ〳〵これを犯ス事なきならはし也。

○岩清水に櫻あれば、さくら清水ともまたの名よぶ也。また鵓が澤の釣瓶山にも清水ありて、櫻あればさくらしみづともいへれど、此上溝邑の一卷をさくらしみづの名におふすは、岩清水なる櫻を花と見でて名付たる也。

西

豊川　其二

畫川　其三
甲　宮山社　乙神輿殿
丙　神明社
戊　鷄居松鳥居杉
己　畫川邑

畫川 其四
甲大森郷　乙小野寺孫五郎康道古城
丙鋸ケ岬　丁菅生田村　戊畫川村
庚篠田村阿弥陀堂
壬岩清水眺望

晝河山の菊理比咩の神像

御頭より神沓まで壹尺三寸五分

四葉蓮花の神座の高三寸五分

ところ〳〵缺て左右の神手神足

全くそなはらぬもいと〳〵めづらしき

御神形なり

大友吉方家蔵

○大友吉方家藏

持康

○清水野上

○いにしへ、いと〳〵大なる寒泉ありてその邊は廣野なりしが、人うつり住て、清水野の上てふ事をもて清水ノ上とはいへる也。享保日記に、「正保年中、中野邑より太郎作と云者、清水の有ル處へ移リ居ルを以て村名とす。家員五軒。」と見ゆ。今も五戸あり。佐々木太惣右衞門といふ舊家あり、此家享保日記に在る太郎作か後也。村の東は大森、西は中野にいと近く、南は山路、北は晝川を隣とせり。此村は井堀る制禁あらねば、辻井などもありてくみぬ。○寒泉あり、柳あれば柳清水の名あり。○庚申ノ碑立り。○杉塚、また行人塚とて、さゝ木多總右衞門が境内に垣ゆひ巡してぞありける。そはいにしへ、そこに優婆塞が行ひし庵あり、其靈刹頽敗たりしかば、ありつる獨鈷、花皿なンどの佛具を埋みて、不淨たる人、小兒、婦女子を禁て近けずといへり。また此家に行者がいのり加持せし神殿のあとあり、今も恐みてそこを産室とせざるよしをいへり。

○中野

○此邑の西にいと近く末野あり、晝川野、中野、末野といひし。また〳〵北に上ヘ野あれば、上ヘ中カ末とおしならべていひし處か。此中野村に舊家あり、佐藤長兵衞といふ、上祖は最上家の浮浪人といふ。そも〳〵忠信正統といひ傳ふ、さりけれど家系譜うせたるよし、をしき事かな。家に傳へて書翰、古器多し。○南部備後守樣御報、水野飛彈守重暇（花押）。○尊壽院僧正御房御報、仙臺中將吉村。吉村公は能書、和歌の達者にて秀歌多しとみち

のく大原にて落花を なしめどもとてもちり行花ならば嵐のとがになしはてて見ん、と見えたり。○尊壽院僧正御房御報、仙臺侍從宗村。宗村公ノ花押なし。

○神社ノ部　○八尾ノ社。佐藤長兵衞が境内にむかしより八尾の白蛇すめれば、そを神と齋て鎭守とせり。其創をしらずといへり。○正觀音ノ社。末社○稻荷明神社佐藤長兵衞建るといへり○大日如來社佐藤安ン助祭るといふ　此觀世音は中野、淸水ノ上本居にして三月二十一日に祭日あり。稻荷、大日ノ社もともに祭リせり。別當修驗修行院也。○杉山ノ社。山祇神也、佐藤長兵衞齋る。十二月二十一日夜巨松ふり貝筒吹立て、粢、神酒をさゝぐといへり。○田ノ神ノ社。菅見澤の出口に座り。

○古名舊跡　○善知鳥橋空(うつほ)なる處に掛るを空橋(うつほはし)、うとほ坂の名あり西に中リていと〳〵近きにあり、むかしは大なる橋なりしよし。東鑑に、うとうまへのかけはしとて、津輕ノ外が濱に今もかゝれり。○經塚。菅見澤の出口に、いにしへ石經ならむ此處に埋しとかたる。

○郡邑記云、中野家員二十軒、慶長年中五郞兵衞、三右衞門、治左衞門、碇上溝村の地にして中野の南に在り、むかしは村なもありし處にやといふ處より移ル。其處ニ中谷地有之故に中野といふ。」といへり。

○草庵あり、大慈寺の末庵といへり。元祿四年辛未ノ三月建、立願主佐藤長兵衞豊偶、法名頓覺了圓居士。三世ノ助風法師過去牒の序あり、開山は欣譽厭求元祿五年申四月八日入化二世乘譽達聲八月十一日化三世傳譽助風、とあり。當時十六世にして空庵。此庵、初メは淨土庵にや三世まで譽號あり、四世ノ享保の年より禪庵となりけるか、賢快上座といふ事見えたり。

○佐藤若狹忠隣ノ由來　　佐藤長兵衞忠勝當代より四代前なるわかさ忠隣は、新田開發記に有る石川新藏人の舍弟也。新田開發記云、大坂一戰に內膳樣打死せられ半右衞門飯國ありて、またその節は院內銀山夥しく銀出ければ、御老中御一人づゝ絕ず來居られし也。中にも梅津半右衞門樣田地の開キへ情力を盡され、その所々の百姓祿ある者をなづけ、造リ山西河原より下モ今宿の西まで、五郎兵衞といふ者の仕入にて二百石餘の所成就せり。其所夫より深井村とて四五十軒斗の村となり、我もその處に住居して今の石川新藏人是也。」云々と見えたり。此石河の弟佐藤氏ノ聟となれり。安永八年己亥十月二十日七十四歲故、法號天叟了運居士といへり。

○ある人の物語に、八澤木の東洲澤の佐藤七右衞門は今し世の所緣なれど、臼井ノ舟沼の佐藤治兵衞も、この七右衞門もみながら佐藤長兵衞が古親族のよしをいひ、もと三人ともにこゝに落來し人ならむといへり。

○同氏の家藏左のごとし。

差小旗

佐藤長兵衛忠勝家藏

甲乙長四尺四寸丙丁幅㒵一尺五寸

竿竹
黒漆長七尺三五分　龍手玉ヲ握シ又車形アリ

立物

甲乙六寸四分

壹尺一寸五分
佐藤長兵衛家藏

刀尖ヨリ鎺元へ二尺九寸
佐藤長兵衛家蔵

檜木清水

○修驗者修行院由來

○高松山修行院の上祖は、寳性院法印宥永とて本トは皇都の人なりしが、百九代後水尾ノ院の御世元和六年庚申ノ二月の晦日より三月四日まで京都は回祿ありて、人みなちり〴〵にさまよひて、曲水、鬪鷄の御ためしもなか〳〵むなしう世ノ中さわぎなりしかば、宥永法印けんざきの緒をしめ、すゞかけを身にまとひ、腰に法螺を付ヶ、あや檜笠を着て年ごろ住馴れし京師の暇といふ處を立退き、國々を修行しこゝかしこにさそらへありき、此出羽ノ國に來至りて由理ノ郡龜田ノ莊中田代といふ處にとしを經て、百十一代の御世後西院の萬治二年己亥のとしの春の頃、平鹿ノ郡彌澤城莊上溝ノ郷に引移り、末野といふ處に一佛刹を作て祈禱所と定めて、米澤山の藥師佛、また保呂羽ノ觀世音（保呂羽ノ山よりうつしたるぼさちならんかし）此二タ社の別當となりぬ。かくて寛文六年丙午ノ秋中野村へ靈刹うつして栖家、今の修行院是也。住み捨つる末野の佛刹の跡に人のみたりに住みなさん事を恐みて、ありつる土を三尺斗リ掘リ一ツの塚を築て、大般若なンど御讀經して納め供養せしとなもいへる。天和二年壬戌三月二十二日、中野ノ村の又右衞門かむかし在りし地に院建立て、うから、やから此處に住ぬ。優婆塞の行ひは、かならすそこに梵天幣立て人めにいちじろく見なれしかば、其修驗者の住し跡をも、梵天野と云ひて末野村の村中にその名のみ殘れり。

○高松山修行院の開祖權大僧都法印宥永。天和三年癸亥十二月二十日行年八十八歲ニテ遷化ス。○二世寳林坊宥淨、享保五年化。○三世法樂院宥東、延享三年化。○四世林光坊宥逢。是中埜村の厭求庵の十

二世にして、林光宥逢優婆塞と記シたる木牌、また過去牒に見えたり。天明四年化ス。○五世快山坊也。

○六世修行院泰仝坊秀光、七十一歳ノ翁存命也。○當時ノ住僧修行院知了坊宥山、七世にあたれり。

○上野

○此村郡邑記ニ云、「家數二十軒、元和年中治左衛門と申者中野より引移リ、少シ小高キ處に居ル故上野といふ。」と見えたり。今四戸あり。いにしへは中野、上野、末野とて家ひしく〳〵と軒をならべたるよしをいひ、今末野の原に、天正、慶長のころ井ひとつ殘りたるを見て其世を偲ぶに足れり。またいにしへの田畠の跡あり。○寒泉あり、此もとにとしふる檜樹あれば、そをもてひの木清水といふ。いさ〳〵よきしみづ也。

○梵天野

○此邑、末野とおなじ村ながらいさゝかのけぢめあり。ゆゑよし前にいへるかごとし。修行院の祖寶性院宥永の古跡いちじろし。

○神明宮　木伐り橋といふ地の西なる山に座り、祭日四月二十一日。上溝一村の鎭護神にして、菊地甚左衛門守護ス。

○熊野ノ祉　木切リ橋の邊りなる、葦澤伊右衛門が佃る田の中に齋奉る、いさ〳〵古きみやどころ也。そのはじめを知れる人なし。

○末野はいと〳〵多かる村也、名所にもある名也。享保日記に、天正年中民部五郎と云ひし者ありしよし見えたり。

○末野

○向ヒ山ノ稻荷明神　葦澤伊右衞門齋ふ。

○藍婆神ノ社　祭日四月九日、佐々木太郎兵衞齋る。藍婆は十羅刹女の頭首の名也。法華經陀羅尼品に、「爾時有ニ羅刹女等一、一名ニ藍婆一、二名ニ毗藍婆一、三名ニ曲齒一、四名ニ華齒一、五名ニ黑齒一、六名ニ多髪一、七名ニ無厭足一、八名ニ持瓔珞一、九名ニ皐諦一、十名ニ奪一切衆生精氣一、是十羅刹女。與ニ鬼子母、幷其子、及眷屬一、倶詣ニ佛所一同聲白言、世尊我等亦欲下擁ニ護讀ニ誦受ニ持法華經一者上除中其衰患上」云々と見えたり。むかし、ほくゑきやうの修行者や齋ひけむ。

○稻荷ノ社　この藍婆ノ社の後なる山に佐々木太郎兵衞祭る。

○祇薗社　古き棟札うせて寛延ノとしの名のみ殘れり。祭日六月十五日、葦澤伊右衞門齋る神社也。

末野、梵天野のあたり合せて、享保日記に十七軒と見えたり。今は並て八戸あり。

○道田

○道田は道の下タに田あるをもていふ字といへれど、堂田とも作り。郡邑記ニ「家員六軒、元祿年中四郎三郎といふもの開地。」と見ゆ。そのむかし羽多四郎三郎といふ者あり、其後胤佐々木源右衞門といふと

いへり。また羽多氏は、八澤木山の宮士の十人の內にその姓聞えたり、後に佐々木氏たるか。此源右衛門が家に系譜、古記錄等、かねよき太刀、かたなも傳へたりしが、近き世燒亡にうせたりとかたりぬ。

○千手觀音ノ社　祭日三月十七日、佐々木源右衛門が守護ノ祠也。

○さゝ木稻荷ノ社　佐々木吉郞兵衛が境內にいつきまつれり。

○さゝ木圍八稻荷ノ社　同人やしきの內にいつきまつる。

○坂ノ下タ

○家二戸あり、山坂の下タなるをもてしか村名とせり。此處にむかし葦澤嘉右衛門栖家て、今その末極樂寺村に在り。葦澤嘉右衛門が舊宅の跡に古キ稻荷社としふる杉のもとに座しが、その人去てとしころ神社もこほれてあらねば、此度ふたゝひ興して、そこに住むさゝ木長之助が齋奉るといへり。

○杉稻荷明神　二月初午ノ日祭り、佐々木長之介社守也。

○極樂寺

○郡邑記に家員五軒、極樂寺と云者の屋鋪跡有リと見えたり。もとも小野寺、大童寺なンど寺號をもて姓とせし事あれど、この極樂寺は、古寺の在りしをもて今の村名とせり。此極樂寺村より艮の方に中て水上澤山あり、その山の麓に溝壑山極樂寺の舊蹟とて、堀の跡、道の形代に殘れり。その寺跡より眞北にあたりて溝壑山あり、此山に寒泉あり、そをみたらしとせり。さりければ溝壑山の號あり。そも〳〵

極樂寺は建久元年の創めにして、溝墾山は千手觀世音の靈刹なり。さもにいと〳〵舊き靈軀、靈場ながら、とし舊りにふりて開基の名をしらず。いにしへはいと〳〵大なる御堂とおぼしくて、四ケ所まで礎の跡殘りたるを見てその有し世を偲ぶへし。いにしへより安置る本尊は御長二尺の紫銅の尊像たりしが、盜人入ていづこにかもて去きこいへり。なほ年經て、佐々木ノ上祖高尙志シ厚クして、敗頽たる觀音堂の跡にさゝやかなる一佛刹を立てて、千手觀音菩薩の木像を安置て齋り。享祿、天文の世までは、千手大悲の御堂も人ゆすりみちてまうでたりし。天正のころも、橫手の城主小野寺遠江守義道舍弟、大森ノ城主小野寺孫五郎康道の世までは、をり〳〵祈願、復祭、あるは代參なンど、また寄附の物も多かりしと聞しが、亂世に人みな村里を退散しぞきて仕つかず、をり〳〵の廻祿にやかれて、むかしの佛具、輯錄等はつゆばかり傳らねばそれと考合すべきものなし。さりけれど前祖高尙の代より累世、當時ノ佐々木傳左衞門高恒にいたるまで、溝墾山極樂寺の千手大悲菩薩に別當事しかり。

○溝墾山千手大悲觀世音　祭日三月十七日、佐々木傳左衞門齋ふ。正德二年壬辰ノ夏、杉ノ宮吉祥院ノ五十九世快雋諱宗憲、杉宮中興ノ祖也といへり法印巡拜して、仙北に百番ノ札所を定めらる。その時、むかしは大社なるよしをもて、武藏ノ國秩父郡ノ二十二番に頬て溝墾山千手堂こいへり。

○山神ノ祉　齋主佐々木勘左衞門、祭日あり。

○稻荷明神ノ祉　原田孫左衞門齋主、祭日あり。

○山神ノ社　　齋主佐々木久右衞門。
○稻荷明神社　　竝に佐々木久右衞門祭る。
○賣子木ノ社　　また賣子木不動とて、こゝに赤賣子木といふ事をあかんちやと方言、此木周囘一丈二尺の古木也。これを不動尊と齋りて溝壑山の祭日ともに祭し、また十二月二十七日には齋火し、齋主佐々木吉兵衞が家に忌夜籠りといへり。
○庚申ノ社　　四月ノ次申日、村中の人とら神酒すゑ祭といふ。また村端に○子安ノ觀音、○辻地藏堂あり。中野よりこの極樂寺村までを竝て横澤ともはらいへる也。

○武道臺

○武道臺は本ト蒲萄臺の義ならむかし。郡邑記ニ、「西ハ矢嶋領高村ノ内強清水谷地、岩井澤山、浮蓋山、御領ハ強清水谷地山、石場長根、茶筅木長根、堂野澤、大同杉山續キ峯ニテ境ノ。慶長年中支郷ノ末野村ヨリ内藏之助、與助ト云者引移ル。家員三軒杉野澤、六軒上武道臺、十軒下武道臺、合十九軒。東西ハ御領也。」と見えたり。今十三戸あり。今一戸杉野澤に大友七右衞門といふ家あり、こは「山吹枕」の卷にある「塚物語」に、「太田塚。太田小治郎某は本ト大友氏也、大友家に無二の忠信の人也。仁王門にいと近く此太田が塚松あり。其太田小治郎が後胤は、近隣の上溝邑の杉ノ澤といふ處に栖る大友七右衞門といへるそれ也。」と見えたり。

○山神ノ社　齋主大澤助右衞門。　○庚申社　齋主長沼長右衞門。
○觀世音　齋主福田九右衞門。　○藥師佛　共ニ福田氏齋る。

○吉ケ澤

○葭筒澤、芳が澤なンど作れり。郡邑記ニ云、家數十軒、寛永年中武右衞門といふ者、武道臺より葭原の處へ田畠を開キたる故へ村名とす、と見えたり。家員吉澤氏共八戸あり。
○山神ノ社　祭日十二月十二日、吉澤熊之丞。○若木ノ山ノ神　疱瘡神、齋主吉澤氏也。
○御西田 西の鳥海山の神田とて、二束斗のいなたあり。 原田孫左衞門佃る也。

○罐山由來

○都流閉山は葭か澤の內に在り、いかなる義の名にやそのよしさだかならず。山の形、雄勝ノ郡なる宇流院內の岩窟にやゝ似て高し。この峯に○八幡宮 神ざれにしてまぜるなり ○神明宮○春日社。また山のなかりばかりに馬頭觀世音を安置、また下居の宮には雷天、風天とて社の左右に齋る。雷ノ神には雨を乞ひ、風ノ神には風のなごやかに五穀ものゝのぼらん事を祈るといへり。此釣瓶山は岩嶺尖に聳たる山なれば、鶴鏤峯なンどといひしを訛りつたへて、しか釣瓶山ともいへらむものか。こは豊嶋落城の後、原田越前某といふ武士避來て此山を開基けるよしをいへり。此原田越前の後胤、原田孫左衞門とてなほ極樂寺村に在り。此孫左衞門四代前に開ケたりといふ、さりければ天正なンどを創めとやいはむ。夏祭四月十五

日、秋祭八月十五日也。○釣瓶山別當。上祖は藤原氏にて、近江吉兼は享保の頃の人たり、安永年卒。

○二代吉胤瀧之丞は吉兼ノ子也。○三代吉滿近江守は瀧之丞の子也。○四代當時熊之介吉成也。

○神　田

○極樂寺のあぶら澤といふ處の清田也。此清田代（みこしろ）の稻をもて神供とし、神酒をかみして献る也。

○櫻　寒　泉

○櫻清水をさくらしづといふ、靈水也。いと／＼古きうす紅の八重櫻あり、大さ一丈を周回（めぐる）べし。此あたりの稻田の字もみなさくらしづといへり。また晝川の岩清水の一名もさくらしみづといふ也。

○舟　澤

○河邊ノ郡に舟ヶ澤あり、また秋田ノ郡率浦（いざうら）にも舟澤といふ古名處あり。

○馬頭觀世音ノ社　四月十七日祀　齋主中野邑佐藤安ン助。

○米澤山藥師如來　祭日四月八日　別當中野邑修行院。

○鍋　子　澤

○享保日記ニ云ク、家員七軒、元祿五年新屋鋪ノ源五郎といふもの引移り、山ノ字を附ヶ村名とす、と見えたり。今は家なく山となれり、享保の頃まで人栖たるなるべし。

○新（あら）屋鋪

○同書ニ云ク、家數四軒、正保年中市右衞門といふもの引移り村となる、と見ゆ。今一戸あり、その家に佐貫市右衞門住めり。此市右衞門は、耆川邑の佐貫五兵衞が分家といへり。

○寺内

○秋田ノ郡、山本ノ郡、其外にもところ〴〵に在りける村ノ名なり。郡邑記に、家員十一軒、天正年中左馬ノ助ト云者引移リ、寺有ルを以テ村名とす。」と見えたり。

○善光堂　祭日四月十日、齋主菊地甚助。此善光堂は信濃國芋井ノ郷の如來堂摹たるにや、それとゆゑよしさだかならず。近き年ならむか、此處より古錢幣四五貫文掘り出し事あるてふ。これを考ふに、此あたりの人の口癖に某子某子と、ものに小を付て方語ば、錢子堂とて、いにしへよしありて福者なンどの埋み置てその名を傳へたりけむかし。○道祖神の石つみの塚あり、さえの神の松とていとよきあかすねの松あり、八澤木より由理へ通ふ道にあり。

○觀音寺由來

○耆川邑に佐々木治總兵衞といふ翁あり、此翁もゆゑよしある家なり。ある夜翁が夢に、觀音寺の古寺山に四ツの古ル塚あり、其三ツの塚の上に鮮ケき方頭魚三尾あり。あやしや山に魚ある事よと思ふをりしも、白髮うちわけたる翁杖にすがり來て、此處を掘るべしと杖もて塚をさしつゝきけると見て覺たり。こはまさしき夢のみさとしならんと人をいざなひ、その山にたづね登り塚をもとめて、文化六年己

巳ノ七月二十七日鋤鍬の力まかせに若男等に掘らせければ、一ツの塚の底は軟岩てふものにして、其甜石を穿うがちて、そが內に紫銅の經筒の如キ器に同シさまの蓋ありて、筒のめぐりを河原の小石もてひしひしとつめて、そが上へに兩刀の横刀を並べて、石を蓋て土を高く埋しもの也。太刀は朽にくちて、手に取レばみながらこぼれてその形としもあらねど、鞘の漆はいつまでも其色も替らず存たり。しかして小石をあばき除て其筒を曳出して土を拂ひ、かくて此筒の蓋を去れば、筒の內に濁水七八分にみちたり。某ノ水ならむ、ものゝくゑしたるものかと人みなうちよりのぞき見て、ある人、こはいかに、右繩の影はそのまゝ右にうつる、左リ繩糾ひて試みよとて、かたはらに生ひたる淺茅、小芒なンど手ごとに刈りて、左繩索て此筒の濁水にうつせば左索は左りにうつりぬ。うち見る人の衣も右衽にうつれば、水鏡はみなしかる物にやと小渠、田の面なンどに臨てうつし見れどしからず。こはいかなる水ならむ、此水の中に貨なンども有らむかと水うち盈見れば、此銅器に「久安五年己巳ノ五月日僧良輿」と、二重文字に此十二字を彫たり。そは水は何の水にてまれ、右衽の襟にうつり、右繩の右にうつれる影こそあやしともあやしきものかたりなれ、いかなるよしにかあらむ。また一ツの塚をもこぼち見よとて、れいのあら男ら鉏鍬とりて掘り崩てば一ツの瓶あり、その瓶の內に前如きにいやまして大なる銅筒あり。此銅器の內には朽たる麻衣の形せしものあり。此甕の內の銅壺のめくりは、塊の如なるものしてひし〳〵と積たる、横刀は三ツの塚にみながら埋みたるよし、いかなるゆゑよしかあらむ。水はいかなる水にてさるあやしき事

のありけるものか。おのれ考ふに、その水はしらず。銅壺は經筒ならむ。いにしへは佛經のみならず、書はみながら繰〳〵卷シ也、さりければ書籍をくるといふ。その經典を竹帙とて竹簀もて卷納め、また朝夕よむ佛經をば、筒にさし入て柱なンど掛たりとおもはれたり。古き寺には經筒殘りて有もの也、そを見て花瓶に摹て、經壺形とて世にもてあそぶものあり。此塚に納るに、あらたに紫銅の管を制作なしたるにはあらざるべし。久安五年己巳五月日僧良與と刻たる經筒に、もの內て觀音寺の僧侶や埋たらむか。なかむかしに、尾張ノ國甚目寺いにしへははなめが浦と云ひし處也のあたりの田の中より大同某年とか彫たる經筒出しか、みなくたけて大同の二字のみ存しを見しとある僧の語れり。此觀音寺は、五十六代にあたり奉る清和天皇の御世の觀音寺の古寺ならむか。此觀音寺の事尋ね知らまく最上、田川、由理なンどを問ひもとむれど、いづこにも〳〵觀音寺といふ佛刹新古かぞふるにいとまあらず、舊跡にも村の名にも、田地田畠の字にも觀音地なンどいふ處いと〳〵多し。また秋田ノ郡妹川ノ邑に、貞和三年の碑ありし處を觀音寺のあとと云ひ、その邊より祝瓶も掘り出たりしかば、此處ぞいにしへの觀音寺跡なるとひたふるに思ひ定めて、「雪ノ山踰え」といふ一ト卷キに記載たりしはいまだしかりし筆の謬也。こたび此平鹿郡上溝鄕の觀音寺の古跡こそ、其尋る觀音寺ならめ。三代實錄ノ貞觀六年ノ條リに、「以二出羽國觀音寺一預二之定額一」と見へたり。また同八年九月八日庚戌、以二出羽國瑜伽寺一預二之定額一」とぞ見えたる。そは、おなじ郡に在る湯香股といへる溫泉の邊に古寺の蹟あり、そこならむと考へえたり。また此觀音寺こそ、まことに

貞觀の御代なる古寺ならめ。貞觀のとしより久安ノ年までは凡二百七八十年へたれど、それを以てこれが證とせむ。定額の事どもを記錄たる書いと多し、徒然草に、「諸寺の僧のみにもあらず、定額の女孺と云事延喜式に見えたり。すべて人さだまりたる工人の通號にこそ。」と見ゆ。また鐵槌の記文に、「僧いくたり、寺いくつと定たる詞也、云々。また女官ノ下ニ女孺いくたり、掃除し油さす。」なゞど見ゆ。また續日本紀ニ「文武天皇大寶元年八月皇年滿者不レ論レ官不皆入ニ賜レ祿之定額一。」また弘仁式ノ文ニ曰、「大政官府禁斷京職畿內諸國私作ニ伽藍ニ事奉レ釋定額諸寺其數有レ限。」云々とあり。また十八史略第七卷ニ、「元以ニ耶律楚材言ニ始定ニ天下賦稅ニ云々、出ニ絲一斤以諸王功臣湯沐之賜ニ鹽每ニ銀一兩ニ四十斤永爲ニ定額一。」とあり、いづれも數の定たる事也。此觀音寺も、貞觀のそのいにしへは定額に預りしいと〳〵重き大寺の蹟にこそありけめ。此あたり、その世は驛路ならむとおもはれたり。なほ見ん人の考添へ給む事をまたむ。

○觀音寺

○觀音寺村、此邑郡邑記には洩たり。家五戶あり。○寺跡あり。

○稻荷ノ社　祭日　社守長作。

○山神ノ社　祭日　社守樋口勘兵衛。

文化六年己巳七月二十日
底に文字
甲
乙

甕高
甲乙ノ亘一尺二寸五分丙丁口ノ亘六寸三分戊己底ノ亘四寸六分
蓋片口陶
甲乙六寸九分乙丙三寸五分丁 深三寸三分
丙
甲
己

二十五

紫銅の筒之大さ

て色を変

赤銅のことく

如し

此筒ハ

甲觀音寺村

○須　子　田

○菅生田の義にて洲小田なども作し事あり。此地、大森郷と入り交て人も栖家たりし地なり、さりければ大森のくだりにも記したり。享保日記に、「元和年中大森邑より長左衛門といふ者引移り、田地の字を村名とす。家員三軒。」と見えたり。大森ノ領には今家二戸あり、上溝邑の地には家なく畠也。

○手　取　中　嶋

○此手取中島は、元來大森と上溝と一郷にして御膳川いまだ横切レせず、地續きなりしとき開ケたりし村也。今は食膳河のあなたになりて、薄井邑と並びて彌治右衛門といへる家一戸あり。郡邑記に、延寶年中中野村ヨリ引移ル、家員四軒。先に手遠中嶋と云ひしが今手取リと改ル。」と見えたり。

○山神社　　齋主彌治右衛門、祭日

○新田開發記ニ云、「下深井は薄井ノ向フ中嶋にてありしを、石川五兵衛注進にて開發して田地とは成レり。むかし川無キ時は、地形續きなる故上溝の地形もありて、百四五十石も田地開ケ家二十軒斗ありて繁昌せしが、元文の頃より川筋狂ふて堰欠落畑と成て業なりかね、思ひ〳〵に諸方へ行て今は彌助一人止り居て漁を業とす。」と見えたり。

○本　郷　入　會

○大森の本郷に赤沼嘉兵衛、同久五郎とて東方に両家あり、是レ上溝邑地也。

天ノ座の初代
豊嶋城落人原田越前某ノ後孫左エ門家蔵

或家ノ佛像の背に在り。

寛文七歲　　四拾三歲
攝劦大坂南波庄天王寺村源朝臣佐々木亦四郎綱政（花押）
三月十八日　　造之

○上溝一村 字地枝鄉も混雜たり

○後詰澤　○白山下タ　○嶋巡リ　○岩淸水　○淸水ノ上ヘ○墓ノ下タ　○檜ノ木橋　○下河原　○中野
○上ヘ野　○善知鳥橋○蒲ノ池　○松原　○木伐橋　○梵天野　○末野　○堂田　○坂ノ下タ
○石田　○極樂寺　○十二ノ前ヘ○境田　○武道　○杉ヶ澤　○强淸水　○釣瓶下タ　○櫻淸水
○吉シケ澤　○舟澤　○龜子澤　○杉平ラ　○新屋敷　○觀音寺　○寺內。

○戶數人馬員

○家員九十軒　○人數四百四十八（マヽ）二百六十六人男、十二人三歲ヨリ及七歲、九十四人女、十二小供三歲ヨリ及七歲也。　○馬員九十八疋、內三疋二歲二疋駒一疋駄
同二疋御見捨馬也、六疋駒也。

○二井山村

里長　重吉

○此邑本ト新山なりしを、享保ノ年の始めならむか二井山と作改たり。秋田ノ郡上虻川村の枝郷にも新山あり、其外にも二井山、二井田なンどいと多し。郡邑記ニ云ク、「家數五十四軒、南ハ雄勝ノ郡大澤ノ内上法寺山ト新山の竹ノ子澤と、小野田長根路通リ水落チ次第山ニテ境。」と見ゆ。今は四十一戸にして空地多し。同書に支郷二村水澤、境田と見えたり。此境田敗村て今上溝ノ觀音寺路の山下タ、田字にのみ云ひ傳ふ也。

○瑞雲寺

○龍澤山瑞雲寺は曹洞派、沼舘村ノ青龍山東泉寺ノ末山にて平僧寺也。開山は東泉寺ノ二世傳菴正法和尚也。開基は佐々木下總とて源氏の武士たり、其ゆゑよしあり、奧に記スべし。寛永八年辛未八月二十五日卒、法名秋臨院瑞雲奇公居士といへり。

○慈眼院

○新光山慈眼院、開基は佐々木下總某、開山は東海上人。此碑寺内在れど、磨滅て其遷化の年をしらず。此寺湯殿山一世別行の寺也。此宗派は、多田滿仲公ノ男美女麿出家して陸奧國に少林寺を建て、圓覺坊と云ひて湯殿山の神を尊み朝夕いのり奉れり。かくて行人といふ事は圓覺法師ぞ創めなる。さりければ行人寺は出羽、陸奧には多かるべし。今は久保田ノ不動院專藏院の配下也。

○雜事

○日ノ宮嶽の麓は山羊巖とて、山羊常にすめる數丈石あり、其下は七瀧也。此水原は、上溝村の奥がおくなる强清水强清水また小和清水など書て、羽黒山をはじめいと〱多かる名也より出て上溝の武道村に流れ、それより二井山の水澤にかゝり七瀧と落て、その流を此處にては北河といふ。其谷川には松原橋、赤舘橋とて橋二ツまてかゝりぬ。この橋渡りて山路一丁西に行ヶば小瀧といふあり。此小瀧の本トをまた一丁ばかりもわけ登れば、かの山羊岩の黑岩三十尋と高く、そのもとにいたれば山もとゞろに落瀧つ七瀧となりぬ。此なゝ瀧の上ミに不動明王の祠あり、此あたり見べきところ也。またそこよりもすこし水上の方に休息石とて野原に在りしが、今はそのあたりもみな田地なれり。瀧の上へに小徑あり、其みちをわけ入れば松子臺といふ處あり。そは、むかし佐々木下總といふ浪人の娘、みめことがらよき松子といへる丁女、父が耕にいつればともにしたがひ出て、ある清水のもとに息ひ餉食ひ居たるに、木の陰よりゆくりなう山賊の出來て、此丁女かいいだき逃いなんとすれば、松子こゑをあげてよゝとなき叫ぶを、下總粟畠の内に在りて聞おどろきぬ。その世は薩摩の山がらしの如く、野太刀を横たへ耕にも出るならはし、わきて浪人身なればつねにかねよきを、佐々木下總帶て粟畑の内より飛出て山賊やらじと追かくれば、山刀をぬいて丁女を一さしにさしつらぬいて血刀ふりてたちしぞき、下總娘を介抱かなしむひまにぬす人は遠く去たり。下總なく〱娘の亡骸を負もて、妻とともになみたなからに葬して後、松子が菩提とて寺を營みたつとい

ふ。今の瑞雲寺これなりともいへる。

○十八坂ノ由來

○いつのころならむ、歳は十八なる女の山路ふみ迷ひたるを山賊の來ていざなへど、そが心にやしたかはざりけむ、此少女をうちころして去ぬ。其屍骸は腐に朽て、骨はみながら化て石となれり。其石を拾ひもて礬とせり。こゝに燧石を入みな火鎌石と方言、さりければ此山なる燧石をもはら骨角と云ひ、また十八角ともいふともいへる。

○神　社

○日ノ宮ノ嶽　いかなる御神にや。そも〱日ノ少宮は淡海ノ國多賀ノ明神とまをせば、此御神なンどを此嶽に遷しまつりて、日少宮を省となへてしか日ノ宮とまをし奉るにや。またおもふに、仙北ノ郡に眞晝箇嵩あり、此山に日の中ば必午刻也といふ。さりければ正晝ヶ嶽の名あり。秋田ノ郡阿仁ノ郷なンどに、是を晝樣といひて耕のめしるしとせり。此嶽も旭にむかひ、午時もかならず中れば日ノ宮ノ嶽といへらむものか。また朝日山日ノ宮權現とまをして、いにしへ藤原ノ善光といへる人の創めといひ、また寶龍山日ノ宮ノ神社と唱へまつりて善光といふ僧の齋奉る御神とも云ひて、その開闢の時世さだかに知らずと處人のいへり。七瀧を麓にして山羊黑岩の上に鎭座。山のなからに○山祇ノ社ませり。日ノ宮ノ末社にして、十二月十一日に村の人夜ごもりして、十二日に祭あり。○日ノ宮祭は三月ノ十五日也。此善光はいかな

る人か、上溝ノ寺裡邑にも善光堂といへるあり。
○神明宮　輪田山に座り、いと／＼舊みやしろなるよしを申奉る。此神社不淨たる事おはしませば、ところ人恐み奉り、此春此みやごころをこと方にうつし奉らんとてそのまうけせり。
○和田輪田にも作れり山長命寺　十一面大慈菩薩、木像、作しらす。近郡六番ノ順禮寺めぐりの札所也、六郡寺巡りの六番は雄勝ノ郡杉ノ宮ノ吉祥院也。和田山長命寺もいにしへは大寺にや、今木立ものふる山に寺跡といふ處あり、その處より遷したる寺か。なほたづぬべし。祭日三月十七日、十二月十七日。
○藥師如來社　祭日四月八日、新光山慈眼院鎭守。
○山王宮　祭日四月二ノ申ノ日、龍澤山瑞雲寺鎭守。
○段ノ長根ノ稻荷社　齋主大塚甚太郎。
○雷天ノ稻荷ノ社　齋主高野與右衞門。
○稻荷明神ノ社　齋主佐々木長左衞門。
○八幡宮　齋主畠山藤兵衞。
○熊野ノ社　祭日　枝鄕水澤一村ノ鎭守ノ御神也。
○湯殿山三社　祭日　同水澤畠山市左衞門鎭守。
○稻荷ノ社　祭日　水澤村

○大日如來　祭日　同村

○枝郷水澤

○本ト境田、水澤兩村の支郷たりしか、いつの頃ならむ境田敗れて今は水澤のみ也。水澤は本郷二井山より十八丁西の方、七瀧みちを山路に入る也。郡邑記に、「家員七軒、西は矢嶋領由利ノ郡老形村ノ內ニ釜(附記——脫字あり)御領ハ黃蘗澤山ト長根通リ水落次第峯ニテ境フ。明曆元年未ノ年新山より勘左衞門、與惣右衞門ト申者引移リ村始ル。」と見へたり。今ハ九戶あり。さりければ此邑明曆元年の創めにして、今河崎與惣右衞門、畠山勘左衞門とて二井山移リの家四戶あり。

○舊家　四戶あり、高野、半田、奧山、佐々木也

○高野氏　此上祖は紀ノ國高野より來るとのみ云ひ傳ふれど其時代をしらず、是は新山開創の家といへり。此處によき泉のあれば、そこに栖ば人みな高野清水といふ。某世經る家にや、代々彌右衞門にて通り、また與右衞門と云ひ、當代高野重吉とて里長たり。其清水のもとに大なる杉の生ひたりしかば、杉清水とも云ひし事あり。高野氏の舊宅は行人寺慈眼院建て此寺井とぞなれる。二井山五泉の內也。

○半田氏ノ祖は尾張國半田なンどよりや來りけむ。寶曆の年に此家餘波なう燒亡て家の古記錄等傳らず其後今マ七左衞門とてあり。

○奧山氏　いと〳〵舊き家にて彥左衞門とてありしが、此天明ノ年みな死亡てなし。そのいさゝか後

の者水澤に在れば、そをもて其舊家を興建んと里長いへり。

○佐々木氏　下總が後胤にて久左衞門といふ家あり。佐々木下總は本ト下總の國人なるがゆゑ、しか名のれども本名にあらざるよしをもいへり。出羽ノ由理ノ郡龜田に來て岩城家に仕へ、また流浪となりて、上溝の木伐橋といふ處に栖て、また此新山村に來ければ、此村なる人とらはいと〳〵愚民なる者のみにて、この佐々木下總を何事にようず力と頼みて住みたりしよしを傳ふ。當時のさゞ木久左衞門は多田滿仲新發意ノ後、佐々木賴茂公より十六代也といへり。佐々木孫次郎賴重、佐々木彌兵衞賴勝、さゞ木金想賴光、下總は此賴光の男にや。此家系譜の末に永祿元年と記したり。近き世まで武具あまた持傳へたりしが、松前さわぎの時賣り拂ひしといへり。

雪出羽道(平鹿郡 三)

新光山慈眼院藏
大日如来ノ御正躰
鉄ノ鑄佛甲乙ノ亘
凡五寸位 廻禄ノ後
夢想ニヨリ土中ヨリ
掘出ヒトミユ

○二井山ノ五泉

○高野清水（かうやしみづ） 此寒泉は、高野（たかの）彌右衞門の舊宅の泉なりしが今慈眼院前に在り、いさ〳〵よき水也。

○半田清水（はんだ） 半田七左衞門が境内（やしき）に此寒泉ありけるゆゑ、このあたりの名をもはらしづの山といふ也。

○眞箇田清水（まかだ） 此寒泉二井山村ノ二三町南の方大澤道の傍に在りて、夏は往來のたすけとなれり。

○松子臺ノ清水 そのむかし、松子といふ處女（をとめ）此清水のもとにて餉（かれひ）くひをるを、ゆくりなう山賊の捕りいにしものかたり前につばらかに云ひつる也。

○杉根の清水 大杉のもとより涌づる也。此泉ある處を今水澤といふは、此名水あるをもていへる村名ならむかし。

○水田字（いなたのな）

○家の下タ ○ざるの澤○小ざるの澤○石井田○窪の前 ○中田面（だおもて） ○坂の下 ○道祖神（さえのかみ） ○坂本ト
○豐ケ澤 ○和田 北川といふ小河のきしべに奥山彦左衞門といふ家ありしかしらひけ水に居をうつし、天明のころ其後絶たりといふ ○堂の下タ○塚の下タ 入定の塚にて生塚といふ、大なる松近世まで有しよし
○蕨田 ○極樂寺田○新田ノ澤（あらたきは） ○境田澤 ○小坊ケ澤○廣田面（おもて） ○竹の子澤○切ッ欠ヶ田○小澤口
○雀田 ○碇リ田 ○野澤 ○眞ケ田 ○福田 ○西の澤 ○東の澤 ○めくら澤。

○山ノ字處

○境長根　○野郎ヶ澤○牛谷地ノ澤○級ノ木澤○蒲臺道　○葛原山　○黄蘗山　○十二坂　○ろくろ澤
○杉の平ラ　○うはかふところ　○山葵澤○もつたての澤○安所（こは政所を訛り傳ふか。雄勝郡上法寺近くに此字あれば、古寺の政所の跡ならんかとおもはれたり）
○大石ヶ澤○松子臺（ゆゑよし前キにいへるかことし）　○息石　○かね山澤○八瀬長根○赤館平（古柵の跡にや、赤館、多き名也）　○行ひ嶽
○小猿が澤○若林山○内山　○十八坂（ゆゑよしすでにいへり）　○小澤　○くみの木澤○横道ヶ澤○しゝぐら○七瀧。

○狐の名

○小澤のおまつこ　○和田のしろぎつね　○豐か澤のとがりこ。いづれもふるきつねの名とも也。

○佐々木下總家系

源氏繼圖

●人皇五十五代皇文德天皇第二皇子也。
○天安二戊寅年源氏ノ姓ヲ給也。

●清和天皇——●貞純親王（始源氏賜姓　四品式部卿）——●經基（六孫王ト申也）——●多田滿仲（新發意ト申也）——賴義（伊預守）

- 義家（八幡太郎）——義定——義昌——義繁——明時（武田次郎）——泰國（畠山上總介）——京極修理殿
  - 義常（遠江守）——政經（下野守）——經兼（遠江守）
  - 秀愛
  - 義胤——賴氏
- 義經（遠江守）——義能——義安（伊與守）——康氏（宮内權少輔）——賴氏（治部大輔）——賴茂（佐々木先祖）——定景——義光——義元
  - 和光寺殿
  - 義頭（澁月先祖）——家氏——義高（大納言）

義敘右大臣——基氏左大臣——義滿右大臣——次男佐々木孫次郎——五男佐々木彌兵衛——次男佐々木金想

報國寺殿

賴重（花押）　賴勝（花押）　賴光（花押）

惡筆　鎌田左近」

永祿元甲申六月吉日

此終に永祿元年甲申とあり。
永祿元年は戊午也、甲申は永祿三年にあたれり。

○二井山邑

○家員四拾戸。同枝郷水澤十戸。禪寺一ケ寺。行人派一ケ寺。合五十二戸也。○人數二百七十七八。
○馬員三十八疋也。

彌澤柵

○山吹万久良

此一巻を山振枕と名付るゆゑよしは、二ノ巻にいなほの枕の下に委曲にいひしこと、卯月八日の神事にかゝふりし獅子のはらはひ山吹を折しきて枕させり。こはかねの御たけのこかね色金峯山のゆゑもあらむか。

やきがねのこがねの露をしきたへの枕も高き山吹の花。

○保呂羽山縁起　○大友氏古記錄　○保呂羽山ノ山路物語
○同　年中行事　○さゝのあめ　○塚ものかたり

○同　御　社　式　　○古　書　翰　五　通　　○古キ字地ものがたり
○同　年中行事解　　○大森孫五郎康道ノ書　○きつねの名
○古　券　一　ひ　ら　　○八澤木のいや澤ものがたり
○岸氏のゆゑよし　　○守屋氏のゆゑよし

○保呂波山緣起

○此保呂波峯に鎮座す御神は、出羽國九社の内平鹿ノ郡ノ二社なる其一の神社にして、恐くも式の御神にて羽宇志別ノ神とまをす。越後ノ國眞澄ノ窟の神官ノ誌る九社考といふものあり、そか中には羽宇志別ノ神またそを天日鷲ノ命ともまをす、また小名彥名ノ命を齋奉といへり。天日鷲ノ命は木綿修神にして、舊事紀に粟ノ忌部ノ祖天日鷲命をして木綿を造らしめ給ふと見えたり。よしそはなにゝまれ、山を保呂羽と云ひ、神を羽宇志別とまをし奉るもみな出羽に義ある事になも有りける。保呂波は諸羽を訛もて云へる辭にや、母呂波は四ノ宮ノ神社、和歌には山科の宮ともよめり、また鳥の脇羽をいへるにや。蝦夷ノ嶋に羽保呂波（頰呂、蝦夷詞也）といふ黄金山あり、此云ひざまもやゝ似たり。また倭建命の神詠に、夜麻登波久邇能麻本呂波といひ、また阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登と聞えたまへり。麻本呂波の麻は假字にして、眞をこそ

いふならめ。保呂は助語にて久邇の本也、鳥の腋羽の如に掩ひ藏る國てふ意にや。山を富呂波と云ひ神を羽宇志別とまをし奉るは、恐ことから鳥の羽節、また羽伏別ノ義などもあらむかし。陸奥國の駒形嶺の縁起あり、此御神も式一百座の內、栗原ノ郡七社の中、駒形ノ根ノ神社にてその縁起いと〳〵古書なり。そが中ニ云、舊社有ニ小宮一、其村名云ニ栗原郡二迫莊文字村、古吾勝郡霞岳在ニ保呂波權現一、宮中謂ニ之若兒大明神一、といふといへり。また栗原ノ郡東に中て、本吉ノ郡に束稻山あり、其山にも保呂波權現ノ社あり、そこを太高森、また太田が杜ともいへり。しか此神ところ〳〵におましませり。此事は、おのれ「霞む駒形」といふ日記にもつばらのせたり、みな此出羽國平鹿ノ郡の保呂羽峯の御神を遷齋奉りたらむとぞおもはれたる。保呂波は縨羽にて、武者の負る母衣の如、鳥の富呂羽も君しらず羽の上へにおほひ重れるをもて縨羽とやいはむ。壒囊抄ニ云ク、「武士臨ニ戰場一時被レ縨以防ニ敵矢一」といへり。また三代實錄に、「對馬嶋主小野朝臣春風進りし起請に曰、軍旅之儲啻在ニ介冑一、介冑雖レ薄助レ以ニ保呂一」といへり。また「倭訓栞」に、「ほろ」、三代實錄に保呂、保侶衣と見え、雖レ薄助レ以ニ保呂一といへれば字のごとくなるべし。東鑑に母廬と見ゆ、吾國の製なるべし。ふくろの略訓にて大己貴ノ命袋を負たまふより起れりといへり。又ほらと通へり、洞衣の義にや、一說に鳥のほろはより出ともいへり。下學集に縨をよめれど字書の義にあらず、疑らくは帆より出たる名にや。四聲字苑、帆ハ風ノ衣也と見えたり。〇ほろには一かけといふ。〇ほろの木は檜に似て葉のこゞまるものをいへり。〇萬葉集に天雲をほろにふみあたし鳴神と見えたる

は、其響をいへり。○蝦夷にて砂金をもいへり。」と見えたり。また同書に「ほろは」、鳥の兩翼の下に在りて透間を補ふ毛なれば保侶羽の義にや。○鷹にほろといふはよろひ毛にむかへていへり、背のふくらみたるをほろなりといへりとぞ。ほろおひたる毛ども見えたり。」といへり。もろ〳〵の緣起に、鷲の羽の降(ふり)にしより山を保呂羽と名附くといへるは、零羽(ふるは)をいへるにや。布流(ふる)、富呂(ほろ)相戚(した)し。かゝるゆゑよしを以て天日鷲命を齋ひ奉るともいへるか。また伽藍開基記六卷諸州之部云、「保呂羽山。自レ此至二元祿二年一出凡及二九百餘年一矣羽州平鹿郡八澤木邑。有レ山號二保呂羽一。林岳深秀。琪樹玲瓏。華果如レ珠。海似二瑠璃一。山如二幽谷一。藏王權現靈區也。中有二精藍一。號曰二保呂羽山天國寺一。昔有二大友藤原吉親者一。因遊二此山麓一逢二一獵者一。問曰汝爲レ誰邪。獵者答曰我名二遠藤太郎一。常在二油利郡一。以二殺業一爲レ活。吉親與二獵者一。倶登山時有二一靈樹一。放二金色光一。吉親共怪レ之。俄有二沙門一。至告レ之曰。此木有二藏王權現一。卽釋迦牟尼如來也。爲レ利二人民一。故現二種々方便一。垂二跡於和之金峯山一。此州偏地而利二人民一。故示二現此地一。汝等疾設二社塔一。以奉二權現一。則國家昇平。萬民樂業矣。我卽爲二當山鎭守神一。言訖乃蜚升而去。卽地藏菩薩也。吉親感激不レ已。與二獵師一至二山下一告二民家一。村人異レ之。士庶効二子女來之助一。不レ久而成。神社、佛宇、子院、僧坊、丹輝碧明。映二徹山川一。遂成二祝國大道場一。時天平寶字丁酉年八月十五日也。靈驗日新。道俗隨喜。瞻禮者莫レ不レ遂レ願。由レ是次第諸堂落成。山下有二普賢堂、白山祠一。其外於二山下村中一。有二熊野、稻荷、白山、童子、仁王、若宮、彌勒等諸堂一。咸爲二當山屬社一也。」と見えたり。また地藏經鼓吹品延命地藏經眞談鈔

へりともいへり七巻に、復次に羽州平鹿ノ郡八澤木ノ邑に山あり保呂波と號す云々。こは伽藍開基記を和解したるのみ也。奥羽永慶軍記十二巻羽川義稙迯山路事といふくだりに、「爰に山北楢岡が領内大友と云所に、財寶滿て眷屬大勢の土民あり。羽河是を聞て、いざきやつを夜討にせんといふ儘に自出立て、前に此處嶮難の山路を隔し處なれば馬はなか〳〵及はじとて、皆歩立にて寄せにけり。斯る處老武者は叶ふべからずと、逸り立たる若者也。先表討の兵には長谷部修理兄弟、大森元勘、笹根子ノ早介、玉前源八、十里塚大八郎、原海ノ二郎三郎、瀧ノ下太郎、同二郎九郎、太夫濱ノ強太夫、松ケ崎ノ運吉、追事善助などゝて究竟の强盜三十餘人、其外荷持五十餘人にて山路を越え、大友の地にぞ着にける。扨も彼が家居の躰を見るに、其構へ一町四方にして廻りに堀を掘り、土居高く築き、其上に荊交りの生垣をして四方に雜矢倉をかき上、要心の躰大方ならず。爰に大森ノ源勘生年二十一歳の法師なりしが、黑皮の腹卷着て三間鑓を杖に突、堀廣有りしがひらりと飛越え、土居に上て生垣を踊越え、内に入て木戸押開き、便宜よきぞ押入と云は、百餘人の者ども時を咄と作りて亂入。其音に目や覺しけむ、四方の矢倉より指下しさん〳〵に射る。是を事ともせず爰彼を打破れば、不叶とや思ひけむ内より三十餘人鑓先を揃へて突出る。されども具足着たる者は四五人の外はなし。皆生虜事なれば何かは遁すべき喚き叫んで攻入ば、三十餘人の奴原は或は討れ或は手負、僅殘る者は五六人、女童、老人等二三十人、後の木戸押開き迯出るを羽河兄弟、玉前、松か崎かれこれ十餘人追かけ〳〵、突臥、切臥攻けるに、女童二十人返しては戰ひ〳〵せしを

討もせず、迯しもせず時をうつしてける間に、五六十人の者ども、財寶を思ひの儘に運び取て遙にぞ落延ける。羽川兄弟、時分はよしと家々に火をかけて、二十餘人尻狩して引退く。夜討の習ひ、火を放ち退く事は追付れじとのためなり。彼屋鋪の內外軒を並し在家數々あれども、火を消さんとする故に追來る者もなく、既に山路に入りて二三里も來るかと思ふ時、いかゞ知りたりけむ、楢岡の者ども混甲三十餘騎遁さじと追かけたり。羽川下知して、究竟の强盜十餘人をは荷物を守護させ先に急がせ、我身は二十餘人殘りて續松を打示し、敵松を星にして指詰引詰散々にぞ射たりける。元來追手の者共も斯る事に數度馴たる者共なれば、馬より飛下〳〵其間五六反を近攻矢軍に時を移し、左右ノ山へ人數百人斗リを配りて夜盜を押包んとしたりけり。されども敵味方物馴て松明を消て戰へば、闇さはくらし、いかにもして夜を明さんと時移るやうに矢を放ち近つかず、羽川は荷持を落延し、透を窺ひ八方に迯んと時を移す。漸夜も明方近き頃、左右に打廻たる楢岡勢のがさしと聲を一同に上て突てかゝれば、羽川主從二十餘人、袖印をかなぐり〳〵八方へ迯ちりたり。互に山路切處に馴たる者共にてそれに不レ劣八方に追懸しが、夜盜や功者増りけむ、一人も討たれず行方しらず成にけり。夜討に逢し土民は男女三十餘人討れ、手負しもの三十人に及ぬ。楢岡其後は要心彌稠く、境每に目附を忍ばせ夜盜の人數を見ると其儘注進せよと下知しけり。扨も、夜盜の者共は敵に稠く取攻られ一處には逃ぬ、八方へ逃て一處に集る場を定め人數を調る約束なれば、羽川領內の山路に來て遲速の人數をかぞへしに大將義稙末レ來、是は討れ

給ひけるかとみな／＼色を變じ待ども午の尅までも皈らねば、具足を脱でさまをかへ、尋ねんため梢岡の方へ趣ける。中にも大森ノ元勘は黒の衣を着て一鉢を持て出行く、笹根子ノ早助、十里塚ノ大八郎は山伏と成り行く。其外あまた、田夫、木樵の姿などに成りて尋れど行末をしらず。敵方にては一人も夜盗を討ずと云を聞て皈りしに、三日に至りて羽河に皈れば、郎等共喜ぶ事限りなし。何故遲かりけると事のやうを尋ぬるに義穂云、八方へ迯し時分西の方と志して走りけれども、方角を取失ひ諸木茂りて、行ケば行程人倫の通ひもなき方へのみ行キしほどに、さらば澤水の流に隨て里へ出ンと思ひ下れば、三度まで敵の領内へ計り下りて又山路へ分入り、晝夜ともに雲霧深く十方にくれたり。さらば具足をぬぎ捨て敵方へも紛れ行むと思ふに、頬先キと左の指に手負たれば此疵を藏(かくさ)んやうなし。いかゞせんとおもひしが、乾度案じ出し夜叉鬼權現に立願しけるに、何地ともなく木樵の翁一人來て、恐るゝ氣色もなく我が近くに立寄り、御身は軍中よりの落人にこそおはすらめ、何方へなりとも導キさふらはむと云。我包むべきにあらざれば、油利の羽川へ行道敎へよと云へば、安々と二三里來てわが領內へ出たり。彼木樵の翁に御邊は何地の者と問へば、我は夜叉鬼山の者也、八百餘年以前にも山路に蹈迷ひし者を導きせりと云かと思へば、其儘消て見えず。是正き夜叉鬼權現なるべしとおもひ感歎肝にめいじ、其跡を禮拜して皈りたりと語りけり。○保呂羽山權現緣起ノ事。○羽川が物語を郎等の大森元勘法師聞て、それ夜叉鬼權現にておはしさふらべし。そも／＼夜叉鬼山の緣起を尋るに、天平寶字元年丁酉ノ八月十五日平鹿ノ郡夜

叉鬼の城主大友右衞門太郎藤原吉親、夢の告有て西方の嶽に分ヶ入、山中にて一人の獵師に逢ふ。其名を問ふに油利住人遠藤藤次太郎と答ふ。吉親、我嶽に登らむとするに道なし、御邊案内せよと云ふ。遠藤心得たりと、兩人嶽に行ッとするに道なし、大木茂り、巖岨たり。谷深くして空さへ見えず、もとの麓へ皈らむとするに叶はず、爲方盡たる處に墨染の衣着たる老僧一人忽然と顯れ、あの金色の光有る處こそ汝等が尋る嶽なれと、先達して時の間に至る。かの光ﾘ有ﾙ木の中に佛像あり。卽釋迦牟尼如來、末世の衆生濟度ノ爲に、天竺佛生國より日本ノ和州吉野ノ郡に飛降し金峯山の藏王權現と顯じ、今亦此山東方は虛空蒼々として明星の光指出ﾃ、下居坂岨ﾁて罪障懺悔の汗を流し、南方は聳峩々として、梢を吹風索々として五衰三熱の眠を醒し、西方は滄海漫々として、夕日の影長閑にして法水の流れ浸ﾚ天、北方は谷深ﾌして水の聲淸くして一切衆生の塵埃を洗ふ。此峯に創ﾆ社檀ｲ尊崇せよ、一度參詣の輩は七難三毒を消滅し、利生を蒙らむ事疑ひ有べからずとて忽消失給ひぬ。兩人不思議の思ひをなし、隨て麓の路に下れば卽里にぞ出にける。其後兩人彼ノ峯に大伽藍を建立す。山號如何と僉議するに、彼靈地に鷲の羽多く飛ﾋ來れば保呂羽山と號す。兩人始て御山に通夜せしとき、藤治太郎圓ｷ器に飯を盛て來る。大友は角なる器に飯を入て來り互に喰終れば、其時御鉢と名付て權現の寶前に備へしかば、其例今に殘りて圓器角器の御鉢あり。亦かの兩人子孫別當と成て、今の大友、遠藤兩別是當也。右の緣起を思へば、權現八百餘年以前に山路に迷ひしものを導ｷしとのたまひけるにや。ありかたき事也と語れば、聞人信心肝に

銘じけり。又或説に、大友、遠藤山路に迷し時、山鳥の羽多く有シ處に社建立して保呂羽山と名く、故に當山の使者山鳥なり。實に廣大の靈地也。一の鳥居二王門より、本社まで廿里（六丁一里をいへるにや）を隔ちぬ。其間十餘郷ありて兩別當の領地たり、云々と見えたり。○柞山峯ノ嵐（岡見知愛翁の作也）坤ノ巻にも八澤木保呂羽山の縁起あり、凡永慶軍記にひとしく、鷲の羽多く飛來る事なども見えたり。いづれの縁起もいさゝかのたがひはあれど、天平寶字元年と大友、遠藤のたがひはあらじ。また、つかはしめを雉子、山鳥とのたがひあり。そは聞たがひやしたりけむ、また雉、山鳥のけぢめなう並て山鳥といふ處あり。おのれ雪にふりこめられてみちのくのある山里に泊りしとき、夕飯に山鳥まゐるかといふ。山鳥はいかなるものにや、いまだその味しらじといへば、雉也、雉山鳥也、けふ七羽追てやう〳〵捕り得たりといふ。雪深く降り、また雪吹くときかち木ひき、三四人雉子を追ひやり雪にかくろふ事いくたひといふ、そを一羽二羽といへり。さりければ、永慶軍記に戸部一惑齋も山鳥と聞て書たるにこそありけめ。また大友氏の保呂羽山大權現開山縁起に、「天平寶字元丁酉八月十有五日。羽州山北平鹿郡八澤木村大友右衞門太郎藤原吉親。有二夢告一到二西根御嶽一云々。山號者開山之時。鷲羽北方谷飛留。依レ是號保呂羽山事。寺號者從二天竺國一飛降終。依レ是奉レ號二天國寺一事。院號者世界大導師。依レ之奉レ號二極樂院一事。天平寶字七年癸卯四月五日。」と見えたり。いと〳〵ふるきものから、僧侶などの書けるものか。また保呂羽山の別名を金峯山といふと云ひ、また安閑天皇の御靈をうつしまつりて保呂羽權現とまをすといふは、「金峯

山有二吉野山一。祭所號二藏王權現一。人皇二十八代安閑天皇也。繼體天皇長子也。勾大兄廣國押武金日天皇男大迹天皇長子。母云二目子媛一。日本紀治二年十二月崩。葬二河內舊市高屋丘陵一。金峯山藏王權現是也。又昔役行者在二吉野山一時。現二釋迦像一。行者云此形難レ度二衆生一。次現二彌勒形一。行者尙云未也。次藏王權現出現。甚可レ怖良也。行者云是我邦之能化也。」など見えたり。かゝる事ども某呉と考へおもへば、大友吉親まさしき夢の證によりて、芳野より安閑天皇ノ神靈をうつし齋きまつりしことならむ。よし藏王の御神にまれ、釋迦にまれ、彌勒はさちにまれ、式の御神にして羽宇志別の御神にこそおはしまさめ。その夢のみさとしはいと〳〵はやく天平勝寶などのとしにて、大和ノ國芳野の黃金峯より御神幸ありしとしこそ、天平寶字元年丁酉ノ八月十五日ならめ。また下居ノ宮は、本ト迦理美夜にして行宮のこゝろに建て、本社よりさきに成りし權宮、頓宮ならんかし。

○保呂羽山年中行事

○保呂羽山御開山以來祭祀之次第　○天正年中之記

○正月三日ヨリ同七日之晚迄參籠仕、大檀那安全并國家豐饒御祈禱可致事。此時五人之明堂厥役勤者ヨ之方御佛供米引渡申事。

○三月三日的射之祭祀。手前ニテ初矢ヲ行シ脇社家ニ乙矢ヲ可申付事。
○四月八日灌佛之祭禮。七日ヨリ造リ華ヲ莊リ奏神樂献御湯、八日ニハ御輿守出五人明堂厥役々相勤御輿可奉供奉事。供物ノ餅子、神造酒、無懈怠手前ヨリ可献事。
○五月五日端午ノ祭禮之事。○六月十五日祭禮之事。○八月十五日右同斷。○右同月二十七日ヨリ九月朔日迄當村中御獅子廻之事。此時手前ニテ權現之御正躰奉守、脇社家ヘニハ任先例其役々可申付事。○毎年十月五日ニ御本堂御戸閉可申事。○十一月七日御祈禱之奏神樂献御湯。此時前立神社無殘可献御湯事。

右之通雖末代無懈怠可相勤者也。

○權現從吉野當山ニ御飛來之時晝川ニテ御晝休之事、此節ヨリ晝川村御手洗瀨清水出來候事。右ノ清水ヘ女人不淨之者立寄事有ベカラズ。若不淨之者立寄リ候時ハ水色變ル事希代之珍事有之。於此地ニ一畝餘之權現之御佛供田トシテ前代ヨリ今ニ至迄諸役御免ニテ、田主造ル時分女人馬足入レズ、地主自造リ、毎年秋ノ內御佛供米ニ手前江納候。正月宮籠之時分、五人ノ明堂ノ方江右ノ御佛供米配分可申事。
○右之條々、子々孫々代々右之通一毛之無怠慢相守先例可勤也。保呂羽御開山以來諸事之證文共、系圖等一切之什物家財ニ至迄天正十六年子ノ三月下旬火災委燒失、僅殘ル所ハ十ニ而其一也。彌逮ニ後代ニ舊禮可爲忘却之間、粗覺候通計リ書之者也以上。

天正十八年庚寅五月三日　　大友右衛門太郎藤原吉繼

元祿年中江戸へ兩判ニ而出候書ニハ天正九年十一月七日火災と有之、此傳書相違之年月也。按ニ、元祿之頃萬用繁多に而古證文吟味疎ニ被成、其刻ニ急ニ書載被成候哉も難斗もの也。永蔵加書。」

云々と見えたり。

○保呂羽山年中行事祭式之次第

○正月元日早旦潔齋。家中ニ張ニ注連ヲ改メ火家人悉ク淨水シ着ニ淨衣ヲ（忌服不淨ノ者ヲ忌ミ去事服忌令ニ隨フ。但シ忌ニ魚鳥ヲ一郷同斷ナリ。）兼テ家屋ニ設ケ神壇ヲ獻ニ御飯(みけ)（山川海野ノ產物ヲ調進ス）餅、神酒等ヲ、次ニ秡修行、次ニ陰陽行儀、次ニ退下。○二日朝秡修行右同斷。○三日朝秡修行右同斷。同日、戌刻計リ於ニ神樂殿ニ（兩部習合ノ說彌勒ト云、本宮ト云ヘ爭論アリ、精クハ家記ニ見エタリ）有ニ御湯立神樂ヲ大友、守屋列謹シテ守屋氏修持勤之、佐々木出雲守以下ノ神人等奏ニ神樂ヲ、終リテ直ニ神人等（加茂太夫、藪馬、惣右衛門）神樂殿ニ奉ニ通夜ヲ也。○四日朝秡修行右同斷。同日保呂羽山參籠。大友氏人數遣ハシ御宮殿之御戶奉レ開キ御帳ヲ垂レ、注連飾、餅、昆布、神酒ヲ奉ニ調進ヲ也（里人多ク初參也ト云テ奉ニ通夜ヲ也。）○五日朝神前御祈禱大友守屋（幷）羽廣祠官遠藤孫太夫（御郡境爭論御裁許以來法內村觀行院名代出）御神樂役佐々木出雲守等列謹シテ、大友氏進ミ神前ニ尊躰大幣ヲ戴キ拜揖祝詞勤之、終テ佐々木出雲守大幣ヲ拜執シテ五拍子ヲ舞也（但シ神前ハ樂器ノ類不用之、故ニ扳ヲ扣キテ舞フナリ。）次ニ神酒ヲ拜頂シテ退下。

○六日朝秡修行右同斷。○七日朝秡修行右同斷。○八日朝神樂殿御祈禱。大友、守屋、神樂役、末社神人等列居シテ守屋氏、出雲守以下秡修、終テ守屋氏護摩加持ヲ行フ（杉ヲ削リテ油ヲヌリ、餅ノ備ニ指テ火ヲ付テ燒ナリ。）次ニ退下（此日一郷潔齋ヲ下）

也ル。

○十五日御座ノ間御禮。獻上御牛王、御祓御守、御卷修大友治部少輔。獻上御牛王、御守、御卷修守屋遠江守。寺社御奉行御月番御披露。

○二月一日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。同月社日前齋三日神前祈歳（としごひ）御祈禱。獻ニ御供、神酒等ヲ、祓修行終奉幣祝詞大友氏勤之但シ當社ニ中春祈年（としごひ）御祈禱怠ル、社稷必ズ可レ被レ行神事也、故ニ正德年中ヨリ福命勤レ之。享保七壬寅歳春二月三社稷ニ初而祈年（としごひ）御祈禱之蒙ニル上命ヲ。○保呂羽山白銀三枚大友治部少輔守屋遠江守奉。○御嶽山白銀三枚、大友治部少輔奉ル。○高岳山白銀三枚、大友治部少輔奉ル。右御獻納。○三社稷御祈禱倶ニ保呂羽山於ニ神前ニ可レ奉ニル勤行ノ之旨蒙レル仰ヲ。御吉日二月十七日但社日ハ上旬也、相障ル事有テ延引神前献ニ御供、神酒等ヲ大友、守屋、神樂役、末社神人加茂太夫惣右衛門列謹祓修行シテ、大友氏三社之奉幣祝詞勤レ之神戸ノ役ハ佐々木出雲次ニ神酒拜頂退下但シ神前御祭料ハ大友氏捧之。次ニ於ニ神樂殿ニ保呂羽山奏ニ神樂ヲ。大友、守屋列席シテ守屋氏修持勤之、出雲守以下之神人勤レ之、次ニ神酒ヲ拜頂シテ退下但シ神樂所御祭料ハ守屋氏捧之。次ニ翌十八日御嶽山、高岳山二社之奏ニ神樂ヲ。大友氏於テ神壇ニ佐々木出雲守以下勤之。三社御祈禱御祓御供獻上。

保呂羽山御牛王御祓　大友治部少輔

保呂羽山御牛王御祓　守屋遠江守

御嶽山御祓　大友治部少輔

高岳山御祓　大友治部少輔。

右御祓ヲ御供、御會所御月番御老中御受取御副役御取次御見舞、次ニ御老中、寺社御奉行所御禮。

○三月朔日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。

○三日朝神前御祈禱、獻二御供、神酒等一ヲ祓修行大友氏勤レ之。同日於二神樂殿一有二矢初（やぶさめ）神事一。庭ノ杉木ニ的ヲ掛凡ソ的大サ五尺計、杉ノ木端（こば）ヲ以作レ之。守屋氏爲二社用一杉一本ヲ伐取ル。テ大友、守屋的ノ前ニ勤座シテ守屋氏修持シ、神樂役以下祓ヲ修シ、終テ大友氏初矢ヲ射ル、次ニ守屋氏射レ之小キ柳ノ弓ニ葦ノ矢三本ヲ以テ、一本ヲ天上ヘ射放チ、殘ル二本ヲ以テ三度ヅヽ、的ヲ射ル也。次ニ神樂殿ニ入テ神樂役以下勤修再拜、終リテ神酒ヲ拜頂シテ退下但シ初矢（やぶさめ）御祭料守屋氏捧之。

○四月朔日ヨリ八日迄潔齋正月準ズ但シ朔日大友氏家ノ庭ニ高幣ヲ立ツ、凡幣ノ高サ三丈計、俗ニ高注連ト云、杉ノ丸木以幣串トス。此爲二社用一大友氏杉一本ヲ伐取ル。○朔日保呂羽山御宮殿御帳ヲ垂レ、注連ヲ張リ、宮飾リ大友氏勤レ之。

○七日神樂殿注連ヲ張宮飾リ大友氏人數勤レ之同日酉ノ刻計リニ於二神樂殿一有二湯立神樂一、獻二御供蓬（よもぎ）ノ餅也、世俗三月三日也ト云ヘモ爲二社例一此神事ニ用ユ神酒等一ヲ大友、守屋並神人等列居シテ守屋修持シ、終リテ神樂役以下勤レ之、次ニ神酒拜頂シテ退下右祭料ハ大友氏捧レ之。

○八日當社御縁日神前御祈禱大友氏宰レ之、法内觀行院由利一郡御初穗奉二拜受一獻二御供、神酒一ヲ奉幣祝詞大友氏勤レ之。同日未ノ刻計リニ於テ二神樂殿一ニ有二神輿廻リ之神事一前ニ御輿神樂殿ヨリ御旅所ヘ遷ス、大友氏人數勤レ之。大友、守屋、末社神人等列居シテ守屋氏奉幣祝詞勤之、神樂役以下祓ヲ修シ、終テ佐々木出雲守五拍子ヲ舞フ、次ニ神酒ヲ拜頂シ、次ニ○神輿廻行列。

○御獅子頭　童子社子大友氏支配　惣右衛門

○御獅子後　前ハ白山社子之役也　白山社人大友氏支配、大友氏人也　傳兵衞

○御太鼓　前ハ仁王社子之役也　宮川加茂太夫

○御笛　前ハ守屋之役也　守屋氏人　吉左衞門

○御正體大幣　大友治部少輔

○御大幣　前ハ笛役也ト云。今ハ下社人ニ讓リテ大幣ノ役トナル　守屋遠江守

右此五役ヲ合セテ五人ノ明堂ト云。

神輿之前ニ並居テ秡ヲ讀ム　佐々木出雲守　神子、下社人

○神輿　古來十人ノ殿原神輿舁役ナリ、今ハ供奉ノ役ト云テ不舁。故ニ大友氏ノ人數出シ勤レ之也。

○御散米御散錢　前ハ太鼓ノ役也　熊野社子　角助　仁王社子　五左衞門

古來御藏領ノ時散米、散錢、米三斗、錢五百文御政所ヨリ出ルト云フ。今ハ大友、守屋出レ之。

數馬、七郎兵衞、三藏、助右衞門、長吉、彌作、與次兵衞、小左衞門、墨右衞門、長左衞門。合十人之殿原ト云。

○神輿神樂殿ヲ巡ルコ三度ニシテ四方ノ角々ニシテ獅子ヲ合セ、又御旅所ヲ前ノ如ク三度巡リ、終リテ神樂殿ニ入ル（三種秡ヲ修ス。）獅子ハ大庭ニシテ俯匐獅子ヲ舞也、次ニ退下（御祭料ハ大友氏捧レ之。）

○五月朔日ヨリ五日マテ月次潔齋如レ常。○五日神前御祈禱。蓬、菖蒲ヲ以テ御宮殿ヲ奉レ餝、獻ニ御供、

神酒ヲ奉幣祝詞大友氏勤レ之。○同日神樂殿御祈禱。大友、守屋、末社神人列居シテ守屋氏修持シ、終テ神樂役以下勤修再拜、次ニ神酒拜頂シテ退下殿原ノ中數馬、三藏、與次兵衞、助左（マヽ）衞門、右四人神酒捧レ之。

○六月朔日ヨリ五日マテ月次潔齋如レ常。○十五日當社御緣日神前御祈禱但前齋三日、大友氏守レ之、法内觀行院由利一郡御初穗奉拜受也。獻ニ御供、神酒ヲ奉幣祝詞大友氏勤レ之。○同日神樂殿御祈禱。大友、守屋、末社神人列居シテ守屋氏修持シ、終テ神樂役以下勤修再拜、次ニ神酒拜頂シテ退下殿原ノ中七郎兵衞、長吉、彌作、墨右衞門、右四人神酒捧レ之。

○七月朔日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。○七日神前獻ニ御供、神酒ヲ秡修行大友氏勤レ之。

○八月朔日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。○十五日當社御緣日神前御祈禱但前齋三日、大友氏守レ之、法内觀行院由利一郡御初穗奉ニ拜受ー也。獻ニ御供、神酒ヲ奉幣祝詞大友氏勤レ之。○同日神樂殿御祈禱。大友、守屋、末社神人列居シテ守屋氏修持シ、終テ神樂役以下勤修再拜、次ニ神酒拜頂退下殿原ノ中小左衞門、長左衞門神酒捧レ之。

○同月社日神前新嘗（にひなめ）御祈禱。其年五穀米、粟、麥、菽、黍、土器ニ盛初穗ヲ以テ御飯ニ炊キ、神酒ニ成シテ奉ニ調進ー神領ノ百姓新米少ヅヽ、捧ケ奉レ之、此日御飯ヲ頂キテ各新穀ヲ食フ。奉幣祝詞大友氏勤レ之但シ中秋ノ社日新嘗神事無シ。正德年中ヨリ福命勤レ之。

○同月二十七日、二十八日○九月朔日爲ニ恒例ー御獅子八澤木一鄕ヲ舞フ也。里人穢レナケレバ家中祈禱ノ爲也トテ御獅子ヲ請待シテ、初穗ヲ以テ新酒ニ成シ備レ之、大友、守屋、役人各々列座シテ酒盃三度ニ及テ御獅子舞フ也元來米錢ヲ不レ求、童子ノ祈禱也トテ新麻ヲ以テ頭ニ乘セテ御獅子ヲ戴也。

○獅子頭　童子ノ社子、大友支配　惣右衞門

○獅子後(あと)　前ハ白山ノ社子ガ役也　大友氏カ人也　傳兵衛

○太　鼓　前ハ仁王ノ社子ガ役也　白山ノ社人、大友支配　加茂太夫

○笛　前ハ守屋ガ役也　守屋氏カ人也　吉左衛門

九右衛門

○御正體大幣　前ハ大友ガ役也　大友治部少輔

守屋遠江守

神樂座兩人支配　佐々木出雲守。

○九月朔日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。○九日神前献ニ新餅、菊酒一秡修行大友氏勤之。○十月朔日ヨリ五日マデ月次潔齋如レ常。○四日ノ夜參籠、御神殿御戸(みとさし)閉ノ神事也。早旦獻ニ御供、神酒一秡修行大友氏勤レ之俗ニ云、此日尊神京都へ飛行シ玉ヒ禁裏ヲ守護シ御座テ、正月五日ニ至リ還御成玉フト云リ。是故ニ里人御暇乞也トテ、思々ニ捧物ナドシテ四日ノ夜ハ奉通夜也。○次ニ神器委ク蔽隱シ奉リ、御戸ヲ閉テ退下此日大友ガ御番人引ク。神具ヲバ盜賊ノ禍ヲ恐レテ多クハ下シテ大友氏預リ奉ル也。

○十一月朔日ヨリ七日マデ潔齋、正月、四月ニ準ス。○七日保呂羽山恒例之御神樂十一月七日御式日、一陽來復此日ニ當ルト云フ。兼テ居宅ニ設ニ神壇一獻ニ御膳山川海野ノ産物ヲ調進神酒等一當日豊川御供田ノ御籾、餅、神酒持參奉供進ナリ秡修行、一座終テ神樂役以下ノ神人奏神樂但シ御嶽山鹽湯彦神社、高岳山副川神社奉レ命リテ以來二社ノ御湯立倶ニ勤レ之。終日神事ノ御儀式、終テ奉幣祝詞大友氏勤レ之。次ニ出雲守幣帛ヲ取テ五拍子ヲ舞也。次ニ神酒拜頂シテ御祝儀調退下。

○十二月朔日ヨリ五日迄月次潔齋如レ常。○二十五日晝川村御供田ノ御籾、男齋シテ白米ニナシ年中ノ御供米ニ用レ之。正月三日、守屋ニ內壹升ヲ與フ。○二十七日御秡鄕內晝川掠中ヘ賦ル。○大晦日於ニ神壇一獻ニ御膳山川海野ノ産物ヲ調進神酒一秡修行大友氏勤レ之。

○臨時御祈禱之御事

○屋形樣御上下御道中御安全之御祈禱。

○御前樣御安產之御祈禱。

○上々樣御疾病御快然之御祈禱。

於ニ神前一大友氏勤之。若將蒙ニ上命一則ハ大友、守屋、神樂座以下倶ニ秡修行シテ奉幣祝詞大友氏勤レ之。於ニ神樂殿一御祈禱大友、守屋列席シテ、守屋氏修持シテ神樂役以下ノ役人奏ニ神樂一退下、御秡獻上如レ前。○水(ながあめひでり)旱、疾病、諸ノ邦ノ災害アレバ於ニ神前一御祈禱大友氏勤レ之。且ツ近來蒙ニリ上命一、邦家ノ爲ニ五穀豐熟ノ有ニ御祈禱一。

○保呂羽山　白銀二枚　大友治部少輔　守屋遠江守奉

○御嶽山　白銀二枚　大友治部少輔奉

○高岳山　白銀二枚　大友治部少輔奉

○右御獻納。

○三社稷御祈禱俱ニ保呂羽山於ニ神前一可レ奉ニ勤行一之旨蒙レ仰、献ニ御供、神酒等一、大友、守屋、神樂役以下列護秡修行シテ、大友氏三社ノ奉幣勤之。次ニ神酒拜頂シテ退下。次ニ於ニ神樂殿一奏ニ神樂一大友、守屋列席シテ守屋氏修持シ、終リテ出雲守以下勤レ之。次ニ神酒拜頂退下。

○御秡獻上如レ前。

御代參之御時神前御祈禱、献ニ御供神酒ヲ一大友、守屋出勤シテ、先ッ奉幣使之御拜禮、終リテ奉幣祝詞大友氏勤レ之。次ニ幣帛ヲ執テ奉幣使ノ頭上ヘ捧ゲテ令レ戴レ之、次ニ進ニ神酒一退下。

次ニ神樂殿御祈禱、大友、守屋出勤シテ先ッ奉幣使御拜禮、終テ守屋氏奉幣祝詞勤之出雲守以下神人奏ニ神樂一、次ニ進ニ神酒ヲ一退下。御秡御代參之御方ヨリ献レ之。

○御社式

○保呂羽山御宮殿御番人、春三月ヨリ冬十月迄大友氏子弟ニ下人相副奉ニル守護一事（參詣或ハ山籠ノ輩、右御番人ニ相斷御戸開キ奉ニ拜禮一也。）

○御宮殿ノ御鍵大友氏所レ宰也。○神前ニ御鉢二ツ、大角鉢ハ大友氏所レ宰ニシテ、御當領ハ不レ及レ言ニ諸國ヨリ參詣之御初穗、御掛物等奉ニ拜受一事。小丸鉢ハ由利郡法內村觀行院由緒有之、歲中三度（四月八日六月十五日、八月十五日）御緣日之節由利一郡之御初穗、掛物奉ニル拜受シ一事。

○於ニ神前ニ參詣之輩ニ御牛王札常住大友氏配レ之。右觀行院年中ニ三度御緣日之節由利一郡參詣之輩ニ御牛王札賦ル事。○御社內ニ鐘堂、注連掛堂、造酒所、目洗水、手洗水、御澤等ニ散錢アリ。皆大友氏

所レ宰ルニシテ、或子弟ノ未ダ家居無キ者、或ハ下人ノ給銀等ニ是ヲ與フ。附、御宮殿ノ西ヲ去ル丁百間餘リニシテ鞍掛石アリ、此所ノ散錢ハ由利郡羽廣村遠藤孫太夫所レス之。

○御社內ニ籠所アリ、大友氏所レ宰ルニシテ常ニ御番人ヲ指置キ、御祭禮萬端御社用於レ是勤レ之。

○御宮殿並御社中堂々雪圍、雪落、御社地ノ御掃除、御坂階、御山巡リノ野火除等ニ至ルマデ大友氏人數出シテ勤レ之。下居ノ社ヨリ下ノ御坂ノ鎌マ掃ヒ、六月朔日大友氏並下居ノ祠官人ヲ出シテ勤レ之。○保呂羽山御祭禮之御時、下居社前ニ商小屋アリ、此地錢一歲中ニ壹貫五百文每年四月八日ニ出レ之。內壹貫文ハ大友氏、同ク五百文ハ下居ノ祠官所務レ之。

○御宮殿御造營古來大友氏一人也。守屋氏數年ノ願ニ因テ有ニ御許容、明曆年中ヨリ守屋ヲ加ヘテ兩人ニ成ル。但シ其他ハ可レ爲レ如ク跡々ノト上意ニ任セテ手形ヲ引替テ傳フト云ヘ𪜈、混合ノ根トナル。

○御蔭林、若信太山支配古來大友氏一人也。右ノ緣ニ因テ是又守屋氏ヲ加ヘテ兩人ニ成ル但シ常ニ大友氏御番人ノ者是ヲ守ル。上納ノ御帳面等ハ兩人ノ名所也。

○公儀ヨリ御祈禱之蒙レ命、或ハ御代參之時御祭料給レ之、大友、守屋奉ニ配分ニ事但シ爲ニ御初尾ニ神前ノ御鉢ヘ納ル時ハ大友一人奉ニ拜受ニナリ。

○御本社ヨリ末社、鳥居ニ至ルマデ御建立御材木等拜領ノ事。譬一人限ノ支配タリト云𪜈、兩人加判ヲ以テ可レ奉レ願レ之ヲ旨蒙リ仰ヲ隨レ之事。

○御禁戒

○女人不ㇾ參ラ　○鳥獸不ㇾ食ハ　○井不ㇾ掘ラ　○淸酒不造

○酸不造　○醋不ㇾ作ラ　○藍不作不遣　○新米正月五日迄不ㇾ備ニ佛供ー

○新藁産屋ニ不ㇾ用　○鳥追不來但人足不出　○餌指不ㇾ來　○御鷹ノ餌不ㇾ出

○粽不ㇾ結。

享保九甲辰年四月吉日　大友治部少輔從位藤鞆綸（花押）

○

○前に年中行事式ありて、保呂羽の御山の一とせの神事（かみわざ）は精（つはら）に知れざ、その神祭のみまきのうちに省略（もれ）こぼれちりたる落葉しあれば、そをなほ拾ひ集めてこゝにのす。正月の元三日をはじめ、その五日までの潔齋までの內なる○神事式ニ云々、○正月四日朝御祈禱修行云々、御戶開初ノ御神事世俗五日堂といふ云々、未ノ刻計リニ諸參詣群集シ、先ヅ用意ノ捧物初穗、燈明、餅、神酒、戶張、鈴緒、眞綿、麻絲類品々ヲ獻納シ、拜禮終リテヨリ一群組合ヘ雪ヲ穿チテ穴ヲ掘リ、蓑笠ヲ覆ヒ室ノ如ク構ヘ世俗雪室ト云又雪穴共云フ終夜籠居ス。其雪室ノ數、庭上ヨリ御坂ヲカケテ數百ニ及ブ。大友氏人數ヲ出シテ非常ヲ禁ズ。申ノ中刻計リニ仙北、由利ノ參詣宮中ニ充滿シ、左右ニ別レ裸躰ニ成テ力ラヲ競べ押合フ。此時大友氏勤番ノ者、神器ヲ內陣ニ納テ神前ヲ圍ミ警固ス。漸々押合盛リニナレバ、懸聲、足ノ蹈音諠シクシテ言語ヲ以テ通シ難タケレバ、二時計リニシテ人勢ノ疲レタルヲ見テ、警固ノ者幣帛ヲ取テ指麾スレバ押合止テ休息ス。又須臾ニシテ荒手ヲ入替押合事始ノ如シ。勝負決ス

ル時ハ手ヲ拍チ板ヲ踏ミ、勝鯨波(とき)ヲ作ル音山中ニ震動シ、風ニ随フテハ一二里隔テ、響ク事アリ。又押合ノ半ハニ雪ノ凝リタルヲ宮中ニ投スレバ、當ルヲ幸ニ取テ渇ヲ凌グ。或ハ四方ノ八垂ヲ呑モノモアリ宮中四方ニ注連縄有リ、左縄ニシテ五寸計リ隔テ稿ノ本一尺計リ殘シテ八下リノ幣ヲ付ル、名付テ八垂レト云。押合ニ怪我アランヿヲ恐レテ禍ヲ遁ントテ謹テ呑ム。又押合盛時髪ノ亂レテ眼口ヲ塞ク、故ニ注連縄ノ端ヲ取テ結フニアマタノ注連縄一時ニ盡ルヿナリ。丑刻計リニ押合終テ宮中ニ群居シ、或ハ謡ヒ、或ハ雑言、悪言、心ニ任セテ放心スル事甚シ五日堂ニ限リ参詣ノ者互ニ無禮ヲ告メズ雑言悪口ス。古來ヨリ是ヲ禁スル㕝ナシ。寅刻計リニ神樂役神前ヲ清メ奉テ、神璽ノ御大幣ヲ出御成シ奉テ御餝ノ間正面ニ安置シ奉テ、鏡餅三重、昆布、神酒二瓶供シ退テ栻板南方ニ着座ス。〇五日卯ノ刻大友氏神前ニ進ミ御祈禱修行、神主大友氏ニ相傳ヘテ唯授一人ノ神秘アリ。」云々。

眞澄考ふに、おし合といふ事はみだりに云ひし事にはあらず。むかしより荒稲(あらしね)を搗ク事を籾を押スてふ俗語あり、いにしへはうすづくこともあらでたゞおし揉ぬ、さるよしもてあらしねを籾(もみ)とはいふなり。もみおしの祭は、南部の鹿角の小豆澤の大日にも正月あるなり、其若雄(わかぜら)等ノ踊リの手ぶり、みなもみおしの眞似也。また仙臺に正月田殖(たうゑ)踊といふあり、その手ふり田うゝるさま也。いづこも〳〵としの始は稲田の御神を祝(いはひ)齋、みなそのさまをいにしへよりせし事にこそあらめ。また此保呂羽山のもみ押合は、なか〳〵筆にも言語にもえやはいふべき、暮れば神前に神燈の蠟燭を百目、二百目、三百目、五百目、一貫匁、三貫、五貫匁、七貫、われ劣らじとさゝげ奉れば、晝の明にもいやまさりなむを、こゝらの人のつく息は雲のごとく煙のむれたつごとくかゝれば、さばかりの蠟燭も光リくらく朧夜のこゝちせり。神殿の

屋禰の太雪は落雪に人のあやまたむ事を怖れ恐みて、二三日先つ日よりみな拂ひ卸シぬれど、凍氷リ殘りたるが人氣に解ケて雨そゝぎは夕立の如く、千餘人のおどろ〳〵しうふみ鳴らす音は雷鳴よりも冷し。左右の手はみながらさゝげもておしあふ、手を下ケぬれはぬき出ることならねば、人みな手をしかさゝぐといふ。おし勝ッ人群れは背の方透キたるを見て、壁代板敷を叩き立てかちどきあげぬ。揉れ疲れたる者らはからうじておし分ケいづるに、人の頭をわたり、髆を蹈てやをらはらばひ出るを見れば、みな浴したる人のごとく汗うち流れ、犢鼻褌をしぼりぬ。かくて雪洞室とて、富士の石室の如く雪を切りて雪穴のひし〳〵と有るに入ぬ。此雪窩を麓の者作りて一室をその價なにほどゝ、もともそが廣狹らひによて借ぬ。それにわらしきて、上は萱簀だれといふをわたして屋根とし、おのれ〳〵が着つる蓑笠をも(マヽ)炭火をたきてあたり、また濁酒、吸物をあきなふ室あり。鷄のかけろといふころは、棱尾螺吹て清光院といふうばそこ、續松を照らし雪ふみしたき導て、神主大友氏入り來ればおし合止メぬ。此おし合に揉負たる方は秋の田ノ實よからぬためしにいへば、われ負じとおのも〳〵力をつくしけるとなむ。しかして後、大友、守屋ともにのりとごとはしまりぬとなもいへる。是を並ては保呂波の五日堂とぞいひける。四日の日峯に登る人々うちむれ路もさりあへず、わる口、大口利クをこゝにて惡態といふ。そをわれ劣らじと口々に云ひ罵詈りける事は、都の祇園の削掛、尾張の天道祭、みちのく江刺ノ郡黑石の妙見祭なンどのごとく、親子居ならびてうち聞ク事あたはぬ事のみばかり、たゝおそくつのものかたり書なンどをこ

はだかに語りもて行くがごとし。此黒石の妙見堂は大同二年建立のまゝにて、正月七日蘇民將來の木札あまた入れたる級袋を捕らんと、あかはだかに犢鼻褌もせず押合、へし合あらそふためし、いづこにも〳〵あれど、此山のためしには似ざりけり。三月三日的矢の神事あり、彌勒堂の庭の杉のもとに杉のそぎたもて五尺まり角を作り、中に的を画き、鬼といふ字をなからに書て、柳の小弓に葦の箭はぎて、まづ一箭は空中にはなちてはやをとを射ぬ。桑の弓あしの矢をもて射る空のとよめるもかゝる事にや。鬼てふ文字は的に書く事つねながら、夜叉鬼といふによしもあるにや。

○四月朔日云々、神輿彌勒堂ヲ巡ル事三度ニシテ四方の隅々ニシテ獅子ヲ合セ、又御旅所ヲ前ノ如ク三度巡リ終テ彌勒堂ニ入（破テ修ス）。獅子ハ大庭ニシテ匍匐獅子ヲ舞フ（獅子ハ山吹テ枕ニシテ伏ス）。獅子は隼人に起り、狛犬を摹て俳優舞のためし也。また匍匐背をもたぐるを洞入りの曲といふ處あり、是を沼舘の八幡宮の獅子は錦小路といふ也。此山吹枕の事、ゆゑよしあらむか。强言ながらおのれ、こんぶせんはかねのみたけを摹したるおほむ山なれば、かくやきがね、黄金の色に咲る山振の花を敷てふしもやしけるものか。秋田ノ郡金足莊に出戸の菅神を祭るとて、三月二十四日の夕つかた軒に山吹をひし〳〵とさしぬ。こは菜種の神供のよしにや、かなせといふことによれるか、それとえしもおもひ定めねど、「簷棣棠花」といふ一ト卷を誌たり。

○九月朔日爲恒例御獅子八澤木一郷ヲ舞フ也。里人穢ナケレバ家中祈禱ノ爲也トテ、御獅子ヲ請待シ

テ云々、御獅子三度巡リテ稲穗ヲ枕トシテ伏ス、云々とあり。まことに山吹枕と云ひ、稲穗の枕といひ、いづらも〳〵よしある事ならむかし。また薦枕などにもおもひよれるか。

○十一月七日神樂之次第。○大拍子、大鼓、笛、銅拍子ヲ合奏ス○次舞臺清メ、大盞一ッヲ膳一膳ニ載セ、舞臺ニ備ヘ加持ス○次祓修行膳十五膳ニ米、小餅二品ヲ入舞臺ニ備ヘ、膳毎ニ大盃ヲ載酒ヲツギ、紙ヲヒネリテ盃中ニ入レ、樂器ヲ調テ祓ヲ修ス。湯釜ノ前ニ座シテ幣帛ヲ振リ修持シ、其時謠フ歌ニ○霜月ハ霜ヲ戴ク八少女ノ心モスメレアサクラノ聲。○次ケンザン○次湯清淨○次五調子○次湯加持神樂役湯幣木ヲ持テ四方ヲ拜シ舞フ○次神子舞○次湯加持○次神子舞○次湯加持○次湯加持○次神子舞○次中倉鷄兜ヲ冠リ帷子ノ上ニ淨衣着シ、假衫ニ脚半ヲシ腰ニ(三十六童子ノ形ト桂男ノ形トヲ紙ニ裁テ桃ノ枝ニ付ル)指テ湯幣ヲ取リ舞フ。次ニ幣帛二本ヲ左右ノ手ニ持テ舞フ。次ニ器物ニ小餅ヲ入レテ舞フ。次ニ榊ヲ持テ舞フ○次湯加持○次神子舞○次繼湯一之釜諸社ヘ御湯ヲ献シ參詣ノ者ノ頭ヘ灌イデ戴シム○次湯加持○次神子舞○次繼湯二之釜一之釜ニ準ス○次湯加持○次神子舞○次繼三之釜二之釜ニ準ス○次神子舞六郡ノ古戰場數ケ城ヘ御湯ヲ捧ク○次劔舞、神子兩人立テ寶劔ヲ拔テ舞フ。

此時諷フ歌ニ、

○東方ヨリ今ゾヨリマス長濱ノアシゲノ駒ニ手綱ヨリカケ。

○寄リマサバハヤヨリマセヤサハラギノサハラノ山ニサハルクマナク。

○ヲシ鳥ノ行モカヘルモ知ラズシテ何トテ波路ツスレザルモノ。

○侍ノ飼フベキモノハ庭ノ鳥カケヨ〳〵トウタフナルモノ。

○侍ノユトノニ立シシユラノ聲シユラノ八重雲タフトナルモノ。

○曉ノヒヲ鳥コヱニ目ガサメテヨロヒヲタヽミテ袖ヲ枕ニ。」

云々と見えたり。予、こたひ文政七年甲申ノ霜零月ノ七日、幸に八澤木の大友氏の家に在りてけふの御神樂に會ひ奉りて

菅江眞澄

霜八度おく八澤城の笹の葉をたくさにとりてはらふ八少女。

しかよみてさゝぐ。

○大友家古記錄並○古物之圖摹

○與子孫遺書　大友氏の家譜なり。

○抑我家之元祖大友右衛門太郎藤原ノ吉親より行年已テに遠二千年ニ、代々相續て保呂羽山之神主守護として世々神職の家なれば、往古御開山之社記、舊記、ならびに家之系圖、由緒書等に至るまで數書傳來せしといへども、惜ィ哉天正年中、悉く火災燒亡のよし吉繼の覺書に見えたり。偶緣起、祝詞等相傳ふといへども、後來佛者の作と見得て、兩部習合之說雜亂して中々社稷之御舊共難レ定メ。尤信用に不レ足ラといへども、兩部習合の說も亦一向由緣なき事にもあらざるにや、知者は其習合の說をも取ル所有リて舊式古傳に相考へ、社稷の社稷たる明徵之推て知らるゝ事となれば、一向佛語なりと取捨んも甚ダ我執之至

り偏辟の義也。尙ホ此末を猥りに捨亡すべからざる事。然、取分御領　三社之御事などは專ラ此等の舊說古式に相本ト付、猶幽深の致有て、著細明白也と、苟も其人にあらずして淺識寡聞の某シ等が、更に沙汰すべき事にもあらずと聞え侍りき。恭惟は、神は正直を以て爲レ心と、抑モ社稷の祈禱は正に國家の榮衰廢興存亡に繫り、祭政幽明一致の道理にあるとなれば、其司職たるもの猶可レ畏愼の肝要也。然るに、我家往古一人の祭主にして國家の祈禱リを宰り、諸衆の神人の冠サたりといへども、末の世に至りて威を爭ふ者出て、終に邪佞讒謀の爲に蔽ひ昧まされて、近來將タ非禮街に滿充ば我儕底の凡愚は不知不識奪ハれて、與に邪穢に墮落する事口惜ツ歎ケ敷キ事也。從レ是後も我子孫たるもの、內外共に失ひて增ミ疑惑せむことを恐レ憂フといへども、家の舊記は天正、寬永二度の火難に亡て傳らず、往古の正說たしかならずといへども、凡二百年以來の事實は父祖の語り傳へし事、又古老の物語せしなど略聞傳へて、責ては家を不レル失ハまでの後鑑にもなれよと、其中にて似合敷事の粗事跡有ル事を片端書綴りて指置キ侍る者也。

掛も忝き保呂羽山に鎭座須尊神は、千早振往古は、朝日の豐榮登りに神威隆盛におはしまして、誠敬國に行はれ貴賤ノ尊崇も最無レ止、尙ホ百有餘年以前迄は宇津の威稜懸に殘りまして、御社領も五百石（八澤木村、上濡村、猿田村之內にて）橫手の城主小野寺遠江守殿より被レ爲二寄附一、五人の明堂、十八の殿原、其外役々の神人四時の祭禮無ニク間斷一、國民の尊敬も不レ斜、宇豆の神德は他邦まで光被給ひて、遠國近國參詣之輩引もたえず。殊には其頃國富民豐にして、每日奉納の御掛物、金銀、米錢、諸神事料拜受し奉れば、先祖大友小太郎自然に

家富、横手の城主と富貴を爭ふ勢にや、當時の世俗、横手の殿に可レ成歟保呂羽の別當になるべきかと諺にも云ること也。或穀番のもの、晝夜となく數十人の參詣を襲して不レ耕して食ふといひ、或糟塚、魚塚有りたりと云ふ、或は富有の餘り駒の角なきはかりと云、或神馬の惡馬は咆て外柵に繫て歸りたりと云、或奉納の鏡は俵に入レ、刀、脇指は束ねて積置、寛永の火事に燒て今の御宮の釘金物に用ひたりといひ、或家大にして梁の上に人罷れ、亭に妖物住て晝もひとり行事不能と云ひ、又萬治年中に下人角内といふもの、屋鋪の端にて古錢百貫文あまり掘出す、あまりふる過て通用せすといへり。同國由利郡本莊之城主六郷豐前守殿へ、女(むすめ)を鳥海別當瀧澤圓壽疎也といふ嫁せし事などまだ百年にも不レ過にや。使者飛脚往來せしもの、長生して語りしを直キに聞侍りき此腹に女子一人生れ、何かし殿大名へ縁組ありしを、十五歳にして卒すといふ。同國由理郡岩屋之城主岩屋能登守殿へも、互に往來音信贈答せしよし御宮殿御建立の時、岩屋領羽廣村は人足運ひ方は勝手よく、御箱棟木を得て用ひたりといへり。其後例に誤り御造營の度々、羽廣村遠藤和泉かたより擧ゲ用ひたり。元祿年中御郡境爭論御利運以來者不ニ上用一也。從ニ江戸一御巡見衆御下向之節も直に書通贈答せしよし飛脚讃岐といへる者最上の内まで遣はせしに、直に召ていわく、此書狀甚だ能書也、志摩守直筆にや、又祐筆の書たりやと問給へは讃岐畏てこいや志摩守手つからかゝれ申たりと答しなと今に傳へ申き。保呂羽山は女人不參之靈場にして、樂器之たぐひ但し大鼓なとすべて皮の分忌憚り、麓なる神樂習合以來彌勒堂といひ、本宮といひ爭ひて不決、實は神樂所なり殿に於て御湯立神樂、惣して歌舞の神事は往古來今被ニ執行一、百有餘歳以前迄は守屋氏神樂守屋氏いまに於て神樂率導職勤レ之。則神樂役社人は守屋家內に屬す。是その據也役として代々職レ之、則神樂殿の爲ニ守護一號に依て守屋守太夫の名なりともいへり。然る處に百年以前　天英君關東より遷封の御時大國より小邦へ封せられ給へば各本領を減ぜらるゝ、時我か神地をも是に準へ減ぜられて、新に五十石になるといへり　神主大友氏幼稚歳四にして和泉と云る者に養育せられて、神事公界は萬端守屋に任せて事を執らしむ今も汚穢不淨の時は神樂役に任し讓ることなり。御入國之初メより神主名代として令ニ出勤一、貪慾恣にして幼主を蔑し如何訴へせしや、此時神領を五十石の內廿六石は大友氏、廿四石は守屋氏、後又御供田十二石は大友氏、七石は守屋氏と相分る分地して、爰に初メて御神領を貪り自ラ兩別當と號し、神主と威を爭ひ、奢り日月に息(やむ)事なし或說に、此時我家守屋が爲に亡びたり、時に家弟大田小次

郎、家臣和泉、幼主を懐て羽陽へ趣んと欲して南檜岡へさしかゝる。また其頃民家まれにして土地ひらけず、大葦原を押分〳〵通らんとするに、折ふし御國替の砌扶持はなれの足輕躰のもの方〳〵に流浪して、追剥强盗せしに逢ひ頗る難儀に及ぶといへども漸此難をしのぎ彼處を通ることあたはずして本通へ廻り、羽陽へ結て右の意趣を訴へたり。故に此二家別て忠義の者也と今に傳ていへり。

和泉、讃岐といへる者甚だ慍りて守屋に指違んとし、或は此事訴へむとして一向心意を病しむといへども、時の勢ひにも不レ及にや、其事不遂して終れりと。然れども、まだ其職（神前導師は大友氏、神樂座導師は守屋氏）を借するには至らずといへども是レ爭ひの端と成りて、夫より以來代々混雜して、慶安四年於二吉田一兩人爲二繼目一上京せしめ相爭ひ、承應三年江戸に於て法內大宮羽廣和泉と諍論之時、爲二證人一兩人令二參府一相爭ひ、惣而曾祖の時まで神事の度每に劔刀の刃をみがき、武藝を勵し、付從ふ者までも一門（吉永の舍弟勘兵衛、甚九郎宗子傳四郎（父永貞の實父也）取分氣質勇猛なり）家頼不レ殘生キて皈らじと誓ひて、おのれ〳〵の力を爭ッ事さながら戰場に出るにひとしく、いとあさましかりしとかや。故守屋代々力を以て勝事あたはす、巧ミを以て勝むと謀り朝暮是を心として　鑑照君御時代明曆年中守屋又タ訴て云、某代々神恩を蒙り御神領を所務すといへども、宮殿御建立に不レ預偏へに神地を貪り居ルに似たり。依て神慮の恐れ不尠、希くは蒙二上命一、向後志摩と兩人經營し奉る事を得せしめ給へと（戸村十太夫殿、多賀谷左兵衛殿へ手より）年を重ねて訴へせしと也。是偏へに表は直に聞へて、裏には利心を挾み萬端混合せんと巧みたると也。吉永是を知て、目前災害の至らんことを恐れて達而雖レ拒レ之（但梅津半右衛門殿に依て拒之、不幸にして早く卒すといへり）終に　鑑照君御許容有て、明曆四年三月八日爲二上使一（沼井四郎兵衛、清水八兵衛）命之趣手形に書て引替て于レ今傳ふ（御建立は兩人相談仕、其外跡々の通可二相守一との上意に任て、外は守屋手を入るに不及。）然る後守屋御建立に加ふるもの也。しかる故に、尙隨二先例一神前の御事はさして犯ス事不レ能といへども、

自レ是以來は上ミにもおのづから兩別當としろしめす事なれば、臨時の御祈禱も兩人に被命吏になれば、神蔭山（みかげ）もいつとなく兩家の下知となる。本より末社は惣而我家の所司也といへども、時々又謀計を以て下居社、神樂殿、白山社の三社も又彼が計意と成り了る。是みな近來の費にして全く神事に障る處也。如斯、神職として世々混亂し正邪の分辨（わいだめ）もさたかならされば、且は尊神の恐れ、隨而家の爲にもかゝる事なればもらしがたくて、聞たるまゝに末社の由緣をも略書（ほゞ）付るもの也。

〇下居社　習合の説普賢堂といふ、下第一の末社にして、御貴は女人參詣を不レ許。故に、此社に於て女人奉ニ遙拜一所なり。

是祭神別神に非す、實は婦人の遙拜所也。倶に往古大友氏所レ主にして代々是を下知すといへども、近來又守屋が計意と成たるゆゑは、去ル頃ロ守屋伊豆が妹におけといへるを下居祠官遠藤薩摩に嫁し、內緣を求めて彼レを語らひ、一通の作り書付候。其文にいわく、今度御支配の內、下居堂御修造被成置候處に、不届申上御腹立に御座候。一澤之侫輩を賴み侘言申候得は、如ニ跡々之一被レ仰付忝奉存候、猶以來如在申間敷候、爲レ其書付指上申候以上。年號月日守屋守太夫殿。下居別當助左衛門。と、下居社建立御判紙二枚とを得て、又其預り手形前の文言を入て、一右之通書附爲レ致請取申儀には無之候得共中尊儀候故先々ケ樣に爲レ致申候。如何樣御本堂御建立相極り申候はゝ書付相返し可申候。一跡々御判紙二枚預置申候爲レ念一筆相渡申候以上、明暦元年十一月十二日下居別當助左衛門殿。保呂羽別當守屋守太夫。を書て是を薩摩に與へて、右御建立願之手段とせむとして實は薩摩も巧めり。是より後守屋に隨ひて我家の下知を不レ受ケ、强而訴むとすれば守屋と御建立を爭ふ折からなれば、再三之公事憚リ多クて止たりと吉永の覺書にも見えたり。果して薩摩が曾孫守九郎ニ至て、科（とが）なくして守屋が爲に亡ひたり。

〇神樂殿　習合の説に、彌勒共本宮共云。御本社は女人不參、樂器の類憚レ之、此殿に於て御湯立神樂、歌舞の神事行はる所也。

是又元來大友氏所レ司也といへり。守屋神樂座たりし時下知を受て守レ之、散錢、懸物まで百年已前は守屋に與へさりしとなり。其後我儘にして下知を不受、勢ひ既に募るに隨ひて自然に押領せしものなりといへり、今に事跡を以て相考るに符合する事多し。彼レ又兩部習合の說の片端に誤りて雜々の妄言を設ケて曰、保呂羽山尊神御鎭座の初メ、先ツ此宮に四五百年も御鎭座おはしまして、其後守屋が先祖今の御宮所を見立て勸請し奉れば、此宮は本なる故に本宮といい、我レは其本なる故に本別當也と、樹木の古きを便りて似合敷も哢り、世間の人を惑ハし、奉納の諸物を貪る方便とす。掛も畏き吾カ　尊神は、延喜式に所レ載神祇出羽國九座、當領郡三座之內保呂羽山　波宇志別神社。上久　王命に依て郡境の嶺に鎭座し給ひ國土無窮の守護御ス神にておはしませば、愚なるかな邊鄙の賤夫の所意にまかせて、彼方此方と宮所を得遷さんや。已に不レ知や、源の賴朝卿　鶴ガ岡八幡宮御勸請之事、本朝の惣領征夷大將軍にして、猶竊の字ある事を先達の發明又タ著し。若シ果して我人の所意に寄るとならは、世間にあまねき狐堂の類ヒならむか。無知亡雜の說ながら餘りに神慮をも不レ恐、無雙の尊神を以て淫祠原廟の類ひに取リ成シ、當世ノ愚民を惑はし、神明を掠め奉る事瀆敷無ニ勿躰一事なり。畢竟おのれを亢ぶらんとする私意より起りて近來彼レが非禮彌增シ、年初五日奉幣にも絕ニ列席一事良久し。餘りは穢はしくして態サと不レ言、猶行末も左あるべければ、後世疑とならむ事を恐れて略記し置もの也。

〇白山社　麓の末祠なり。

保呂羽山末祠白山ノ社二座、倶に往古我家之所レ司也といへり。然るに延寳三年、麓の白山は守屋が支配たるよし人を以て云はしめたり。爰に初メて不慮の難題を得て、是非を論じて終に不決、不レ得レ已して時の主宰今宮攝津守殿へ訴レ之。しかるに先年曾祖父吉永、白山社爲ニ造營一材木御判紙を給はりて守屋にも見せ、社祠彌兵衛に與へて令ニ造立一。時に守屋謀りて、又麓の文字を入て同じ御判紙を得て竊(ひそか)に隱し、杉二本を寄進と云ヒて社祠へ與へ、歳を待て延寳に至りて相爭ふ。於レ是ニ末社に白山二座なるを以て、守屋が巧ミし麓の文字、依リて彼レが計意と成ルといへり。是等ノ混雜に依て、向後御判紙願口上書兩判を以て可ニ申立一由被仰て後は是に從ふ。然るに延寳五年、屋鋪の臺新鳥居堅替御判紙願口上書を以て加判を取に遣したるに、保呂羽山鳥居と書て中一字明たり。闕字ならむと思ひて子細なく判形出せしに、其後一二の鳥居爭ひの時證據として出したるを見るに一の文字を入たり。然れども墨色格別にて、しかも一の字書誤りて二の字のやうに書たり。これたゝことにあらずとて、人みな不思議をなしたりと云へり。近頃又、信田見長根山是御宮殿御建立の時檜木、階シ木、惣べて雜木御用の爲御蔭山相次て林立、本より我領地の中なれば、百姓則山守に付置先年より主るところの山なりを以て、白山堂林に準へて强て押領せんとす。是本より我ガ神領の中にして代々主どる所なれば、不レ得レ已父永貞訴ヘを遂クるといへども未決。

冬十一月七日御式日御神樂勤行之事、同月一日より齋明盛服して謹而以て我先祖代々祭レ之。本より天下國家の御祈禱、尤一社の重祭也。しかるに守屋同月六日爲ニ式日一神樂勤行之事、彼レ元來神樂役たるに依て後來勝手を以て定め、一日先なるを以て美目とし是を云へる事いまだ不レ已、近來の事にして吉永の書付にも日不定と見えたり。夫祭禮、式月式日等の義、甚深の旨ありて定めらるといへば私に不レ

可ニ背犯一七日齋といふことはあれとも六日齋といふことを聞す。彼又神樂役出雲以下の社人、六日の神樂の終り悉く潔齋を下りて又七日ニ勤之。是舊きを輕んじ新しきを重くする費也。甚ダ非禮至り、故に神事に妨けあるところなり。殊に十一月七日は一陽來復此日に當るとなれば、神事正サに可被行日勿論也。苟クも神事たる所以ンをしらされば、猥リに先後を爭ひ上古の祭日を替る事後世猶難レ計、時の毀譽を以て舊例を亂るへからず。我子孫たるもの愼而怠ることなかれ。

寛文十三年曾祖父吉永老年ノ秋、九月一日御獅子廻リ之席キより事起りて守屋と座の上下を爭ふ。時の宰主今宮攝津守殿へ訴へて互ヒの意趣を述ぶ。於是、社例の舊式古法に依て被遂糺明此時守屋が社人忠助といふもの、吉永を謗るに依て尊神を輕しめ、忽ち神罰に當り死すといへり彌任ニ先例一左右を不撰志摩が可レ爲ニ上座一、尤神事參勤之事不レ可レ亂ニ古法一。若將於ニ違犯一者不屆之旨委細書付を以て堅く蒙レ仰此時吉永老年、宗子傳四郎死去ニ二男久兵衞則續、祖父志摩守吉廣也。三男奥左衞門名代として出ツ。則宿主彌惣右衞門を召シて是を書寫して、後しりへに列座ス聞番の連名を書シて予レ今傳ふ。秘藏すべき證文也。其後今宮殿不幸に逢ひ給ひて、延寶九年祖父吉廣と守屋丹後と社家大頭の蒙命、これより以來は役義同列たるに依て或は先官、或は古役を以て相爭ひ又是に加ふるに、或寛文年中神領御極印に守屋拜地の分有、高八十石にも不過を百五十石とし知行高增たるを證とし、猶威とらんとする事未止。又古例を破らむと欲し、元祿六年父永貞家の一字吉也。但し障る事有て改ニ永貞ニ也家督御目見得德雲院樣御時之時、守屋先官なるを以て時の寺社奉行中川宮内殿、梅津內藏之丞殿所へ訴へて相爭ひ、享保五年某福命よしのぶ本吉命也。吉の字將軍綱吉公へ障り京都吉田に於て福の字に改む家督之時、守屋遠江古役なるを以て時の寺社御奉行小貫儀右衞門殿福原彥太夫殿所へ訴へて又爭ふといへども、終に右之證文を以て決して先例を不變といへども、是が爲に被惱て訴詔未だ且而息時やむときなければ、おのづから汚濁に落入り、貴人に諂ふことも又タ

息マず。されば、いつとなく威貶(おと)され勢ひ削られて、今やさながら奴僕のごとし。如何ぞ社稷の祠官たらむや。又何ぞ勅許之位階を瀆さゝらんや。是皆求めて下る所以ン也、嗚呼哀ヒかな。天地を父母とする時は夷狄も皆是兄弟也。況や一社の神職に於をや。我　尊神に事奉(つかふまつ)らむ者は誰レしも水魚のおもひをなし、内外清淨にして國家の祈禱を事とせばおのづから感應の道も速かならむに、何ぞ私欲を懷て適莫彼我の意思不レ絕、神の照覽いとおそろし。しかれども、我カ先や不レ得レ已して彼に應ずといへども、清く邪欲の謀計なく、取分ヶ曾祖父吉永府君は其生れ質直にして慈愛の心いと深く、下賤のものを好(よく)憐み、乞人をも所々より乞食土産をもち來り、又鉢位山遷宮の節は、大森村にいのと云へる乞食猛勢をおしわけ〳〵見舞に出るといへりおとしめさる事いまに傳へて笑へども、德ある故に恥させず、積善餘慶子孫に蒙フり父永貞に八子男子六人女子二人有リ、予がごときも又、去ル寶永年中忝クも天皇之蒙二　勅許一治部少輔從五位下に任せられ、我　尊神之祭祀に預る事冥加の至り、正サに先祖の德化にあらずや。最(いと)難有事也。

右之條々予が聞所の大抵也。文筆順和ならざるを以て後世必野心を挾むことなかれ。唯ダ其ノ紛々として家の古實を失はむことを憂る迄の覺也。將除二萬吉雜說一而擧二一心之定準一との神宣を意味すべし。あしく心得は子孫に惡凶を進むるに似たり、可レ愼義也。予若シ實に慍らば、何ぞ本宮ごときの妄言を破らずして是を子孫に讓らむや。夫人事の順逆は天道の陰陽のごとし。春夏秋冬日月晝夜道に非ずといふ事なく、富貴貧賤夷狄患難も亦道なり。君子は天をも不レ怨、人をも不レ咎と云り、全ク時の

盛衰、一己の私を以て心事を動すことなかれ。況や我家數世　尊神に奉仕りて歳中神事修行間斷なければ、此身則神物也。此身本より神物なる事を識得明辨して純一神道を崇ひ、神教を學び、從レ正爲ニ清淨ト、隨レ惡以爲ニ不淨ト との神記幽深の致を恐れ敬ひ、信心を發して天ヶ地チと際限なき神恩を報謝し、邦家の榮福を禱り奉る事有職のみちなり。感應は信心の厚薄によるとなれば、必ずや孺夫も爰に興起し、嚴密武毅の力を勵し、移レ善積レ悳、內外の不淨を解除して國家を以て任とし、神事修行不レ可レ有ニ怠慢ト事無上の忠孝、神道の肝要也。若又一毫の人欲を懷て外見のみを以てせば神罰立所に稟り、家を滅し身を失ふこと顯然として不レ遠、人心惟レ危し。我ヵ子孫たるもの勿ニ懈怠ト。

或人問フ。當社の使者は雉子也と云へり、伊勢に雞、八幡に鳩、春日に鹿、稻荷に狐などの類にて由緣有ことに侍りや、否哉。

答テ曰ク。此義は、取分ヶ當社の名義に就ても最極の神秘あるよし、其子細は猥りに口外すべからず。儒にも鬼神を敬て遠ザくと見得たり、然れば最極の秘說を以て輕々敷筆紙に顯はさんも空恐ろしければ、譬へ其奧旨を略聞窺ふことを有とも態と恐レ矣恐レ矣天不レル云は本意ならむか。希ハくば、子孫に於て此等の社秘にも自ら通曉する者あらば幸甚たるべし。抑々承應三歲十一月五日、曾祖父吉永之庶子杉松十三歲にして死す 改ニ雲月長空釋定門ト。 依レ之七日式日の御神樂も延引して、同月十九日吉日たるに任せて欲レ令ニ修行ト企ニ前齋ト十八日夜中に至りて下女又ダ死す。再び不慮の汚穢に依て舊例を怠る事或は恥ず、或は恐れて、死

躰を其儘屋の片タ角に推シ込メてふかく是を隱して、十九日早旦より注連を張り解除し、神前を飾供物如レ例調進し、神役集ひ寄りて既に神樂の儀式始マれり。然るにいづくともなく雌雄二ツの雉子亭の玄關より飛入りて、湯立釜の上なる梁に止りて、夜の亥の刻ばかりに神樂の儀式悉くをはるを待て飛さり、敢て神事に子細なかりきと、人みな奇異の思ひをなしたりといへり。實に誠敬を以て祭る時は神靈來格し給ひ、汚穢不淨を以てする時は如斯の奇特ある事、最難レ有神異也、係る例シを以て使者たるの說に疑ひなかるべき歟。

問フ。當社に女人の參詣を懼る事由緣あるや。俗に尊神は女躰にておはしませば忌給ふとの事、これら一向偏僻の卑說にして尤取るに足らず。但し神より辟給ひての義か、又此ノ方より恐れ憚りての儀か、如何樣社稷に女人を忌辟たまふべき義を不レ知、如何ン。

答曰。是レ予が淺識何ぞ知るに足らむや、定めて幽深の致もあらめ。乍去、今を以て見ればこそ不審も疑もあれ、往古御開山の頃は國郡漸く分れて未だ遠からず、況や遠國邊鄙の境にして鄕里も未だ開くるに足らず、增して深山幽谷をや。其景象を觀察するに大荒にして山澤深く、飛潛動走の物も猶數〱する事を不レ得、況ンや人倫に於てをや、草木も猶よく物言へるごとくなるべし。しからば婦女子の類ひ勸るとも如何ッせんや。靈基煌々として神威增シ新タなれば、女人の不時の不淨を恐れて誰レ戒シむる事なけれども、自然に禁忌と成りて半腹の丘岡に遙拜所を建て拜ましめたりと見得たり。其後掟定りて犯すは

非禮なれば、犯して神罰に當りたる者は間有レ之、守子石いにしへ守子禁戒を犯し強て登山して、たちまち神罰に當り石となりたるといへりの舊跡等は奇代の例なれども、神明不測の道理は更に凡慮の逮ぶ處にあらず。又いにしへ山氣盛むに烈しければ、自然に土地の變もあるべし、容易には論じ難し。倚ふかき旨も有べければ謹而向後先例を守り、敢て以て不レ可ニ背犯一事肝要也。

問。當山の神領百餘年以前迄五百石にして、八澤木、上溝、猿田の中と云る、其證ありや否哉。

答曰。右いふ天正、寛永に證文悉ク火失すといへば、古へは證文こそありつらめ、今いふ處は只古老の語り傳へしまで也。されど古老の説も間據なきにあらず。八澤木の中元木といへるは一の鳥居の下なり、此處の百姓等正月二日謠初に來る事我家の故習にして、古へ神地の例殘れりと云り。此作法了らされば、愼て親族といへども自分の年禮をつとむる事あたはず。又同所の中瀧之澤理右衛門といふものの祖は、元來我家の家頼也とも、又或説に肝煎なりともいへり。先祖にて得させたりとて、古き鞍鐙の片端今に殘りて有りと。此ノ者瀧之澤口寄合の時は、古例なりとて座上に居るといへり。又上溝村の中晝川に當社の御供田百五十束苅ほどあり、本より除き地にて、市郎兵衛といふもの先祖よりの田主也。右の田の中清淨善田一枚を選むで男齋して耕し、秋實のり收メて、十一月を待て七日御神樂に餅子、神酒になして供進し、餘りは籾にて持來るを、十二月二十五日男淨水し改レ座白米になして、大晦日より年初御供に家主代々齋して直に炊きて奉り、又守屋以下の社人にも一升宛を與へ御饌になさしめ、又其餘り

を以て、四日より五日まで登山の輩食に炊きて食ふ（或は四日の食色赤き事さながら血洒ぎたるが如し。人皆不思議をなして其由緣を尋るに、少女月水を恥て隱して炊きたり、是難有神靈也。）御供田十二石の外郷里を隔て如レ斯故實ある事、正に古への神領なる故なるべし。又或說に尊神紀州吉野より御來臨の御時、御晝ありし所也や迚此處の號を晝川と云ひ、其時の御舊跡（今に小さき森の中に淸水出る所あり、是御休所也迚今も里人穢ス事不レ能）も殘り、古へは鳥居も立たりといへり。いかさま此處には深き由緣も有や、年中潔齋は今も神領並ミにして鳥獸を不レ食。本より我がしる所の掠なれば毎年當社の午王御秡を拜頂し、正月四日式日として我家に年禮に來る事于レ今たえず。又猿田村の內にて、佐竹山城殿より御祭料として當社へ高五石を寄附せらる。今按するに、いにしへの神地也といへば、豫しめ知行し給ふ事を恐れ給ひての義歟不レ識。御祭領はいつかたよりも寄附有事なれども、分て此處には由緣あるにや。固より猿田一鄕は我ガ所レ知の掠也。是等みな古への神領といへる說に能かなへり。

問フ。予か元祖吉親より以來已デに及ニ千年一といへば、星霜良久しうして其間の故實は皆亡びて不レ傳ラ、只ダ名のみひとり存すること不審し。證文有や否や。

答テ曰ク。是緣起の說也。自佗は習合誤る共、名に誤りの有べきやうなし。殊に天正年中證文亡ンで僅に百四十餘年なれば、元祖の事は疎かならず誰レも傳へて可知事也。其ノ上何れの比出書か不レ識、日本伽藍記といふ書にも當社の事を記ルして、元祖吉親の事をも載たりと聞けば世間にも旣に著し。敢て不レ可レ疑歟。

問フ。法内觀勝院が事敢て神事に不レ預ラといへども、神前の丸鉢は彼が預る處にして、御縁日の度每家人遣し由利一郡の散錢、掛物まで所務し、且御建立之時柱壹本、步一人是を出すといへば、守屋遠江、遠藤孫太夫などに比すれば尙由緣有げに見え侍りぬ、如何ン。

答曰。緣起に所レ載遠藤藤次太郎が說彼レが元祖共、亦下居ノ祠官も遠藤氏、羽廣ノ祠官も遠藤氏なれば何れとも難レ定メ紛はしき事也。然れども是等の說は一向信しがたきことなり。如何ンとなれば、前にも論するごとく社稷　尊神御鎭座の所以ンは、幽深の致有て　王命を以て定めらるゝ事なれば、靈場尤モ私ならぬ事也。必しも我人の所爲に及ぶ所にあらざるや決せり、是皆後來佛氏混合の雜說也。倩以るに、本來社稷の神祇を修驗者の可レ預やうなし。哀ィ哉、中古以來世汚俗醨して敎化廢、蠱惑年に生り異端幻妖の譸說を信し、左しもの大社だに正邪の分辨さたかならず。如レ斯の例世に不レ尠と、況ンや邊鄙の地に於てをや。爰に諸社一覽記に云く、　金峯山有ニ吉野山ニ、祭所號ニ藏王權現ニ、人皇二十八代安閑天皇也、繼體天皇ノ長子也。

勾大兄廣國押武金日天皇、男大迹天皇長子、母云ニ目子媛ニ日本紀治二年十二月崩、葬ニ河内舊市高屋丘陵ニ、金峯山藏王權現是也。曆年史　昔役行者在ニ吉野山ニ、時現ニ釋迦像ニ、行者云、此形難レ度ニ衆生ニ、次彌勒形現、行者尙云未也、次藏王權現出、甚可レ悕良也、行者云、此我邦之能化也、云々。此說に依て　尊神を以て藏王權現とし、或は釋迦とし、或は彌勒、本宮の爭もありしと見えたり。故に吉野に專ラ役ノ行者を尊ぶ所

以に依て、吉野山伏と云て今も修驗者多しと云へり。愚按るに、畢竟これらの說に便りて本社の名義を假りて疑らくは、中頃神人の中一人修驗になして、由利一郡の參錢を與へて法內口を守らせ置たりと見えたり。其後領地分れて、自然に格別の樣に成たるにてあるべし。今より見れば疑はしきやうなれど、古へは利害の心薄ふして末の害をはからざるなるべし。又別に子細も有や不知。

問フ。羽廣口遠藤孫太夫が事、僅も御宮殿に於て綺事(いろふ)あたはずといへども正月五日奉幣に出席し、殊に岩城殿より社領三十石を寄附せられ羽廣末社を守護すれば、是も由利には保呂羽の祠官也といへり、如何ン。

答テ曰。俗に云へる在中別當といへる者にして何人(いくたり)も有べし。近くは鳥海山を以ても可識ル、庄內領、矢嶋領、本莊領各別當有といへども、祭主は莊內領一人に限りて他は皆ナ同列にあらずと、故に手を入るに不レ及と云り。殊に羽廣、坂部は、いにしへは八澤木一鄕の內なりとも云り、實(けに)も左有や、元祿年中平鹿、由利郡境諍論之時大半八澤木村の中に屬す、寺も當所曹溪寺の旦那場也。是等惣而自然の據也と見えたり。本より遠藤氏羽廣村末社（習合の說文殊堂と云、是も羽廣口遙拜所なるべし）祠官なり。其後領地分れて龜田領と成たる時、自ら領內祈禱の爲、本より神人なれば彼レに其儘神領を給はり置れたりと見えたり。故に、別に保呂羽山に由緣なし。五日の奉幣出席の事は遠藤に不可限、是以據とするに足らず。

享保七年壬寅三月　日

大友治部少輔従五位下　藤　原　朝　臣　福　命

於　履　泰　軒　書　之。

と見えたり。文政七年甲申十一月三日、八澤木の根阪なる大友氏にて此記錄摹をへぬ。こは二日の夕方にも書をへぬべかりしを、とみに持病おこりて晝つかたよりふして、やゝこゝちよげなるさき眠うちきざしてふしぬ。處は御蔭山とおぼしくて、峯に松生ひ櫻咲て旭のてれるに、白雉二ッ三ッその羽色黃金の光さゝやきたり。あな珍らしと見つゝしをれば、なほ山ふかくいくばくならむ、その數もしらず。また麓には黑羽の雉もあさりすと見つゝ、一こゑたつるに夢さめたり。こは、雉は保呂羽の御神のつかはしめとしきけて、その夢のさまを、

きゝす鳴おのかほろはの身の色も朝日ににほふ雪のおもかけ。

菅　江　眞　澄

さゝのあめ

享保十七年壬子正月二十一日、久保田の雲下翁くら／＼に來る。此人山方林助と云ひ、後隱居して雲下といへり。此とし六十八、正月八日の夜の夢に、　甘露とは保呂羽の山の笹のあめ、といふ句せしと見たり。あな尊き事と夢のうちに思ふほどに、處は御城出し御書院あたりとおぼしくて、三十斗姿いといとつやゝかに白キ装束にて、冠はめし給はで出むかひ給ふ。こは神人にてこそおはしまさめとゐやひぬ

かづくほどに、神人のたまふやうは、五月一日より五日までの內保呂羽山の笹を採り、みたらしの水にひたし淸めて、八木村の米もて飴を造りその笹に盛りて病人にあたへよ、かならずしるしあらむと、ねもころにのたまふ。雲下問ふ、その八木村とはいづこの村をか申候はんといへば神人仰らるゝに、今の八澤木の事也、百五六十年さきまで八澤木を八木邑と云ひし也、とのたまひしと見たり。まことに尊き夢のみさとしと、なみだ袖にこぼれぬ。さりけれど我又いかゝともせんすべなし。かゝる靈夢をむなしくたゝにあらむは神人に恐み奉る事なれば、我此事を傳たへまくとみにこゝへは來るとて、その夢の事つばらかに語りぬ。此夢のみさとしをおもへば、此八澤木を元龜、天正の頃まで八木村と云ひしか。今こと處に八木邑あれば、まぎらはしきまゝ澤てふ文字を加へたらむものか。なほ考ふべし。

木ノ根阪ノ上童子（金山彦御神也）は白坂に上に座（ませ）り。近き世に掘り出テしとて、かゝる石を誰か納るともなく社の内に置ぬ。今は人みな御正躰の如（ごと）に、まうづるたひにゐやびぬかつきぬ。

丙
乙
甲

保呂羽山木剣鬼頭之圖ニて示鬼面といとく古りたるもの
甲乙の間亘二尺五寸六分丙丁横ノ亘
壹尺九寸五六分
戊巳口ノ
横ノ亘一尺四寸六分
庚辛眼ノ
亘三寸六分
壬癸角ノ長
壹尺一寸六分
壬
陽形
ヲカタ
甲
癸
ト

大サ凡如陽鬼
陰形（メガタ）鬼板

古物之仁王尊ノ圖
河内國春日部の
元正天皇の
時代の
名工

大森城主小野寺孫五郎康道馬術傳書ノ切レ摹書

大友氏家藏

○保呂波能山路物話

○塚ものがたり

○塚は築の義にして、さとびごとにつかぬるといへるも此よしにや。かならず葬地のみをいふにあらず、一里堆、十里堆もみな此たぐひにこそあらめ。

○石塚は保呂羽山の二ノ神門の邊に在り。此古塚崩れて一尺に餘る雷斧石出たり、其石ノ色青ク光澤ありて、もとも希なるもの也。また頭槌、劔の柄頭めける石を掘りうるよし。萬葉集に燒太刀の手預とよめり、倭訓栞にかぶつち、日本紀に頭槌と書り、劔の名也。歌にかぶつゝい、いしつゝいともよめり、ついはち也、今大和ノ三輪山ノあたりにもありて甚古雅の器也と見えたり。此地より掘りえたる石品もいと〳〵希なる奇石なれば、三輪山のたぐひにこそあらめ、三輪山の石には露をかくる穴まて備レりといへり。此保呂羽山の石を大友吉言、天壽院君従四位下侍從義和公をまをすに献るといへり。

○太田塚　太田小治郎某は本ト大友氏也、大友家に無二の忠信の人也。仁王門にいと近く此太田が塚松あり。其太田小治郎が後胤は、近隣の上溝邑の杉澤といふ處に栖る大友七右衛門といへる、それ也。

○臼井塚　一ノ鳥居の下つ方、路の傍に在り。大森内記、とし老て憐好といへり、大友家に在りて身ま

かれり。憐好、我を葬ば保呂羽山の見ゆるあたりに塚せよといへり、遺命なればとて、しか此坂の邊ッに埋みたるとなもいへる。大森内記は大森ノ城主小野寺孫五郎康道の落胤、妾腹ノ長男たりしが、大森落城の後薄井邑に在りて臼井を家苗とせり。大友家にては内縁ありしよしを傳ふ、臼井家の傳へには大友家の結構せし人といへり、いづらかいづらならむ。大友志摩守へ小野寺儀右衞門直道ノ贈られし文通の中に云ク、以別紙可申入候得共臼井内記一郎右衞門へも一傳申候、云々と見えたり。臼井内記某憐好翁が後は、能代に在りて臼井春南といひし醫師なりしか、久保田にうつりて臼井省軒といへり、今は身まかれり。其末おなしう榮えて茶肆梅の丁といふ處に栖家り。

○經　塚　いにしへ大友氏某の室、佛經をになう信敬あけくれ保呂波の御神に御誦經して、やゝ老て身まかれり。その後の一室に、ほくゐきやうをはじめあまたの經典の殘りければ、神ぬしの家におはぬ經どもなれば、みな塚に籠めて築たりといふ。堀切といふ處に在る也。

○下居塚　は上八澤木村の田の中に在るさゝやかの塚也。遠藤數馬が家よりは半町斗、先明院といふ修驗者の佛刹にいと近し。此あたりの田地字はみな塚下ダなンどぞいへる。そもく此下ッ居塚は、天平寶字元年に先ッ此地に權宮を建て、後チ今の保呂波山の守兒石近く移したらむ、その行宮の舊跡なる事いちじろし。そのあたりに雪吹の柳の古木の跡あり、此柳の事は字地話の處に精にかたるべし。

○梵天塚　いにしへ保呂羽の尊神御遷幸のとき大幣立し處、世俗おほみぬさをぼむでんとはいふ也。

その梵天塚に大松の有しに鳥の窠塒り、さりければ塚巣と呼ぶ、今村名に負る事しか〳〵。此事塚巣澤のくだりにもつばらかにいひしが、またこゝにもかたる也。

○御座塚　此塚上溝村に在り。盲瞽を埋たるよしを語れとさにはあらず、いにしへ御神幸の神輿をすゑ奉りし處也。秋田ノ郡八龍湖にも三倉岬あり、人みなめくらはなといひ、また南部鹿角（古名上津野なり）の錦木塚の邊りに、皮投山の峯續にいや高き山あり、それをもめくらやまといふ。そは三柱の神の御座ありて三倉山、御座の嶽ともいふとなむ。

○舊地字處物語

○保呂羽山宮地御境内　○西○松倉（鞍掛石、胎内潜岩、妻夫石。）○北○御澤○葡谷地○鍛冶ヶ坂○衣掛松○御手洗ノ池、そが中に四ッの泉あり、二ッ泉は横長にして亘リ三四間、二ッは泉ノ形圓かにして八尺斗。○板橋といふあり。○三森（他領境也）○柳が澤。○東○若信太（巽の方に清水あり）○油盃○柞實長嶺。○南○鍋倉（清水あり）○牛ノ厩○蟹澤○乳森○大臺一本木（他領境也）。○是より參詣道也、南北左右に分ッ。○高杉、椿臺○祝祠柳、むかし正月ノ四日より雪吹いと〳〵はげしう、こしかた行方もしらず吹キに吹ケば、すべなう大柳の下トにて祝詞してゐやび飯りたりと語り傳ふ。其柳はむかしに枯レて名のみぞ立る、今はそのわたりに大銀杏一もとたてり。塚物語には雪吹ノ柳といひし也。○後ケ澤○八澤木澤○袖山、いと多き名也。袖山は本ト外山也、袖の渡リなども本トは外也。今近きに在る外小友といふ在所にても知るべし。○前田澤、いと多かる名也。もと

も門田はみな前田にこそあらめ。○燒平澤○熊の澤、こは獸の熊の事にや、また熊野ノ社なンどよりいへる名處にや。○舘の澤○若水澤、むかしよしある人のその舘に在りて、としの始にわか水むすびし泉のありけるにや。○大向野○熊野堂澤○大道寺、寺跡にや。○八森、同名多き也。○かぶきり杉、株切杉にや。また此あたりにて水虎(かつは)河童のよし也をかぶきりといへば、さるよしもあるにや。○蟹澤、同名前キにも聞えたり。○石畑。かふきり杉は仙北郡外小友境也、書落したれば此處に記すなり。○黒森澤○錠澤(マヽ)、此名いと多し。そは雨ふれば井堰なンどの水うち溢れける事をいかるといふ、埋(いか)る意也。もとも錨のよしにはあらず。○鐺見澤、鐺見内といへる處秋田ノ郡久保田、また仙北ノ郡にもあり、いかなるよしの名にや。蝦夷語にないは澤(さは)をいふ、やりみ澤もやりみ澤(ナイ)もおなしさまの意なるべし。○支天山マといへるは摩利支天を祭る山也。○あい杉の澤、文(あや)杉の澤にや、俗みな雲文(もくめ)の事より衣の文(あや)いへる事多し、此澤のさましかなれるにや。○舟越シ、男鹿の雄淌の渡に同名あり、舟木など伐り出したる處にや。いにしへより大河ありし處ともおもはれず。○荷坂○はづみ澤○まばたきが澤○甘池の澤、こは雨池にて雨水を湛へるよりいへる名也。○切通シ、いづこにも聞し名也。朝夷奈が切通しは鎌倉に在りて人能く知れり。○經塚、ゆゑよし塚物語につばらかにしるしつ。○小城戸、大友氏の裡路あるよりいひしか。○牛尾茱平(しほでひら)○西ノ平(ひら)○祝澤○小澤○馬場○鳥越エ、いと多き名也。さりけれど此あたりは古道にて、いにしへ保呂羽の鳥居ありし處といへり。○獅子長根。獅子澤、獅子山、獅子岩なといひて多き名也。○松原山○琵琶流シ、琵琶石といふあり、琵琶形

石といひさま〴〵の說あれど、古道にして琵琶法師がその石より琵琶おとしたらむか。坑場の跡あり、むかし掘りたりけむ。○小瀧○櫻長根○大澤○赤平峠○茨澤○扇平、阿仁の小澤に同名あり。そこにうたふ石碎うたに、扇平とは聞さへ涼しなど。堀戸の內○葭谷地○澤路○六盃澤○ぼな澤○ごわ澤、火燧石、蓙石とてむしろ形ある岩あるよし。○柴倉○狼澤○かね山、敷あるよしをいへり。○大石が澤○大藤が澤○畑が澤○石倉○新田澤○堤が澤○さぶ澤○引廻しの澤○是までを堀戸尻といふ○松茸山○長坂山○白坂○すみが澤○寺澤サツプツ澤ともいふむかしの寺跡なり。○枯レ木か澤○大澤○穴澤○五加美澤○田の澤○蒲澤○葛が澤○妻夫石○仁王堂澤。　○南の方○塚巣澤○寄リ木山○瀧の澤○藤倉ノ瀧○馬場○大澤○釜澤○神宮澤○うつみ澤○牡丹森○大長根○釜澤○鳶長根○寺澤むかしの寺あと。○叉城澤○山の神杉○苅干澤○枕澤○立山の澤○油澤○地頭澤○大館ノ澤○小館ノ澤○新ン山○向ヒの澤○田の澤○すみが澤○源六澤○龍の駒立○栩の木澤○沼の澤○手取が澤○くつちや澤○かつちや澤○甘澤○大平ラ澤○池の澤○傾城森○咽石あり○孫次郎澤○つくし森由利忠八大森城を遠見せし處といへり。○小屋の臺同古戰場なりといふ。○七が臺○南が澤○論ン田ン澤○高平ラ河童淵○猪ナ平○石高○へたの澤○貝小の澤○なほかぞふるにいとまなく、また同名もいと多し。

○狐の名

○馬場のしゆんこ　○葉摘澤のあぐりこ杉ノ宮元道田に同名あり　○本木のさんこ、長助　○上ヘノ臺のうんのこ

○高比良の大千坊　○野中の千光坊　○石畑の小平六。

此本木村にさんこ、長介といふ牝牡の狐あるよしは、近きとしならむ、その山里の人に狐魅り。移託神子にとはせ梓にかくれば、われはとしふる狐なれど今は栖家なし、さゝやかにても祉たてて住ませよとかむかゝりあれば、そのぬし何と申名にやとゝへば、さんこと祭るべしとて去き。それよりさんこの神ともいふといへり。是を考ふに、狐は稻荷の神使にて三狐專女といへば、さんことことあけせしもゆゑやあらむ。谷川士清ノ云、伊勢鎭坐記に宇賀ノ御魂ノ神、亦ノ名、專女三狐ノ神といふによれり云々。三狐は御饌津神の義なれば、うべ〳〵しきこと也。

○八澤城彌多話

○北といふ處あり。北は北野を略いふ也。こゝを北野といへるゆゑよしをもて、菅神を遷し齋奉れり。そこに寺あり、曹溪寺といふ禪刹也。此寺より三四丁酉に林あり、その林のあたりは古道にして、いにしへ大杉あり。大杉のもとに古堂あり、その杉に蓑、笠、衣なんどを掛て保呂羽山に詣で、あるは此堂に隱て明しぬ。そをもて此堂を籠り堂といひ、大杉あるをめじるしに、こもり峠の大杉見ゆなんど云ひて登りしともいへる。おのれ是を考ふに、人の隱しよりいふべけれど、そはもと吉野山の神々を此にうつしまつりて齋まつりたらむ籠守ノ神社、（底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后四座を祭りて、津國住吉神社にひとし）にこそ座しまさめ。勝手ノ神社、また水分ノ祉もいづこにかくろひませしか、なほこゝにいにしへは遷まつりたらむ。下居ノ宮、其頓宮の蹟は田地となりぬ。さりけれど、近きなかむかしの頃までそれと人しれゝばこそ、雪吹の柳の本にて祝詞

してゐやびぬかつき奉りたらめ。

○吉野山に蛙飛といふ事あり。そは正月（マヽ）　藏王堂にて大なる蛙を作り、其大蝦蟆の內に人入りて、此大蛙二ッ三ッ三尺四尺と飛あがるなり。身重く肥滿たる人もかろ／＼と飛あがる事、あやしきこと也。此事はあらゆる日記、また世に人知れる新季寄とて、はいかいの書どもにも見えたり。此保呂羽山の五日堂の押合も、躶に肌走にて左右の手をさゝげたるは蟇のさま也。是は芳野山の蟾蜍飛の神事や摹たらむかし。

○扇平といふ處あり。吉野の山口に堂あり、大峯登山の新客此堂に入りて懺悔して、要はなちたる扇もてわが身を解除ぬ。しかして後は堂の師、祝言とて新客ノ者に神酒をたうびぬ。此堂に蟹目なき扇山なすばかり積たり。此處を懺悔堂と云ひ、また扇堂といふ人もあるなり。此事、峯ノ吉川の扇堂の處にも誌たり。扇比良の名は、いにしへしか芳野を摹したるとき、さる堂もやありつらむ處か。阿仁の小澤の扇平てふ處はいにしへ坑場のありしころ、さわたる金堀等が、似たるをもて此よりうつしもて付たる名ならむか。かくて新客ら異口同音に、懺悔／＼六根清淨大峯（おみねともいへるなり）八大金剛童子、といふ事を唱へもて登る也。

○赤平ラ山の丹嶂のやうなる處を櫻長根といふ。ながねは築羽根、甲斐が峯、不二がねのごと、長根は長峯也。吉野山にも、一目千本といふあたりを櫻ながねとか、櫻なかめにかいひしとおほえたり。此處の

さくらながねも、むかしは櫻のこゝら咲て、雲か錦かとたとりたりしものがたりあり。

○葛ヶ澤　もとも葛蔓の多かりし名ならむ。これをおもふに、奥羽の山賤は多く葛蔓の事を久叙と方言に、此處のみ久受といへるは此葛は國栖にて、天平寶字の世に、それらが後胤なども此處に來て住つるよりいひつぎし地名や。倭訓栞ニ云ク、くず、吉野郡國栖は神武天皇の時より見えて、應神天皇の時來獻して伎をなせしより、諸の節會に國栖ノ奏とて世々絶ず。延喜式に獻ニ御贄一奏ニ歌笛一毎節以ニ十七人一爲レ定と見え、北山抄に國栖奏ニ古風一、五成承平記ニ云ク其笛似ニ以レ指摩レ孔といへり。園大暦に、永仁四年正月七日罷ニ國栖坊家ノ奏一と見え、江次第に一献國栖奏、二献仰ニ御酒一勅使、三献内教坊別當奏舞妓奏と見ゆ、云々と見えたり。

○ある人の云ク、何ゆゑ女を保呂羽峯に止め給ひ、また下居ノ社、また守子石まではゆるし給ふやといへり。此處のみならず、靈地靈山にはいつこにも多し。今マ高野山の不動坂に女人堂あり、また花坂の方に捻石あり、そは守子石も捻石も、むかしそれまで女の登りしためし也。

○また問ふ、神樂殿ッと云ひ、本ト宮と云ひ、彌勒堂といふ、いづれかまことか。もとも彌勒佛は吉野山にゆゑあり、本ト宮といふはゆゑよしゆめ〳〵無キ事也、神樂殿ならむ。强説ながら、むかしより云ひ傳へて七福神といへるは、七柱の神達に擬らふ画そら事と云へり。そは壽老人は春日ノ神也、毘沙門天、福祿壽は鹿嶋、檝取の御神にて經津主、武甕槌ノ命也。辨財天女は嚴枍嶋姫、戎子は少彦名ノ命、大黒天は大

己貴命、布袋は鈿女命也といへり。ある佛書に、天上ノ彌勒、地下ノ布袋と見えたり。彌勒は布袋なりと云はゞ、布袋は鈿女命、鈿女命は神樂の祖神にして、彌勒堂は神樂殿なる事著き事也。そを何によりてか恐怖も舊宮なンどといふ虚言は誰か云ひ始しか、神もはらぐろにおぼしけむものか、かしこき事也。

○此彌澤城のふるき式は、月毎に朔日より五日まで、神ぬしの家には六日まで齋食せりけるも、吉野まうでの例をひきて御嶽精進のこゝろにやあらむかし。めでたきところ也。

○七とせばかりさきつとせの秋ならん、雄勝ノ郡湯澤の驛宿に相宿りせし由利ノ郡松井多治とか云ひし男、夕飯のあはせに菌煮たるを食はず膳より下ゲぬ。茸は嫌ひなるかといへば、否、さる事ならねど、吾が住む郷の本居の神の禁式なればたうびさふらはぬ也といへり。いづこにていかなる御神にやと問へば、いらへて云く、予居處は保呂羽山の西北に中りて野牛内といふ村也。そこに太子堂あり、祟禍きびしき御神也。一村にては閭に棟上ル事を忌てみな片廂也、その堂とひとしからぬさまにや。また茸をたつもゆゑよしあらんといへり。おのれ今は龜田に聟となりて、麪賣となりてそこことはせありきて、思はず菌の汁を吸てたちぐらみして、芋川へ落てこりとりて、神に申わけ奉りてやゝこゝろもとの如しといへり。そのいも川とはいづこにかある、そは保呂羽峯よりおつる瀧川也。そこに年を幾年經しともしらぬ大薯蕷のありしが、大蛇とくゑして降りぬ。さりければ其瀧をさして蕷飛泉といひ、その川を蕷川とはいへる也。むかしは由利と秋田と邦界あらがひのとき、神にまをして牛王寶印をいたゞき、此寶

印の御札留る處を極て秋田領ならむと、いもの瀧より流したりければ、ながれ〳〵て龜田ノ里近く止りぬ。今そこを牛王の瀬といへり。此牛王の瀬まで村々の民、此田地に佃る稻田は保呂羽の神山のした雫かゝれば、神田にひとしとて一粒たりともゆめ〳〵佛に供ふ事なく、佛の米とて本庄、矢嶋の領にて買求めて一とせがほど佛に奉るならはし也。また八澤木の潔齋いと〳〵嚴き事也。おのれが祖父なるものは八澤木に生れ、少きころは守屋などにてものならひたり。守屋はいと〳〵古キ家也、齒干のころ見しに書キ物いと多し。八澤木の村端芽のときより里長の家也、さるから其ときの書キ物は今も傳へていと多し。かくて瀧ノ澤の萬之丈といふもの里長の役をつとめ、天正の末ならむ今の中房村の角介かつとめて、そこを里長村といふ。後に遠藤氏の推擧にや下社家となり、笛の役にて御神樂つとめられしが、今は身もたち神ぬしとなりて、大友氏と坐をおなじうせらる。人の世、のぼればのほるものとつねに語られしなり。おのが方にも古書とも多かりしが、多くは澁紙となりしなどかたりしを、ものゝはしに記しおきたるをもて今こゝに記しぬ。今大友氏の古記ともを見れば、一承應元年矢嶋領法内大宮坊と、龜田領羽廣村和泉守と保呂羽山之牛王札出入之儀ニ付江戸表江訴出候ニ付、江戸寺社御奉行所より拙宅江御書を以左之通、云々。○八月十五日御祭右同斷。○同二十七日より九月朔日迄御獅子八澤木鄕中御廻之時役人の事。○御正躰は大友志摩守御守り申事。○笛之役　守屋伊豆仕申事。○皷之役　仁王ノ禰宜仕事。○御獅子頭は童子禰宜仕事。○跡獅子は白山禰宜仕事。　○霜月七日ニ大御神樂私處ニ而

仕事。〇伊豆御神樂仕候得共日限之定無御座候。

承應元年極月十九日　出羽國仙北保呂羽山別當

大友志摩守　印

右之通書付指上申候。」

云々といへる證文ともぞ有ける。

〇大友氏も本は大伴氏たらむ、ものに見えたり。また守屋氏も本は森谷氏たらむ、古記錄に見えたり。

信濃の諏方に守屋あり、五宮祝部といふ。

〇大友氏の祖、遠藤氏の祖は安閑天皇の御隨身などにて、その神靈(みたま)を保呂羽山に鎭坐(すう)。その人々はみなゆかりにや、大友ノ吉親、遠藤勝親みな同し藤原にて、勝親は大織冠鎌足公六世ノ孫藤原ノ俊麿の五男也。

大友も遠藤も親(ちか)ノ字通りたり。なほ考つべし。

〇神宮澤の近邊、またこゝ處にも古寺跡二ケ所まであり。是を考に、伽藍開基記に在る保呂羽山天國寺觀音院の跡にてやあらむか。また神宮澤には神宮寺有りたらむを、仙北郡古名山本郡江府ノ峯(えふのもにう)のあたりに遷したりけるかつして今いふ神宮寺ならむかし。なほ考ふべし。

○守屋氏由來

○守屋家

○守屋氏の家は八澤木の堂山の麓に在り。此家累世ノ家譜、家藏ノ器あり。當代守屋肇勝彭の上祖の像あり。また文通とも多し、此奥に記す。

○秋田城介殿福岡乳母ノ文。

○慶長九年　保呂羽山御宮調に付田處日向、石井肥前賄手形。

○同　十年　肝煎相勤候御黒印。

○慶長十一年　保呂羽山御宮御造營、田中越中守殿ヨリ書翰三通、並大工指圖書共ニ。

慶長十一年保呂羽山御堂造立之指図

○田中越中守殿ヨリ御祈禱申來候書翰。

○小場式部太輔殿ヨリ御祈禱申來候書翰七通内二通コレヲアグル。

○寛永二十年　鑑照院樣　德雲院樣御不例ニ付御祈禱威德院ヨリノ書附。

○松之助様江戸江御發駕ノ節大和田六右衛門ヨリ守屋伊豆、大友志摩兩人江御祈禱申來書翰。

○梶原美濃守入道ヨリ書翰一通。前後破ケレトモ是ニアクル。

土中より掘り出しとも点皿のとかけ玉石

青磁器古物甲乙亘一四寸六分

丙丁此亘三寸四分古南京出

古瀬戸焼茶碗也

此亘三寸三分

庚有曽石可

大サ大栗の

ごとし

所謂

津軽

瑪瑙

のことし

守屋氏家蔵

義経公扇子
守屋氏家蔵
守屋氏宝物書に源義経公当国へ

守屋氏上祖
木像之圖
高一尺二三寸
守屋氏家藏

後背之形凡如圖

雪出羽道（平鹿郡 四）

○守屋氏に殿原座敷とて眞正面に拾疊の一間あり、それに神事のとき十人の殿原（殿童なり）五人乍相對して居並ぶ。その十人の殿原といふは、○上八澤木村の遠藤助左衞門○中村の遠藤七兵衞○同遠藤數馬○同遠藤三藏○元木ノ村菊地八重郞○山崎村ノ高橋小左衞門○貫木（綱木に作れり）村の澁江住右衞門（又いふ太郎作）○守屋門前村阿部新左衞門○北村の鈴木作兵衞○上八澤木村ノ佐々木善三郞。しか十人なりしが、家乏しく家屋敷をうり、屋を替へなどしてむかしのさまならず。むかしにかはらぬは山崎の高橋小左衞門、綱木の澁江住右衞門也。さりけれどこの殿原といふは、そのいにしへ芳野山より御神遷幸ノ神輿に供奉せし人々なり。なかごろ小野寺家より出せり、そのころは加輿丁也。そもそも遠藤家の人さらにこそあらめ、遠藤家の上祖藤原勝親よりつかへたりし家臣ならむかし。今の十人の殿原おのもおのも座あらそひをし、また衣乏しくて此殿原座布に並ならぶものは門前の阿部新左衞門、山崎の高橋小左衞門、たゞ此兩人のみにして、十人のとのばらも兩人のとのばらとぞなりにける。

摩利支天山原本
摹寫之圖
甲童子ヶ瀧

一ノ鳥居
頼義
義家
陣所

不動堂不動の滝
己不動坂
影向石

本社

○八　澤ノ　莊

○いなぼのまくら
○山跡ノ介ものがたり
○のりとの柳

○大和ノ介物語
鬼ノ神太夫ノ横刀ノ由來
○下居宮ノ起元

并遠藤氏家譜　里長角助

○八澤木村　七右衞門

いなほのまくら

○いなほのまくら

といふ事は、保呂羽山の神あそびのゝち獅子儛せりけるに、洞入り、谷遊びなゞど、伶人采毳をかゝふりひれふしはらばふ曲あり。その時、春は山振を枕とし、秋の里めぐりには稻穗もて枕とすれば、一まきの名とす。

八束穗のいなほの枕坂まくらさか行民の奉るらし。　眞澄

○八澤木を夜叉鬼なゞど作し記あり。八澤木は彌澤端欠の約りなゞどにや。平鹿、仙北にわきてはつけ多し、そは八卦、八景、八毛なゞど假字なせり、山の峙ち、あるは欠崩たる地なゞどをもはらいへり。享保郡邑日記に、「八澤木と云は澤八ヶ所の義也、然れども何れの澤といふ事をしらず。澤の小名に八澤木といふ處も有り。高百五十八石九斗六升二合保呂羽山ノ神領、大友治部少輔、森谷遠江守領ス也。鄕高十

七石六斗一升三合御供田也。惣名ニ唱フ、家員次第支郷に在り。」と見えたり。南は彌三が澤といへる處を以て上溝村の堺とせり。八澤木川といふあり、其源は由理ノ郡ノ矢嶋境、また八澤木ノ小山、瀧の上へ、瀧の澤、塚巢ノ澤、北は堀戸、葛ヶ澤なンどの山々のしたゞり、小澤〳〵の小流もひとつに落會ひ、其水小河と成りて上溝村を經て、大森村と本郷村との中を流ぬ。それには天下橋とて名だゝる板橋をかけて旅人の往來せり。其水たゞちに御膳川に入りぬ。此八澤木の巳午の中に上溝村あり、此處には山口なる中房を隣リとせり。

○中房村

○此邑は八澤木の郷のさゝ入に在り。中房はいかなるよしにや、中坊なンどの義もあらむか。秋田ノ郡小阿仁ノ莊の山踰えの路、峯のたをりに村あり、中朦といふ。中房、中朦、能ク相似たる村名也。中房に里長住めば、肝煎村なンど俚俗のもはらいへり。郡邑記に家員八軒、今六戸あり。里長を長谷山角助といふ。横手ノ城主小野寺の時世より、うち續キ十九代保長たる家といへり。そは山マ古人とて元祿のころより山守の役もせり。此八澤木はいづこも〳〵あら山中にて、長谷山なンどが屋戸の後なる山より松茸產といへり。此中房に保呂羽山ノ神の二王門立り。また○熊野ノ社あり。また○白旗稻荷とて杉群の杜の中に座り、祭日三月九日也。熊野ノ御神と共に神事あり。此兩社ともに保呂羽山の末ノ神なりといへり。

○塚巣村

○塚巣を柄窠トモ東洲トモ塚須なども作(かけ)り。此村に梵天塚とてあり。その塚に、なかむかしまで大なる赤松と、としふる櫻と二樹生ひたりしが、いづれも老木にて枯たれば、今若松一木をうゝるといへり。そは其松なンどに鳥の巣や造りたらむ、そのよしをもて塚窠なンどの名は附キつらむかといへり。うべも鳥巣(さう)巣(のす)、鷹巣なンどの村ノ名、また山ノ名もいと多し。また其塚を梵天塚といふ。俗みな大幣をぼむでむと云ひ、久保田わたりの人は矢走(やはせ)の日吉祭の大幣を御指棒(おさしぼう)と云ひ、八澤木にて御正躰と方言(いへれ)ど、並(なめ)ては梵天といふ。是を考ふに、そのいにしへ、保呂羽ノ御神御遷幸の時ところ／＼大神幣を立、玉くしの葉をさし注連曳、身もきよまはりて迎へ奉りつらむ、その梵天塚にこそあらめ。此村に舊りたる家あり。むかしは佐藤彌兵衞と云ひ、今は佐藤七右衞門とて、中房の角助とともに假ノ保長たり。此屋戸に家譜、古記錄等も持たねど、手を折り推て其世を考ば、其祖は天福、文曆、嘉禎なンどのころより落來て、こゝに在りかしこに在りし人とおもはれたり。家に傳ふ調度めけるものあらねど、近き世の祖父が記念とて、國宗がうちたる短刀のみ傳ふといへり。上祖よりゆかりの家とて今し世かけてむつびぬるは、臼井ノ鄉舟沼の佐藤次兵衞、また上溝に在る佐藤長兵衞が家に比れば、佐藤次信なンどの後胤ならむかと云ひ傳ふのみ。吾が祖のこゝにいたりしとき眞木生(まきたつ)あら山中なりしを、木を伐り、土を掘り新墾(ひらき)てやゝ田畠も足り、人も移り住みて享保のころまでは家も十二軒ありしが、今は十戸となれり。家はとし／＼員は添ひ

なん、まだ山々ひろし。珍らしき事あり。此南の奥に寄ｯ木山とて深き山あり。此としこゝに入りて、うど、わらび採るとて、岩の上へに兩頭の蛇の三尺あまりなる骨を拾ひ來しものありといへり。此邑の板戸かきね、まごびさしまで笹のひろ葉と杉の葉さしたるは、十月十日には世にいふ牡丹餅、なべすりもち、となりしらず、夜舟、うすもみぢなゞどその名いと〱多かるもちをものし、笹と杉とに付て山がらすにあたふ。是をてんげといふ。おなじてんげの餅ながら、そをほうじ事といふ處あり、ひじごとゝいふ處あり。また秋田ノ郡にて、しかして笹と杉とを門にさせるは疫を避のまじなひといひ、笹と杉とは、何事もさつさとすぎよといふためしをひくといへり。また出雲ノ國にては、ぼたもちをすりこばちこねもて、そのぼたもちを墨とし、雷盆杵(すりこぎ)を筆とし、門に大文字を書ｸはいかなるよしにやとその國の僧の語りぬ。〇山ノ神ノ祉あり、祭日五月十二日。〇藥師如來ノ祉あり、山ノ神と同日に神事ありといへり。

〇瀧　野　澤

〇家八戸あり。瀧あり、高ｻ一丈四五尺南に向ｷて落ぬ。木々いと深く櫻たちまじりて、春はおもしろき處といふ。瀧の〇不勝尊ませり保呂羽山末祉也。

〇八　卦　田

〇郡邑記には此八卦田村を除ｷて、瀧野澤と八卦田を合せて家員十五軒と記したり。瀧野澤村今八戸、八卦田二戸ある山里也。

○瀧ノ上へ

○享保日記ニ家員九軒、今十一戶あり。神社は○山神ノ社○稻荷ノ神社、また○山ノ神ノ社あり。いづこも瀧の澤、瀧の上へといふ處は、山里に多かる名ども也。

○小山

○小山、小山、小又、小又なンど、其云ひさまことにして多かる名也。同日記に家九軒、今十戶あり。○藥師如來ノ社あり。

○大日

○此處に大日如來ノ堂あるをもて村名とせり、家二戶あり。○大日ノ社。保呂羽ノ末社にして正月五日神供奉り、三月七日五ケ年に一度湯立神樂ノ神事あり。四月八日神事あり、七月十四日神事あり、十月五日神事あり。

○葛ケ澤

○葛ケ澤、また葛が澤なンど云ひて、いつこにもありける名也、家九戶あり。○神明宮○稻荷ノ社○觀音ノ社。

○澤山

○此村家二戶あり。○稻荷神社あり、また山陰に○白山比咩ノ神社あり。此八十一隣社は保呂羽山ノ末

社にて、祠官宮川右近某也。

○木ノ根坂てふ坂の下なる山陰の村ゆゑしかいへり、家六戸あり。神社さらになし。世ばなれ、かみさひたる山里也。

○坂ノ下

○木ノ根坂

○秋田ノ郡松峯に登る坂をも木ノ根坂といふ、また伊賀ノ國伊賀ノ郡に木ノ根ノ社とて式内の御神ませり。

○童子ノ社あり、こは矜羯羅、制多伽の二童にやとおもふに金山彦ノ神を齋奉レり。こを考ふ、坑場の洞穴ノ内におのづから產生るかねあり、そを自然銅、自然金また眞鍮（黄銅色なるかれをもはら眞鍮といふ、そはみな假鍮にして眞の品にあらず、眞鍮は自然生の別物也）なンどいへるかねまれ〳〵に產る。いづくの山にてまれ最上品金苗石を自然金、或は銀苗やうのものを坑場方言もてこれを登字自と云ひ、又胴自といふ山あり。其よしをおもへば、いにしへその石神なンどを齋りて、童子ノ神社を金山彦ともまをし奉るものか。熊野（中房村に在り）稻荷（木ノ根坂に在り）白山（澤山村に在り）童子社（白坂といふ處に在り。）かゝる神社の事は伽藍開基記保呂羽山のくだりにも見えたり、こはみな保呂羽山の末社也。白阪の童子社は祠官菊地主水（木ノ根坂に在り）也。この木の根坂を木の目坂といふ人あり、また書にも記シたるところあり。是考ふに、秋田ノ郡太平をおいたびらと人もはらいへり。そは古、大江ノ基政の知行せし處にて大江平と云馴し來、また今もその詞癖はなれず、太平と文字には記うつしつれどおいだひらといへる也、大

江平の約る云さま也。此處もいにしへは木ノ芽坂たらむを、作かはりて木の根坂とは書つれど木の目阪とはいふになむ。おなじ木の根坂の內に杉山といふ處あり、むかしはそこに杉のみ多かりしより云ひつるよし。此杉山に佛刹一宇あり、○清光院といふ修驗者也。むかしは羽黑流にて一世別行の山伏、今は東山の流レをくみ世々の補任もてり。家譜なンど回祿に失せて開祖のゆゑよし傳らねば、延寶の金剛院を中興の祖とせり。其補任ニ云ク、○院號之事授與金剛院、右任先例令免許之狀仍如件。寛永寺學頭凌雲院兼羽黑執行別當僧正胤海印形 ○二世補任、羽州仙北八鷲鄕金剛院子藥王院、元祿九年丙子八月五日羽黑山執行云々。○三世金剛院、寶曆十三年補任當山櫻本坊先達云々、世義寺云々。○四世補任寛政二年五月八日清光院圓山坊とあり。○五世當住杉山ノ清光院圓龍坊也。杉山も大友氏の領內にて、同家より百苅の稻田を寄附らる。年每に正月五日の式祭には、神主大友氏保呂羽山登山の時、丑三ッ斗リ身にこりして續松に道先をはらはせ、清光院先に進みて梭尾螺吹ク事を役とす。此清光院の舍に紫銅佛一軀ませり。そは藥師の靈像にして掘切といふ處に祭る、すなはち保呂羽山マの末社也。此八澤木を山方雲下翁の享保の夢には八木(此事こと記につばらかなり)村と云ひ、また夜叉鬼山といひ、また羽黑の元祿補任には八鷲なンどぞ見えたる。○稻荷ノ社あり、こは前にも云ひしごと伽藍開基記に見えつる御神也。神祭の外、毎月の九日には笹粢とて白粢を篠の葉に盛りて神供つれり。○觀音ノ社○不動明王ノ社○保呂羽ノ宮ノ一ノ鳥居建り。また○神主大友外記藤原吉文の舘あり。此八澤木鄕に七不思議、八禁あり。○七不側といふは○井を掘らす、

井を掘ればかならす災あり。家毎に溪水を樋とりてつかふ。○淸酒不造○酢不造○藺草不佃○藍田不種○鷸羽不延○雉子鷕たず。歌にはほろゝとぞ鳴くなゞどあれど、ほろゝは身ぶるひするこゝろ也、俗言に身をほろぐなゞどいへるにひとし。歌に、

雉子鳴あしたの原を過行はさわらひあさりほろゝうつなり。

○八禁の式といふは、○下居ノ社を限りて女人の登る事あたはず。○正月五日過るまで新米を佛に備へず。六日、或十五日より供ふ家あり。○鳥追ひ來たらず。こは正月十五日の夕かた、童の木螺吹たつるためしにはあらす、追鳥狩をいへる也。○五月五日の粽絕て結はず。○神山の木を一枝たりとも伐る事あたはず。人しらず盗み伐りてものつかひ、保呂羽の御たゝりにてその家燒亡たるためしいと多し。○新藁を產室に敷ず。○御鷹の餌鷄出さず。○餌さし來らざる禁式也といへり。
○蛇舍石てふものあり。眞の品ならず、坑場に阿彌陀鉑てふものあり、それにやゝ似たり。そは童子ノ社の邊りより出るといふ。○加麻保巨とて生薑の形せし石出づ。三代實錄に鎌槍みゆ、是もそのさませしにや。此かまほこ石は伊駒山の壺石のさゝやかなるものにて、もろこしの太乙餘糧のたぐひにこそあらめ。また○神宮澤てふ處に古舘あり。そは大友氏上祖藤原吉親の古柵にして、四方に掘めぐり三處に臺築て馬場跡あり、うべも天平寶字のいにしへを偲ぶ。大友氏家傳記ニ云、出羽ノ國平鹿郡八澤木ノ里に世々を經て住來し處也。昔し天平寶字元年丁酉八月十五日先祖ノ吉親右衛門太郎といふ靈夢の告ありて、保

呂羽山の荒山中を磐根木ノ根ふみさくみて宮所を定メ奉リて、　波宇志別大神を崇祀て仕ヘ奉リし以降は神主の職に任(よさ)されて、夜叉鬼ノ八澤木村古名城主と號して、神宮澤といへる古館今の居宅の辰巳を避る事十町計り、高き山にて蔓楓生ひ茂り、外廓の跡もありて四方に堀を廻らせしも埋れて形斗り殘れり。分内はいとしも廣からねど、西の方は遙に峯聯りて嶮岨なるに、南北は谷深くして流水を帶ひ、東の方は小田の畔續き深田あり。すべて四堺岨高うして登るに便よからず、要害の地なり。此古跡にて延享頃樵夫陣太鼓胴掘せしが、少しも損はれたる處なく全物にして、金泥置も幽かに燿けること古器なりしはいふもさらなれば、我家に得て珍藏する處也。又麓の瀧の澤といへる農家右馬ノ丞、孫助といへるものゝ祖は、我か家の老ひたりしもの也といひ傳へたり。すべてこのほとりの民戸は皆我家に仕へしものゝ後なりとて、年ごとに正月九日式日の年禮に來るにも、座列定ありてかりにも犯すことなし。それにも右馬丞、孫助は左右の上席をすはるなりは先祖の居城の舊にし跡にて、當時は領地も四ケ村八澤木村、上滞村、猿田村、小友村也。小友は後に内小友、外小友と兩村に分れたるなりを幷(あはせ)知行せしといへるなり。　永祿、天正のころほひまでも其名殘猶きえずして、横手城主小野寺遠江守義道朝臣より神領として五百石を寄附せられ、畏こき神の御稜威は朝の豐逆登るかこさくいや榮えに榮えまして國民の敬ひなのめならず。　いとも〳〵かしこき神の御蔭は他邦にも蒙らしめ給ひて、遠國近國より老若男女賽(かへりまを)しの輩は長路ひまなく立つゝけて、道もさりあへさりしことなれは、毎日奉納の初穂金銀米穀刀脇指、神鏡神馬の類也。　わきさしは束ねて置、鏡は俵に入れ、神馬の惡馬は耻て外柵に繫て皈りたりといへり拜受しけるに、おのづから家富榮えて數多の家人郎徒を扶助しぬれば、其威盛ンにして横手城主と富貴を爭ふ勢なりしこと也本城の城主六鄕豐前守殿へ女を嫁せし事、又岩屋の城主岩屋能登守殿へ互に音信贈答せしことなど、別に錄せしものあれば爰には記さず。　然るに應仁、天正のほどの亂れたりしはどのあさましかりしことは、山の奧、海のほとりまても不戰處もなく、不爭地もなければ、強きは弱きを挫き大は小を服して、互に其威を蒙らむとするころなれば、亂臣賊子は時を得て恣に逆威を振ひ、干戈を動し戰ひを挑むこと止む時なくして、やゝもすれば神領、寺領なりし處にも軍役をかけ、其催促に應せさ

れば領を沒收し宮社寺塔を燒亡し、神職、僧侶を殺伐せること、既に其餘殃我神領なりし處にも及びぬることなれば、神職の家として戰爭のことに預るべきにあらずといへども、時の勢ひ止む事を得ざればにや、或時は先祖吉繼（幼名小太郞、後に右衞門太郞といふ。又志摩守といひしことありしやうなれど定かならず）數ヶ度の戰に自分出馬せられ、數多の軍卒を指麾せられ、武く雄しき振まひありしことは家に傳へて語るのみならず、其事永慶軍記にも記されたることなれは世の人も知る處也。永慶軍記二十七卷に、最上豐前守横手城攻る時西馬音內、山田、松岡、柳田、深堀への連書に乘、此度弊油利、大森、八澤木、高寺畝方至、西表可押寄と令察候云々。又湯澤城返攻の時、夜叉城山、神主大友、遠藤百餘人を具して馳來り籏本にぞ加はりける。寂上勢增田、稻庭、岩崎へ充滿し、小野寺持の數ヶ城平鹿の者とも日に戰ひけり、云々。去ほどに羽黑、月山の別當是を笑止に思ひ、仙北の杉宮、夜叉鬼兩山に使僧を送り寂上、仙北の不快を扱ひければ、双方和睦して今年は靜謐にぞ成にける。又小野寺義道朝臣連枝大森孫五郞康道、居城を大谷刑部少輔に攻られし時、援兵として大友、遠藤百餘騎を引率して後詰とせしとも見えけり。今大森古城より西北を避る事十四五町計にして、小詰澤といへる字の殘れるは、我先祖の後詰せし處也といひ傳へたる也。その外にもしるせしことの有りしやうに覺ゆれども、いづれの卷といへる事を忘れたれば書洩らせり。すべて永慶軍記に大友氏の姓名數多處に見えぬるは、今に小野寺遺臣、角間川給人にも兩家あればそれらの先祖もあるべし。又我家の親戚、累葉も數多あればそれと覺ほしきもあれど、詳ならぬ事はおしはかりてはいひかたし、云

々。又我家に弓矢、鐵炮、鑓、長刀、甲兜、馬鞍、物の具のたぐひも其數多く貯へありしといへるも、天正の火災に亡びて傳らぬに、たゞ灰燼の餘りなりとて紫裳濃ノ鎧と、鍬形打たる冑は先祖の着ふるせし物也といひて燒焦れたるものゝ殘りし。それもいくほどなく、寬永のほどに一夜のうちに煙となりて云々、と見えたり。

（　）八澤木ノ郷木ノ根坂村　山下津兵衛蔵
甲乙の間高四寸五分

○また久磐の歌あり、こゝにのす。

早春霞　　　　　○大友八十尋久磐

うちなひく春さりくれは卷向の檜原かすめる此あさけかも。

山花

名にしおはゝ長柄の山の櫻花春は行とも咲とまらなむ。

首夏

さしことに祭るみむろのみしめ繩夏のはしめのしるしとそみる。

早苗

山里はかけひの水をせきいれて門田の面に早苗とるなり。

海邊秋風

さひしさのみなとはいつく和田の原遠く吹來る秋の汐風。

月下擣衣

白妙の光かさねてあさ衣いく夜よさむの月に擣らむ。

神祇

天照らす神のめくみは敷嶋のやまとのみかはちよ萬國。

蟹

伊勢の海の淸き渚にすむ蟹は玉にましりて世をすくすらむ。

中山先生、殿の御惠をかゝふり給へるをいはひてよみてまゐらす

まめやかにつかひまつれるいさをもてめくみも高くさかえゆく君。（原註）へニヤ

○本木

○秋田ノ郡、其外にも同名あり。享保日記ニ家員九軒、今十戸あり。上ヘ野臺といふ處に○稻荷座り、社子菊地八重郎、祭日あり。田畔に○山ノ神石あり、また家後リに○稻荷座り、ともに菊地重郎右衞門祭る。また○菊地彥四郎稻荷○菊地助左衞門稻荷、又○咽石神といふ座り。喉の病ある人ねきことすればいゆといへり。

○大小屋

○郡邑記ニ云ク、家員三軒、南ノ方大臺一本木と申處境、是は御領也。南は矢嶋領由利郡法內村、西は龜田領由利郡坂部村、此三ヶ處山ニテ境。右坂部村之內家二十四軒は御領、北形之內ニ居也。元祿十三年臺室の捨夫令ニ、物成諸使人馬調共龜田領ヘ相勤メ、右境御墨引川限リ龜田領ニテ田畑入込ミ也。」家三戶あり。久保田に同名あり。むかしは木々深くあやしのものすみて、入りにし人のふたゝび皈りくく事のあらねば、そこを皈らずの澤といへり。○稻荷ノ社あり。

○上八澤木

○此邑に○神明宮○稻荷ノ社○愛宕ノ社あり。枝郷あり、下居、前田、中村、野中、佐渡、新町などの字地の小村也。此佐渡といへる地いと〳〵多し、いづこにも狹き處をいへば狹戶などにや。郡邑記に、家數九軒、郡村改ノ時上ノ字ヲ除キ八澤木村ト可唱也、云々と見えたり。今家員合テ二十六戶あり。

○屋敷臺

○同書ニ云ク、家員四軒、內一軒は保呂羽別當大友治部少輔ノ屋敷也、と見えたり。しかいへれど、大友氏上祖は神宮館に住めり、その世は天平寶字にして、其後は代々木の根坂にあり。これをおもふに、此處は大友氏の領地なるゆゑ、天和、貞享の頃ならむか分家せしものあり、今家二戶あり、一戶を大友奥左衞門と云ひ、一戶を喜惣右衞門といふ。此末家なる大友奥左衞門か家をさして、大友治部少輔屋敷とは誤れるなるべし。○二ノ神門あり、此やしき臺より保呂羽ノ神山に登る也。近きとし、此二ノ鳥居の傍なる塚の崩て頭槌ノ劍の柄頭めける石、また一尺の雷斧石なむ出たりといへり。麓に○白山姫ノ神座り。

○蒩谷地

○此村名のくゞは、倭名抄に莎草とあり、和名具々と見えたり。濱邊、入江の邊リに鹽沙草てふものあり。具々はたつ、水輪、小菅といひ、世俗みな龍ノ鬚といへる草也、此事哲書記物語につはらかに證聞えたる一ト卷キあり。此處に蒩とよめるは所謂作り字にて、秋田ノ郡土崎ノ浦に菻町といふ處ある如し。そ

の菰も菰の事にて、淺香の沼の花かつみとよめる草也。かつみも菰となり、具々は蒲となれり。津輕にむかしは荘といふ字あり、閖は仙臺の濱村の名也。○保呂羽山の神泉あり、いと大キやかなれど岸は葦生ひ茂り、池の心は深さ斗リかたき處あり。また○椿臺とて、春はつら〳〵椿つら〳〵に、巨瀬の春野にいやまさるべう見べき處あり。郡邑記ニ云ク、龜田領由利郡羽廣村と八澤木村との境、北方は三ツ森より墨引川限リ山野田畑ニテ境。元祿十三年辰年將軍家より檢使相濟、當村は寶永二酉年土民三軒引移令ル。地形は新發次第右三軒土民作取也、田員九十九枚、畑廿四枚起シ立候。村名は土地ノ名と見ゆ、といへり。今二戸あり。

○中　野　叉

○郡邑記ニ家員八軒と見ゆ。今十戸ありて、本木村の山奥にして保呂羽山の巽の方に中レり。

○鵜　飛　田

○同記に、善知鳥蓋家員五軒、龜田領由利郡矢嶋領ノ內雜魚叉ト云處ニ境、御領は大臺一本木ヨリ山嶺續キ水落次第と見えたり。其世も五軒、今も五戸あり。善知鳥蓋はあやしき名ながら、仙北ノ郡仙谷の枝鄉に善衜村あり、また河邊ノ郡の平尾鳥の枝鄉に善千鳥村あり、また踏ばしと〳〵鳴る坂あり、そを善千鳥坂とて處〳〵在り、そはみな空虛ノ地也。外が濱なる善知鳥も、今は松前の海にのみ在リて小鴨のごとき鳥也。此鳥松前の小嶋の穴に埔すれば小嶋鳥といふ、土に阬を穿りて窠とす、空虛鳥てふ事也、都保ノ反登

也。うと鳥てふことをうごゥごりとはいふ也。こは此處によしなき長事ながら、いまだえ知らぬ人のために、しかなめげながら語る也。今又、此村名を鵜飛田の字に作なしたるはいとよし。○觀世音ませり。

○北

○北村、郡邑記に家員六軒と見ゆ、今も六戸あり。此邑本木邑の下ダつ方に在り。○菅神御社あり、曹溪寺といふ一ノ禪林あり。

○曹溪寺

○護法山曹溪寺は㝡上郡山形半江村刹界山安養禪寺の末院也。當寺ノ開祖禪師、諱は舟闢、號玄鑑（應永二年乙亥三月廿一日遷化）○二祖得岩○三世胎紹○四世忠宗○五世盤州○六世榮室○七世一峯○八世菲山○九世機雄○十世風寒○十一世紅山○十二世天心○十三世龍山○十四世月鑑○十五世通山○十六世林應○十七世物外○十八世全山○十九世遊山○二十世梅窓○二十一世洞岩○二十二世廓吾○二十三世廓旨○二十四世孝圓○二十五世純喬○二十六世育應○二十七世來觀○二十八世現住僧大嶺。

寺に洪鐘なし○半鐘に、羽州平鹿郡八澤木村護法山曹溪寺二十二代廓吾空叟、玆時延享三丙寅年半鐘寄進　施主羽陽由利郡羽廣村阿部助右衛門、同小助、畠山九兵衛。」

○綱木

○郡邑記に繋村と見ゆ。繋、小繋、また纒澤などあり、つなぎといふ虫多かるをもていふ處あり。此綱

木ノ村に、むかし近藤某とて强勇の壯士あり、大友大和ノ介吉林に、近藤が重代の鬼ノ神太夫がうちたる太刀をあたへて、吉林と兄弟のむつびせし游俠也。此事大和介物語に精也。家員古ト七軒、今五戸ある也。○熊野ノ御神ませり。

○名小前

○家二戸あり、郡邑記に洩レたり。古柵あり、名ツ小館といふ。むかし南鄕氏なる人ありしと覺へしが、いかなる書にありしにやその人の名さへ忘れたり。なごまへは其舘の在る前てふ事ならむ。また女をも名兒といへり、ふる歌に、こなみがなごはうはなりがなごはなごよめり。また名兒山は筑前、名子ノ浦は越中の國に在り。今此處にいふ名小前は、いにしへこの處より保呂羽峯に登るに嶺傳ひせし古道、また坂本などもいひし處か。

○山崎

○いづこにまれ山岬を云ひ、また姓もいへり。享保郡邑記に家二軒と見ゆ、今は三戸ある也。水上に琵琶流し、琵琶石などあり。また、そが上に狐平ラとて石弩產る畠ある也。

○森谷

○守屋村、古書に森谷ともあり。保呂羽山の神主守屋肇勝彭の舘あり、なほ家譜、家式等ゆゑあらむ、ことは處に記スべし。郡邑記ニ家員十一軒、今九戸あり。○彌勒佛ノ社あり、こは保呂羽山を金峯山に準ふよ

しにて、そも／＼大峯開闢とき、役小角、末世衆生度せむ形を現し給へとねむし給へば釋迦佛あらはれ給ふ、いまたしとのたまへば彌勒ぶちぞいでましける、いまだしかるべからず、こたひはあすらのあれたるさましてみねにあらはれ給ふ、これぞ藏王權現にておましましける。此みねに藏王の神ませば、そのみろくぶちもこゝろにまつり奉るものか。此社の内に○神明、春日、八幡の三はしらの御神を崇きまつれり、またそのとに○稻荷ノ神社あり。

○十二ノ木

○此處に一ト樹に、十二種の寄生のありしより云ひそめたる村名也とか、七品寄生、八木寄生なンどいふ地名あり。また二十とせまりむかしならむか、紀の國の浦にて周回面二十尋の榎一ト本トあり。其榎木に百六十本の寄生あり、そのやどり木の中に臼となるべき南天一株ありつるよし。いと／＼大なる榎木也、また珍らしきは南燭の大木也。此事はさらにうきたる物語ならず、三河ノ國の大樹寺御再興のとき、大江戸の命もて熊野路のわたりを良材を尋ねもとめて杣入せしころ、その榎の大樹を見出したるとなもいへる。それまでは小山とおもひて、こゝらの船人此木をめしるしにのりしとかたりつたふ。寄生の親ならむかし、世たぐひなきことになむ。また大森に十二柳といふあり。

○大平

○大平、小平なンど多かる名也、また大平とよぶ地名あり。三河に大平河とて、うまやちにて土橋をわた

せり。その川は乙川とも云ひ、また大屋川と歌もよめり。豊川、乙川、矢作川、此三ッの流レあるをもて三川とはいへる也。よしなき大平の長物語、三河人の癖也と見ゆるし給へや。郡邑記に、家員四軒、仙北郡外小友村の内瀧と、當村の内大平トノ境、是年郡奉行令ス、後正德三亥年検使ニ而境定る。東は山峯續き水落次第、下は小澤限リ、下領は田地堰縄手限り、西は小座間、水虎、松山ノ平ニテ境フ、と見えたり。

○彌澤柵山ノ名産

○筍　和名太加無奈。八澤木の木の根坂の名産也。此六郡の内にては、阿仁の柵戸石の三蓋瀧竹子上品也、此筍を羹とすれば烹汁に金砂きらめく、其外阿仁は筍いとよし。木の根坂の筍もそれにいやましぬ。こはみな小竹のたかうなにして、古今著聞集に、石泉法印鞍馬の別當にて、彼よりすゞを多くまうけたるを或人の許へ遣すとて、「此すゞは鞍馬の福にてさむらふぞ、さればとてむかでめさるな。」筍の皮をむかぬを蜈蚣に寄せていへり、蜈蚣は鞍馬山の福といひならへり。風雅集に、たかむなのほそきを奉られて、是はすゞか竹かいづれと見わきてなど、こゝも吉野山を摹たるこころとてすゞのした道を分る也。

○松　茸　仙北ノ郡心像は、松茸の名品にしていと〱多かりしが、今はしからず。松嶋の松菌は味いとよく香乏し。夫木集に松茸をよめる歌あり。此八澤木の松茸は大にして、氣味ことによしといへり。さいつごろ、天壽院君も此山に松菌獵し給ひて一ッの御てがらありつるよし、山賤かつらもになう

めでくつがへりたりしとなも云ひつたへたる。

○百合　みなしらさゆり也、いづこにも〳〵八澤木百合とて人めでぬ。倭名抄に、百合、本草ニ云百合、一名ハ磨蘢音寵、和名由理。里人の云々、百合根を貯ふに、土砂に生ては時の如ながら氣味よからず、凬にかはき、また凍たるなンどことによろしといへり。

○胡鬼板　また胡鬼子、から名は倒捻子、二荒山に生るは三羽、高野山に産るは四ッ羽といへれば、八澤木山には三ッ羽、四ッ羽交りぬ。こゝには是を羽子豆といへり。此山郷にて羽子豆と藤天蓼の子の木天蓼(またゝび)に雄またゝび(めまたゝび)の二品有、男實を採りて、雑て鹽漬とせり、木天蓼は疝氣の藥といへり。某御門の御制とて、こよひの月は空にすめ〳〵といふ狂詠は、胡鬼子をよみたまひしといへり。津輕人もはごまめといへり。雄鹿の溫泉元の妙見の山にも胡鬼板多し、さりけれどみな三羽也。

○黄連　保呂羽山の黄連は蟻腰とて名品たりしが、今はいと〳〵希なるものなり。倭名抄に、黄連、本草ニ云黄連、一名ハ王蓮和名加久末久佐と見えたり。其外藥品もありといへり。

甲　元木村乙北村
丙　護法山曹溪寺
丁　菅神社

○山跡之介物語

○大和之介由來

○倩世間の福を思ひくらぶるに、身安く心樂しう子孫の榮るを上とす。命長きを次とす、位高く富るを下とす。此福の種は明德なり。此種を蒔て此福を造る田地は人倫日用の交りなり。明德を明かにして何事につきても貪らず、怒らず、親に事へせば孝行の實を盡し、夫に事へせば順從の道を守り、子を育るには正敷道に從ひ、夫の兄弟一族には其程々に從ひ、家內の僕には念頃に情ふかく云々。爰に出羽ノ國平鹿郡保呂羽山の神主職大友右衞門太郎藤原朝臣吉親卿の正統、小太郎吉繼公の連枝大和ノ助吉林は某家の大祖也。此人、氣質勇猛にしてならびなき仁者也。其頃守屋、神樂殿なる彌勒堂建立有る。大和、諸細匠に勝れたり、雨破風口の懸魚に夷、大黑彫たり。尤往古大友家より合才建立なしたる故に、大和助手傳ひたると云ふ。晝夜細工に不レ怠故に晝私宅に歸る事不レ叶、闇ノ夜たりとも夜中に歸る。その歸るさを待、綱木の近藤といへるもの是も勝たるものにて、大和ノ助は强力無雙のものと聞く、いさや心をためさむと白き木綿にてはちまきし、三尺餘りの大刀をさし、道に橫たはり臥居たり。折しも小雨や降りつらん、大和木履をはき通りたるに道にふしたるものあり。何ものなれば夜中に道にふさがり、

街道をせまめ居るは亂氣ものか、酒醉かと云まゝに腹の上へのぼり通りしに、もはや五六間も行延ひ候時跡より、大和か珍らしや、我は綱木の近藤也。汝勝れたるものゝよし、我も又世間に名高きものなり。汝が心をためさむとかくはしたり。自今弟となしてたべ。其しるしに、我等が重代鬼神太夫と云此刀、兄弟の印に進ずべしと、近藤が得させたる刀とて、代々の重物にて予が家に傳れり。その頃又湯澤豐前殿ノ侍に某と云る人、何大科有も知らす、參詣のもの也とて本家へ來て良久居たり。此事豐前殿聞食レて、其何某事科人なれば召捕給れかしと、懇の書札を得たり。是非とらねばならざる事と、數日を送り心掛たれども召捕事不レ叶じ。兎角大和ならでなるまじきと申付られたり。箸をかゝせて油斷の透を窺ひとるべきや、又豆腐をやかせその時の事にや。なにかもなき、濁酒を大なる器ものに入レ我等酌に立、めがくしをうちめし捕べしとたくみ、其人も文武二道の勇士にて、大小は先達相渡し小刀をさし有るが、、小脇指をかし給へと折ふし九寸五分をかし置しに、頻に磨立晝夜身に添へ持たり。時に盃を出して大和酌に出たり。牢人へ盃行けるに、あやまたず向ッ面ラへ大提一ッの濁酒を打かけ、左の手をとり横ふせになし繩をかけむとせしに、くだむの小脇指を拔キ、後ロさまに力にまかせ突ければ、大和が背中へあたり一の髄より十一二の髄まで切通され、血の流る事瀧のごとし。既にあやうく見え侍れども、少も氣をゆるめず則繩をかけたりけり。牢人も、我等を捕んとするものは大和ならであるまじきと兼より思ひしに、とくとられぬる事の口をしさよと、齒がみをなしたると云。大和が背中の疵大なれども、少もひ

るむことなく療治を盡し治したり。その疵癒たる跡は、樋のごとくなる大疵也と云。八十有餘まで存命シ承應元年壬辰霜月七日卒す、靈名心月龍安信士といふ。室は瀧村佐藤市助女也、寛永十三年丙子五月二十六日死たり。靈名峯室妙星信女と云。宗子作拾郎萬治二年己亥正月十一日死す、一閑常磐と云。室、外小友の内十二ケ澤與右衞門女也。寛文二年申ノ二月二十五日死たり、春山妙光信女と云。作拾郎妹二人有り、一人は角間川内町大澤十右衞門妻、今一人瀧の上菊地喜助内也。此人則稲荷明神は鎭守なる故、屋敷の內へ勸請して信仰せしといふ。某屋敷は志摩守屋敷の下タにして、字ナは谷地と云。此後ロ山は今に於て稲荷の古社の跡有り、是又いなり堂といふ。志摩守代屋敷の上ミなる平の上へに稲荷を奉レ遷リ、村鄕人白餅を上ケて信仰ス、尤、予が屋敷も別當屋敷除地の內也。今は清兵衞、清右衞門二家の屋敷となる。其後長坂下は田畠の近所とて、祖父作介代元祿年に引越せり。作十郎弟長左衞門、是は薄井村へ別家し、今に子孫繁昌にして正月年始禮物相互に贈答の中也。作重郎長子作助、是强力無雙也。養子弟惣吉、猿田村の內夏見澤に田屋有りて後に是へ別家いたさせ、此家も目出度於レ于今律義の詰開なり。作助事、元祿二年巳五月十八日死せり。室は上溝村の內中野三郎右衞門女也、元祿十五年午六月九日に死ス、鐘屋妙林信女と云。一子儀兵衞といへるは予が爲に祖父也。此人質聰明にして仁義の道を專らにし、忠孝の二道を勵マしならびなき人也。享保七年寅ノ十月二十七日死す、靈名曲新一豊信士と云ふ。內室、是は志摩守吉廣の三女、大隅永貞公の妹也。此腹に三女有り、男子無きを歎きて幸に永貞公に男子

三人有るが、四男誕生を待て其儘申受ヶ惣領に立んと夫婦養育限りなく、幼名を翁ノ助と附たり。哀哉此母公不幸短命にして、翁ノ助三歳の時元祿二年巳の十月二十九日、生年二十九歳にして逆産を以て死せり。靈名寒林妙光と云。宗女おせん、楢岡ノ佐藤市郎左衞門内也、是又其跡繁榮なり。二女薄井ノ長左衞門宗子へ娶、其子權七兄弟餘多にて繁昌す。三女は志摩守實弟奥左衞門一子奥兵衞に嫁し、其子丑之助女子三人有り。姉は寺門前なる作兵衞に嫁す、二女は前田ノ遠藤助右衞門娶になる、三女は擄人九右衞門内、四女は上溝村之内末野蘆澤權十郎が娶となり、何れも劣らず繁榮也。祖母死せし後、上水の内横澤甚左衞門宗安後妻に娶り、延享四丁卯年十月十八日死、法山妙輪信女といふ。此腹に男子甚兵衞、次男勘太郎、三男喜八、四女を已上と云。此四人も最早生長したる折ふし、大隅守永貞公より、作助事三人の男子あり、翁ノ助をば我等方へ返すべし。予か方に何人の男子あるとも、知行の徳を以て何れも目出度身帶有付べし。遠慮なく返すべしと人を以て申遣すといへども、以の外某心にたがひたり、一度惣領に立置キ母も亦其心にて相果候後、如何ほどの事有らむとも左樣には不相成事也。その分ッは御宥免と返答したり。二男甚平生長して夏見澤に田地配當別家す、三男勘太郎横澤今勘左衞門惣領になる、四男喜八、是も近所に別家に置たる。五番已上、八澤村肝煎角助家は、始りには高纔かに二三十石の時より於レ于今不相變肝煎職相續の家也。當代角助病身故役義辭讓隱居の時、爲ニ御褒美ニ青銅五貫文拜領、世間に又なき名高き家なり。此宗子喜之助に嫁せし也。作助養弟助惣と云、是又隣なる屋敷に田畠とも

與へ別家に置たり。

志摩守吉廣公、予が實父翁ノ助に祖父なり。元祿六年癸酉正月十七日卒し給ふ、靈名友津活魂命と奉レ稱。此妻室阿氣村須藤彌右衞門女也、寶永元年甲申九月二日卒ス、友井淸魂ノ命と號。長子大隅永貞は予が父に實父也。享保八年癸卯十一月十四日四ッに卒ス、則隱居の御名を以て柳翁府君神主と奉レ稱。此妻室六鄕山田民部女也、寬保三年癸亥九月二十三日、行年八十三歲にて卒し給ふ、靈名山田松庸比女と奉レ申。此家は、佐竹右京太夫義宣公常陸ノ國水戶御在府の御時、鹿嶋六萬石の領主佐竹中務ノ御内なる尾嶋六右衞門、祿五千石一家と云。秋田城府へ御國遷リ座し給ふ。大國より小國へ封せらるゝに因て五千石は五十石になりて、後に指紙を給りて仙北郡藤木村にて田地開發し三百石になる。其頃主君内藏頭公、達而御諫の事演說の內無調法ありて追放被申付、其後龜田の內黑瀨に八年住居なし歸參を蒙り、藤木は本知行處なれば此處に渡世を營む。宗子民部六鄕へ移り醫業を以て住ス。其子孫、兄は纔カの家なれども公義奉公相勤め川角林左衞門といふ、弟は母方の名字を以て山田多兵衞といふ。此二家今に城府に奉公無レ怠慢相つとめ相續なり。永貞公に六男二女あり、宗子幼名淸五郞官位蒙　勅許治部少輔從五位下藤原朝臣福命と號す。延享二年行年六十五にして乙丑十月十六日卒す。二男金彌、後に武右衞門になる。三男新吉、後に主稅と云、同年丑六月二日死ス。四男某實父翁ノ助、後に作助になる。延享四年丁卯七月二十九日六十一歲にて死ス、靈名高山永秀信士と云。五男第助、古市へ家督す、後に傳右衞門。六男專助

道地大日向久右衛門家督なり。二女姉は袴形早川武左衛門妻、妹は瀧村佐藤市助妻也。右八人の手廻、松庸比咩卒し給ふ時に百十五人になる。予が母本ト菊地彦右衛門女也、寛保三年癸亥九月二十四日死ス、孤山雲峯信女と云。愚妻は中坊嘉兵衛女也、長子嘉能、次は女一人男一人、云々。假初にも僞り餝る事なく、無道を働かざるに至るまでもみな孝行也。某家は先祖代々悪たる事少も見えず善に赴くゆゑに、大和之助一人手廻り、某まで既に六代なるに男女凡三百人餘りになりたるは、是皆善に幸福し悪を罰し給ふ天道の恵也、云々。

此由緒書は、予が伯父大友武右衛門吉忠の書與へし所也。子々孫々ともに不怠して代々を書加ふべきもの也。

八澤木郷白坂下村犬友作助家藏

鬼神太夫ノ刀

八雲の出雲あけるがは何あるほどに多男乎をあるあそびあるむ

下居宮

のりとの柳

のりとの柳

下居ノ宮の古蹟のわたりに古木の柳あり。一とせ正月の神事の日雪吹はげしう、行かふ筋も、さきたつ人しも見えねばなか〳〵みたかけにのぼらむ事かたく、此柳の下にイて、大友氏すべなうかねのみたけの神ををろがみぬさとり、祝詞奉りて皈りけるより、その柳今はあらねど祝詞柳の名はのこり、また雪吹の柳のさとびこともあり。

○下居ノ宮はそのいにしへ、今いふ祝詞柳にいと近き處にありしを保呂羽山にうつせり。天平寶字の權宮也、さるよしをもてそこを下リ居村といふ。なほつばらかなる事はつかものがたりに云ひし。のりとの柳、またの名を雪吹の柳と云ひしゆゑよしも、なほ奥にかたりし也。

○下居宮縁起、並○祠官遠藤氏系譜摹書。

○下居宮ノ起元

○そも〳〵保呂波山の下居ノ宮は、行宮、頓宮のさまにて、その始は迦理美夜にこそありけめ。まづ此處にうつしすゑ奉りて、峯に神殿きよらをつくして遷宮なりしとしの號こそ、てむびやうはうじの元(はじめ)ならめ。また式の御神にも大和ノ國二百八十六座ノ内、十市(とをち)ノ郡十九座ノ中に下居ノ神社あり。そはいかなる神をか齋奉りたらむかし。

○保呂波山下居社縁起ニ云ク、　「保呂羽山大權現一座、祭神波宇志別神社、紀伊國牟婁ノ郡吉野ヨリ現來之時彌勒、普賢、熊野、八幡前後左右守護、又　天照大神　白山權現此所ニ現行シ玉フ。依テ號ニ下居(おりゐ)之里一。于時權現隨臣藤原氏大友、遠藤、其外拾有餘人也、是ヲ御殿之殿原ト云。人王四十六代孝謙天皇天平寶字元丁酉年秋八月中之五日、下居ノ里ヨリ保呂羽山之嶺ニ遷ス。其時奏シ二神樂一ヲ奉リ二御湯一ヲ依テ二御託宣一ニ奉レ崇メ二大權現一ト矣。神樂男、守太夫守ニ神樂殿一ハ乙女

○下居堂　祭神波宇志別神社也。參詣之貴賤老若男女、行歩不レ叶者依レ難レ成ニ登山一、天平寶字三己亥歳始テ開二一宇之堂ヲ一、則爲ニ別當一。誠ニ示ニ現直心一無ニ男女之隔一、而垂ニ方便之慈悲一、廣大之御魂仰テ可レ信也。

仍縁起如件。

下居堂別當　　遠藤九郎次郎勝親（花押）

天平寶字己亥歳九月二十四日。」云々と見えたり。

また次郎縁起てふものあれど、みなおなじさまなる事のみなれば書キ省ぬ。そが中に、「于時藤原朝臣遠藤九郎次郎勝親、始開基御堂作宰事爲ニ別當職、從レ是號ニ下居村ト。」と見えたり。天平寶字三年は淡路廢帝御卽位ノとし也、いと〳〵ふるくも書傳へたり。遠藤九郎次郎勝親の後胤、三十一代にして遠藤數馬勝復まさといへり。今の居宅は明德、應永の頃建て、そは百一代後小松院のころにて四百餘年を經るといへり。うみの子のいやつぎ〳〵卅一代をふるといへど、いつれも長壽の人々にて、中には百二歳の人もありつる也。住む人も壽長ければ、家すら久しう傳はれるはまことにめでたく、世にありかたき事になもありける。命短くふさはしからぬ家は豐にとみうど多く、また命長くけうの子の家なッどはみなひむぐう、まち人びとのみぞ多かりける。珍寶いやつみにつみても、ふさはしからぬ家はひんぐう、まちうど也。いのち長からむこそ此世の財寶ならめ。此遠藤氏の家は、世のなりはひは乏しき事のとまれかくまれ、まことに長壽の人代々に多く、とほつみおやは大織冠鎌足公六世ノ孫藤原俊麿ノ五男遠藤九郎次郎勝親の後より、今し世まて事なう末の續くこそ、大福長者ともいはゞいひてむものならめ。

○下居ノ祠官遠藤氏家系譜

○天兒屋根命十二世孫○雷大臣命。人皇十四代仲哀天皇御時賜ニ卜部之姓ヲ。○十八世孫○常盤大連。改ニ卜部ヲ爲ニ中臣姓ト。○至ニ二十世ニ○大職冠鎌足公。人皇三十九代天智天皇之御時改ニ中臣姓ヲ初爲ニ藤

原氏一。〇鎌足公六世孫〇藤原俊鷹。

〇勝親（一） 俊鷹ノ五男、號ニ遠藤九郎次郎一。波宇志別尊出羽國平賀郡八澤木郷ヘ現來之時隨臣、天平寶字三己亥歳下居堂開基シテ則別當トナル。天長元甲辰歳二月十日九十七歳ニテ卒ス。

〇友能（二） 勝親長子、號ニ忠四郎一。

〇友安（三） 友能子、號ニ九郎次郎一。

〇勝廣（四） 友安子、號ニ忠四郎一。

〇勝宗（五） 勝廣子、號ニ左近三郎一。天慶五年山中亂之時、爲ニ油利四郎一ガ行年四十七歳ニテ討死ス。

〇勝吉（六） 勝宗無子、勝廣三男養子ニ立繼レ家、號ニ九郎次郎一。勝吉弟遠藤忠三郎勝春、宮侍トシテ御殿之殿原ト云。天曆三年冬十月油利之四郎ト相戰、養父勝宗之敵油利ノ侍七騎討留。

〇吉茂（七） 號ニ左近一。勝吉無子、當山繼ニ大友家一ヨリ。長和四年乙卯三月二十日八十七歳ニテ死ス。

〇重親（八） 吉茂子、號ニ左近太夫一。康平年中安倍貞任徒黨當山ニ籠ラントス、依テ山中騷動ス。時ニ權現依ニ託宣一山中ヲ退ク。延久三年辛亥八月四日行年八十九ニテ死ス。

〇茂久（九） 吉茂孫、號ニ右近正一。吉茂二男遠藤助太夫茂俊ガ子ナリ。康和元己卯年當山宮侍芳賀、鈴木、羽多、芳野、宇垣、保太、遠藤、久名、平瀨、佐々木、此拾人ニ佐間、當麻、板井田、小友、上溝、星山、羽貫、星宮、是八人ニ四澤加勢シテ遠藤、大友之依レ背ニ下知ヲ山中騷動ス。依レ之清將軍武則公ヨリ和談ニテ鎮ル。

文治四年己酉五月十一日行年七十四歲ニテ死ス。

〇十親光　茂久子、號二左近正一。茂久二男宮五郎遠藤氏ニテ宮侍ニ立、文治年中平家之落人當山ニ入ルヲ追拂フ。建久二年辛亥三月二日九十四歲ニテ死ス。

〇十一親正　茂久孫ナリ、宮侍遠藤宮五郎子爲二養子一號二宮內正一。嘉禎元年己未五月十四日行年七十六ニテ死ス。

〇十二正廣　號二助九郎一。依二親正無一レ子二平賀郡橫手久保野目繼二小館氏一ヨリ。德治三年丁未二月三日百二歲ニテ死ス。

〇十三廣次　號二助三郎一、正廣弟也。小館氏ヨリ來テ繼レ家。延慶三年庚戌正月二十日ニ死ス。

〇十四勝正　廣次子、號二助之進一。觀應二年辛卯七月十二日落馬シテ行年八十一歲ニテ死ス。

〇十五勝行　勝正子、號二助兵衞一。至德元年甲子十二月二十九日行年六十三ニテ死。

〇十六正友　勝行子、號二左近太夫一。應永三十四年丁未五月四日行年六十三ニテ死。

〇十七正則　正友子、號二主計一。文明元年己丑六月二日行年七十二歲ニテ死ス。

〇十八正保　正則子、號二對馬一。明應年中油利忠八ト橫手小野寺ト合戰之時、小野寺ニ屬シ度々高名ス。永正六年七月十八日橫手石町（いしまち）一木治部ト同行シテ御嶽山鹽湯彥神社ヲ奉レ始、仙北、秋田六郡順見ス。天文二年癸巳七月十日行年九十一歲ニテ死ス。

○十九正勝　正保子、號二薩摩一。永祿十二己巳年油利十二黨衆ト大澤山ニテ合戰之時、小野寺遠江守藤原義道ニ屬シ處々ニ手柄ス。文祿三甲午年十二月二十二日行年八十九ニテ死ス。

○二十永久　正勝子、號二薩摩一。

慶長七壬寅年九月　前常陸太守佐竹源義宣公御入國、同九甲辰年今宮攝津守常蓮院殿出仕、澁江內膳殿御國巡之時、當山下居堂ヘ御寄進之御判紙被下置也。寬永十一年甲戌八月十六日八十二ニテ死ス。

○廿一廣久　永久子、數馬、後號二助左衞門一。

明曆元乙未年十一月十一日澁江內膳殿ヨリ被下置候諸々御判紙共ニ、下居之御判紙二枚有二子細一守屋守太夫ニ預ケ置、則守屋守太夫ヨリ預リ證文請取所持ス。明曆元年十二月二十七日同六十二歲ニテ死ス。

○廿二俊久　廣久子、號二守九郎一、後改二勝定一。

先代ヨリノ書虫食仍不見文字改之也。

天和二壬戌孟春二十五日　遠藤守九郎藤原俊久（花押）

○廿三勝定　廣久子、守九郎ト云。寬文六午年號二數馬一。

「出羽國仙北平鹿郡八澤木村保呂羽山大權現下神官遠藤數馬勝定恒例之神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者神道裁許之狀如件。

寬文六丙午年八月五日

神祇管領長上侍従卜部兼連」

○廿四盛安　勝定子、號二守九郞一。

元祿六年癸酉閏五月十八日落馬ニテ行年三十八ニテ死、號二葛魂一。幼稚ノ女子一人おしゆん迚有リ、依之大友大隅守殿二男金彌八歲之時聟養子緣約いたし、金彌十五ニ成候はゝ引取可申、白山社司宮川加茂太夫媒ニテ相定置候處、落馬ニテ急死ニ付守屋丹後守殿是を拒、守九郞弟別家居候正兵衞始め親類之者相招キ、跡目之事金彌相立候而は末々宜間敷、何分跡目は正兵衞に而立置候はゝ叔父長右衞門、權平にも大小屋之田地五百苅づゝ相分ケ可遣候。自分共モ合點ニ候得者公義表ハ我等能ク樣ニ可取斗候間、金彌養子之儀異變ニいたし可然被相工、何れも欲ニ相迷丹後殿へ同心して、別宅之正兵衞妻子共ニ守九郞家へ引入候に付、大隅守殿ヨリ約束之通金彌跡目ニ可指遣由贈答に相成御訴ニ及び、中川宮內樣ヨリ親類共御尋之時、金彌養子取組約束之儀親類共一切存不申候由申上候ニ付、大隅守殿申條難立丹後守殿勝ニ相成候。然所初相談トハ大ニ違ひ、丹後守殿如何被取斗候哉正兵衞跡目之事は扨置、此節家跡取潰され丹後守弟三郞左衞門を以別當ニ相立、先年ヨリ守九郞地形之內に而四石之御寄進高始、其外持高被殘毛之上ニ而被引上、家跡滅亡ニ相及候、委曲は不遑記ニ。此時娘おしゆん八歲、守九郞弟忠兵衞十五歲、尤正兵衞にも弟に候。おしゆん母は去年相果今年父ニ後レ、此節可賴親類は守屋へ同心ニ而見離され飢命ニ相及申候所、守九郞存生中ヨリ江州大津之商人市右衞門と申者罷有リ、此人仁愛厚して見捨ニ不忍、終ニ養育ニ

預り田地等も相求〆、親類内薄井村九郎右衞門と申者おしゆんへ聟養子して相續ス。右市右衞門事、吉川氏正利、生涯心切を盡し正德五年乙未四月十二日六十八ニテ死ス。子孫たるもの念頃に可弔事なり。

○廿五勝　久　　盛安女子一人有て壯世す、故養子して九郎左衞門と云、後に號ニ數馬一。元祿年中、守屋之爲無實ニ被取潰候旨の趣早速目安を以可申上候得共、指障之次第有之延引に相及、享保七年寅ノ二月中委曲直目安を以奉及愁訴候所、明曆年中守屋家ヨリ受取候證文共御吟味被成置候所明白無疑ニ付、向後下居別當職は如先規守九郎跡目之者申付右證文有之、寄進高も守屋遠江方ヨリ下居別當ニ返シ置候樣ニ可申付、御老樣方ヨリ御書付を以寺社御奉行所ヱ被仰渡候ニ付、寺社御奉行所ヨリも右之趣御書付を以被仰渡候に付、尚又守屋家と相互證文取替し誠本望至極難有仕合。右被仰渡候御書付、古證文、目安扣等別ニ在り。靈名守正ト。寶曆三年癸酉六月十二日行年七十二ニテ死。

○廿六勝　共　　勝久男子無之、薄井村甥山三郎を養子ス。其後勝久男子一人出生、文吉と云。山三郎寛保三年七月六日繼目官途して號ニ薩摩守一、寛延三年庚午二月二十七日行年五十四死。子共吾助ト云。

「出羽國仙北平鹿郡八澤木保呂羽山下居神社之祠官遠藤薩摩守勝共着風折烏帽子狩衣任先例可專神役者神道裁許之狀如件。

寛保三年七月六日

神祇管領長上正三位[illegible]ト[illegible]兼雄」

廿七
○勝　重　　勝久實子文吉、號二守九郎一。寶曆三年癸酉三月二十二日夜野火ニテ下居ノ宮燒失ニ付、遠慮仕御兩家江訴申上候所、守屋久米五郎殿御申には、此方ヨリ爲相守置候第目御宮燒失之段不屆之至に候。依而我等出府いたし申立候。如何樣ニ被仰付も難斗事に候。親子共急度遠慮可罷有由に御座候間相愼罷有候。其後冬、御沙汰も無之趣親類遣候樣ニ御申に而候間親類罷越候所、久米五郎殿御申候者、此方ヨリ爲守候御宮燒失致候ニ付御宮守護難爲致候。依之先年之通守護いたし度候ハヾ、自分親類惣連判に而御宮相守度段書付を以願出候ハヽ、如先年申付遠慮相免し可申之由ニ候得共、親類共一分ニ而挨拶不相成事故右之次第我等江申聞候間、存之外成事ニ候。何ぞ守屋家ヨリ被申付候別當職ニハ無之、往古ヨリ先祖開基之別當職に而、古證文品々所持罷在候。元祿年中無實に取潰され候得共、右慥成證文所持之事故享保七年直目安を以奉願候所、御吟味之上別當職四石御寄進高共ニ御上ヨリ被返付本領被仰付候御事に候得は、只今左樣成書付親類連判等に而守屋家江願可申筋には無之候。其儀は幾重にも御訴詔之外無之由親類共相談之上訴詔致候所、久米五郎殿立腹被致、度々書付可指出由催促候得共、其儀は御免可被下由親類申上候得共、一切聞濟無之甚立腹被致、御宮取○（マヽ）度候所存と相見得如何樣に御奉行所江申上候哉、我等並親類御召に付久保田ニ罷登候所、寺社御奉行御月番梅津藤十郎樣にて御役人衆を以、自分下居宮燒失致候義不屆ニ被思召置候。第目御公義御普請之御宮、自分職分取失畢竟不取扱故燒失致候事ニ被思召置候。依之御宮召シ放蟄居被仰付候段被仰渡候。跡目之義は弟吾助に被仰付候。年を

經願に依て蟄居御免、隱居と成て天明六年午九月二十一日、行年五十九ニテ死。

○廿八勝　正　勝重弟吾助、守九郎と改名祠官相繼。明和元年六月中保呂羽山ノ社木伐リ木羽爲扱候義御山廻番ニ見咎られ、御兩家ヨリ御社或相障(マヽ)ニ付御訴に相成、右無調法ニ付同十一月御國追放被仰付候也。依之勝重子共翁ノ助親類を以名跡願申上候處、願之通被仰付候。

○廿九勝　維　勝重子也。翁ノ助家跡繼安永四未年御本社御建立、並下居社御普請被成候。燒失之御社は板葺也、此度萱屋根ニ被成置候。天明三卯年繼目官途して號ニ越前一。

「出羽國平鹿郡遠藤越前藤原勝維令爲保呂羽山波宇志別神社末社下居ノ神社祠官着風折烏帽子紗狩衣任先例專守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件。

天明三年五月二十八日

神祇管領長上正二位卜部朝臣良延」

寬政二戌五月中守屋飛彈守殿ヨリ催促罷出候處、我等先祖ニ而自分先祖へ相渡候證文所持之由に候得共、是迄披見不申候。慥成證文に候はゞ其書付を以上江申立、自分四石勝手之所に而指與候。明九ッ時迄ニ持參可致由御申に候。右證文之事甚譯柄有之、本紙難指出次第故翌日寫を以指出候所、寫に而は不相成由故再應に及申譯之處、支配之申付相背不屆之由に而、其節組頭三浦肥富殿參居候ニ付、內人を

以下居祠官職四石之御寄進高共ニ被召放候間、支配之事故無據、村方相頼再三ニ及訴詔に候得共絶而承引無之に付、享保年中御裁許之次第も在之事故、無據享保年中被仰渡候御書付寫、古證文等之次第書裁を以組頭迄願候所、直ニ大頭御役所大友大藏介殿江被指出候。然者大藏介殿組頭を以被仰含候は、是等之趣を以上江御苦柄奉掛候義思慮不少候。併同役間と云自分事も不便之事故、我等取扱內事にも致度、其段寺社御奉行所江も申上同役へも右之次第申談候處、可相任由申候間自分も右之通相心得可然旨被仰含候間、畏候段御請致候。依之大藏介殿御在宿之上段々飛彈ノ守殿江御越被掛合候處、越前如此書付指出候はゞ貴樣御取扱之事故了簡可申由下書被指越候。右は私先祖助左衞門代明曆年中ヨリ下居宮見繼役被仰付罷在候と申ヶ條之初に而、五六ヶ條ノ間不取合義も有之內、第一初發之助左衞門代明曆年中ヨリ下居宮見繼被申付罷在候と申ヶ條に而は、往古ヨリ別當職之由緒取捨り候事故我等承知不罷成、且享保年中御裁許之御趣迄も相立不申候。上江對候ても不敬之事故大藏介殿も右之文面に而御取扱難被成候に付、右ヶ條都而指障成ヶ條は被相除候而、此度一件に指向書附に而可致由守屋江再三被申談候而、漸々守屋承知內々其順に相至候處、如何被思候哉一兩日之內ニ異變被致、右明曆年中之ヶ條相除候而は、日記ニ相障故書かへ可申由强而御申に付、大友家に而も前書之通故取扱難相成、無據取扱退却之趣飛彈守殿江被申越。尤是迄取扱之始終御奉行所へ書裁に而可被指出趣共に被申越候由、我等江も御斷に候。右は七月十二日也。飛彈守殿ヨリも、無據仕合故何れ於久保田一通役人中

手元迄申談候上、可及由御挨拶被申越候由。然は飛彈守殿十三日出立南部江守札配出立之山、數日逗留八月十二日歸宅、十五日御神事江御兩家登山之砌久保田登御申合、二十七日ヨリ九月朔日迄御獅子廻故御神事過ゝ御相談之處、守屋家急ニ二十三日出發に付大友家二十七日出立也。九月朔日ヨリ越前病氣藥用不相叶、十月十三日行年四十歲死ス。

三十
○勝利　勝維嫡子、號ニ佐久治一。親越前一件片付別紙ニ記ス。

三十一
○勝復（まさ）　當代號ニ遠藤數馬一。

○八澤木邑

○家員百六十一戶、御百姓、水飲ミ共に。○人數七百四十五人、男女倅共に。○馬員百二十疋。

雪出羽道平鹿郡（上）終

國本善治校字

昭和五年四月二十日印刷
昭和五年四月二十五日發行

秋田叢書第五卷

不許復製（非賣品）

編纂
發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　甲田藤太郎
東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷所　東京印刷株式會社麴町出張所
東京市麴町區紀尾井町三番地

發行所
秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八、二五二番